南紀德川史

第八册

南紀德川史第八册總目錄

南紀德川史卷之七十

職制第一

職籍一

目次

南紀德川史卷之七十一

職制第二

職籍二

目次

南紀德川史卷之七十二

職制第三

職籍三

目次

南紀徳川史巻之七十三

職制第四

職籍四

目次

南紀德川史卷之七十四

職制第五

職籍五

目次

南紀德川史卷之七十五

職制第六

職掌

目次

南紀德川史卷之七十六

職制第七

職掌解說二

目次

南紀德川史卷之七十七

職制第八

職掌解說 三

目次

南紀德川史卷之七十

職制第一

職籍一

南龍院樣御入國御供姓名錄

此書は發旦安藤帶刀以下小使衆鈴木忠太夫に至る迄は梅田兵衞家江戶常府藏本に依て謄寫久野御金奉行衆彥坂六郎兵衞以下卷尾に至る迄は和歌山水野氏藏本に憑る梅田氏藏本は下卷缺本水野氏藏本は上下卷全備す後又伊都郡學文字路カ村平野某の藏本を同郡橋本土屋孫兵衞が安永二年謄寫の上下卷を得たり三本相校考するに互に異同脫漏あつて魯魚の誤最多く殆と適從に苦む蓋し元和の古記傳寫再三に涉るの故ならん依て之を元和御切米終身錄同伊呂波分けの兩簿に照し正しく誤謬と認得へきは訂正し其是非辨し難きはイ號を付して傍書敢て添削を加へす

一梅田本には左の凡例を揭く該符號及ひ子孫の姓名被召出前の出處子孫成行等を傍書したるは皆梅田助大夫兵衞の父か考査い加筆なるへし助大夫は文化の比表用局に奉職是等熱心に考究せりと云ふ

一朱丸印　御附人の家筋　本書は●を以て上記を示す

一朱輪拔　當時斷絕　同　○を以て示す

一●印　本家斷絕分家にて相續の筋　同　▲を以て示す

一すの字　　駿河越筋目之家
一寅の字　　慶長十九年に被爲附家筋
一タの字　　御他界後被爲附家筋

一記中の職名人員を區分總計すれは左の如し

御老中	七人	寄合	三十人
御鎭炮衆	廿二人	御弓頭	七人
御步行頭	六人	御旗奉行 御使番兼	十二人
御目付	八人	御小姓	四十二人
御膳番	十人	大小姓	八十六人
中小姓	廿四人	御弓衆	十人
大番衆	三百〇八人	夜居間御番衆	三十八人
御同朋	二人	御醫師等	十四人
御納戶 御腰物奉行	二人	御納戶方	七人
御金奉行	四人	御祐筆	七人
御進物奉行	二人	御帳附衆	二人
小使衆	一人	久野御金奉行	四人

御鉄炮奉行　四人
御普請奉行　二人
御厩別當　二人
御中間頭　三人
御臺所衆　十六人
松永庄藏組　二人
安藤左太夫組　二人
小細工奉行　一人
御大工頭　二人
郡奉行　十五人
御扶持方渡　三人
御鳥見　十七人
御役者　十六人
小寄合　二十二人
安藤帯刀與力　三十二人
彦坂彦兵衞與力初組々與力　百七十三人（内須田組六十人者あり）
御徒士目付　十人

坊主　三十一人
穴生　四人
御馬役　三人
御船奉行　二人
御賄衆　七人
仁科久太夫初　十五人
破損普請奉行　二人
御細工　一人
御勘定　九人
御代官　十八人
御鷹匠　五十二人
餌差　二十三人
舞　五人
船大工花作り籠番等　七人
水野土佐守與力　十七人
御歩行　百人

角力　十三人
御馬同心　百七十人
御水主　二百四十人
御臺所衆　十八人
御所様衆　四人
方々御留守居　四人
江戸坊主　六人
江戸御中間　五十人
諸同心　九百五十人
御中間御小人　五百九十七人
御留守居　廿四人
御留守居同心　百十人
女中及附屬　六十五人
江戸衆　十五人
江戸同心　二十人
諸職人　十一人

總計三千五百六十九人

此內譯

上下諸士　九百三十八人
與力　二百廿二人
御徒　百十人
同心　千二百五十人
坊主御小人其他輕輩　千〇四十九人　但女中共

御老中（イニ御年寄衆）

三万七千貳百六十石　●安藤帯刀直次

三万五千石　●水野出雲守重仲

八千石　●三浦長門守為春

八千五百石　●久野左門宗成

三千貳百石　子孫彦坂九兵衛殿　八兵衛成光男　●彦坂九兵衛光正

貳千石　長門守為春嫡　三浦將監為時

貳千石　代目長十郎代天明　年出奔　○安藤長十郎（イに四一ニ次）

寄合衆

八千卅五石　元和五被召出子孫　大崎三左衛門長道　同　與惣左衛門　同　大次郎長武　元福島左衛門大夫正則臣　●大崎玄蕃長行

四千貳百廿石　同子孫村上伊豫守通貫　元福島左衛門大夫正則臣　村上彦右衛門義清

四千石　同子孫眞鍋五郎右衛門　同　五郎兵衛　同　眞鍋五郎右衛門貞成

二千石　林平之丞

二千石　不破源六

二千石　子孫　三刀屋四兵衛　元尼子義久臣　三刀屋監物孝和

二千石　牧齊

千石　松平長七郎

千　石　子孫　北條惣四郎　北條內記

千　石　子孫　山名八左衛門　山名庄兵衛

千五百石　元和二酉子孫　六代江馬與右衛門　同　文左衛門　遠州新居領伊賀守男　●江馬與右衛門秀次

千三百石　元田中筑後守臣　●田中玄蕃由貞

元和六年秋元但馬守取持被　召出寄合千三百石被下後知行之内八百石嫡三左衛門一氏配分其子三左衛門由房代出奔斷絶三百石二男杢右衛門由久へ二百石三男九助由重配分　由久子孫六代目田中幸次郎由好　由重子孫　代目田中勘八

千　石　孫左衛門久次男左近養子　●天野將監政久

久次は永祿十七秋元被　召出千石後被爲附慶長十一年男左近跡目千石宛政久繼子孫久次十代目孫惣政常

千　石　子孫小笠原越中守殿　小笠原長左衛門義治

千五百石　松平與市郎

千　石　荒川甚兵衛

千　石　子孫近藤左門助　●近藤左門

千　石　子孫九鬼四郎兵衛貞隆　●九鬼四郎兵衛廣澄

五百石　彦坂左京

御側

五百石　子孫六代土岐信濃守殿　七代豊島五郎右衛門朝懿　●ス豊嶋半之丞朝房

五百石　子孫　彦坂五郎左衛門　彦坂五郎左衛門

貳千石　子孫藪　主計　同　内匠　元中村式部大輔一氏臣　初新太郎　●ス藪三左衛門正利

五百石　元和九子孫池田喜右衛門行教　池田讃岐教國

八百石　子孫●水野喜兵衛　●水野喜兵衛重利

七百石　系譜大組ト　○ス石崎主米

内藤紀伊守吹擧を以て被　召出其後本家血脉無之付奉願舊里江州坂田郡十里村歸當時子孫浪人醫師升眞と云

千石　子孫岩本石見守殿　●ス岩本權之丞

七百石　被召出改名子孫若尾彌九郎　元森右近大夫臣鉄炮頭若尾彌平次事　●佐々木善兵衛

千石　戸田新九郎

千石　高井勘兵衛

八百石　小野越後

御鉄炮衆

五百石　子孫布施左五之丞　●ス布施佐五右衛門重紹

三千石　子孫渡邊主水正載綱　子孫同　一學　渡邊一學

二千石 ●ス水野平右衛門義重 子孫七代水野太郎作正純

二千石 ○戸田八郎右衛門 出奔斷絶

千五百石 早川十兵衛 子孫早川十左衛門

六百廿石 丹羽鄉左衛門 子孫丹羽鄉左衛門

千五百石 元和九十一月御黑印頂戴 林彌兵衛 子孫御油本陣林五郎左衛門

元來中村一氏仕後　神君へ

千石 ●大藪新右衛門 子孫大藪左門

千石 川合刑部 子孫川合善大夫

千石 安藤忠兵衛忠綱

千石 ●タ戸田藤左衛門 子孫　戸田寅吉

八百五十石 ●芦川權大夫 子孫　芦川權大夫

五百石 元北條臣 ス關根織部 子孫關根七右衛門

八百石 元池田三左衛門尉輝政臣詰番頭千石 ス田宮淨圓長勝

元和　年被召出 子孫 田宮儀右衛門 同 二郎右衛門 同 平左衛門

三百石 根來普門

四百石 早川治兵衛

千八百石　子孫九代●渥美源五郎　●▲渥美源五郎勝吉

千　石　子孫　曾根孫大夫長求　●▲曾根孫大夫長一

千　石　子孫　村松郷右衛門武至　●▲村松郷右衛門

千　石　子孫　福岡太郎八　●▲福岡太郎八元忠

七百石　松下勘兵衛

四百石　▲中根日野

御弓頭衆

五百五拾石　子孫　淺井彌大夫　淺井源大夫

八百石　子孫　芦川甚五兵衛公昌　●芦川甚五兵衛

八百石　●都築久大夫

八百石　子孫　薗田彦兵衛　●薗田伊兵衛

七百石　小笠原十郎左衛門　小右衛門

五百石　子孫　野々山七左衛門　●▲野々山七左衛門政守

五百石　●▲鈴木五郎大夫

御歩行頭衆

千五百石　子孫　渥美太郎兵衛　同　造酒右衛門　●渥美太郎兵衛友元

七百石　●○水野甚三郎

七百石　子孫　山田八右衛門　●山田八右衛門

七百石　矢野長吉

五百石　林萬助

六百石　子孫　山下茂兵衛　山下茂兵衛

御旗奉行衆

御使番衆兼

千石　次右衛門元信男　●負▲小笠原次右衛門定信

子孫九代小笠原次右衛門信男五代次右衛門二男　代同若狹守殿

千石　福岡大膳

八百石　子孫　堀田勘平　ス堀田右馬之允

七百石　延寶四杢之丞知行四百石上ル跡目無之　○野尻松之助

七百石　●タ遠山主膳

七百石　子孫　代目六兵衛代　元文五年出奔　子孫　朝倉三郎右衛門景之　●タ朝倉六兵衛在重

六百石　子孫　堀尾角左衛門　天野兵庫

五百石　子孫　神谷九左衛門　神谷九左衛門

六百石　子孫　小栗彌右衛門　●小栗彌左衛門久次　仁左衛門

五百石　代目六右衛門代享保四年出奔　○野中六右衛門

五百石　子孫　石黒楠之進　●石黒藤兵衛

五百石　荒木十左衛門

御目付衆

六百石　子孫　海野兵左衛門勤　●ス 海野兵左衛門

六百五拾石　子孫　市川甚右衛門清定　同　肥後守殿　●ス寛 市川甚右衛門清長

千石　大久保五郎兵衛

六百石　大森久六

四百五拾石　子孫　朝岡八十郎　●寛ス 淺岡介大夫

四百石　芦澤郷右衛門

四百石　子孫　上野三郎四郎　同　七六夫忠侃　●ス寛 上野三郎右衛門

三百石　佐野孫左衛門

御小姓衆

千石　菅沼甚内

千石　生田喜三郎

五百石　稲葉權三郎

四百石　藪左兵衛

千三百石　子孫　柘植傳次郎　●▲ 柘植三十郎

信按するに元和御切米帳には高千三十石慶安二丑十二月御暇被下さあり三百石は三十石の誤ならんか家譜には高の事何等記載なし

三百石　押田市左衛門
三百石　花房式部
二百石　小笠原甚六
二百石　彦坂五郎四郎
二百石　坂井傳十郎
二百石　三宅左門
御切米八十石　岡三平
同　八十石　鴨井善六
同　六十石　富岡新三郎
同　六十石　海子（イに野）次郎九郎
同　五十石　小笠原久太郎
同　三十石　川角清六
同　五十石　高橋勘三郎
三十石（イに四百石）　草野熊之助
五十石　碇采女
五十石　薗嶋市十郎

五十石　戸田藏之助

貳番

四百石　落合長三郎
三百石　森伊右衛門
二百石　彦坂五郎三郎
二百石　眞野庄次郎
四拾石　荒木太郎助
六拾石　中根内藏
四拾石　佐野九郎三郎
四拾石　齊藤六藏
四拾石　中根九郎次郎
四拾石　山本小源太
四拾石　山本新藏

三番

七百石　內藤藏人
貳百石　長左衛門一政長男　川北主水正重
三百石　駿河被召出後又家督繼千石御小姓頭　上野左源太

五拾石　鵜殿藤九郎

八拾石　坂垣小源太

二百石　眞（一ニ辻）野庄三郎

八百石　彦坂大八

五拾石　荒木半十郎

御膳番衆

千石　子孫　三上甚太夫　三上兵之右衛門　●三上兵三郎

五百石　木下主馬

四百石　子孫　朝倉七左衛門　●朝倉新十郎

五百石　伊藤三太郎

三百石　深尾源七

四百石　諏訪甚左衛門

四百石　子孫　恩穗彌五右衛門　●恩穗彌五右衛門

四百石　芦澤平兵衛

四百石　子孫五代成田市左衛門氏照　同　八大夫　成田勝次郎氏治

四百石　新四郎吉清三男　●久米大學

中小姓衆一番

五百石　子孫　中井七郎　中井山三郎　太郎兵衛と改
二百石　子孫　朝岡八十郎　介大夫總領　朝岡八十郎
二百石　大屋七十郎
御切米八拾石　鈴木小十郎
六拾石　神谷半藏
五拾石　十川左之助
四拾石　富永（イニ彌）孫三郎
二拾石　柴田角平
三拾石　四木三郎四郎
二拾石　渡邊半十郎
五拾石　子孫　芦川權大夫　權大夫總領　芦川權太郎
六拾石　石黒久之丞
貳拾石　石黒久太郎

貳番

六百石　高井飛驒守殿　伊奈掃部
四百石　子孫　高井善七　高井善七
貳百石　高井　彥坂百助

五百石　伊澤喜內

八百石　不破權六

御切米六拾石　子孫　宮地久右衛門　宮地九郎太郎　後久右衛門

三拾石　葛西權次郎

三拾石　渡邊惣十郎

三拾石　兵左衛總領　海野孫四郎

三拾石　天野平六

五百石　曾根兵右衛門

大小姓衆一番

五百石　子孫　澁谷八右衛門　八右衛門重直二男　子孫四代目久右衛門在勝久左衛門重在　●澁谷賴母

三百石　子孫　三浦權七郎　●三浦權七

貳百石　成瀨五郎助

貳百石　子孫　夏目三郎大夫　彌右衛門總領　夏目伊左衛門

三拾石　山本喜平次

三拾石　河窪才十郎

三拾石　子孫　肥田半三郎　肥田半助

三拾石　栗生藤九郎

三拾石　志賀権之丞

三拾石　父與一所被召出　澤圓二男ス　田宮齊

貳番

五百五拾石　栗生藤十郎

四百五拾石　●實　中野新兵衛

三百石　子孫　田代七左衛門　田代庄九郎

貳百五拾石　小幡源十郎

同　子孫●森川九郎左衛門　●森川九郎左衛門

同　子孫　上田左兵衛　上田金五郎

同　朝筑瀬兵衛

同　小笠原主米

八拾石　飯塚右近

六拾石　牧友之助

五拾石　渡邊七郎兵衛

千石　子孫　伊達但馬守正博　●伊達源左衛門正勝
幼名市藏九歳の時依　大神君之命七郎と改寛文三隱居了念正勝五男善兵衛正伸子孫四代庄八郎忠孝

五百石　佐野兵藏

五百石　長坂五郎八

五百石　竹本次郎右衛門

貳百五拾石　元和年被召出後父淨圓家督繼　淨圓總領　田宮掃部長家

貳百石　若尾右衛門四郎

貳百石　長谷川藤大夫

八百石　下村右衛門

六拾石　糟谷兵部

五拾石　子孫　岡部太兵衛　大郎兵衛總領　岡部惣五郎

三番　内一印は大御番一番組也

五百石　尾崎彦三郎

五百石　小川將監

四百石　飯島介十郎

四百石　鈴木忠左衛門

三百五十石　小野木安左衛門

三百石　元和五被召出寛永十二六百石慶安元年七百石に成承應元年改易　大河内杢左衛門正重

三百石　子孫村上九郎左衛門　村上九郎左衛門

三百石　杉野彦助

三百五拾石　村松郷八

三百石　元和二被召出子孫橋本源兵衛　橋本源兵衛

貳百石　子孫　丹羽傳右衛門　丹羽五郎右衛門

三百石　西尾郷右衛門

貳百五拾石　子孫　恒川一郎兵衛　垣屋市郎兵衛

同　渡邊彥左衛門

同　久野武右衛門

同　石野一三

貳百石　關助太夫

九百石　原田一郎右衛門

四百五拾石　子孫　下條作右衛門　下條彌右衛門

五百石　子孫　大井彌十郎　大井源之丞

同　水野藤助

同　菅沼內膳

同　內藤權助

貳百石　星見勘四郎

四百石　平井次郎大夫

四百石　子孫　牧野次郎兵衛　●牧野次郎兵衛

貳千石　●一山本圖書

四百石　イ山本庄右衛門

貳百石　一長谷川宇右衛門

六百石　一鈴木孫三郎

六百五拾石　子孫　本間五太夫　●一本間五太郎

五百石　一白幡與四右衛門

千石　一松平久彌

八百石　子孫　落合左平次　同　九八殿　●一落合左平次

五百石　一郡安右衛門

四百石　●一（賓ス）平井六藏

二百石　一中嶋傳右衛門

四百石　一幸嶋新平

四百石　小崎喜右衛門

三百五拾石　一小鶴五郎右衛門

同　一高濱彈正

同　一塩谷左馬之助

二百石　小崎市左衛門

三百石　一伊藤長左衛門

同　子孫七代小笠原八彌常恂
慶長十四年秋元但馬守甥にて御小姓被召出
一小笠原孫左衛門信常

同　●一松平内記

同　一内藤三郎左衛門

同　堀部佐左衛門

同　子孫　犬塚又內
●一犬塚甚左衛門

同　山田金大夫

二百五拾石　浪人仕但馬國に罷在候
橋本嘉右衛門

同　子孫　芝田楠之助
●▲芝田四郎兵衛

貳百石　渥美六之右衛門

同　▲八木勘左衛門

同　小笠原彌太郎

御弓之衆

三百五拾石　佐野三次郎

同　子孫　野村殿
野村作左衛門

元上總介忠輝卿御家臣

三百石　鈴ス木六兵衛重次
駿河被　召出子孫八代目鈴木六郎兵衛途賢

三百石　佐々木七兵衛

同　落合勘左衛門
子孫　落合七左衛門
二男丹右衛門家親　子孫五代丈右衛門歳胤

二百石　三宅善兵衛伊年
子孫　三宅善兵衛
伊年二男勘兵衛伊長子孫四代勘兵衛伊善

三百石　▲小島次郎左衛門
子孫　小島二郎左衛門

八拾石　大須賀イ澤右衛門次郎

同　木村安之丞

同　糟谷左近

大番衆

三百石　村嶋清兵衛
子孫　村島殿

同　●笠原助左衛門
子孫　笠原助左衛門

同　山田八右衛門

貳百六拾石　須藤六左衛門

貳百五拾石　淺沼喜左衛門

同　三牧茂左衛門

貳百石　長谷庄助

同　　　　　　　　樫原五郎左衛門俊重

同　子孫六代由比楠左衛門定前　元大久保加賀守臣 由比十右衛門定照

同　　　　　　　　彦坂九右衛門

同　　　　　　　　室水之助

六百石　子孫 内藤甚藏 同 有之助忠久　●内藤甚五左衛門正長

同　子孫 佐野新藏　○佐野新藏

四百石　有徳院様御供にて公儀へ罷越　弓削多六左衛門

六百石　　　　　　中村源左衛門

同　　　　　　　　河村内匠

五百石　　　　　　鳥居半六

四百石　　　　　　宅間左門（イ左右衛門）

同　　　　　　　　一瀬與八郎

同　　　　　　　　鈴木六左衛門

同　子孫 小田切留楠　●資ス 小田切彌惣

同　　　　　　　　赤羽周防

三百石　　　　　　海野刑部

同　子孫 加納兵右衛門　●資ス 加納兵右衛門

同　桑原權左衛門　子孫　權左衛門　有徳公御付にて公儀へ被召出石谷豊前守殿

同　佐久間主膳

同　山田勘兵衛

同　早川清兵衛

同　岡田次郎左衛門

同　杉原次郎大夫

同　大岡六大夫

二百石　山野井善之丞　子孫　山野井惣兵衛

二百五拾石　田屋伊右衛門

二百石　戸田八兵衛

二百五拾石　加藤吉兵衛　子孫　加藤十三郎

二百石　加納主膳

同　根岸次郎兵衛　子孫　根岸徳十郎

二百石　三堀久右衛門雅知　北條臣内匠介信整孫（文五兵衛作右衛門）ス　五代三堀八郎忠洪

同　松下大之助

同　佐野伊之助

同　有馬豊前　大炊頭男　寛ス　子孫　六代有馬吉藏

慶長年中被爲附

同　渡邊七左衞門

同　大森半助

同　森孫左衞門

同　長澤庄左衞門

同　伊藤又平

百五拾石　長谷川金次郎

二百石　主膳忠高男　松平越前守秀康家來三百石　野本彌左大夫友憲

父主膳忠高慶長十二十一月十一日被爲附同十九死友憲元和九被召出四十五石　七代野本庄三郎則等

百五拾石　橋本權太郎

百石　鳥居傳十郎

百五拾石　水野勘左衞門

四百石　內海甚左衞門

三番

二千三百石　子孫蔭山丹下　●蔭山土佐守

八百石　志賀又左衞門

七百石　糟谷助兵衞

六百石　慶長十八年二月廿四日附　子孫渡邊六郎左衞門　●渡邊六郎左衞門生綱

千石　子孫　東仁右衛門　●當東三郎左衛門
同　林所左衛門
五百石　四木久兵衛
同　畔柳内藏
同　中村新左衛門
四百石　子孫　由比直之亟　●由比與五右衛門
同　子孫　天野孫七　●天野男孫七
五百石　赤堀孫右衛門
同　黑川八左衛門
同　西尾孫左衛門
三百五拾石　王イ國神玄蕃
同　三上又左衛門
同　子孫　大石吉十郎　●大石長吉
同　文化十名跡御立　子孫　瀧本正朝　瀧本三大夫
同　小笠原與三右衛門
同　牧平兵衛平之亟
同　子孫　山林又三郎　山林仙之丞

同　　　　　　　西尾又七

同　　子孫　大草四郎右衛門鎮存　　●大草久次郎

同　　　　　　　田屋五郎左衛門

三百石　　　　　山中平（イ伊）兵衛

二百五拾石　　　由比庄（イ新）左衛門

同　　　　　　　細井長大夫

貳百石　子孫　海野權之丞　　●海野（タス）五郎三郎

同　　　　　　　向笠佐左衛門

同　　　　　　　由比七左衛門

同　　　　　　　戸田九郎次郎

同　　　　　　　水野儀大夫

同　　　　　　　權田小右衛門

同　　　　　　　岡喜兵衛

同　　子孫　久世三右衛門　　久世三右衛門

同　　　　　　　原田伊右衛門

同　　　　　　　●（ダ）上野新五右衛門

同　　子孫　大高源右衛門　　●（タ）大高源右衛門重高

同　天野市之助

百五拾石　鈴木權左衛門

同　子孫　佐野孫兵衛　佐野孫左衛門

四番

貳千石　子孫　澁谷角右衛門濕　伯耆守とも　●澁谷伊豆守重信

三百石　澁谷平八

四百石　大久保四郎右衛門

五百石　子孫　岡田甚大夫　岡田甚大夫

四百石　同　早川清兵衛

八百石　小野木越後

六百石　同　野間久左衛門　●野間久左衛門

五百石　伊木半七

同　村上才藏

同　山中藤大夫

同　子孫八代水野次郎左衛門　元福島左衛門大夫正則臣　水野小右衛門重勝

四百石　子孫浦上圓次郎　同近江守殿　浦上與三右衛門

同　不（イ大）山修理

同　富永角左衛門

三百五拾石　中野次右衛門

三百石　稲葉九大夫

同　御旗本　設樂越中守貞通三男　設樂四郎兵衛貞慶
元和二被召出　子孫七代目設樂杢右衛門道方

同　朽木清左衛門（清兵衛）

同　渡瀬多左衛門

同　御旗本百五十石　近藤久内實名不知男　元松平加賀守仕四百石　近藤瀬兵衛
慶長十五父許出奔加州四百石抱故父跡式無之後被召出三百石被下　子孫十代目近藤新次郎勝定

同　子孫　高田八郎兵衛　高田喜八郎

同　中野五兵衛

二百五拾石　左衛門河内守廣成二男廣光四男　○石野忠左衛門廣英
四男七郎大夫　子孫五代目　○石野忠左衛門　五男平六　子孫四代目　石野善兵衛

三百石　○鴨居善兵衛

二百五拾石　池田杢助

同　子孫　丹澤茂左衛門　丹澤茂左衛門

二百石　松平（イ原）茂兵衛

同　井上嘉兵衛

同　有賀惣兵衛

同　小林（イ村）善左衛門

同　水巻左次右衛門

同　上田太郎吉

同　佐竹源吉

同　子孫　内藤政之丞　●内藤兵四郎

同　大山次郎右衛門

同　原彌（一本孫）右衛門

同　栗（一本粟）生角右衛門

同　飯（イニナシ）島七左衛門

イ百五拾石　同　堀部左平次

イ五拾石　同　井上五郎助

イ五拾石　關五左衛門

五番

八百石　子孫　菅沼半兵衛政程　●菅　菅沼半兵衛正勝

四百石　子孫　武藤要人　武藤平左衛門

五百石　子孫　茂野善左衛門　●茂野善左衛門

三百石　子孫　落合十郎大夫　落合十兵衛伊政

同　子孫　後藤爲吉　遠州被進時遠州住士皆附屬のとき被爲附　●後藤角兵衛實久

同　子孫　丸井輝吉　丸井三大夫

二百石　蔭山右馬之助

四百石　本田助右衛門

同　關口靫負

三百石　小（イ幸）田金右（イ左）衛門

同　吉岡伊織

六百石　妻木外記

五百石　五代目　五郎兵衛代明和元出奔二男金右衛門子孫五代三田萩右衛門勝儔　近江草津御代官　五郎兵衛政忠養子　●三田五郎兵衛

同　飯嶋内匠

四百石　高橋柳左（イ右）衛門

三百石　駿河被召出　初瓮戸彦四郎と云　子孫　七代松田大膳政紹　北條左京大夫氏直臣松田左衛門尉康長孫　瓮戸豊前惣領ス　松田彦右衛門（實名不知）

同　伊記

三百五拾石　山下主水（イ米イ馬）

三百石　子孫　丹羽傳四郎　丹羽彌四郎

石高	子孫	氏名
同		稲葉宇右衛門
同		中村助大夫
同		工井與兵衛
同		關根惣次郎
同		山岡九郎右衛門
二百五拾石	子孫　名取元藏	名取彌次右衛門
二百石	子孫　榊原忠次郎	○榊原忠次郎
同		望月太左（イ右）衛門
同	子孫　加藤元五郎	加藤六左衛門
同	子孫　彦坂熊吉	彦坂五郎作
同		出嶋源十郎（井出彌十郎さし出嶋源十郎なし）
同	子孫　河村文之助	河村七右衛門
同	子孫　朝倉頭之助	●朝倉十左衛門
同	子孫　河合岡右衛門	河合岡右衛門
同		戸田傳左（イ右）衛門
同	子孫　大須賀新次郎	大須（ス）賀九郎右衛門
同		神谷與次右衛門

百石　伯民部

同（イ五十石）　小林（イ村）長助

六番

貳千貳百石　子孫　戸田河内清照　●（寛）戸田金左衛門清堅

貳百五拾石　子孫　久米武兵衛　新四郎吉清男　御使番武兵衛男　●久米武兵衛

四百石　子孫　赤見類右衛門　赤見類右衛門

貳百五拾石　子孫　小栗又右衛門　●小栗又右衛門（仁右衛門）忠吉

貳百石　子孫　若林彌兵衛　若林彌兵衛

同　荒川甚之助

同　小栗新助

八百石　山本十大夫

七百石　小笠原七兵衛

千石　河角三郎左衛門（イ兵衛）

七百石　子孫　岡田傳五郎　岡田太郎兵衛

六百石　子孫　畔田半右衛門　●▲畔田半右衛門

同　富永左兵衛

五百石　土屋吉右衛門

四百石　松下掃部
同　徳井八兵衛（イ太郎右衛門）
同　戸田孫兵衛
三百石　片桐権左衛門
同　子孫　小笠原彦右衛門　小笠原彦右衛門
同　徳田次大夫
同　子孫　岡見庄兵衛　岡見市兵衛（イ庄兵衛）
同　代目元右衛門（百五十石大番組）寶暦元出奔　早川甚左衛門
同　北村與三右衛門
同　中村善之右衛門（イ之亟）
二百五拾石　奥山左衛門（イ田）（イナシ）
同　伊達七郎右衛門
同　佐野兵大夫
二百石　小笠原松助（イ本）
同　三浦太兵衛（イ太郎兵衛）
同　山本長五郎
同　天野徳十郎

同　子孫　山本九兵衛　山本半右衛門
同　子孫　伊達彌兵衛　伊達半左衛門盛次
同　二男彌兵衛守直子孫五代彌惣次周貞　三宅七之助
同　三宅友之助
同　河合六之右衛門
三百石　堤（イ堀）又右衛門
二百石　成瀬幸（イ牛）之助
五拾石　野尻半大夫
（イ）二百石　三宅市兵衛

七番　横須賀組

千八百石　●▲小笠原與左衛門
千石　●▲小笠原庄大夫
六百石　丹羽十郎左衛門
五百石　●小笠原三郎右衛門忠重
三百五拾石　村松門八郎
三百石　花井庄右衛門
二百六拾石　木村又右衛門

二百石 岡本久彌

同 小笠原彌（イ無）太郎

同 川上六大夫

同 ◎▲野間與五左衛門 子孫 野間林三郎

同 ◎▲小笠原與兵衛

二百石 元和二年被爲附 ▲村井久右衛門敬行 大須賀出羽守組横須賀組九兵衛男 横横須賀組 子孫 七代村井久右衛門義雄

同 栢植十郎兵衛

同 前嶋角左衛門

同 大岡次郎大夫

百五拾石 古川十藏

同 牧源太郎

同 ▲廣田五左衛門

百石 須磨市兵衛

八拾石 小笠原内記

同 村松新三郎 子孫 村松新左衛門

同 小笠原彌次右衛門 子孫 小笠原武輔

同 ▲權田惣右衛門 子孫 權田市藏

同　子孫　柴田利久右衛門　●▲柴田作左衛門（イ右）
六拾石　▲朝田角之丞（イ左衛門）
同　長坂佐左衛門
同　長坂猪右衛門
同　鈴木市之丞
同　淺井熊之助
同　布目紋之助
同　▲今村新之丞
同　子孫　八代吉兵衛信詮　彌五右衛門政昌二男　▲ス高岡瀬兵衛信久
同　元和五被召出三十三石　四代目仁左衛門代寶暦三年改易　○▲ス奥村仁左衛門
同　中根半九郎
同　加藤新平
同　村井小平
同　鈴木權太郎
同　子孫　佐津川平左衛門　佐津川源次郎
同　加藤傳次郎
同　長田喜太郎

同　鈴木小左衛門
同　久野三郎左衛門
同　岡本茂七郎
一本に左の三人あり
八拾石　長坂半兵衛
六拾石　小笠原角右衛門
同　宮地權右衛門
　　丹羽金十郎

八番

二千石　子孫　小笠原兵右衛門　小笠原主馬
千五百石　子孫　大村彌兵衛　大村彌兵衛高信
五百石　小笠原主殿
三百石　子孫　四代渥美備　源五郎倅吉二男　渥美左源太
二代目甚五郎代斷絶寛政六午年十二月再興
同　三井孫左衛門
同　子孫　小笠原差左衛門　小笠原作左衛門與廉
同　大須賀五六左衛門
同　西村清左衛門
同　小笠原左京

二百五拾石　渥美源十郎
同　子孫 市川門左衛門　●▲市川門左衛門
同　子孫 鈴木左勝　▲鈴木左内
同　子孫 神野八郎兵衛　●▲神野八郎兵衛
同　木村彦左衛門（イ右）
同　子孫 波切彦四郎　●▲波切金左衛門 初主勝
同　子孫 金澤彌右衛門昌勝　◎▲金澤彌右衛門
貳百石　海福（イ複）武兵衛
同　齊藤權之助
同　子孫 高岡市右衛門政興　▲◎（ズ）高岡彌五右衛門政昌
同　鈴木右衛門太郎
八拾石　大村傳（イ學八）太郎
同　松下清兵衛
同　野々山吉左（イ右）衛門
同　三井大學
同　山中三郎右衛門
同　上田太郎助

同　小笠原七郎右衛門
六拾石　渥美善大夫
同　▲西村八兵衛
同　松下彦十郎
同　▲市川傳兵衛
同　●▲三倉善左衛門　子孫　三倉兵吉
同　金澤次郎兵衛
同　八木（イ米）佐吾右衛門
同　鈴木惣（イ助左）右衛門
同　河宗（イ奈）七（イ兵）郎右衛門
同　▲（ス）戸田介右衛門　子孫　戸田文次郎
同　本田甚兵衛
同　大原吉左衛門
同　西郷八郎右衛門
同　彌五左衛門政昌長男　高岡市左衛門
同　▲、村井太左衛門　子孫　村井源一
同　岡本（イナシ）理兵衛

同　▲杉浦（イ塚）左大夫
同　佐々木安右（イ左）衛門
同　▲村山八右（イ左）衛門
同　戸塚嘉（イ新）兵衛
同　◉▲長坂茂吉
千石　三浦勘助　夜居間御番衆イニ元祿年中出屋中之間番ゟ御改
二百石　長坂三（イ長）十郎
同　萬年小三郎
同　橋木仁兵衛
同　小村（林）助左衛門
同　江馬六大夫
同　荒木喜内
同　鑪川清助
同　廣瀬文（イ又）左（右）衛門
同　村嶋角左（イ右）衛門
同　玉井左源太
同　石原十助

同　稲生茂右衛門
同　中村勘右衛門
同　寺嶋新左衛門
同　竹中久藏
同　松下助之進
同　御宿五兵衛
同　飯嶋左五兵衛

弐番

九百石　子孫　加納平次右衛門直政
●加納數馬直恒
百六拾石　三嶋十左（イ右）衛門
同（イ已下皆百五十石つゝ）　佐野茂右（イ左）衛門
同　弓削多源右衛門
同　三浦甚兵衛
同　望月忠（イ大）三郎
同　佐野金兵衛
同　堀部權兵衛
同　落合與五郎

同　大谷刑部少輔幕下　牧村三右衛門（關ケ原討死）總領
子孫　六代目牧村九八郎道完
元和三年被召出　同人系譜には源兵衛元和三年被召出ニ百五十石さ有之
牧村孫大夫（實名不知）

同　淺井權左衛門

同　笠原甚内

同　白井久平（イ文）

同　岡本勘之進

同　佐々木善右衛門

同　原田喜三郎

同　讃岐總領　池田喜右衛門

同　岡本九郎兵衛

同　四郎兵衛貞慶二男　設樂源太郎宣智
於駿河被召出
三百石系譜有之
設樂源太郎清方（イ李右衛門）

御胴坊衆

八拾石　御胴坊　坂井頓阿彌

七拾石　竹田敎阿彌

五百石　御醫師　坂井三伯

三百石　子孫　竹田景安
●竹田慶安定賢

同　子孫　板坂卜齋
●板坂卜齋

二百石　永田道慶

同　宗圓

同　十河正庵

六拾石　道泊

八拾石　養卓

元和五年御切米帳には御切米六十石とあり
元和四年年御切米帳には高百五十石とあり子孫千賀　イ百五十石
元和八戌年御切米帳には三十石とあり

千賀道圓　道味

慶林

四拾石イ五　子孫　飯村又新　飯村氏　●玄齊

南龍院様仕六拾石か光貞卿御代蒙御勘役御免
其子又新京都浪人仕其子又新被召出

三拾石　三代李惣兵衛　梅溪　李イ若子一陽

同　常見

五拾石　勘了

御納戸衆

御腰物奉行

四百石　子孫　毛利金吾　●毛利太郎左衛門

三百五拾石　子孫　筧四郎左衛門　●筧四郎左衛門

御納戸方

四百石　芦澤平兵衛

三百五拾石　子孫　恩穂彌五右衛門

恩穂彌五右衛門

同　鈴木四郎兵衛

鈴木四郎兵衛

四百石　笹本庄（イ新）左衛門

同　諏訪部甚左衛門同

二百石　海野平三郎

同　山口友之助

御金奉行

同　子孫　橋本織部

橋本與右衛門

同　鈴木勘兵衛

三百石　小浦忠左衛門

二百石　芳賀三郎兵衛

御祐筆衆

五百石　出奔　元大坂浪人　○壚川信濃貞行

二百石　高村半左衛門

四百石　子孫　毛利志摩

毛利太郎左衛門

二百石　中川權左衛門

同　岡村喜左衛門

同　澤　六左衛門

同　齋藤助右（左）衛門

御進物奉行

二百石　明石喜內

同　河嶋意休

御帳附之衆

二百石　子孫　橋本弁左衛門　同　覺左衛門　橋本六左衛門

二百五拾石　子孫　宮崎仁左衛門　宮崎仁左衛門

小使衆

六拾石　鈴木忠大夫

久能御金奉行衆

一貳百石　彥坂六郎兵衛

一同　爲井六之助

一同　飯嶋彌兵衛

一同　望月十右衛門

坊主衆

一二拾石　久意
一拾石　宗齋
一拾石　印齋
一拾五石　青慶
一拾貳石　一玄
一拾貳石　三清
一拾石　宗慶
一同　賢（イに少弐）佐
一同　弁式
一同　長雲
一同　長意
一同　正順
一同　自仙
一貳拾石　大貳
一貳拾石　休味
一拾七石五斗　清雲

一拾石　重味
一拾石　佐（一に清也）存
一拾五石　休森
一拾四石五斗　休庵
一拾三石五斗　宗心
一拾石　珠（一に休意）齋
一同　休古
一同　三哲
一同　喜（イに因）才
一同　樂齋
一同　長玄
一同　玄智
一同　了加
一貳拾石　利齋
一拾七石五斗　榮味

御鉄炮奉行衆

一貳百石　寺島勘助
一貳百石　小谷久左衛門
一貳百石　伊藤三郎左衛門
一貳百石　大橋左佐右衛門

御普請奉行衆

一五百石　井上仁左衛門
一貳百石　下村三大夫

穴生衆

一七拾石　吉左衛門
一拾五石　作兵衛
一六拾石　甚内（イ助）
一貳拾石　長助

御厩別當

一五百石　望月治左衛門
一貳拾石　同　源四郎

御馬役衆

一三百石　松野惣太郎
一六拾石　溝口宗兵衛
一貳拾石　加賀屋彌吉

御中間頭衆

一百五拾石　澤津助藏

一同　鈴木兵吉

一百石　竹谷助大夫

御船奉行衆

一千石　竹本丹後

一貳百石　稲生加兵衛

御臺所衆

一貳百石　岡村彌兵衛

一六拾石　下野茂右衛門

一同　笹原與三右衛門

一同　赤田又兵衛

一同　柏木彦右衛門

一同　鈴木左次右衛門

一同　佐藤長左衛門

一三拾石　林助左衛門

一同　相賀作兵衛

一三拾石　大村七兵衛
一貳拾石　三雲權次郎（一に相谷三藏）
一同　日根野四郎兵衛
一同　藤田與八郎
一同　同　助右衛門
一拾石　佐藤庄兵衛
一八石貳斗　藤田長兵衛

御賄衆

一六拾石　木下次郎四郎
一五拾石　澤津勘太郎
一貳拾五石　小川七右衛門
一同　大塚久左衛門
一同　青木小右衛門
一同　木村文左衛門
一同　ぬしゐ市左（一本右）衛門

松永庄藏組二人

一拾七石貳斗　仁科久大夫
一拾五石　小川彌右衛門

一同　露木平右衛門
一同　原　次郎右衛門
一拾四石　濱田次右衛門
一同　石本甚兵衛
一同　大野左大夫
一拾三石　下田十右衛門
一拾貳石五斗　河野理右衛門
一拾　石　石本甚太郎
一同　吉田清兵衛
一同　野口六右衛門
一同　山田九郎右衛門
一同　三郎四郎
一同　木村源三郎
一貳拾石　安藤左大夫組二人　原本欠

破損普請奉行

一貳百石　岩本（一に山）仁左衛門
一貳百石　戸村清左衛門

小細工奉行

一貳百石　村作兵衛

御細工人

一百五拾石　早川淸左衛門

御大工頭

一三百石　中村讃岐

一百三拾石　同　伊織

御勘定

一三百石　戸塚半彌

一同　間宮四郎左衛門

一貳百石　端次右衛門

一四拾石　今村小兵衛

一三拾石　中村道可

一同　金各(谷カ)太兵衛

一同　河面六左衛門

一同　鈴木治大夫

一同　井上權左衛門

郡奉行

一四百石　堀治大夫
一同　鈴木兵部
一三百石　小崎九郎兵衛
　　　　　久野平大夫
一三百石　水野彦（イに庄）兵衛
一貳百五拾石　佐野半右衛門
一貳百五拾石　朝比奈又左衛門
一貳百石　牧村加右衛門
一同　宮地三郎大夫
一同　小泉七兵衛
一同　菅沼善兵衛
一同　田中内匠
一同　戸塚五左衛門
一同　橋本源兵衛
一同　池端與五右衛門
一同　村越半左衛門

御代官

一五百石　長野ト左衛門

一三百石　松下助左衛門

一同　坂口佐兵衛

一同　淺野ト左衛門

一同　石原源右衛門

一同　小浦治右衛門

一同　中村四郎左衛門

一同　青久藏右衛門

一同　佐藤太郎兵衛

一同　中野次郎右衛門

一同　大屋小平次

一同　木村八郎大夫

一同　角岡仁左衛門

一同　寺嶋六郎右衛門

一四拾石　穗坂金兵衛

一拾石　田所平左衛門

一同　神崎中務

一同　金谷次郎四郎

御扶持方渡

一三拾石　三橋庄右衛門

一同　野村三郎兵衛

一同　河村五兵衛

御鷹匠衆

一三百石　横井治大夫

一同　長谷川淸左衛門

一同　安井意閑

一百五拾石　大屋七兵衛

一同　間宮助十郎

一八拾石三人扶持　長田權十郎

一同　大谷平右衛門

一五拾石五人扶持　井關文助

一同　村田九郎兵衛

一五拾石三人扶持　岡田六左衛門

一同　眞野三郎右衛門
一同　林七藏
一同　水野七兵衛
一同　尾關喜太郎
一同　長谷川平九郎
一同　橫井清三郎
一同　小關小平太
一同　吉田彌九郎
一五拾石五人扶持　井口兵藏
一五拾石二人扶持　加藤仁左衛門
一五拾石三人扶持　安井傳十郎
一四拾七石六斗貳人扶持　平尾久左衛門
一三拾石三人扶持　野間藤九郎
一三拾石二人扶持　井間又介
一三拾石二人扶持　飯田甚三郎
一三拾五石二人扶持　高橋與四郎
一同　高木甚之助

一三拾三石二人扶持　中田甚藏
一二拾五石二人扶持　吉田九郎右衛門
一四十四石二人扶持　本多長右衛門
一貳拾壹石二人扶持　（一本河）酒井加兵衛
一貳拾壹石三人扶持　飯田惣右衛門
一貳拾壹石二人扶持　大屋次郎助
一貳拾石五人扶持　水上善三郎
一同　井田三太郎
一貳十石三人扶持　安井善之助
一同　横井源十郎
一同　井關九助
一拾四石二人扶持　横山次郎八
一拾三石三人扶持　岡田助左衛門
一拾石三人扶持　尾崎市大夫
（一本二）平尾市平
石原彌大夫（アリ）
一拾四石五斗二人扶持　牧野半右衛門

一拾石二人扶持　飯田新七
一八石三人扶持　間宮半十郎
一八石三人扶持　平尾助之進
一本ニ岡田權之助アリ
一七石三人扶持　眞野助十郎
一同　平尾半九郎
一三人扶持　吉田伊（一に伊兵衛）織
一同　渡邊喜兵衛
一同　吉田權之右衛門
一二人扶持　丹羽長九（イ十）郎
一貳拾石二人扶持　津田三之丞

御鳥見衆

一三拾五石三人扶持　牧村左源太
一二拾三石三人扶持　中野勘兵衛
一同　古谷角左衛門
一同　石原吉藏
一拾五石五斗三人扶持　鎌倉伊兵衛

一同　竹村庄大夫
一貳拾石二人扶持　山崎長九郎
一拾五石三人扶持　山田作兵衛
一同　山田平十郎
一拾石五斗二人扶持　今村久兵衛
一同　清水吉兵衛
一同　片山次郎兵衛
一同　森金十郎
一同　中野市平
一同　古屋作十郎
一同　井關源四郎
一同　村田忠次郎

御餌差

一拾五石五人扶持　左平治
一同　清藏
一同　與市
一同　庄九郎

一拾五石　喜三右衛門
一同　三六
一同　助十郎
一同　甚助
一拾石三人扶持　五兵衛
一同　長介
一七石貳斗　次大夫
一拾五石五人扶持　喜太郎
一同　喜平
一同　角右衛門
一拾五石　十藏
一同　左五右衛門
一同　彌藏
一八石　權兵衛
一同　平右衛門
一同　平太夫（一に彌之助）
一同　喜藏

一同　茂兵衛
一六石二人扶持　平之助

御役者

一八拾石　葛野九郎兵衛
一同　大橋次郎兵衛
一七拾石　森田庄兵衛
一同　葛野茂右衛門
一百石　嶋津仁兵衛
一六拾石　松井市大夫
一同　西村九助
一同　岡太兵衛
一同　嶋津善兵衛
一同　三雲八兵衛
一同　下村五左衛門
一同　高木次郎左衛門
一同　久世新五郎
一四拾石　櫻井徳右衛門

一同　淺田小左衛門
一三拾石　清水長右衛門

舞

一貳百石　諸鶴右衛門九郎
一同　同　次郎八
一三拾石　幸保左大夫
一拾七石五斗　同　六藏
一同　同　猪右衛門

小寄合衆

一九百石　澁谷文藏
一四百石　南部主計
一五百石　長田六左衛門
一三百石　佐久間勘左衛門
一同　根來普門
一同　村上市之丞
一同　大嶋源左衛門
一同　岡見市兵衛

一同　吉田三右衛門
一同　池端文左衛門
一同　本阿文三郎
一同　今井金三郎
一同　千賀市左衛門
一百五拾石　吉見喜左衛門
一四拾石　村田次郎右衛門
一六拾石　安藤左太夫
一同　香下五郎兵衛
一貳拾石　大鳥居六大夫
一同　堀部奥大夫
一拾五石　佐野理兵衛
一拾石五斗　神谷善右衛門
一同　小峰久右衛門
一拾三石　船大工　善兵衛
一拾五石　御花作り　三郎
一貳石　三郎親

一八石　野間十左衛門
一九石　籠屋番三人
安藤帯刀與力
一貳百石　西郷又兵衛
一同　吉田長助
一同　山河新五右衛門
一同　今村喜左衛門
一同　三倉權左衛門
一同　河野四郎右衛門
一同　星野孫左衛門
一同　豐田清兵衛
一同　成瀨權兵衛
一同　岡本清兵衛
一同　駒田五右衛門
一同　渥美八右衛門
一同　山本平兵衛
一同　小原卓之助
一同　加藤治左衛門

一同　青木德彌

一同　鈴木清大夫

一同　辰田喜右衞門

一同　本田甚右衞門

一同　加藤孫兵衞

一同　畔柳市郎右衞門

一同　渡邊小右衞門

一同　小屋出左大夫

一同　門奈彌右衞門

一同　落合市右衞門

一同　淺山次兵衞

一同　小原三右衞門

一同　佐津川源介

一同　長坂又右衞門

一同　淺井文右衞門

一同　布目權左衞門

一同　戶田甚左衞門

水野出雲守與力

一六百石　平岩助右衛門
一五百五十石　岩手九左衛門
一五百石　小浦喜右衛門
一三百石　夏目彌左衛門
一同　宮川五輔
一同　由比甚太郎
一同　井上甚右衛門
一同　筒井新兵衛
一同　杉浦清右衛門
一貳百石　久米七之助
一同　內藤金七
一同　夏目彌十郎
一百五十石　平岩傳三郎
一同　井上四郎右衛門
一同　筒井次郎兵衛
一同　片山（一本川）三九郎
一五百五十石　鈴木七右衛門跡

一五十石　彦坂九兵衛與力
淺井九郎右衛門

一同　福井與大夫

一同　內藤吉兵衛

一同　柴田庄左衛門

一同　彦坂彦九郎

一同　赤坂藤五郎

一同　宮川善兵衛

一同　大高新八

一同　山路權三郎

一同　竹中和三郎

一同　山路仁助

一同　西村兵右衛門

一同　中村彌五右衛門

一同　長嶋彦右衛門

一同　宮田仁兵衛

一三十石　此三十石つゝ取候は須田組と申習之在鄉より唱元和五御入國被召出紀州在へ由緒有之地士之内ゟ三人被召出六十人組共騎馬にて被召出候よし
須田文兵衛

一同　塙坂仁左衛門

一同　松岡左京
一同　須田三助
一同　野田角左衛門
一同　生地傳兵衛
一同　野口長兵衛
一同　竹田仁右衛門
一同　西山喜八
一同　上田傳十郎
一同　嶋仁大夫
一同　平井九左衛門
一同　津田市兵衛
一同　山路與右衛門
一同　寒川與助
一同　同八助
一同　同六助
一六拾石　水野平右衛門與力　吉田喜左（一本右）衛門
一同　同清兵衛

一同　水野伊右衛門

一同　水野杢右衛門

一同　芦谷吉大夫

一同　奥野藤大夫

一同　大野吉右衛門

一同　宮川五左衛門

一同　三倉金右衛門

一同　寺（一ニ高）田喜左衛門

一同　石原三郎右衛門

一同　石川九郎右衛門

一同　杉山權左衛門

一同　中森傳左衛門

一同　村田五兵衛

一同　早川五郎左衛門

一同　磯村新右衛門

一同　小川庄右衛門

一同　高橋九右衛門

渡邊一學與力

的場三郎兵衛

加藤才兵衛

田屋忠助

佐伯伴左衛門

鈴木與三郎

河村作左衛門

江坂千（一二重）右衛門

日太與太夫

齋藤半左衛門

赤坂（イ村）久之丞

山口猪之助

人見半左衛門

佐竹千左衛門

關治大夫

堀（イ坂）治郎右衛門

大藪新右衛門與力

德井杢右衛門

阿（イ山）部武左衛門

一五拾石

一同

一同 久保久兵衛

一同 原 文左衛門

一同 井上長兵衛

一同 鈴木長九郎

一同 小山太郎左衛門

一同 松浦（イ杉）甚太郎

一同 早川八右衛門

一同 丹嶋庄九郎

安藤忠兵衛與力

一同 仲 治右衛門

一同 宮嶋（イ崎）長九郎

一同 鎌田九郎次郎

一同 岡田太左衛門

一同 中津角左衛門

芦川甚五兵衛與力

一同 權兵衛

一同 平塚三郎左衛門

一同 大（イ土）肥與三郎

一同 岡田清左衛門

一同　山本五左衛門

一同　平所久右衛門

川合刑部與力

一同　吉原太左衛門

一同　横山權左衛門

一同　豐長喜兵衛

一同　長田次郎兵衛

一同　古屋七兵衛

一同　小出吉兵衛

早市兵衛與力

一同　村上作右衛門

一同　山田市右衛門

一同　蟹江傳大夫

一同　三宅勘兵衛

小笠原十之右衛門與力

一同　田中治兵衛

一同　鈴木四郎右衛門

一同　伊藤新右衛門

一同　森善右衛門

一同　蟹田彦左衛門

一同　戸田八郎右衛門與力　矢橋彦右衛門

一同　荒木龜助

一同　岩間清兵衛

林彌兵衛與力　駒村善右衛門

青木與五兵衛

松井九郎右衛門

桑原三之右衛門

平野右馬右衛門

六十人組は元和七年被召出紀州在候由緒有之地士之内より六十人被召出候處正保元年御儉約之儀に付御切米御預り被成其以來浪人なり

薗田伊兵衛與力　岸兵右衛門

伊藤次郎兵衛

小村助右衛門

吉田久右衛門

可児長右衛門

一六拾石　山本圖書組　宮木九右衛門

御鉄砲組共是より奥六十石つゝ人數を六十人つゝならは一人足輕五人つゝ預り

一同　崎山九左衛門

一同　伊藤十太郎

一同
一同
一同
一同
一同
一同

右同斷

玉置太郎兵衛
宮本次郎兵衛
戸野原彌大夫
王置與左衛門
田林茂兵衛
玉置助之進

松平左京組

榎本九大夫
野上九助
猪谷三郎右衛門
曾和新助
堀口平治
執川伊兵衛
長谷川與右衛門
田村清右衛門
吉村左兵衛
津田甚右衛門

蔭山土佐守組

則見（イ岡）利兵衛

右同斷

宮本清右衛門
宮本太郎左衛門
森　茂兵衛
池永五郎右衛門
宮崎六右衛門
御前伊兵衛
田口平太夫
花光小十郎
崎山八右衛門
澁谷伊豆組
龜井角兵衛
イ吉
太田次郎左衛門
同　和右衛門
有本刑部
龜井六左衛門
木村次郎左衛門
奥　良庵
江原左助

西村藤左衛門
井口善太夫
菅沼半兵衛組
長嶋庄兵衛
森源三大夫
子孫より西川と改
西與助
江川藤七
林茂助
大河内孫之丞
多喜加太夫
西田孫太夫
菊川左京
前所嘉兵衛
戸田金左衛門組
眞野九郎兵衛
笠原七郎右衛門
橋爪七兵衛
原味右衛門
巽茂兵衛

打越五郎右衛門
稲井左兵衛
尾崎治左衛門
安田権太夫
吉田喜右衛門

御歩行衆

一百九十七石七斗五升　天野長吉預り　貳拾人
一貳百拾石　林　萬助預り　貳拾人
一貳百三石　渥美太郎兵衛預り　貳拾人
一貳百拾石　山口八右衛門預り　貳拾人
一百六拾八石　御徒士目付　拾人
一貳百拾石　山下茂兵衛預り　貳拾人
一拾四石　渡邊一學預り　片男波
一同　鷲之助
一拾五石五斗　七夕
一同　小車

一同　四郎五郎
一拾貳石五斗　塩風
一拾四石　九左衛門
一拾五石　小櫻
一同　獅子
一同　十三郎
一同　十藏
一同　田村
一同　行司　佐太夫

御弓同心

一貳百貳拾七石五斗　淺井孫太夫預り　三拾人
一五百石　都筑久太夫預り　五拾人
芦川甚五兵衛預り　五拾人
一五百石　薗田伊兵衛預り　五拾人
一貳百貳拾石七斗　小笠原十郎右衛門預り　三拾人

御鉄炮同心

一六百三拾石　安藤帯刀同心　六拾人

一五百貳拾五石　水野出雲守同心　五拾人
一三百拾五石　三浦長門守同心　三拾人
一五百貳拾五石　彦坂九兵衛同心　五拾人
一三百三拾九石　布施左五右衛門同心　三拾人
一千五拾石　水野平右衛門同心　百人
一五百貳拾五石　渡邊一學同心　五拾人
一六百三拾石　川合刑部同心　六拾人
一五百貳拾五石　大藪新右衛門同心　五拾人
一五百貳拾五石　安藤忠兵衛同心　五拾人
一六百貳拾五石　芦川權太夫同心　五拾人
一三百拾五石　原田一郎右衛門同心　三拾人
一同　戸田（一本藤）權左衛門同心　三拾人
一同　早川十兵衛同心　三拾人
一同　渡邊（一ニ渥美）源五郎同心　三拾人
一同　菅沼半兵衛同心　三拾人
一同　戸田八郎右衛門同心　三拾人
一貳百六拾四石四斗八升　林　彌兵衛同心　三拾人

御馬同心

一　貳百拾石　鈴木五郎大夫同心　貳拾人
一　同　野々山七右衛門同心　貳拾人
一　同　福岡太郎八同心　貳拾人
一　同　曾根孫大夫同心　貳拾人
一　同　丹羽縫殿右衛門同心　貳拾人
一　同　中野日野同心　貳拾人
一　同　松下勘兵衛同心　貳拾人
一　貳百拾石　村松郷右衛門同心　貳拾人
一　田宮浄圓同心　三拾人
一　根來惣右衛門同心　三拾人
一　早川治兵衛同心　三拾人

御中間御小人

一　七百三拾壹石五斗　奥津治右衛門預り　百八拾人
一　九百七拾三石三升　深津助三預り　九拾四人
一　四百石　鈴木兵吉預り　四拾人
一　七拾五石　竹谷助太夫預り　拾壹人

一四百六拾九石七斗　戸村清右衛門預り　岡本仁左衛門預り　百人
一百貳拾五石　勘右衛門預り　助作　三拾人
一九拾五石　花屋三郎預り　拾九人
一貳百拾七石九升　御下男　四拾三人
一四拾四石　宗左道圓預り　四拾人
一九拾壹石　次郎四郎　勘太郎預り　貳拾人
一九拾壹石　藤右衛門　長次郎預り　貳拾人

御水主

一千三百六拾石　竹本丹後預り　貳百人
一貳百八拾石　稲生加兵衛預り　四拾人

御留主居衆

一千　石　川北長左衛門
一五百石　岩瀬内膳
一同　花房内藏允
一四百石　熱掃部
一同　岡部小左衛門
一貳百石　鏑木與兵衛

一同　橋本六兵衛

貳番

一九百石　尾寄平左衛門
一六百石　岡部太郎兵衛
一四百石　渡邊道喜
一同　原田權之助
一同　東使彈正
一三百石　廣瀬文兵衛
一同　池端彌左之助
一同　葛西三郎右衛門

三番

一九百石　武藤萬休
一三百石　丹羽又左衛門
一同　牧勘右衛門
一貳百石　片桐次郎右衛門
一六百石　福嶋市之丞
一百五拾石　鈴木九郎右衛門

一三拾石　山本九郎左衛門
一貮百石　大河内善兵衛
一同　鈴木五郎兵衛

御臺所衆

一三十石　長谷川清兵衛
一同　菅沼勘右衛門
一十七石　岩間與五右衛門
一同　多羅尾太郎兵衛
一拾石　飯田勘太夫
一同　河西道室

二番

一五拾石　村山八右衛門
一三拾石　竹田半右衛門
一拾七石　淺塲門右衛門
一同　江馬彌九郎
一同　柴山嶋之丞
一同　御宿太郎左衛門

三番

一拾七石　白井多門

一同　佐久間四郎右衛門

一同　多羅尾五郎兵衛

一同　小澤惣兵衛

一同　山口半右衛門

一同　矢島彌次右衛門

御留主居同心

一七拾石　川北長左衛門預り　拾人

一同　尾寄平左衛門預り　拾人

一百四拾石　武藤萬休預り　貳拾人

一同　大河内善兵衛預り　貳拾人

一七拾石　丹羽久左衛門預り　拾人

一同　牧　勘右衛門預り　拾人

一同　渡邊道喜預り　拾人

一同　鈴木五郎兵衛預り　拾人

一同　熱掃部預り　拾人

御前様衆

一百　石
一同
一四拾石
一同
一九百貳拾石

一百　石
一五拾石
一同
一拾五石
一同
一拾三石
一五　石
一三　石

佐野石見
富田藤兵衛
野田喜右衛門
同　與八郎

御女房達　四拾人 一二五
かち衆　六人
御下男　六人
御小人　五人

於中殿
御乳人
おさじ
れまほ
おちや女
梅の忍
きゝやり
御半下

方々御留主居

一三拾石　根來花上院

一拾五石　大坂　猪飼忠衛門

一同　京ア明 柳葊　片園藤兵衛

一同　京一二 本ノマヽ　千宗佐

江戸衆

一三千石　朝比奈惣左衛門

一千石　小笠原久兵衛

一五百石　小倉宗兵衛

一同　島崎五兵衛

一七百石　鳥居左五右衛門

一三百八拾石　杉浦彌五右衛門

一八拾石　飯嶋彌左衛門

一同　小倉清兵衛

一同　有賀喜右衛門

一四拾石　片桐市太夫

一三拾五石　都築安右衛門

一同　中條市右衛門
一同　奥村左助
一同　吉井半右衛門
一同　松松忠右衛門
一貳拾石　常喜
一三拾石　坊主五人
江戸同心
一百五石　貳拾人
一貳百八拾石　御中間五拾人　清兵衛預り 彌右衛門預り
諸職人
一六十石　文球四郎
一六十石つゝ　革屋清右衛門
彦六
彌吉
鉄炮鍛冶
一五拾石　源三郎
一同　七右衛門

一拾八石　　臺師　　喜兵衛
一貳拾五石　　經師　　五兵衛
一同　　塗師　　庄次郎
一同　　とき屋　　庄左衛門
一拾八石　　馬具屋　　左兵衛
凡四拾貳万千九百八拾貳石
外頭六無之筋壹万等餘
〆四拾三万貳千程

権現様より御附人姓名

原書表題

此度書抜候　南龍院様へ御附人之分　寅八月江戸へ指上候扣

一此帳はいろは分け之先祖書幷貞享年中に書集候帳を以て書ぬき申候
一右先祖書之内祖父親　権現様へ御奉公或御朱印頂戴仕候ても直に家を相續仕たる者之書付に親駿河にて　権現様へ御奉公仕候と有之分はいつれも御附人と相見へ申候右之心得を以て書ぬき申候又御附人共無之其外様子書付に見へ不申候へ共御附人にて可有之哉と見へ候分是亦一所に類を集申候

権現様より御附人姓名

一權現樣より大須賀五郎左衞門殿に御預けにて後　南龍院樣へ御奉公仕候分是は安藤帶刀書付に大須賀國千代榊原之家を被相續候跡橫須賀に殘り候諸士帶刀組と被　仰付候分　權現樣へ被召出　南龍院樣へ被爲附と有之候左候得は此分何れも御附人と相見へ候

一初万千代樣へ御附にて後　南龍院樣へ御奉公仕候分是は書付には大かたあらく\敷も有之候得共委細に書申たるには初万千代樣へ御附御逝去後又　權現樣へ被　召出　南龍院樣へ御附と御座候左候得は是も御附人と相見へ申候

權現樣より御附之分

安藤帶刀

水野出雲守

水野太郎作

山本傳左衞門

後藤角兵衞

渡邊六郎左衞門

天野孫三

畔柳甚左衞門

加納九十郎

久野丹波守是は台德院樣御時分御附

三浦長門守

戸田金右衞門

內藤甚五左衞門

菅沼半兵衞

澁谷文右衞門

落合左平次

大高源右衞門

朝比奈惣左衞門

市川甚右衛門
加藤大隅
鈴木四郎兵衛
関金平
伊藤又兵衛
畔田半右衛門
長坂小右衛門
山田彌作
高井五左衛門
森川九郎左衛門
小笠原金平
小笠原次右衛門
淺野善兵衛
山本十大夫
有馬豊前
山本喜平次
岡村加兵衛

近藤平右衛門
上野三郎右衛門
芦川甚五兵衛
原田市十郎
本間五太夫
小笠原十郎右衛門
本多八藏
岡部太郎兵衛
東助左衛門
石野忠左衛門
大屋次左衛門
小栗彌左衛門
平井六藏
夏目伊左衛門
杉浦彌五左衛門
長谷川平九郎
岡部彌三兵衛

片桐權右衛門
橋本八太夫
向笠作之右衛門
都築藤大夫
青見藤左衛門
澁谷角右衛門
柘植三十郎
橋本彥兵衛
安井五左衛門
眞野三右衛門
天野孫七
園田伊兵衛
朝倉半助
水野喜兵衛
長野九左衛門
松平惣兵衛
大藪新右衛門

南廰權之丞
橋本六左衛門
宮崎仁左衛門
末高小二郎
三田五郎兵衛
土屋市左衛門
長野權右衛門
長谷庄助
鏑木與兵衛
朝岡助大夫
蔭山角藏
中井太郎兵衛
村嶋清兵衛
江馬與兵衛
山本長五郎
豐島源十郎
渡邊六藏

小田切彌惣
妻木加左衛門
四宮太郎左衛門
久米武兵衛
布施左五右衛門
小笠原彦左衛門
栗生藤十郎
小幡外記
竹本茂兵衛
山下茂兵衛
加納兵右衛門
井上加兵衛
井出彌八
飯田甚三郎
竹本五兵衛
間宮惣藏
三上甚大夫

大草久右衛門
海野彌兵衛
角岡仁左衛門
山下庄太夫
大村彌兵衛
望月治左衛門
奥山左内
若尾彌九郎
渥美太郎兵衛
忍尾才三郎
島崎五兵衛
下條三七
小谷七五郎
神谷與次右衛門
戸田太郎右衛門
加納角兵衛
都築孫十郎

飯島彌兵衛
村田九郎右衛門
小坂卜齊
竹田慶安
由比清三郎
内村又十郎
飯田久庵

権現様へ被 召出直に 南龍院様へ 御奉公之分

關口傳五右衛門
關口彌六郎
深尾源七郎
彦坂六郎兵衛
毛利太郎右衛門
天方四郎三郎
石野彌平兵衛
丹羽彌四郎
小笠原與三右衛門
白幡與四右衛門

初 万千代様へ御附其後 南龍院様へ御附と見へ候分

尾寄平左衛門
川北長左衛門
三浦權七
荒川甚太郎
葛西三郎右衛門
大森權十郎
望月源四郎
佐野源三郎
佐野一郎左衛門
山口友之助

覚
　　四郎左衛門
三浦太兵衛
諏訪部甚左衛門
芦澤郷左衛門
川北三郎大夫
由比七左衛門
佐野新藏

初横須賀之大須賀五郎左衛門殿に御預け後に御附と見へ候分

小笠原長左衛門
小笠原久兵衛
丹羽平助
小笠原彦八郎
大須五六左衛門
渥美甚五左衛門
三井孫助
曾根孫大夫
福岡太郎八
小笠原作右衛門
佐津川平右衛門
渥美源太左衛門
小笠原與左衛門
渥美源五郎
小笠原庄太夫
小笠原兵左衛門
市川傳兵衛
木村又右衛門
鈴木九郎左衛門
丹羽金十郎
小笠原彌太郎
小笠原角右衛門
市川紋左衛門
三倉左太右衛門

芝田四郎兵衛

左之姓名御附之様に聞へ候得共いろは分け之帳幷其後之書付にも其品見へ不申分

川合勘左衛門
大久保四郎右衛門
原田權之助
弓削多與五兵衛
榊原主膳
大久保八郎五郎
大島雲平
井上仁右衛門
遠山主膳
後藤彌次兵衛
三宅善七
武津喜兵衛

大高新右衛門
小栗主税
長谷川庄二郎
松下掃部
長谷川勘八
大久保善九郎
土山長三郎
三宅與兵衛
朝倉十郎兵衛
寒川右大夫
內藤兵四郎
鈴木三郎大夫

南紀徳川史卷之七十一

臣　堀内信　編

職制第二

職籍　二

緒　言

按に職名を記する者天明年間御禮式と御役順とあり御禮式とは年始初め諸奉賀謁見するを御禮と唱へ是れか座班の式なるを以て御禮式と稱するなり獨拜賀謁見のみならす都て諸臣の班位を正す皆之に準據す即ち職位階級制也後之を御役順と稱す按に封初の當時は職務簡易唯軍職に止りしも（御入國御供姓名錄等參照すへし）世の治平に隨ひ文官百司を要するは數の免れさる處寛文以下安永間迄の職制を知らんと欲すれとも史乘存せす諸士系譜記載の職名等に照すに此天明間の制と大差なき如し然らは前後數十百年間は自から廢置變更の事も尠く從來之制に因襲しつゝありしを寛政に至て改正を加へ更に御役順と稱したるに似たり

御役順は御禮式座班の間席を以て職の上下を分つ事幕府の制に類す中に就て重役御役人布衣已上已下頭役何々平士格役持格の差又は職々によつて子孫跡目家督の別ある等種々復雜の成規あり是等之事職制全編に關連の記事最多し首に辨し置かさるへからす依て概略の凡例を示す

重役　重臣の義に相違なしと雖も格席の一稱とす即ち大廣間席高家より御供番頭迄に止る御禮式初對遇特殊にして御門々々下馬制止をなす

御役人　左の役々を御役人と稱す都て重役に準す重役御役人と連稱する事あるは御用人以下は重役席以下なれはなり

御老中　御側御用人　大目付　御勘定奉行　寺社奉行
御用人　町奉行　御廣敷御用人　御目付

布衣已上　孔雀之間席御守殿御用人より御鎗奉行迄之布衣已上頭役と稱す重役已下當席迄の家督跡目は寄合となる

布衣已下頭役　孔雀之間並即ち松坂町奉行より御匙醫迄の頭役格奥詰御納戸頭御小姓頭取御小納戸頭取を奥頭取と稱し中奥詰之頭役格を中奥頭役といひ表番頭同頭格を表頭役と唱ふ

虎之間席平士　虎之間席即ち御留守居物頭より御數寄屋頭迄也奥中奥表の別ある事頭役に同し已下同斷布衣已下の頭役及虎之間席平士大御番同持格且大御番出にて虎之間席並之役勤の向幷江戸大御番格小普請同持格にて虎之間席並以下之役勤の者の家督跡目は一列に大御番江戸にては大御番格小普請となる

同席並平士　友ヶ島御番組頭より御同朋迄也内大御番格迄の家督跡目は獨禮小普請となる右已下御同朋迄の同斷は小十人小普請となる

中之間席平士　御城代支配小普請より平士總領迄也御城代支配小普請より爐硝奉行迄之家督跡目は已下小普請となる新宮田邊與力は代々役也

以上を御目見已上と稱す

御目見以下　謁見不叶役也肩衣御免之輩より御勘定支配小普請迄とす通して已下役と略言す以下役は跡目は不被　仰付數年の役御勘定奉行支配小普請三人扶持に被召出成規之處安政年に至り已下役は輕く跡目被　仰付事となる

肩衣御免

已下役は肩衣熨斗目着用不相成と雖も勤功により之を免さる諸士に進する資格となる畢竟以下役昇進の階級なり以下役にても役義に付肩衣を着す御役順〇印を付する是也然れとも私に着用するを不得

伊賀已下

伊賀組頭初御中間頭支配無足に至る迄を通して伊賀已下と云坊主手代同心御中間等之輕輩にて株者と稱し何人にても賣買入替る事を得之を代番と唱ふ

格　式

役の班位也本職に任すれは無論其職格と雖も居役の儘にて賞に依て上級の格席に昇進するあり譬

は奥御右筆組頭にて出精相勤候付御徒頭格被　仰付とあれは御徒頭格奥御右筆組頭と稱し御徒頭の次に列す若し出精の文字なく單に御徒頭格とあれは轉職格役となりたるにて同しく御徒頭の次に列す如此格席のみにて主職なきを總して格役の者といふ也又御徒頭にて其下班の職に轉すれは辭令書に持格の事と但書ありて御徒頭持格何役と稱す若し持格との事なけれは貶席となりし也頭役中に於けるも平士中にあるも都て此例なり持格格役順次の例左の如し

御徒頭　　御徒頭持格　　御徒頭格

一御目見以上の格席にて已下席に就職或は出役し又は已下役其儘にて以上席に昇進の者多し共に班位を序る時は其格席に從ふ也

並　高

並高とは役相當の定祿なり御役順役名の上に記するもの是也並高より低祿の時一時に並高に進むあり又は刻みて追々に進むあり或は並高より高祿の者其祿の儘にて就任するあり强て並高に拘らすと雖も大半は持祿相應の並高役へ就任するの例とす又御足高御加增之事あり祿制の部に詳記す

一御役順に神文何役と記するあり諸職共新任の時は監察又は頭支配の目前にて役規を遵守後ろ暗き事致間敷役意の儀堅く他見他言致間敷と熊野牛王神文に血判誓詞をなす之を神文と云右了て初て同僚より役儀を傳達するの例なり神文改役悉くは知れす唯其記あるを掲く

御年寄
同嫡子
大寄合
大番頭
大普請奉行
大組
左京様 御家老
中之間番頭
御小姓頭
寺社奉行
御鷹匠頭
御薬込頭
御手筒頭
御用達
勢州役 姓名にて出
御旗奉行
町奉行

同隠居
御城代
高家
松坂御城代
奉行
御供番頭
御使役頭
御用人
大小姓頭
表御小姓頭
詰番頭
御手弓頭
十人組頭
左京様 御進物出頭
御留守居番頭
御鎗奉行
松坂町奉行

根來頭

左京樣御小姓頭

同中小姓頭

同御鎗奉行

御船奉行

御天守預

御小納戸頭

同御用達

御徒頭

御使番

左京樣御持弓頭

同御物頭

同御徒頭

左近樣御目付

添奉行

種姫君樣物頭

種姫君樣御徒頭

御先乘（御持弓頭御持筒頭共）

左京樣中之間番頭

同御旗奉行

物頭

山家同心頭

御本丸預

左京樣御供同心頭

五十人物頭

御目付

寄合組頭

同御持筒頭

五十人物頭

同御目付

松坂御船奉行

御勘定頭

清信院樣物頭

清信院樣御徒頭

清信院様 御目付
御留守居物頭
御鳥見頭
寄合
總領
大番與頭
御城附
御召御具足奉行
御供番
御作事奉行
御近習番
左京様 御膳番
同 御勝手役
同 御近習番
勘解由様 御近習番
表御小姓
奥御醫師

是迄頭役

勢州五十人組頭
御膳番
御城代より用人迄
御供番與頭
中之間番與頭
御普請奉行
奥之番
御弓役
奥御小姓
御使役
左京様 奥之番
同 御小納戸
唯之進様 御近習番
大小姓
儒者
御茶道頭

御腰物奉行
御膳奉行
大納戸
左京様 御馬廻リ
同 御供役
詰番
御藏奉行
京都御買物遣
中之間番
輕代官
輕郡奉行
左京様 郡奉行
御書物預
留書
留役
江戸御作事奉行
十八組與頭

總御具足奉行
大金奉行
粂之丞様 御近習番
左京様 御進物出
左京様 御供役
御留守居番
小金奉行
大番
御小姓頭より頭役迄 總領
御勝手役取〆 姓名にて出
左京様 代官
御馬預
御右筆
御鷹匠與頭
下肝煎
銅山奉行
上方御屋敷預

外科

齒醫師

物續

京金奉行

御臺所頭

御子樣方 御抱守

左近樣 中小姓與頭

江戶御屋敷目付

御同朋

童子組

十人組

種姫君樣 御賄頭

十人組幷小寄合

十人組幷小寄合

同格之面々 姓名にて出

常御供

左京樣 大納戶

目醫師

針醫

獨禮小寄合

御鉄炮預

御賄頭

左京樣 中小姓與頭

同 番外

獨禮之面々 姓名にて出

御番不入子供

江戶御金奉行

御右筆見習

德信院樣 御賄頭

御姬樣方 御賄頭

種姬君樣 淸信院樣 御姬樣方 御廣敷番

山奉行

左京樣 左近樣 中之間番

御金奉行

左京様 御右筆　　　　輕總領
御作事小奉行　　　　御中間頭
左京様 左近様 中小姓　　　　二分口奉行
輕御馬役　　　　茶口前奉行
火矢役　　　　地代官
路銀奉行　　　　左京様 御賄頭
左京様 御小納戸方　　　　同 御中間頭
左近様 御中間頭　　　　左京様 左近様 下肝煎
十人組並の面々 姓名にて出る　　　　中小姓並の面々 姓名にて出る
御鷹匠　　　　御鳥見小頭
壚奉行　　　　輕常御供
輕小寄合　　　　小納戸
人足頭　　　　疊奉行
左京様 御勘定小頭　　　　御勘定小頭
御用部屋物書

御役順

凡例

一御男子樣と有之は　御次男樣にても　御官位以前之御附屬は右に籠
一御部屋樣と有之は都て　御當主樣御隱居樣御嫡子樣之御實母樣之御附屬
一御役順に出無之御役左之通　○印奥役也

○奥　勤
御用人より　○御書物方頭取
奥御供方　元奥御供勤文政十三寅八月改
○奥儒者
常御供
大組より　御奏者番
中奥より　御取次
表御祐筆見習
⨂○御用御取次
御小納戸より　御膳番
同　奥之番
奥詰
中奥御番より　御書物方勤
同　御庭奉行

一御小納戸頭取被　仰付候ても下地奥之番勤候者は其儘奥之番相勤其内御小納戸頭取被　仰付奥之番勤離候者は離候段達しあり

一御膳番は御小納戸頭取被　仰付候はゝ離候事

一△印之分は用有之節奥へも罷出候事

一×印は奥役人也　本文△×印等は不用哉

一⊠印は中之口より出入致し表御用部屋坊主六尺等も出入候事

一奥役奥詰并御書物方勤之輩は御臺所口より致出入候事

□御役人　△評定所出座　○奥詰　×御用之節は奥へも罷出

一御役名の下に四の印は四つ免也

一御用人は四百石に付現米四十石浮置歩增なり二歩五厘の割

一三七等の印も右のわけなり浮置米二十石迄は五厘三毛

一信曰く此御役順は蓋し寬政度の制なるへし爾來慶應三年三月十五日御役順廢止に至る迄凡七十八九年間現行せられたる也

記中役料乃至下附金銀は一本に因て補述するものあり此分祿制御家中諸渡り物の部に集記するを適當と雖も新古紛雜漫に交錯を加へは却て沿革の事實を誤るの懼れあれは敢て私せす依て諸渡り物帳と合せ見るへし

●御役順

御老中 ⊠ 三八 諸大夫六人

三千石 寛政五年八月御年寄向後御用の品により前々の通り御老中共唱へ

江戸部

二百三十二人扶持一万五千石ならし三万五千石餘

一土佐守殿御預七石二人扶持同心五十八内組頭三人一石増均し四十七人尤鉄炮預り市橋御門與力十三騎

三万八千八百石餘

一飛驒守殿御預七石二人扶持同心六十八内組頭三人一石増尤鉄炮預り市橋御門與力三十六騎

一土佐守殿飛驒守殿領知三万石つゝに候事

一一万六千三百石餘

一長門守殿御預七石二人扶持同心五十人内組頭三人一石増尤鉄炮組に候事

三浦座順之儀官位之差別なく久野遠江守へ 寛政四子年六月廿八日

一　万　石

一丹波守殿御預同心右同断

六千六百石餘

一太郎作殿御預同心廿五人御切米等右同断尤鉄炮に候事

四千五百石

一大隅守殿御預同心

一寛政八辰年より御政事掛り椽側詰と分る

兩家之嫡子　萬石の次

三家之嫡子

御傅　✕三八衆と唱ふ寛政十一未六月十日

千五百石高

御役料三百俵三千石以上は無之

一御役料二千石より二百俵　寛政九巳九月九日

千三百石　文政十二丑三月朔日欠役

御側御用人　同上同

元御用役衆と唱ふ寛政五年改

御役料三百俵二千石以上二百俵三千石以上は無之

千二百石

御城代　一七五　三五

與力三騎七石二人扶持同心二組一組三十人つゝ内組頭二人一石増し尤鉄炮組御天守番弁獨禮以上の御廣敷を支配す

大寄合　二六五　三七

千三百石

諸大夫嫡子

●大廣間席　大廣間席より中の間席迄席附文化七午七月十日極る年寄衆より大年寄迄は無席

高家　江戸兊

久世　松平六郎左衛門

久松　戸田一統　松平圖書

持明院殿末流　大澤善太夫

山名　山名庄右衛門

小田原　北條内記

澤溝　松平三郎兵衛

土佐　天方岩楠

花山院殿末流　向山宇右衛門

高家總通しの節は何等不及其役々にて通し有之付て也

一安永五申十二月仰に六郎左衛門圖書儀は分て高家列被　仰付無之ても高家之筈尤兩人上座之筈

一山名庄右衛門松平三郎兵衛北條内記天方岩楠も代々高家之例被　仰付候事　文化二丑九月廿二日

一六郎左衛門圖書儀は御供番頭以下の御役相勤候内は導師之花籠役計相勤候事　文化元子五月

千石　△大御番頭

大御番四十八人つゝ組頭二人つゝ七石二人扶持の同心百二十人内組頭八人一石増尤鉄炮組也横須賀四組同心無之大御番は一組二十八人つゝ駿河八組同心一組十五人つゝ

五百石　文化四卯欠役　△大目付　☒

御役料二百俵但千石にても差別なし

七百石　　松坂御城代 ⊠三八

加番大御番年々交代御目付一人御徒目付一人同心二十八人七石二人扶持内組頭二人一石増書役一人は金二歩つゝ被下但千石以上は被下無之頭より遣し候筈

大普請奉行 ⊠

七石二人扶持大普請方同心二十人内郷役同心七人内組頭二人一石増尤鉄炮

四百石　元奉行寛政五改　△○ロ御勘定奉行 ⊠

御役料二百石　五百石以上は金五十兩尤月割　文化八年より一分減し

一七石二人扶持同心四組一組三十人つゝ合百二十人組頭二人つゝ八人一石増尤鉄砲書役六人八石二人扶持詰一人被下詰一人差上け

一御馬支配御馬預り馬醫御馬方北島御殿預御下屋敷奉行御薬種畑奉行御花畑奉行澁谷千駄ヶ谷御屋敷奉行を支配す

五百石　大組

無官嫡子

四百石　寛政五丑五月向後重役に列す　△○ロ寺社奉行 ⊠三七

御役料千石より六百石迄金二十兩五百石以下三十兩　文化八未年より一分減

一寺社吟味役三人つゝ六石二人扶持同心二十人内組頭二人一石増尤鉄砲同心二組十人つゝ

四百石　×御船奉行 ⊠三七

御役料百石五百石以上金三十兩

一與力六騎大船頭二人元〆二人八石二人扶持御船頭廿（一本二十八）人六石二人扶持同心五人六石二人扶持水主二百四十一人內詰二人相渡る詰二人差上にても無差別相渡る御切米高千六百七石

○御用取次 ☒四
四百石 天保六未十二月欠役 文久三亥十二月再置
御役料金十兩

○御側 安政二卯九月欠役
五百石 天保六未十二月（一本六月）新規內御用御取次と宿り方を被置宿り方は是迄御小姓頭取扱の品取扱
御役料二十兩五百石以下諸渡物五百石均し

御供番頭 二六七四
四百石 文化元子六月並高極
御供番三組十人つゝ組頭一人つゝ御弓役を支配す
右重役

西條御家老
四百石
孔雀之間席

少將樣○御傅

御守殿御用人 ☒
二百石 五十兩

御書院番頭 二六五四
四百石 寛政五新規
御書院番六組九人つゝ組頭一人つゝ
御使番頭格を御書院番頭格と寛政六改

四百石　寛政五新規　　　　御小姓組番頭

御小姓組六組十八人つゝ組頭一人つゝ

中間番頭を御小姓組番頭格と寛政六改

五百石　元御用達寛政四改
嘉永七寅八月並高五百石に元三百石　　△○ロ御　用　人　×四

御役料五十兩四百石以上三十兩奥掛り七人　文化八未年より一分減し

鉄炮御用之儀向後奥掛り取扱可申旨　文化九辰年六月廿六日

一奥掛り之面々向後御賄手向之御用御召物等の御用筋相勤御馬の儀も肝煎可申事　文化七午十一月十七日

一此度江戸表熊野三山貸付方役人等都て伊達藤二郎支配被　仰付候へ共身分に附候諸願等差掛り無據節は各にて取扱之事　天保十五辰十一月四日

一山方勤之輩獨禮以上は御用人取次支配右以下御徒格以上御用人支配小普請等より出役の筋は勤に付ての儀は御用人支配之筈　右新規九十一

一御隱居様方にて隱居分知等致し候へとも御表支配になる

不審（原書のまゝ）

一御留守居物頭を初大御番頭迄は表御用部屋取次支配右已下御目見已上は御用人支配

一寄合より隱居之輩は剃髪致し候はゝ表御用部屋は取次支配

一大御番小普請御留守居番此二役は致隱居候ても元支配之筈

文化二丑閏二月

御小姓頭

四百石

御小姓頭の勤筋當分奥掛り一統にて取扱可申旨 安政二卯九月より以前之通 天保六未十二月欠役の處

△ロ町奉行 ☒

御役料四十兩　三百石取同樣勤之筋は馬扶持渡る

與力三騎つゝ二十石三人扶持同心二組一組二十五人つゝ七石二人扶持組頭二人つゝ八石書役

一組は二人一組は三人八石内詰二人つゝ相渡る四人つゝ差上る

一御手弓御手筒同心より割入二十二人内一組七人八石四人七石一組六人八石五人七石但其身一代

御取來の通八石被下追て代番之節より町同心並之七石つゝに直り候筈 文化元子年

友ヶ島奉行

四百石 嘉永七寅しんき

御役料百石

一友ヶ島御番二組欠字カ人組頭一人つゝ同心七石二人扶持五十人つゝ二組内組頭二人つゝ一石増但鐵

炮組

新御番頭 四

三百石 寛政五しんき

新御番組三組一組十九人つゝ組頭一人

大小姓頭格詰番頭格を新御番頭格と寛政六改

×御鷹匠頭

三百石

餌差十三人御切米高百三十七石八斗七升五合同心十七人内組頭二人七石金二兩つゝ被下平六石

二人扶持一兩つゝ被下但浮置引取等組頭より書役相勤候はゝ被下銀二十七匁均し内より餌銀取扱筆紙墨代被下銀九匁なり　但何れも文化八未年より五厘減し

三百石　　○ロ御廣敷御用人

御役料十八兩

一伊賀七組組頭七人十石二人扶持金一兩銀三枚伊賀本役六十一人九石二人扶持同小供役十四人五石二人扶持金一兩江戸詰は金二兩　但文化八年より五厘減

三百石　　御手弓頭　四

同心二十人（一に十四人）八石二人扶持組頭一人九石

三百石　　御手筒頭　四

同心二組一組十人（一に十四人）つゝ八石二人扶持組頭一人九石内一人浮上け

三百石　　小普請支配　四

寛政五しんき

御役料銀二十枚六百石以上銀十五枚　文化八より一分減

一小普請三組人數不定組頭十人内江戸三人已下小普請組頭四人内江戸二人

三百石　　×御城附　四

二十人扶持　馬扶持三百石取二斗二百石取三斗

一御役料現米百石五百石以上同七十石　文化八より一分減し

三百石　　×西丸御城附　四

二十人扶持渡り物御城附の通り

三百石　元十人組頭寛政五改　小十人頭　四

小十人七組一組十人つゝ組頭一人つゝ　但弓三組鉄砲四組常府の小十人は鉄砲組の事

三百石　御連女樣方　○御用人

三百石　御男子樣方　御用人

右兩所御役料五十兩

四百石　元勢州役寛政五改　勢州奉行

三百石取立之筋は馬扶持被下

同心十五人つゝ二組平七石組頭一人つゝ八石内二人つゝ書役金二歩つゝ被下但文化未年五厘減し

一文化四卯十月廿一日向後勢州御船奉行松坂町奉行兼帶御用取扱の儀隔月に勤る

四百石　御留守居番頭

御留守居番三組人數不定同心三組一組二十人つゝ六石二人扶持内組頭二人つゝ一石增　但鉄炮御普請牛役

詰一人被下詰一人差上五百石已上不被下

二百石　御部屋樣　御用人

四百石　御旗奉行　三七

旗役三十五人（一本三十八人）七石二人扶持同心十八人つゝ七石二人扶持内組頭二人

四百石　御鎗奉行

布衣御目付

右布衣已上　元御鎗奉行以上寛政六寅九月廿六日

孔雀之間席並

三百石　　　勢州奉行より並　　松坂町奉行

與力二騎つゝ二十石三人扶持同心二組一組十一人つゝ七石二人扶持　但鉄砲組

三百石　　　根來頭

同心三組一組は三十六人二組は三十七人五石内組頭一人つゝ一石增　但鉄砲組

福藏院　三島　德島　八十島　兒玉　坂本　川原　大島　田伏

右御鷹場見廻り相勤候付被下の外に常二人扶持相渡銀一枚鶴飼に付東光院へ被下但九月より二月迄閏月有之年は銀五十目被下之

四百石　　御持弓筒頭ゟ御先乘とは唱間敷寛政四　　御持弓頭　四

同心三組一組二十七人つゝ八石二人扶持內組頭二人つゝ一石增內詰一人渡詰一人差上け但十石石石已上詰不相渡

四百石　　　御持筒頭

同心三組一組二十七人つゝ八石二人扶持內組頭二人つゝ一石增同心詰被下右同斷

三百石　　元物頭　寛政四改　　御先手物頭

三百石取の筋馬扶持二斗つゝ相渡す　御普請半役但祿の高下に不拘不殘出人一人二百月積出す

同心二十三組一組二十人つゝ七石二人扶持內組頭二人つゝ但駿河十四組內弓四組鐵炮十組横須賀九組內弓三組鐵炮六組詰二人相渡五百石已上は二人共不相渡

御先手物頭へ御預け有之節は五人扶持渡る其外は手前淩き

三百石　　本所御門番之頭

同心二組一組十人（一二十七八）つゝ五石二人扶持組頭一人つゝ六石但弓一組鐵砲一組　請二人渡る御普請半役

二百石　　山家同心之頭　三七

同心三組一組三十人つゝ一人扶持つゝ御切米なし御普請役右同斷但鐵砲組　但川俣日高有田住居也

二百石　元天守預り寛政五　　御天守番之頭

同心二十八人六石二人扶持組頭二人七石つゝ内詰一人被下詰一人差上け三百石已上は二人共差上

但鐵砲組

二百石　元御本丸預り右同し　　御本丸番之頭

同心二十人六石二人扶持但鐵炮　　同心詰被下右同斷御普請半役

六十石　元御小納戸頭右同し　　御納戸頭　四

六十石　嘉永七寅八月並高六十石に　元五十石　　席外　御小姓頭取　四

六十石　右同斷　元五十石　　同　御小納戸頭取

金二十兩

二百石　　少將樣方　御用人

三百石　元五十人者頭文化元改　　五十人組之頭

同心六組一組十一人つゝ六石二人扶持組頭一人つゝ七石但弓二組鐵砲四組

三百石　御徒頭

御徒八組一組九人つゝ組頭一人つゝ十五石三人扶持

五十石　除席　少將様方　御近習番頭取　四

四百石　嘉永七寅八月並高四百石に元高三百石　席外　御目付　四

御合力十五兩五年目より三十兩五百石已上五年目より十五兩　文化八年より一歩減三百石取の筋馬扶持二斗つゝ渡る

一御小姓目付四人組頭一人御徒目付二十人組頭三人御徒押十二人御小人目付六十一人六石二人扶持内組組頭二人金二兩増御小人押三十九人四石二人扶持

一御目付にて布衣被仰付候へは同役上席致し御禮席は御槍奉行の次へ名前出る新規千五百九十四

一文化四卯年御目付欠役に付御供番頭以上へ御觸書諸事通達大目付無之以前之振合を以御目付通達之

三百石　御使番　四

三百石取迄馬扶持二斗つゝ渡る但し上ヶ米有之内也

四百石　寄合組頭　三七　浮大上

寄合四組人數不定　御普請丸役但年番之筋二百石被下御足銀被下已上二百石分被用捨

五十石　除席　少將様方　御目付　四

金九兩　但三ヶ年勤已下被下六十石以上へは不被下　勢州奉行より兼　松坂御船奉行

詰米五石被下　但御船手余米の内より相渡る右兼帯に付詰米兩人へ被下御船藏松ヶ崎浦御水主
七十八五石二人扶持總御切米三百四十八石

三百石　元添奉行寛政五改　御勘定吟味役　四
神文御側方改
御役料銀七枚支配勘定組頭二人支配勘定三十人　御役料文化八年より一分減
御勘定吟味役同様筋低祿之者江戸宛にて勢州上方詰同様歩合引取の筈に候へ共向後江戸歩引取
の事

竹田景安
板坂卜齊
法橋之御醫師
御匙醫

三百石
十人扶持
●右頭取
●虎之間席

三百石　御留守居物頭　三七
御普請牛役
同心五組一組十一人つゝ六石二人扶持内組頭二人つゝ一石増詰一人被下一人差上け　御弓藏勤組頭二人銀一枚
被下水帳藏勤二人組頭より出役銀一枚被下御武具藏勤二人平同心より出役銀一枚被下但いつれ

も五厘減し

二百石　元田丸白子五十八者頭文化元　　田丸白子　五十八組之頭　四

十八扶持馬金十兩　馬扶持大豆二斗つゝ相渡る

一同心二組一組十八つゝ六石二人扶持内組頭一人つゝ一石增

加納へ伊達　御預　　寄合　三七

御普請丸役

三十石　元二十五石嘉永七寅八月改　　席外　○御小姓　四

御金五十兩

二十五石　文政三辰年四月新規　　中奥御小姓

御金十五兩

三十石　元二十五石嘉永七寅八月改　　席外　○御小納戸　四

御金二十五兩　　御小納戸より兼　御膳番奥之番

重役嫡子

兩御番頭御用人　總領

布衣以上總領

三百石　　御供番組頭

八十石　元留役ゟ奥御右筆留役ニ寛政五　奥御右筆留役ゟ奥御右筆ニ文政十二　　奥御右筆組頭

三十石已下の筋御役料金八兩　文化八より一歩減し

六十石　御書院番組頭　四

寛政五新規　五組

二百石　御小姓組與頭　四

同　五組

五十石　新御番組頭

同

五十石高へ金五兩江戸詰之節被下六十石へは不被下

二百石　大御番組頭

御普請丸受　但二百石御用捨

五十石　御普請奉行

御普請方四人御切米三十石

百七十五匁元本役人足一人半扶持潰し酉年より相止奉行の通被下

五十石　御作事奉行

金十五兩銀二枚

二石四斗一人半扶持書役潰し相渡候處戌年より相止石代り銀二枚被下文化八未年より一歩減し尤月割

江戸勤番年は六十石被下金十兩被下同斷一歩減し百十匁江戸御中間一人分給銀被下同一歩減し銀二枚常普請の者分被下一歩減し

一御作事方勤三十七人御切米二百七十石江戸勤の分六人御切米四十石

「山崎幾左衛門手扣帳に左の記載あり參考として掲く

御作事方役人定

一百八石　　破損手代　十三人
内
八石取立株より五石取下奉行相渡候付此株にて上る
三石殘て
百五石
内
九石取元〆手代四人　八石取手代八人　五石取下奉行一人

十四石　　破損下奉行　二人
但一人七石つゝ

八　石　　同　水帳役　二人
但一人四石つゝ

七十一石　　破損下奉行　同心　十一人
内
七石取つゝ六人　五石取壹人　六石取つゝ四人

八石取　　御掃除肝煎　一人

七石取　　同　斷　一人

八石取　　御疊方手代　一人

外に　杖突　五人

此銀江戸渡り百六十目つゝ

右若山御勘定所出の書付寫」　以上」　「内朱書

二十五石　御召御具足奉行　四
江戸被下金十兩四十石取金不被下三十五石取迄無差別手代三人八石二人扶持
五十石　元砂之御丸預寛政五改　砂丸番之頭
同心十八人四石二人扶持
二百石　御供番　四
江戸詰三百石十八人扶持御足被下之
知行三百石取へ馬扶持相渡る天明七未年より若山は一等相止江戸詰は無差引
二百石　御弓役　四
江戸詰之節三百石都合御足被下
二十五石　元御近習番　寛政六改　中奥御番
十三兩二歩江戸詰被下但二十五石は本行之通り三十石已上十兩四十石已上は不渡三十五石は
六兩相渡る素袍已下の御役にて二十五石取より被仰付候は其節計支度金五兩相渡る
六十石　文政十二丑新規　表御右筆組頭
四十石　寛政五新規　小普請組頭
御役料銀五枚　文化八より一歩減し尤月割
四十石　元御使役　御小姓組　四
江戸詰之節八十石高に御足被下御切米四十石已下若山にて御小姓組同様勤被仰付候輩へは江

戸詰の節持祿に一倍の御足被下之江戸詰年計十五兩相渡る一歩滅し但御切米八十石知行貳百石取に相渡る御合力十兩相渡る一歩滅し但御切米百石知行二百石取へ相渡る金二兩江戸詰の節御中間一人分一歩滅し

二十五石　元大小姓　　御書院番　四

江戸詰年計金七兩衣類代被下二歩滅し二百石迄相渡る右已上へは不渡金七兩江戸詰被下廿九石迄本行の通三十石已上六兩四十石已上不相渡但一歩滅し素袍已下の御役にて二十五石取より被仰付候はゝ其節計金五兩支度金相渡る

五十石　元奥御右筆留役　　奥御右筆　四

三十石已下の筋へ御役料金八兩被下尤月割但戌年已前金十兩相渡候處當時八兩に相成江戸詰の節是迄之通十兩相渡る

持高　嘉永七寅新規　　友ヶ島御目付

勤之內百石御足

持高四十石以下三人扶持

二百石　　田丸白子　御目付

金十兩十人扶持渡る馬扶持二斗つゝ但當役被仰付馬

十五石　除席　　少將樣方　御近習番

金七兩江戸詰被下一歩滅二十石より二十五石迄本行之通十五石取は四兩三十石取は六兩

×御同朋頭　四十石

御同朋頭迄元日御禮右以下　御目見以上は二日御禮嫡子及ひ總領隱居之向は何れも二日御禮の事

○奥御醫師　四　四十石　除席
十八扶持

本道

外科

眼科

口科

針科

奥御醫師格之面々

奥撿校　寛政八奥詰撿校ゟ

奥勾當　同　奥詰勾當ゟ

御醫師　御連女樣方

千宗左

×御數寄屋頭　四　元御茶道改寛政五改

席外

四十石以下三人扶持

一坊主十六人七石二人扶持内組頭二人扶持

一平士御醫師御數寄屋頭三日御禮御匙醫總領初御醫師御數寄屋頭總領三日御禮之事

●虎之間席並

持　高　嘉永七寅新規　友ヶ島御番組頭

勤之內五十石御足

一持高四十石以下三人扶持

四十石　御腰物奉行

手代五人八石二人扶持

四十石　御具足奉行　三七

手代三人　同上

二十五石　×御膳奉行　四

江戸御膳奉行は御臺所頭兼帶之筋へ銀五枚被下但一歩減し月割若山にて右兼候はゝ三人扶持渡る

江戸詰金七兩被下一歩減し但二十九石迄本行之通三十石已上六兩四十石已上不渡御膳奉行の上同格奥詰共被下金本行の通

三十石　元大金奉行寛政五新規（一本永）　元方御金奉行　三七

三人扶持　神文御目付改め

一手代五人八石二人扶持内元〆一人

三十石　大納戸　三七

三人扶持　江戸は御臺所頭より兼務神文御目付改め

一手代四人八石二人扶持

十五石（一ニ三十石）　除席　御男子樣方　御近習番

三十石　少將樣方　御供役　四

右兩役被下金六兩但し四十石已上被下なし

二十五石　元中の間番　新御番

金七兩江戸詰被下一歩減し但廿九石迄本行之通三十石已上六兩四十石已上なし

詰番格を新御番格と寛政六改

五十石　御天守常番　三七

二人

二十石　御留守居番

三人扶持

左の課役へ出役に付御普請金御用捨

御道具藏預　御藥種藏預

御馬具藏預　御槍藏預

判　改

四十石以下の筋右課役被仰付候へは銀二枚被下四十石已上は御普請役御免に付被下なし

一同心五人八石二人扶持内元〆一人　拂方御金奉行

二十石　元小金奉行寛政五改

三人扶持元〆壹人手代四人八石二人扶持神文御目付改め

二十五石　大御番　三七 十分一

中之間番格ゟ大御番格ニ寛政六改
大番組ゟ大御番ニ同四

大御番格小普請

元大御番格番外

中之間番格小普請ゟ大御番格小普請ニ改

大御番格之面々

頭役總領

持高　寄合御醫師

御匙醫總領

三十石　元二十石嘉永七寅八月改　文政十二丑八月唱替　表御右筆　四

三人扶持　見習日記方 認物勤日記方　も同

一日記方は金六兩三十石已上は無之

御代官 四

郡奉行を御代官と郡奉行は欠役　寛政十一年五月改

伊都郡

四十石　古座浦口前手代

銀七枚　一歩減

一手代六人八石二人扶持内元〆一人二石増

那賀郡

同　同　同

一手代七人八石二人扶持元〆一人二石増

名草郡

同　同　同

一手代八人同上

海士郡

同　同　同

一手代十人同上

有田郡

同　同　同

一手代（一二八人）十人同上

同　日高郡
　同　同
一手代七人八石二人扶持元〆一人一石増
五十石
　同　同
口熊野
一手代四人八石二人扶持内元〆一人二石増
同　奥熊野
　同　同
一手代五人八石二人扶持内元〆一人一石増
八十石　松坂領
　十八扶持馬金十両　御役料銀十枚
一手代八人に元〆一人
同　田丸領
　同　御役料同斷
一手代八人に元〆一人
同　白子領
　同　御役料銀七枚

一手代六人八石二人扶持元〆一人一石增

一三領御代官御使十度に及候はゝ銀二枚被下但享和元年より二歩減し

一文化六巳年丸之內鳥居佐五兵衞屋敷を御代官所に作る

御代官見習

四十石已下銀二枚被下但見習當分助役被仰付候ても見習の銀二枚其儘被下兩熊野御代官助は熊野へ相詰候付免寄合本役同樣御用捨

三十石　御勘定組頭
三人扶持　元御勝手役元〆寛政五改

三十石　御材木石奉行
三人扶持　元總御材木奉行文化九申新規 文化十三

一當時御仕入頭取より兼勤

三十石　御作事吟味役
三人扶持

二十石　御道具支配
三人扶持　金六兩江戸詰被下但一歩減銀百目江戸詰之節衣類代被下　但未年より二歩減

二十石　小十人組頭
三人扶持

一金六兩　元八兩の處相減す尤月割一歩減但江戸詰の節は是迄之通八兩相渡る　三十石は渡さす

銀百目衣類代二歩減同三十八匁弓矢代金六兩江戸詰被下一歩減

三十石　御鷹匠組頭　四

三人扶持　筆紙墨料銀二十五匁被下一歩減

二百石　京御屋敷奉行　四

元京都役寛政五改

七人扶持

京都御買物遣御用被仰付候筋計り金七兩被下一歩減　銀五枚御中間代被下月割一歩減　一ヶ年御使勤渡り金五兩筆紙墨料銀五十目

一書役二人六石三斗　月割なし一歩減

二百石　大阪御屋敷奉行　四

元大阪御屋敷預り同日改

七人扶持

一書役詰七石被下月割なし一歩減掃除の者給米十一石六斗四人扶持文化十酉年幸橋御屋敷は御勝手御用並物産交易御仕入御用筋等取扱候筈

四十石　伏見御屋敷奉行　四

元伏見御屋敷預り同日改

七人扶持銀三枚御中間代被下

一筆紙墨料　銀五十目

二十石　湊御殿奉行　三七

文政十三寅十月御目見已上に

三人扶持　元御下屋敷奉行　文政十三寅十月改
同　右同断
同　神文御勘定吟味役改　澁谷御屋敷奉行
元澁谷御屋敷預り　同日改
同　芝御屋敷奉行
同
同　築地御屋敷奉行
同
同　文政十三寅三月同年十月御目見以上に　濱町御屋敷奉行
同　文政十三寅十月御目見以上に
同　右同断　千駄ヶ谷御屋敷奉行
同　神文御勘定吟味役改　元千駄ヶ谷御屋敷預り寛政五改
同　右同断　北島御殿奉行　三七
同　右同断　元北島御殿番文政十三寅十月改
同　右同断　濱御殿奉行　三七
同　元御藥種畑奉行　文政十三寅十月改
同　並高天保五午十一月極る新規
同　傳法御殿奉行

同　御鐵砲奉行　三七

同　元御鉄砲預寛政五改

同　御臺所頭　四

同　一慶應三卯年九月廿九日向後三十五石已下物書給五石不渡銀五枚被下江戸詰年七石も不相渡一　御賄頭兼帯元御賄頭同上

一當分御賄頭被仰付候筋は銀三枚被下

一書役五石江戸詰七石相渡る三十石已上不渡

一江戸御臺所頭より御膳奉行兼勤の筋銀五枚被下尤月割一歩減し

若山御臺所頭より御膳奉行兼帯には銀三枚被下月割一歩減し

二十五石　御守殿　御臺所頭

三人扶持　御賄頭兼帯

二十石　除席　少將様方　小十人組頭　四

三人扶持

同　御廣敷御用達　四

同　元御目見已上の奥役人寛政五改

一坊主十八七石二人扶持内組頭格一石増銀二枚　御守殿　御用達

獨禮小普請

同

持高

検校は一同御醫師同格の筈に相成候付
支配の儀御側方聞合候處御用部屋
取次支配の旨答あり但勾當御用部屋
支配寛政六寅六月

三十石

三人扶持

一御仕着左之通代銀渡り

一四月袷 一

一五月帷子 二

一七月同 一

一九月小袖 一

一十二月小袖一本改 一

一小さ刀(拵)代

元獨禮小寄合寛政五改

同末席

獨禮之輩

御番醫師 三七

小普請御醫師

元表御醫師文化二改

席順本道外科眼科口科針科

小普請御醫師格之面々

撿校

勾當

御同朋 四

麻上下 一具

同 一具

同 一具

麻上下 一具

被仰付候節計り

一熨斗目　　　初年被下

江戸渡り物

一中紗綾　一反　　代銀五十一匁四分四厘
一紅羽二重　一反　　同　四十九匁六分八厘
一半上下　一具　　同　十九匁九分八厘

右四月渡り

一中染帷子　二　　銀　五十五匁二分八厘
一同半上下　一　　同　十九匁九分八厘

右五月渡り

一中白帷子　一　　同　二十二匁六分八厘
一中半上下　一　　同　十九匁九分八厘

右七月渡り

一中綸子　一反　　代　六十九匁三分六厘
一紅羽二重　一　　同　四十九匁六分八厘
一紅摘紗　百目　　同　十六匁七分

右九月渡り

一中紗綾　一反　　同　五十一匁四分四厘
一同　熨斗目　一　　同　六十九匁八分六厘
一中紅羽二重　二反　　同　九十九匁三分六厘
一同　摘紗　二百目　　同　三十三匁四分
一同　長上下　一具　　同　二五匁九分六厘
一同　半上下　一　　同　十九匁九分八厘

右十二月渡り

〆六百九十四匁七分二厘

一中練縞　一　同　三十七匁六分

但是は十二月渡り熨斗目と代る〳〵隔年に渡る

一大紋差貫一通り　代　百七十目四分五厘

但是は被仰付候節相渡し夫より五年目毎に相渡候筈

若山渡り物

一中のしめ　一つ　代　七十七匁六分

一同紅羽二重　一　同　五十六匁八分

一同半上下　同　廿一匁九分六厘

右四月渡り

一同御紋付帷子　二　同　三十八匁一分六厘

一同半上下　一　同　二十匁九分六厘

右五月渡り

一中白帷子　一　同　十四匁五分八厘

右七月渡り

一御紋付羽二重　一　同　三十五匁五分八厘

一紗　百目　同　十七匁一分

一中紅羽二重　一　同　五十七匁八分

一半上下　一　同　二十一匁五分七厘

右九月渡り

一のしめ　一　同　七十七匁六分

一中羽二重　二百目　同　百十三匁六分
一紗　二百目　同　三十四匁二分四厘
一長上下　一具　同　二十七匁九分六厘
一中御紋付羽二重　一　同　廿一匁
〆六百六十三匁六分九厘
右十二月渡り
一大紋差貫一と通り　代　百七十目四分五厘
但七年目渡り其外江戸同斷
一練嶋　一反　同　五十一匁五分六厘
但十二月渡り熨斗目と交る〱隔年に渡る
一總坊主百七十三人六石二人扶持内奥坊主組頭六人一石増奥御小道具役四人一石増表御小道具役六人一石増

中之間席
御城代支配小普請
元童子組寛政五改

二十石
三人扶持
文化十四丑年六月より御貸方取扱引受
江戸御金奉行
一同心五人内九石二人扶持一人十石二人扶持一人八石二人扶持三人

持高
友ヶ島御番
勤之内十石御足持高四十石以下三人扶持

小十人　四

元十人組

二十石

三人扶持

一廿八匁八分　弓矢代　元三十二匁の四分引月割

一八十目　江戸詰年計り衣類代　元百目の二分減し

一勝野甚之進弟子

三匁一分五厘　角火縄代　元五匁の處四分減し

但し四月より七月迄の稽古に付八月被仰付候へは不相渡四月より七月迄に被仰付候へは月割にて相渡る

一宇治田彌右衛門弟子

一匁五分七厘　角火縄代　元二匁五分の處

渡方　右同斷

一　六匁筒稽古之筋

藥　四百三匁二分　但一割籌減あり

鉛　二百二十六匁八分　但四月より七月迄稽古一ヶ月四日一日二十枚つゝ一枚に付藥二匁込め

藥　二百一匁六分　但右同斷　藥一匁込

右四月より七月迄の內被仰付候筋は月割を以て相渡る

金六兩　江戸被下但一歩減し

十六匁九分六厘江戸詰中玉藥代但一歩減し

一小十人助本役同樣勤にて小普請を不離向本役之通不相渡小遣金江戸被下金三兩之事小普請より

小十人助本役同樣小使金四兩被下金三兩但一歩減し

一渡り金本役之通りに候事

一進物御番

御役料　金五兩一歩減し
但四十石已上不相渡

江戸詰被下金六兩　但右同斷

儒者

御廣敷番　三七
元御目見以上の奥役人
寛政五改
二十石
三人扶持
獨禮已下之格式有之分は御城代支配無格之筋は御廣敷御用人取次支配　但江戸にては獨禮已上は御用人支配

御守殿　御廣敷番

御連女樣方　御臺所頭
御賄頭兼帶

同　御廣敷番

御部屋樣　御廣敷番
二十石
三人扶持

少將樣方　中之間番
二十石
除席
銀百目羽織代被下但二歩減金六兩江戸被下但一歩減

御大工頭
十五石

御小人頭
元御作事小奉行寛政五改
二十石
三人扶持　神文御目付改

元御中間頭　同上

三人扶持

御役料金二兩被下尤月割一歩減

金六兩　江戸詰被下一歩減

二百九十目つゝ御小人方筆紙墨代被下

御中間頭自今は御切米共二十石に相定る然れ共先役之被下物より結句減候類は二十五石に可被仰付儀有之事

一御小人組頭五人六石二人扶持御長刀之者六人同帳附二人五石一人半扶持御草履持十八人同御使之者二十二人五石一人半扶持金二兩御鎗持十四人五石一人扶持御傘之者十八人內學校附二人同帳附常助一人四石一人扶持同助二人同御使之者常助三人四石一人扶持金二兩常助二人四石一人扶持金一兩觸番九人御細工方一人御小人六十七人右三役何れも四石一人扶持總御小人百七十五人

十三石　除席　少將樣方　小十人　四

二十石　二分口奉行　四

三人扶持

一四十石以上書役給五石番附百五ヶ所手代人數不定

十三石　御馬預

元御馬役　寛政五改

三人扶持

金五兩被下　但御目見已上無差別被下四十石已上不被下夫より一歩減し御馬支配江戸詰之節
三十石已上銀十枚右已下金十兩被下博勞扶持一人前被下
一六石二人扶持より三石一人半扶持迄御厩之者百五人總御切米高四百六十六石

十三石
三人扶持　文化十四新規御役勤方御馬預打込相勤
御馬方

二十石
三人扶持　元方御金奉行より兼帶　神文御目付改
路銀奉行

大目付方認物勤

同
三人扶持
御男子樣方　御抱守

小十人小普請　三七
元十人組並小寄合寛政五改
一刑番外な刑小普請さ同年

同　末席

小十人格之輩　同年
元十人組並

以下小普請組頭　三七

十五石
三人扶持　御役料銀五枚月割壹歩減

○御納戸

十三石　文政五午年八月御目見已上に

三人扶持　元御小納戸手傳同年

御小姓目付組頭

十八石

三人扶持　御目付支配　元御側方認物勤安政二卯九月已前の通り

一御役料二兩　月割一步減

御徒目付組頭

十五石

三人扶持　文化四卯二月朔日並高初席順定る勤方御徒目付無差別打込勤

御役料右同斷

御船肝煎　三七

二十石

三人扶持

少將樣方御右筆

十二石　除席

被下金三兩　但一步減

御小人頭

十五石　同　同

三人扶持

江戸被下金三兩　一步減

小十人格之輩

同　同

御鷹匠　四

十石

御勘定四

元御目見已上の御勝手役
寛政五

三人扶持

十五石

三人扶持

御勝手方

御役料二十石已上二兩月割右已下三兩一歩但三十九石迄相渡四十石已上不渡尤江戸詰之節は銀五枚相渡

神文御勘定奉行相改

在方　神文右同斷

公事方　神文御勘定吟味役相改

賄方　神文右同斷

江戸御勘定所當番方

御鳥見組頭

三十石

三人扶持　若山一人　勢州一人
御中間一人分百十匁一人半扶持被下勢州は三兩小使料相渡る

塩硝奉行

二十石

同

一五石二人扶持より二石一人半扶持迄同心二十一人總御切米高八十七石八斗　但御切米手形は御城代印形也

新宮
田邊　與力

新宮田邊與力兩家へ被下切に相成候付御手前御帳への姓名相除候樣相成候品新規二千二十七にあり
安政三辰年六月十四日

平士總領

右御目見已上

御目見以下大概順

○肩衣着
□江戸同斷

文久二戌十二月向後諸士並之唱

○肩衣　御免之輩

以下小普請　三七
元輕小寄合寛政五改

同末席

十二石
文政五午八月新規大概順
是迄御納戸の所

御納戸見習

三人扶持

三十石

○支配勘定組頭　三七
元御勘定組頭寛政五改

若黨給五石　月割一歩減但三十九石迄相渡四十石以上不相渡
慶應三卯九月向後四十石以下若黨給五石不相渡銀五枚被下

御勝手御用相勤候へは銀五枚被下

神文御勘定吟味役

十三石

御書物方書役　四

三人扶持　　元物書　寛政四
十五石　御用部屋書役　四
同　　同
十三石　表御用部屋書役　四
同　　同
同　○御廣敷添番
同　　元御目見以下の奥役人
文化十三子年新規御役　元御廣敷番の筋肩衣着相勤
御守殿　御廣敷添番
十三石　○寺社吟味役　三七
三人扶持　御役料銀五枚　月割一歩減し
二十石　○御城代與力　三七
同　松坂御城代與力　四
三人扶持　詰中僧一人扶持役屋敷相渡る
二十石　○御船手方與力　三七
三人扶持
同　○町與力　三七

同
同　　　　　　○松坂町與力　四
同
御中間一人分給銀百十匁被下
同　　　　　　傳法御藏奉行　三七
同
一書役給五石　月割一歩減但三十石已上不相渡　慶應三卯年九月廿九日向後三十石已下物書給十五石不相渡銀五枚被下　神文御目付改
一手代八人八石二人扶持内元〆一人二石割
十五石　　　　○芝御藏奉行
三人扶持
一元〆一人十二石二人扶持手代四人八石二人扶持
十五石　當時欠役　　北山御材木奉行
三人扶持　一金二兩　安政二卯年六月欠役新規
一炊銀百八十目一人半扶持一人役造用一日一分五厘つゝ　神文御目付改
北山御材木奉行の内新宮鵜殿之住居村田次兵衛には炊遺なし但次兵衛儀は流木奉行兼帶
十三石　　　　佐八材木奉行
三人扶持　當時御仕入頭取より兼る　神文御勘定吟味役改

御中間一人潰銀百八十匁一人半扶持壚増（噌カ）代一ヶ月分四匁五分同一匁五分

十　石　　長藏奉行

同　　元長藏預寛政五改

十　石　　道奉行

同　　神文御目付改

十五石　　右同斷　　屋敷奉行

十五石　　○御小姓目付

三人扶持　　御目付支配　　元御側方認物勤見習
安政二卯年九月に已前の通り

金二兩被下但し十五石已上不被下　　二十九匁六分羽織代但シ十二ヶ月目渡り

十二石　　文政十三寅十一月新規
御目付支配　平日は肩衣着相勤　　○奥火之番

三人扶持

十五石　　御臺所目付

三人扶持　　安政三辰十二月向後御目付支配誓詞判元御目付にて見候事

御臺所見廻り役大納戸見廻り役兼帶

十二石　　傳法御藏目付

同

當時御藏目付不被仰付折々御徒目付打廻候筈被仰出

○御徒目付

十二石

同　御合力金十五石以下金二兩

一　銀百匁江戸衣類代　但二歩減

一金三歩二朱被仰付候節火事羽織代　但二分減

一　銀六匁二分五厘　花色紙合羽代　但二十四ヶ月渡り二歩減

一　同四匁五分　御參暇共股引代夏冬之衣類代二歩減し

表火之番

十二石　文政十三寅十一月新規

三人扶持　御目付支配　平日は肩衣着相勤

○御駕頭

十五石

三人扶持　銀百目　衣類代　但二歩減

一　御駕之者（御一方樣に付二十四人つゝ五石一人半扶持）内組頭一人つゝ一石半人扶持増金二兩

御犬牽頭　三七

十三石

三人扶持　金二兩被下　文化八未年より一歩減し

御鷹方御犬牽六人御切米高十八石山方御犬牽六人御切米高八石五斗

○御徒組頭　四

十五石　御役料共

三人扶持（銀百匁衣類代二歩減銀四匁五分御參暇之節股引代二歩減銀三枚御獻上附相勤候付被下但一歩減月割）

表御用部屋吟味役　四

十二石

三人扶持
元表御用部屋勝手下役
寛政五

十二石　　御臺所吟味役

同　　同見廻り役　三七

十二石

三人扶持　　御殿見廻役

同

十五石　　○御中間頭
元評定所預り人足支配
寛政五

三人扶持

御役料金二兩月割末より一歩減　手形改より御中間頭兼帶二兩つゝ被下

評定所預り元花畑鐘撞支配す同所時の鐘出來正德二辰九月朔日朝六時より初る　神文御目付改

一御中間千三十九人百十三匁一人半扶持

十二石　　御勘定見習
元御目見以下之勝手役
寛政五

三人扶持

十五石　　大船頭　三七

同

十三石　　御連女樣方　御進物預

八石　御男子様方　下調役
十三石　少将様方 御連女様方　御金方
御男子様方○御金方
十二石　三人扶持　少将様方 御連女様方　御徒目付
十石　小将様方　御徒組頭
三人扶持　一金二両
同　御船手元〆　三七
三人扶持
十二石　堂形奉行
同　元堂形役　寛政五
十石　穴（アナ）太（フ）役　三七
同　神文御勘定奉行
十三石　御花畑奉行　四
同　六尺金三両一人半扶持潰し　神文御目付改
御船手見習
銀五枚　御船乗前　三七

三人扶持　稽古之輩

十二石　御馬乘　四

同

十石　馬醫

同

一若山御馬藥種料　御在銀二枚　御留守居銀一枚

一江戸同代金五兩但し江戸一人にて相勤候節は金十兩被下

十石　御廣敷進上番

元御廣敷御玄關御番
文政五改

三人扶持　御廣敷書役

八石

元錠前書役

三人扶持

御守殿　〇書役

十二石　〇御徒押

三人扶持　文化十三子年新規

江戸被下金二兩一歩減但十五石已上不相渡
三分二朱被仰付之節火事羽織代
三十七匁二十四ヶ月目渡り羽織代被下
三十三匁江戸御在中増被下

六匁二分五厘　花色紙合羽代二十四ヶ月目渡り
右四株ニ歩減し

十二石
三人扶持
宇治田彌右衛門方役筒
二匁五分但四月より七月迄の稽古八月に入り被仰付候へは不相渡四月より七月迄の內被仰付候はゝ月割にて相渡る
勝野甚之進方役筒
三匁五分右同斷
右二口三歩減之處尙又一歩減
四匁五分筒
藥六百目　同人弟子
鉛三百目　但しニ割歩減共
但右同斷
一放に付藥一匁八分込
三匁五分筒
藥五百目　同人弟子
鉛二百目　右同斷
但右同斷
一ヶ月四日稽古一日に二十枚つゝ一放に付一匁八分込
宇治田流
藥三百十匁

鉛二百十六匁
但右同斷
一方に付一匁五分六厘込渡し方右同斷
三十七匁　羽織代被下　三十三匁　御在年増被下
六匁二分五厘　花色紙合羽代廿四ヶ月目渡り
十六匁九分六厘　玉薬代　一歩減し
一文化九申年より江戸にて鐵炮稽古始る
一御徒助三人扶持取之筋へも諸渡り物本役同様但渡り金は渡り合代り雑用也
一以下小普請より右助の筋へも諸渡り物本役同様十石以上金一兩つゝ被下尤一歩減し
一祿扶持取より右被　仰付候筋羽織代其外渡り物本役之通出扶持不相渡金五兩つゝ被下候事

八　石　御鳥見
三人扶持　勢州御鳥見大宮御鳥見共御目見以下之品寛政八辰二月にあり
十　石　御方々様　書役
三人扶持
同　同上　御徒
同　御徒格之輩　三七
學習館出勤　元講堂勤寛政五

御　繪　師

繪之具代相渡候節一歩減にて被下

支　配　勘　定　四

元勘定人　同年

二十石

神文御勘定吟味役改

支配勘定在方之内より添毛見御用被仰付候筋拾石三人扶持取迄添毛見御用に限り向後七人扶持
相渡

右文政元寅七月定る

支配勘定より在方調御用に罷在出在之節は有扶持無扶持の差別なく三人扶持相渡支配勘定在方
御用幷常免調へ御出在之節七分五厘宛壹日に人足銀相渡事

茶屋御金方見廻役　三七

三人扶持　神文御勘定吟味役改

御臺所人組頭　四

十五石

三人扶持

小　間　使　頭

當時御臺所頭より兼帯

十　石

三人扶持

一小間使四十五人七石二人扶持より三石一人半扶持迄同十八百六十目一人半扶持

御賄人組頭　四

十五石

三人扶持　神文御勘定奉行改助役は御勘定吟味役　江戸詰候へは免合直る

十　石　御作事見廻り役　三七

三人扶持

同　御厩目付　三七

同

同　江戸御中間頭　四

元江戸人足支配　寛政五

同　當時御勘定より兼勤御役料金二兩被下未より一分減し

一御中間八百八十九人八百十匁一人半扶持

十二石　御臺所人

三人扶持　神文御臺所頭改

八　石　御方々樣　御臺所人

三人扶持　右同斷

十二石　御賄人

同

八　石　御方々樣　御賄人

同　神文右同斷　御勘定奉行支配小普請

元雜組寛政五

以上

補御役順無之筋

御書物方

四十石以下

三人扶持

十二兩二歩と六匁　江戸被下

但御切米廿五石取へは十五兩三十石取已上本行之通知行二百九十石迄十四兩被下三百石より

被下無之筈

同　砂糖方并銅山方勤

三人扶持　頭取二人御廣敷御用人より兼帶

神文御目付改

同　田丸五ケ所番

神文右同斷

同　口奥　熊野御目付

四十石以下

同　江戸御貸方

三人扶持　當時御勘定奉行より兼

同　同御庭方

同

同

正德三巳年六月湊御用屋敷明地へ講釋場取立

三人扶持　御材木石奉行兼ル　神文御勘定奉行改

三役所元掛中三百石已下は在戔差上候事

文化九申年五月松山方御用筋是迄在方頭取兼勤之處向後御仕入方にて取扱松山方手代支配可致旨

同年六月廿八日總御材木奉行新役御仕入頭取兼勤方は御材木御用且御山々幷御木材御入用取締可勤事

三人扶持　小普請出役

四十石以下

三人扶持

學校御目付

御仕入佐八天の川頭取

御下屋敷御番

山方勤

頭役格之面々

平士格之面々

刑小普請

御役者

銀二枚雑用御役者肝煎被下　但二歩減

同三百五十目御役者太夫へ同被下　但同斷

山口御殿番

鷲家御殿番　一人つゝ

稽古料被下

未より一歩減

田楽人　三人

一人扶持つゝ

長保寺見廻り役

諸藝指南役

弓　二人　劔術三人　鐵砲十人　鎗術三人　組打一人　柔術一人　水藝三人　軍學一人

射藝一人

正米問屋見廻り役

隠居分知之面々

盗賊改方頭取　一人

盗賊改小普請より出役也冬分打廻り中は出扶持三人扶持被下

以下伊賀之分　分て順立無之事

伊賀組頭

十石
　二人扶持
百廿二匁五分五厘　僕料被下
　但銀三枚の五分減し
三分二朱と四匁五分　暮一度渡り
廿八匁　加賀絹役目羽織　二十四ヶ月目渡り
九匁一分　花色紙合羽代　右同斷
廿八匁　江戸詰常式四月渡り　役目羽織代
常御足金
金一兩　二兩之五分減し
一兩三歩貳朱九匁　江戸詰御足金
六匁一分三厘　青漆合羽代　二十四ヶ月目渡り
三十六匁五分　紬單羽織代　右同斷
三十六匁五分　江戸詰常式四月渡單羽織

伊賀
元御藥込寛政五

九石

伊賀子供役

五石
　二人扶持

二人扶持

五石
同
一御足金一両
御錠口番組頭
元御廣敷下番享和元改
右以前は錠前番と唱へ候由

四石
御錠口番

八石
同
一御足金一両
坊主組頭

七石
同
奥坊主

同
同
御廣敷坊主

六石
同
表坊主
元御廣敷坊主文化四奥表御道具番と
奥表御小道具役と　寛政十

八石
同
一銀給もあり
諸手代

一御作事元〆六十六匁五分御中間半人給銀扶持代
但支配勘定格已上不相渡

六石　寛政五丑十月十日御小人は離御目付支配
格は同心格に心得さす
御小人目付

一同五石之者は金壹兩

金二歩二朱五匁二分五厘　江戸役料

八匁十匁の二歩減　木綿單羽織代

九匁七分二厘　御參暇の節羽織代

同筋付七匁五分二厘二分減

六匁一厘　合羽代

十匁　御小人目付江戸松坂にては黒羽織絹袷にて着に相成候付同役一等の內へ本行の通無急度

被下候事

御小人押より當役被　仰付候はゝ左之通相渡

　八匁　役目羽織代

　四匁九分　青漆紙合羽

御小人押　元押本役代寛政五

四石　文化三寅十一月御小人株は離れ御目付支配向後二字を名乘候筈

二人扶持　文化三寅十一月極る

八匁　筋付役目羽織代　九匁七分　御歸國の節羽織代

六匁一厘　右同斷紙合羽代　二分二朱と五匁二分五厘　江戸役料　但月割

御小人組頭

六　石

　二人扶持

御長刀之者　元御長刀持寛政九　同　一人扶持

御持鎗　元御道具の者右同年　五石　二人扶持

御小道具　元御傘之者御挾箱之者同年　同　同

帳附　同　同

御供世話役　四石　同　一金一両

御草履持　元御草り取文化十三　五石　一人半扶持

觸番　四石　同

御小人　元御中間寛政五　四石　一人扶持

御駕之者　元御駕　享和三　五石

一同
金二兩
御小人役々被下左之如し
御小人組頭　無減　金二兩二歩御仕着代一歩二朱御役羽織代
御長刀の者　金二兩二歩御仕着代
御草履持　金二兩一歩　右同斷雨具着代　一歩二朱役羽織代
帳　附　金一兩一歩つゝ御仕着代　一歩二朱つゝ役羽織代
觸　番　御使之者四石取へ御足金一兩
御小道具之者
御供世話役　同五石取へ金二兩
御使之者
御供受平御小人之分　三歩と十二匁御供世話役
御挾箱之者　金一兩一歩　御仕着代
御茶辨當之者　金三歩二朱　役羽織代
御挾箱之者勤中年々一兩つゝ被下
平御小人 御供受に無之　金二歩二朱御仕着一分二朱同詰より御仕着代被下

御小間使組頭
元御下男組頭寬政十
五石
二人扶持

小間使
元御下男寬政五
四石　三石にも申付
一人半扶持

百十匁　　御中間（若山）
　一人扶持
一諸小頭を同心迄は組頭ご改寛政四
八　石　　御持弓筒同心
　二人扶持
一人扶持　　山家同心
　組頭は二人扶持
五　石　　本町御門同心
　二人扶持組頭は一石まし
七　石　　總同心
　二人扶持組頭右同斷
一御小姓同心十八匁四厘紬單羽織代三匁九分二厘青漆紙合羽代二十四ヶ月目渡
一見上御藏同心金壹兩御足金被下
六　石　　御留守居同心
　二人扶持組頭は一石增し
六　石　　五十人同心
　二人扶持
五　石　　根來之者

組頭は一石增し扶持なし

七　石　御數寄屋坊主

二人扶持組頭は一石增し　元御茶道坊主寛政五

六　石　同上　總　坊　主

同

同　御厩組頭

同

五　石　御口之者

一人扶持

四　石　總御厩之者

同　撰人御厩者平御厩者ゟ御馬牽人さ御厩常渡御中間ゟ御馬飼さ文化十三

銀百十匁　夫　丸

同

八　石　御　船　頭

同　壹歩二朱と六匁　江戸被下二歩五厘減し

五　石　御　水　主

同勢州共　二朱と六分二分五厘

陸尺　元殿中小使寛政十二
銀百十匁
一人半扶持

御路次之者
三石
一人半扶持組頭六石二人扶持

砂丸同心
三石
一人半扶持三石二人半扶持もあり
組頭四石一斗二人扶持

常普請之者
三石
一人半扶持組頭五石

御犬牽
同
一人半扶持組頭五斗半人扶持増

御花畑之者
同
同

塩硝藏番
二石
同

京都御屋敷　掃除之者
銀百十匁
同

大坂同上　掃除之者
同
同

同　　　　細工人

四石

同

二石五斗　　江戸總御中間（元人足寛政五）

組頭五石二人扶持

六石五斗　　御城附書役

三人扶持
一兩御丸御城附御飛脚之者二朱つゝ被下

御中間頭支配無役（元浮者寛政五）

右之通

役名唱替

信曰此記は寛政以降安政度に至る迄諸職改稱或は廢置の沿革を表御用部屋の壁張帳同扣新規帳等より類拔して同局勤務者調査便利の手簿となしたる者也壁張新規と稱するは昔時簡易の際には時々法令成規之布達書を局中の障壁に粘付以て遺忘に備へしも次第に條項頻多に堪へさるより謄寫簿冊となしたるを壁張帳と稱し又新に發令のものを筆記したるを新規帳と唱へたり番號は即ち其條目の號數なり

一寛政度頻りに職名改稱の多きは　舜恭公の時總して幕府に倣ひ給ひし也

寛政四子三月

一大御番組を　壁張帳八百十七　大御番之頭も大御番頭之
一物讀を　同　八百十八　欠役
一講堂勤を　同　八百十九　諸士以上儒者之

十二月

一御持弓頭御持筒頭（一本カ）を　同　八百廿五　御先乗之は中間敷旨
一都て與頭を　同　組頭之十八組與頭（一本カ）は是迄の通

十二月五日

一御用達を　張紙扣七百七十　御用人と
一下肝煎を　調方御右筆之
一諸役所物書を　書役之
一十八組並以上の面々を　御目見以上之
十八組並以下より御徒並迄を御目見以下之
一諸小頭を　同心迄は組頭
一足輕を　同心之
一物頭を　御先手物頭

寛政五丑五月

一御薬込頭を　張扣七百七十九　御廣敷御用人と
一十人組頭を　小十人頭と
一十人與力頭を　小十人組頭と
一十人組を　小十人と
一御目見以上の奥役人を　御廣敷番と
　調方相勤候者は御廣敷御用達と
一同以下之奥役人を　御廣敷添番と
　右同斷之者は御廣敷御用達見習と
一御薬込を　伊賀と
一錠前番を　御廣敷下番と
一雜組を　奉行支配小普請と
一大御番格番外を　同七百八十　大御番格小普請と
一中之間番格番外を　中之間番格小普請と
一獨禮小寄合を　獨禮小普請と
一獨禮小寄合格番外たを　獨禮格小普請と
　獨禮番外も
一十人組並小寄合を　小十人小普請と

一十人組小寄合格番外十人組并番外を　小十人格小普請と
一刑番外を　小普請と
一都て十人組並を　小十人格と
一輕小寄合を　以下小普請と
一輕小寄合格番外を　以下小普請格と

寛政五丑六月

一童子組を　同　七百八十一　御城代支配小普請と

同　八月

一御年寄を　同　七百八十三
御用の品により御老中とも唱候樣
一御用役を　御側御用人と
一奉行を　御勘定奉行と
一留役を　奥御右筆留役と
一御用役方書役を　御側方書役と
一留書を　表御右筆と
一御茶道頭を　御數寄屋頭と
一御中間頭を　御小人頭と
一御用部屋勝手下役を　御用部屋吟味役と

一御茶道坊主を　御數寄屋坊主と

一御中間を　御小人と

一添奉行を　御勘定吟味役と

一御勝手役元〆を　御勘定組頭と

一御賄頭を　御臺所頭と

一御作事小奉行を　御大工頭と

一御目見以上の御勝手役を　御勘定と

一御目見以下之御勝手役を　御勘定見習と

一御勘定組頭を　支配勘定組頭と

一評定所預人足支配を　御中間頭と

一御勘定人を　支配勘定と

一浮者を　御中間頭支配無役と

一江戸人足支配を　江戸御中間頭と

一人足を　御中間と

同　八月

一御側御用人方坊主を　同　七百八十五　御側方坊主と

寛政五丑九月

一總御具足奉行を　同　七百八十六　御具足奉行と
一御　右　筆　を　奥御右筆と
一奥御右筆を　奥御右筆留書と
一御鐵砲預りを　御鐵砲奉行と
一八丁堀御米方手代を　八丁堀御藏手代と
一同　舛取を　同　御藏舛取と
一御右筆見習を　表御右筆と
一御天守預を　同　七百八十七　御天守番之頭と
一御本丸預を　御本丸番之頭と
一大金奉行を　元方御金奉行と
一小金奉行を　拂方御金奉行と
一京　都　役　を　京御屋敷奉行と
一大坂御屋敷預を　大坂御屋敷奉行と
一伏見同斷を　伏見御屋敷奉行と
一御　馬　役　を　御馬預りと
一堂　形　役　を　堂形奉行と
一講　堂　勤　を　學習館出勤と

一砂之丸預を　砂丸番之頭と
一御小納戸頭を　御納戸頭と
一同　手傳を　御　納　戸と
一長　藏　預を　長藏奉行と
一澁谷御屋敷預を　澁谷御屋敷奉行と
一千駄ヶ谷同斷を　千駄ヶ谷御屋敷奉行と
一御茶屋預りを　御茶屋奉行と
一御書院番頭　壁張帳八百三十八　一御小姓組番頭　一新御番頭
一御書院番組頭　一御小姓組與頭　一小普請支配
一新御番組頭　一大御番組頭　一小普請組頭
右新規出來

同　年　十　月

一勢　州　役を　張紙扣七百九十　勢州奉行と
一押　仮　役を　御小人押仮役と
一押本役代りを　御小人押と
一大金手代を　同　七百九十三　元方御金奉行同心と
一小金手代を　拂方御金奉行同心と

一大殿樣方奥物賄を　　御廣敷御賄方と
　寛政六寅六月
一何役並と被　仰付候向を　同　八百十一　　格　と　唱
　同　年七月
一御廣敷添番　同　八百十五　　御廣敷番と
　御目見已上已下打込
　同　年八月
一御近習番之上　同　八百十八
一御近習番　　中奥御番と
一同　格
　寛政六寅九月
一御使役頭格を　同　八百二十一　　御書院番頭格と
一中之番頭格を　　御小姓組番頭格と
一大小姓頭格 請番頭格を　　新御番頭格と
一御膳番格を　　御小納戸格と
一請番格を　　新御番格と
一中之間番格を　　大御番格と

一同小普請を　　大御番格小普請と

同七卯正月廿八日

一獨禮之面々を　同　八百三十四　　獨禮小普請格と

一小十人格之面々を　　小十人小普請格と

同　二　月

一講堂御目付を　壁張帳八百五十六　　學校目付と

同　四　月

一御廣敷新役を　同　八百五十　　欠　役

同　八辰年三月

一奥詰撿校を　張紙帳八百四十八　　奥撿校と

一奥詰勾當を　　奥勾當と

同　四　月

一早道之者を　同　八百五十一　　御使之者と

一手明之者を　　御供世話役と

同　九巳年五月

一御側方書役を　同　八百八十六　　奥御用部屋書役と

一御年寄方御側方坊主を　　同　坊主と

一御年寄方御側方小使を　同　小使と

寛政九巳年九月

一御小人之内　御小道具之者を同八百八十九　御持鎗之者と

一御傘之者御挾箱之者を　御小道具之者と

一御長刀持を　御長刀之者と

一御持槍御傘御挾箱御蓑箱之者を　御小道具之者と

同　十午年十一月

一奥小僧を　同扣九百三十四　御臺主坊主と

一奥表御道具番を　奥表小道具役と

同　十二月

一御下男組頭を　壁張帳九百三十二　小間使組頭と

一御下男を　御廣敷小使之内女中他出之節附添罷出候節は御下男と

同　十一未五月

一郡奉行を　同　九百四十五　郡奉行は欠役　御代官と

一御側御用人傅を　同　九百六十　衆と唱

同　七月

一學習館勤を　同　九百七十四　　御目見以上は儒者と
同　十一未年十月

一左近將監樣方頭役を　同　九百九十一　　御近習番頭取と

一同　中小姓を　　小十人と
同　未十一月

一奥表殿中小使を　張紙帳九百八十七　　陸尺と
寛政十二申十一月

一重役之内奥役之外は　壁張帳千六十一　　中奥と
享和元酉七月

一椽頬詰御年寄を　同　八十六　　椽頬詰と
同　九月

一御廣敷下番御附共　張紙帳五百七十二　　御廣敷御錠口番と
同　三亥六月

一同心以下小頭を　張紙帳千八十五　　組頭と

一御駕小頭を　同　千八十六　　御駕之者組頭と

一御駕を　　御駕之者と
同　十月

一獨禮小普請を　同千九十九 末席の分是迄の通　　獨禮小普請末席と

一小十人格同斷を　若山にても御番不勤　　小十人小普請末席と

一勤無之以下小普請格を　　以下小普請末席と

一獨禮小普請格を　　獨　禮　と

一小十人小普請格を　　小十人格と

文化元子五月三日

一田丸白子五十人在頭を　張紙覺五百八十七　　田丸白子五十人組之頭と

一組之儀も　　同五十人組同心と

同　四月

一五十人者頭を　新規扣四百四十七　　五十人組之頭と

組之儀も五十人組同心と

文化元子八月

一御目見以上在方役所へ相詰候向　同帳九百三十二　　御勘定在方と

一御目見以下右同斷之向を　　御勘定見習在方と

右頭取勤之者は御勘定在方頭取御勘定見習在方頭取と唱候事

同　二丑九月

一表御醫師を　張紙帳千百四十　　小普請御醫師と

同　四卯四月

一御廣間坊主を　新規六百三十二　　表坊主と

同　六巳十月

一此度奥掛被仰付候向を　同　百八十一　常々は　　奥掛と唱 他所へは奥掛御用人と

同　十二亥二月

一御草履取を　同　七百四十九　　御草履持と

同　三月

一御目見以上在方頭取を　同　五百八十　　御勘定在方と

一右以下在方頭取を　　同　見習在方と

一御目見以上評定所へ相詰候吟味筋御用勤之向を　　御勘定公事方と

一御目見以下評定所吟味役を　　同見習公事方と

一御目見以上手形改方勤之向を　　御勘定手形改と

一御目見以下手形改を　　同見習手形改と

一同　賄方役人を　　同見習賄方と

一御目見以上賄方役人を　　御勘定賄方と

一是迄の御勘定を　　御勘定勝手方と

一同御勘定見習を　　同見習御勝手方と

一同手形改格之向を　　同見習格と

文化十三子年

一總御材木奉行を　同六百七十九　　御材木石奉行と

一御廣敷番助を　同六百九十一　　御廣敷添番と

一撰人御厩者
平御厩者を　　御馬牽人と

一御厩常渡御中間を　　御馬飼と

御口之者組頭御口之者は是迄通

文政三辰正月

一御給仕奉行を　同千八　　御給仕肝煎と

同　三　月

一御納戸を　新規千十四　　御納戸御番と

被仰付候節は御納戸と被仰付御役順へも同様

同十二丑八月

一奥御右筆留役を　同千三百九　　奥御右筆と

一奥御右筆
調方御右筆を　　表御右筆と

是迄之奥御右筆調方御右筆之上席

一是迄の奥御右筆を　　表御右筆御書方と

一是迄の調方御右筆を　　見習認物勤も右に准す表御右筆日記方と

右同斷

一奏者番を　新規千四百七十七　　御奏者番と

同　十三寅閏三月

一奥詰之外御小納戸之上御小納戸持格御小納戸格を寄合格と

天保五午三月

一奥御用部屋書役を　新規千五百五十七　　御用部屋書役と

一御用部屋書役を　　表御用部屋書役と

一同　吟味役を　　同　吟味役と

坊主陸尺等も右に准し唱

同　六未十二月

一御用御取次
御小性頭を
御頭取
同千六百二十九　　欠役

一御側　　新規

嘉永元申十二月

一濱町御仕入方頭取を　同　千九百六　　濱町御勘定方頭取と

元〆并手代役人御用達等右に准し

同　二酉五月

一濱町御勘定方頭取を　同　千九百八　濱町御仕入方頭取と

同　八酉七月

一御小姓目付組頭
　御小姓目付　欠役

一御側方認物勤　新規

一御小姓同心を　同　千六百八十　御側方同心と

同　九戌閏四月

一御目見以上御寄附方御貸附所勤を　御勘定　御寄附方と

一御目見已下同断を　御勘定見習　御寄附方と

弘化二巳三月

一奥御用勤同見習　同　千八百四十九　新規　御役順には不出

一奥勤方坊主を　奥御用勤方と

同　十二月

於若山は　以前之通

一是迄御老中を　新規千八百六十一　御年寄と

御用之品により御老中共唱

弘化四未正月

一御臺子方坊主　同　千八百十六　新規

同　七月

一芝御屋敷奉行　同　千八百九十　新規

同　七寅十一月

一友ヶ島奉行

友ヶ島御目付　新規

友ヶ島御番組頭

同　御番

同　同心組頭

同　同心

安政二卯六月

一北山御材木奉行を　同　二千　欠役　水野土佐守支配となるに付て也

同　九月

御側　同　二千二

御側方認物勤見習　欠役

御側方坊主

同　陸尺

御小姓頭
御小姓目付組頭　以前之通被仰付
御小姓目付
御側方同心を　勤方是迄の通　御小姓同心と
文久二戌十二月
向後諸士並と　肩衣御免之面々
同　三亥十二月
御用御取次　津田又太郎被仰付たり　御役順以前之通
御軍艦奉行　新規　御役順御船奉行之次 御用御取次之上
慶應三卯七月　於江戸
陸軍方調役を　觀光舘認物勤と
陸軍方御用勤を　觀光舘御用勤と

南紀徳川史卷之七十二

臣 堀 内 信 編

職制第二

職 籍 二

文化七年

御家中官祿人名帳

按に原書年代を記さゝれ共記中各人の家譜所記の在職に照らし且其他に據て考證するに文化七年年の調査たるを知る即ち　舜恭公の御時に揭る御家老以下諸頭平士御目見以下に至る迄漏るゝ所なく頗る完備す維新前に至るも是と大差なき也但伊賀以下坊主同心諸手代等の輕輩は特に格式を有する者の他は官の名簿に揭けす唯其頭支配手許に記帳の例なりしを以て此帳亦然とす

一記中何百名とあるは本祿にて何百石高とあるは御足し高と稱し補足の祿也假令は本祿千石にて御足高三百石あれは千三百石高とする如し何十石といふも同し

一卷末政所樣とは　觀自在公御長女懿姫君一條右大臣輝良卿御息所芳壽院樣御事也

一轉心院樣は　觀自在公御三女等(トシ)姬君松平相模守殿室也

一修理大夫樣は　菩提心公御四男千之丞賴興君葆光院殿御事文化六年七月廿日より修理大夫と御改名

一大外記殿は　菩提心公御六男職之亟頼久君松平下總守忠功殿也隠居後大外記と稱せらる

御老中

三万七千石　紀州田邊城主　安藤帯刀　與力二十六騎　同心六十人
三万五千石　紀州新宮城主　水野飛騨守　與力十二騎　同心五十人
一万六千三百石　紀州貴志城主　三浦長門守　同心五十人
一万石　勢州田丸城主　久野伊織　同心五十人
六千石　紀州府中領主 御加恩地千石　水野太郎作　同心二十五人
三千石　父主水正　渡邊主水正
三千五百石　父與兵衛　村上伊豫守
三千石　父源左衛門　伊達但馬守
三千二百石　父金左衛門　戸田金左衛門
四千石　父大隅守　加納平次右衛門
二千二百石　父郷右衛門　村松郷右衛門
五百俵　安藤一得軒

御傅格

千三百石　父儀兵衛　澁谷儀兵衛

御側御用人　御合力金八十兩

御城代　千二百石高　御對面所 南御椽側　二十石三人扶持與力三騎 七石二人扶持同心三十人

千三百石　父彌三右衛門　成田彌三右衛門
千石　父四郎兵衛　鈴木五兵衛
千二百石　父孫四郎　井關彌五助

大寄合　千三百石高　御對面所南御椽側

千七百石　父甚五兵衛　芦川甚五兵衛
二千石　養父伊兵衛　下條伊兵衛
千百石 千三百石高　父甚左衛門　鈴木甚左衛門
千五百石　父圖書　山本十郎右衛門
三千石　父多門　水野縫殿

格

千石 千二百石高　父喜右衛門　池田喜右衛門

大御番頭　千石高　八十石組頭二人 二十五石大御番四十人宛

駿河組一番七石二人扶持同心十五人
同　二番　同　同心十五人
二千石　菅沼半兵衛
千七百石　父作右衛門　山中作右衛門
同　三番　同　同心十五人
同　四番　同　同心十五人
九百石　父新兵衛　淺輪新兵衛
七百石 八百石高　父九郎太郎　藪九郎太郎
同　五番　同　同心十五人
同　六番　同　同心十五人
千石　父四郎右衛門　大草四郎右衛門
千五百石　父助左衛門　平井助左衛門
同　七番　同　同心十五人
同　八番　同　同心十五人
三千石　父惣左衛門　朝比奈舍人
千石　父又六　坂西又六

横須賀組九番
同　十番
千三百石　父六右衛門　橋本織部
千石　父五郎右衛門　正木五郎右衛門

同 十一番

千八百石 父庄右衛門 山高庄右衛門

高家上座

千石 松平六郎右衛門

高家列

六百石 山名八左衛門

北條想四郎

天方八郎

同 十二番

千石 父七太夫 上野七太夫

六百石 松平圖書

松平三郎兵衛

大澤善右衛門

大目付 五百石高 御役料共七百石高

松坂御城代 七百石高 御加番 御目付一人 大御番 年々交代 御徒目付一人宛交代

七百石 千石高 大番頭格 父角右衛門 澁谷角右衛門

大普請奉行 七石二人扶持 同心 二十人

御勘定奉行 四百石高 御役料二百石 八石二人扶持 同心三十人宛

四百石 五百石高 父文平 木村平七郎

六百石 八百石高 父兵左衛門 海野兵左衛門

五百石 父廣右衛門 土生廣右衛門

四百石 父勘助 覚勘助

大組 江戸 五百石高 十八人扶持

四千石　父平太夫　岡野政吉　七百石　村田次郎九郎

二千石　父孫十郎　三井孫十郎　七百石　父小左衛門　岡部小左衛門

千石　養父次郎左衛門　熊倉次郎左衛門　七百石　父宇右衛門　大崎與想右衛門

父伊豫守　村上與兵衛

同格

四百石　父理平次　江川瀬兵衛　三百石 五百石高　父儀右衛門　彦坂儀右衛門

五百石　御奏者 父甚太夫　三上甚太夫

寺社奉行　四百石高 御役料　十五石三人扶持 六石二人扶持　吟味役 同心　三人 十人 宛

七百石　父八十郎　廣田八郎右衛門　七百石　父孫之丞　喜多村孫之亟

御船奉行　五百石高 御役料八十石　二十石三人扶持與力六騎十五石三人扶持大船頭八石二人扶持 元〆御船頭五石二人扶持御水主組頭御水主二百人

三百石　父源五左衛門　栗生源五左衛門

御用取次　四百石高

二百五十石 四百石高　宇野善右衛門　五百石　見習御書院番頭格 父與七郎　西山與七郎

御供番頭　四百石高　三百石組頭一人 組八十石 江三百石 御供番十一人宛

七百石　父三左衛門　大崎三左衛門　七百石　父九兵衛　菅沼九兵衛

四百石　父權右衛門　宮地權右衛門

御書院番頭

御小姓組番頭

同格　江戸十三人扶持

六百石　父八郎右衛門　久世圖書

四百石　父源太夫　佐々木源五左衛門

七百石　御奏者　父内膳　市川甚右衛門

四百石　同御奏者　父四郎兵衛　九鬼四郎兵衛

御書院番頭　四百石高　六十石組頭一人　三十石御書院番九人宛

千石　父惣太夫　坂部惣太夫

七百石　父善吉　松平三郎兵衛

五百石　父勘右衛門　齋藤勘左衛門

同格

五百石　父孫兵衛　片野孫兵衛

御小姓組番頭　四百石高　八十石組頭一人　紀四十石　江八十石　御小姓組十人宛

七百石　父九兵衛　山本九兵衛

七百石　父儀右衛門　田宮儀右衛門

七百石　山東三之右衛門

同格

五百石　父三郎兵衛　宇佐美三郎兵衛

八百石　祖父八藏　村岡兵部

六百石　父十郎左衛門　井口十郎左衛門

四百石　金二十兩　父伊右衛門　玉川伊右衛門

三百石　父伴右衛門　西郷伴右衛門

四百石　養父三郎右衛門　朝倉三郎右衛門

四百石　父九兵衛　岡田庄右衛門

四百石　父藤兵衛　水野藤兵衛

五百石　父彦太夫　佐野彦太夫

三百石　父札右衛門　安藤札右衛門

御用人
御小姓頭
町奉行
新御番頭

二百五十石 三百石高　父八左衛門　森八左衛門
三百石高 御合力五十両　江戸御合力十五両

御用人

大御番頭より兼　坂西亦六
三百石 四百石高　御供番頭格 父半左衛門　由比楠左衛門
二百五十石　御小姓組番頭格 父文八　小林八左衛門
三百五十石 四百石高　父源右衛門　馬場源次郎
四百石　父久右衛門　村井久右衛門
四百石　父次右衛門　小笠原次右衛門

三百石 四百石高　御供番頭格 御勘定奉行兼　父十右衛門　梅澤十助
四百石 御加恩地三百石　御書院番頭格　曾根孫太夫
二百五十石 金四十両　御供番頭格　岡見市郎
五百石　父市左衛門　成田市左衛門
三百石　養父忠右衛門　山本主殿
五拾石 三百石高　父彦之進　小池彦之進

御小姓頭

三百石高　六石二人扶持 同心二十四人

御用人より　梅澤十助
同　岡見市郎
御用人より　由比楠左衛門
二百五十石 三百石高　父多右衛門　宇佐美多左衛門

同　曾根孫太夫
二百石　御書院番頭　山本吉郎右衛門
三百石　村井彦次郎

町奉行

四百石高 御役料五十両　二十石三人扶持與力三騎 不定同心二十五人内組頭二人宛

三百石　御用人格父元八　吉田元八
三百石　同様勤　父五郎左衛門　豐嶋五郎左衛門

新御番頭

三百石高　四十石組頭一人宛 新御番 十九人宛

四百石 父四郎左衛門 岡見四郎左衛門
二百四十石 父形右衛門 小島形右衛門

同格

二百五十石 三百石高 父兵次郎 殿井三左衛門
三百石 父又右衛門 村上又右衛門

三百石 父門太夫 市川門太夫
千石 父角右衛門 服部一郎右衛門

四百石 養父幸次郎 井田幸次郎
五百石 父次兵衛 阿部幸之助

御鷹匠頭 三百石高 六石二人扶持 金一両 同心十七人

三百石 四百石高 御小姓組番頭格 成田八太夫

御廣敷御用人 三百石高 十八両

御用人より兼 岡見市郎
五百石 二十両 御供番頭格 父忠左衛門 岡田忠左衛門

三百石 四百石高二十両 同 父久之丞 森玄蕃
二百四十石 父孫兵衛 片野小兵衛

二百五十石 小十人格同様勤 父内記 菊地内記
六十石 格同様 父次郎兵衛 川部傳右衛門

三百五十石 父彌次右衛門 中川彌次右衛門
三百石 御小姓組番頭格 村井彦次郎

二百五十石 御小姓頭格 父作左衛門 七澤作左衛門
五百石 父隱岐 駒木根八兵衛

三百石 二十両 御小姓頭格 久保田源藏
四十石 八十石高 小十人頭格同様 松田杢右衛門

御納戸頭取より兼 井田八五郎

御手弓頭 三百石高 八石二人扶持 同心二十人

御手筒頭

小普請支配

御城附

小十八頭

五百石　父忠兵衛　安藤忠兵衛

御手筒頭　三百石高　八石二人扶持　同心二十人

三百石　父八郎兵衛　大村彌兵衛

二百石　父作太夫　酒井作太夫　　二百五十石　父武兵衛　中井彌右衛門

同格

二百五十石　三百石高　父權六　稻葉善右衛門　　三百石　能勢角之丞

小普請支配　三百石高御役料銀二十枚　六百石以上銀十五枚毎月十三日對客有之

二百石　父甚右衛門　小笠原一郎左衛門　　三百石　父九左衛門　長野九左衛門

二百五十石　三百石高　父彌五兵衛　得能彥右衛門　　百七十五石　三百石高　御取次勤父次右衛門　上月彌三郎

御城附

御本丸

六百石　御役料七十石　父三右衛門　三輪三右衛門

西丸

三百石　父大次郎　大崎大次郎

小十八頭　三百石高　七組江戸十八人扶持　二十石三人扶持小十八人十人　二十石三人扶持御役金八兩組頭一人つゝ

四百石　父藤右衛門　平井藤左衛門　　六百石　父彥兵衛　山名八右衛門

三百五十石　父八右衛門　山田八右衛門　　中村次郎右衛門

勢州奉行
御留守居番頭
御旗奉行
御鎗奉行

三百石 養父次郎右衛門 澁谷次郎右衛門 二百石 父孫右衛門 戸田孫左衛門

三百石 父平右衛門 福富平左衛門

同格

三百石 父仲助 井上仲助

二百五十石 父源次右衛門 井口源次右衛門

三百五十石 父與右衛門 江馬與右衛門 二百石 三百石高 父惣兵衛 土肥惣兵衛

百石 御切米百石高 父條助 平野文吉 五十石 八十石高 父 則岡十郎右衛門

五百石 父三右衛門 久世三右衛門 七十石 父利右衛門 坂西利久左衛門

勢州奉行 同心十五人

二百石 三百石高 父傳之右衛門 中島傳之右衛門

御留守居番頭 四百石高 六石二人扶持 同心二十人つゝ三組

四百石 父文右衛門 大澤文左衛門 五百石 父紋九郎 村河三郎左衛門

五百石 父六郎 關口六郎

御旗奉行 四百石高 七石二人扶持ハタ役三十五人 二組同心十人つゝ

六百石 父平十郎 富永平十郎 五百石 父八太夫 東使文右衛門

御鎗奉行 四百石高 同心二十人つゝ

五百石 父兵右衛門 三宅兵右衛門 八百石 父外記 津田齋宮

格

松坂町奉行根來頭
御持弓頭
御持筒頭
駿河御先手物頭

四百石　父一八　間宮一八

松坂町奉行　二十石三人扶持與力二騎　七石二人扶持同心十一人

根・來　頭　三百石高　三組　五石同心百十人鉄炮組

三百石　井口八次郎　三百石　父九郎兵衛　中村九郎兵衛

澁谷紋九郎　二百石　堀　[illegible]

御持弓頭　四百石高　八石二人扶持同心二十七人つゝ

千二百石　長野丈四郎　千三百石　養父次郎四郎　木下次郎四郎

五百石　父半右衛門　速水半右衛門

御持筒頭　四百石高　八石二人扶持同心二十七人つゝ

松平圖書

駿河御先手頭　三百石　十石二人扶持同心二十人つゝ

二百石　父庄藏　草野兵太夫　二百石　父文（一本右）左衛門　三浦文左衛門

四十石　父宇平次　妹尾宇平次　二百五十石　養父文右衛門　小谷爲五郎

四百石　父三左衛門　村上三左衛門　四百石　父源右衛門　十河源右衛門

三百石　父宇右衛門　栗生勘左衛門　三百石　父藤右衛門　山下藤右衛門

二百石　父十左衛門　成瀬十左衛門　二百石　中村二郎左衛門

四百石　父忠八　淺井佐五右衛門　三百石　父左平次　落合左平次

横須賀御先手物頭　本町御門番頭　山家同心頭　御天守番之頭

三百石　父八右衛門　丹澤市郎右衛門　　三百五十石　父仲右衛門　向笠藤左衛門

四百石　父文右衛門　澁谷文右衛門

格

三百石　小笠原八彌

横須賀御先手物頭　三百石高　七石二人扶持　同心二十人つゝ

百五十石　池(内)（一本田）柳右衛門　　三百石　父記内　大岡記内

三百石　父惣五郎　岡部太郎兵衛　　三百五十石　父十郎右衛門　松平三郎太夫

三百五十石　父勘平　堀田勘平　　四百石　父三右衛門　牧野三左衛門

六百石　父久右衛門　宮地久右衛門　　二百石　父六右衛門　小林六左衛門

三百石　父善右衛門　宮崎仁右衛門

本町御門番之頭　三百石高　二組　五石二人扶持　同心十七人つゝ

二百石　父五郎右衛門　山本太郎左衛門　　五十石　太田吟平

山家同心頭　二百石高　三組　同心九十人　鐵炮組

六十石　父權太夫　小出權太夫　　二百石　父吉兵衛　淺井吉左衛門

二百石　父忠次郎　榊原忠次郎

御天守番之頭　二百石高　六石二人扶持　同心二十人

三百石　小野杉右衛門

御本丸番之頭
御納戸頭

格
五十石 八十石高　父丈右衛門　今井彌左衛門
御本丸番之頭　六石二人扶持 同心 二十人
二百石　父新七　朝比奈新七
御納戸頭　六十石高　五人扶持
五十石　父淸八郎　井田圭膳
六十石　父兵右衛門　岡儀右衛門
六十石　父彌九郎　川村仁左衛門
格
八十石　父助右衛門　野呂彦助
五十石 八十石高　父文兵衛　吉田久藏
六十石二十兩　宇治田庄左衛門
御小姓頭取　五十石高
五十石　小十人頭格御小納戸頭取並 父文右衛門　栗生齋宮
四十石　小十人頭格御小納戸頭取並 父作右衛門　七澤半四郎
七十石　父大內藏　松井兵庫

五十石 六十石高　父七兵衛　河嶋七兵衛
五十石 六十石高　小十人頭格父紋右衛門　坂部紋右衛門
四十石二十兩 八十石高　父淺右衛門　宇多八次郎
二十五石 四十石高　丹羽一郎右衛門
四十石　二十人頭格御小納戸頭取並 父良右衛門　片野主計
三百石　養父又兵衛　筒井內藏允
三百石　父喜右衛門　岸和田大內藏

御小納戸頭取

六百石　上野勘解由

三十石　二十五石三十石高　養父金右衛門　村松右近

格

二十五石三十石高　丹羽舍人

二十五石三十石高　父伴右衛門　西郷源之亟

二百石　栗生助之進

御小納戸頭取　五十石高　七人扶持二十五兩

五十石八十石高　御小姓頭格　尾關又左衛門

三十石　小十人頭格父作十郎　井田八五郎

四十石六十石高　同　尾崎五左衛門

御小姓頭取より兼　栗生齋宮

格

二十五石三十五石高　父善八　川合內膳

三十石　父仁右衛門　高橋爲吉

四十石五十石高　小十人頭格　本間想左衛門

二十七石三十石高　横井孫九郎

三百石　御小納戸頭取兼父　柘植主税

二百五十石　野村外記

三十石　父源藏　久保田內匠

四十石　父彥四郎　松田大膳

四十石五十石高　父甚右衛門　長谷川理兵衛

百五十石三百石高　小十人頭格父嘉兵衛　寺村喜兵衛

四十石　父嘉右衛門　武光喜右衛門

二百石　父宅右衛門　吉岡典膳

四十石五十石高　小十人頭格父孫兵衛　千賀市兵衛

六十石　關權平

五十人物頭　三百石高　六石二人扶持六組同心十一人つゝ

四百石　父孫太夫　小栗彌左衛門　四百石　父專次郎　石川忠八

三百石　父平馬　大谷平馬　四百石　父内記　北條想四郎

三百石　父小十郎　門奈左近右衛門

格

二百石　御取次勤父孫左衛門　宮崎彌左衛門　四十石八十石高　父次左衛門　渡邊儀平次

六十石　野本三郎左衛門

御徒頭　三百石鐵炮組　十五石三人扶持組頭一人　十二石三人扶持御徒九人宛

三百石　父與右衛門　村上勇助　三百五十石　父甚兵衛　長谷川甚兵衛

三百石　父七郎左衛門　戸口專八　七百石　父傳四郎　丹羽彌右衛門

三百石　父五兵衛　宮本兵部　四百石　父新助　岡山新助

三百石　父庄兵衛　花房庄兵衛　父忠八　淺井佐五右衛門

二百五十石　養父常右衛門　由布忠平

格

二百五十石　父善右衛門　大澤善右衛門　二百石　父作左衛門　岡田甚太夫

二百五十石　御取次勤父市之丞　南部左門　四十石五十石高　父半左衛門　久世左兵衛

四十石八十石高十五兩　父定右衛門　前野久藏　八十石　父札右衛門　安藤主計

五十石　養父主馬　雨森十左衛門
二百石　父楠之右衛門　中尾楠之右衛門
二百石　松下佐五之亟
百　石　岡見久藏
二百五十石　父　善助　高井善助
二十石 五十石高　諏訪兼次郎
五十石 八十石高金二十両　三毛八郎兵衛
百五十石 二百石高　父藤九郎　三橋藤九郎
五十石　父伊左衛門　長谷川藤右衛門
四十石 八十石高　寺田八郎右衛門

二百石　父助右衛門　村上助右衛門
四十石 八十石高　父恒之丞　數見角右衛門
四十石 六十石高　吉岡半左衛門
二百七十五石　父安兵衛　荒巻利久右衛門
二百五十石 三百石高　學校勤父六郎兵衛　角谷六郎兵衛
百五十石 二百石高　父八郎兵衛　神野八郎兵衛
七十石 八十石高金二十両　齋藤平八郎
七十石 八十石高　土屋惣右衛門
六十石　遠藤善市

御目付

三百石高御合力六百石以上四年目より金十五両
五百石以下五年迄金十五両六年目より三十両

二百五十石　父源兵衛　牧村九八郎
三百石　父弁五郎　竹内辨五郎
五百石　父甚左衛門　富田甚左衛門
三百石　父八左衛門　小野田八左衛門
四百石　父角右衛門　山田兵部右衛門

三百石　父仁右衛門　内藤仁右衛門
四百石　父勘兵衛　原勘兵衛
三百五十石　父善之丞　島善之亟
三百石　父孫四郎　丸山孫四郎
四百五十石　父儀兵衛　長坂主馬

御使番

五十石　父儀右衛門　落合雅樂之助

御使番　三百石高

三百石　父勘兵衛　中島勘兵衛　六百石　父三之丞　朝倉勘解由

三百石　父一之右衛門　古屋一之右衛門　百五十石　父市左衛門　石場市左衛門

二百五十石　養父孫四郎　矢葺彌四郎　三百石　父嘉右衛門　濱名嘉右衛門

寄合組頭

寄合組頭　四百石高

浮組

四百石　村上伊豫守御預　神谷九左衛門　千三百石　加納平次右衛門御預　父十郎兵衛　塩谷十郎兵衛

六百石　父民右衛門　大嶋民右衛門　四百石　父九郎左衛門　森川九郎左衛門

千二百石　父太郎左衛門　柴山太郎左衛門

松坂御船奉行

松坂御船奉行　御船藏松ヶ崎浦　五石二人扶持御水主七十人

勢州奉行より兼　中島傳之右衛門

御勘定吟味役

御勘定吟味役　三百石高

四十石　六十石高　勝田七郎右衛門　四十石　五十石高　父九郎左衛門　小坂九郎左衛門

御匙醫

御匙醫　江戸十一人扶持

四百石　父周安　日置健立法橋　四百石　三十兩　父養德法橋　淺井修德

五十石　六十石高　父健立法橋　日置周健　六十石　八十石高銀十枚　父玄秀　德田忠庵

御留守居物頭　田丸五十人組之頭　白子五十人組之頭　寄合

四十石 六十石高　父 養元　若林養元
同五十石 六十石高銀十枚　父兼康壽承　小川榮徳

御留守居物頭　六石二人扶持同心十一人つゝ 二百石高 五組

六十石 八十石高　父才太夫　小出才太夫
六十石 七十石高　父辨左衛門　羽端才助
六十石　父忠右衛門　石野忠右衛門
同四十石　矢野庄左衛門
同四十石　養父小源太　服部七郎左衛門

田丸五十人組之頭　二百石十人扶持馬金十両 六石二人扶持同心十人宛

六十石 八十石高　黒田左兵衛

白子五十人組之頭　二百石十人扶持馬金十両 六石二人扶持 同心十人

二百石　父澤右衛門　近藤澤右衛門

以上頭役

寄合　村上 加納 兩家へ十人つゝ御預

二千石　父伊左衛門　佐野伊左衛門
六百石　父四郎三郎　名取龍三郎

格四十石 六十石高銀十枚　父 俊庵　田井俊庵
同五十石　父 立安　平山立允
百五十石　父與六兵衛　安富與六兵衛
二百石　父喜兵衛　水野喜兵衛
格外勤 六十石、八十石高　父專左衛門　有地專左衛門
同　川村六左衛門
二百石　父淺右衛門　林淺右衛門
六百石　父權七郎　三浦左兵衛
六百石　父 新六　伊丹新六

五百五十石　父庄右衛門　淺井龜吉
五百五十石　父七左衛門　中川七左衛門
四百石　養父内匠　藪三左衛門
四百石　父作左衛門　下條作左衛門
四百石　父角彌　長坂角彌
三百五十石　父臺右衛門　吉見臺右衛門
三百石　父善藏　井上善藏
三百石　父正九郎　小出平九郎
三百五十石　父林右衛門　柴山立三郎
三百石　池端藤次郎
三百石　養父半之助　伊達半助
四百石 内御加恩地三百石　父祐五郎　福岡太郎八
二百廿五石　祖父次左衛門　杉山彥助
二百石　父吉右衛門　小川吉右衛門
二百石　父一郎兵衛　榊原恒吉
二百石　父半之丞　長屋楠吉
二百石　父庄太夫　岸田庄太夫

五百石　父兵太夫　高木兵太夫
五百五十石　渡邊六郎左衛門
四百石　父平藏　堀江八千藏
四百石　父太郎左衛門　榎坂五左衛門
七百石　父賴母　長谷川甚五左衛門
三百石　父一郎右衛門　田屋一郎右衛門
三百石　父孫惣　天野孫惣
三百石　父次右衛門　夏目源次郎
三百石　父新左衛門　橋本藤十郎
三百五十石　養父源五右衛門　三宅辰之亟
三百石　父幡右衛門　東條幡右衛門
二百石　父藤三郎　松本兵之亟
二百石　父彌三郎　志賀祐八
二百五十石　父市右衛門　下村市右衛門
二百廿五石　西村孫右衛門
二百五十石　父彌五太夫　寒川喜内
二百石　父勘右衛門　中島孫太郎

二百石　　伊藤虎吉
百五十石　父三晋　久世半之亟
百五十石　父六左衛門　藤田六左衛門
百石　父乙七郎　青木辰之亟
百石　蔭山角藏
六十石　和佐一郎右衛門
四十五石　養父百助　小池鉀之助
二十石　父與市　朝比奈榮次郎

格

四百石　後藤幸十郎

御小姓　二拾五石高　金五拾両

五百石　父善太夫　川合善次右衛門
二百石　父又太郎　西川篤三郎
二十五石　父平藏　野志左金吾
二百五十石　父彦兵衛　幸山大記
六百石　養父長右衛門　宇佐美逸學
二十七石　横井孫九郎

百七十五石　父藤七郎　猪谷傳兵衛
百五十石　須田五郎三郎
百五十石　父善次郎　大畑主計
百石　天方八郎
百石　父次郎太夫　夏目次郎太夫
六十石　筑柴武左衛門
四十五石　父源右衛門　大森堅次郎
三十五石　父　佐々木善兵衛
四十石　父次右衛門　土肥次右衛門
二十五石　父權右衛門　荻野太郎左衛門
三百石　父七藏　高橋五助
二十五石　大村孝輔
二十五石　父庄太夫　小笠原俊助

御納戸

二拾五石高 金二拾五兩

千石 父六郎右衛門 松平六郎右衛門
六十石 父左吉 寺内左吉
二十石 父藤八郎 長屋内記
五十石 父淺右衛門 高橋増右衛門
三十石 寒川八郎
三百石 學校掛父孫右衛門 草野圓次郎
二十五石 父小兵衛 片野吉五郎
百五十石 二百石高 父庄太夫 小笠原庄太夫
二十五石 父幸助 望月庄八
十五石 父庄助 佐々木正助
二十五石 父四郎左衛門 岡見雄之助
八十石 養父八郎左衛門 牧彌藤次
二十五石 父長左衛門 片野長之亟
二十五石 父彌右衛門 稻葉愛之助

格

四百石 内御加恩地三百石 父源五郎 渥美源五郎
六十石 御小納戸頭取格父左兵衛 田和隼人
三十石 父藤四郎 西郷仁右衛門
三十石 佐藤源内
二十石 父隼人 佐藤太郎助
二十五石 父七郎左衛門 稻葉七郎左衛門
二十五石 父主殿 山本釆女
二十五石 養父三郎兵衛 辻兵部
二十五石 父善右衛門 宇野伴右衛門
二十五石 父忠次郎 榊原武膳
二十五石 父吉右衛門 山本良右衛門
二十五石 養父内匠 渡邊右膳
七十石 父九左衛門 美濃部大貳
百五十石 養父一郎兵衛 松原久次郎

御供番組頭
奥御右筆組頭
御書院番組頭
御小姓組頭

二十五石　伯父孫十郎　三井勘左衛門
三十石　父主膳　三浦平左衛門
地方七十石　父勘右衛門　內藤甚藏
百五十石　父万右衛門　橋爪万右衛門

御供番組頭　三百石高

大崎組

三百石　父彌兵衛　加藤彌右衛門

菅沼組

二百石　格同樣　父兵之右衛門　三上兵之右衛門

奥御右筆組頭　八十石高

二十石五十石高　格同樣　父作左衛門　宮本作左衛門
十五石五十石高　格同樣　勤　堀內六助

御書院番組頭　六十石高

百五十石　父次郎兵衛　夏目次郎兵衛
六十石　父幾右衛門　岩橋幾右衛門

御小姓組頭　八十石高

三十石　父吉右衛門　鈴木吉左衛門
三十石　父孫兵衛　佐野孫兵衛
三十石　父平兵衛　松本文左衛門

中島組

二百石　格同樣　父甚內　山中甚內
十五石五十石高　格同樣　父庄八　三木五郎兵衛
須田嘉八郎
二百五十石　父半藏　齋藤半藏

六十石八十石高　二百石　父助之進　東　仁右衛門
二百石　父丈右衛門　水野丈右衛門
坂部長五右衛門

新御番組頭　四十石高

四十石　父銀八　由良銀八
四十石　父五郎右衛門　池永五郎右衛門
二十五石四十石高　格　土屋市右衛門

大御番組頭　八十石高

四百石　一番　畔柳甚左衛門
三十石八十石高　二番　父才兵衛　吉田久右衛門
二百石　三番　父六左衛門　土岐四郎左衛門
百五十石二百石高　四番　父善右衛門　石野善右衛門
四十石　五番　養父惣内　小浦孝次郎
二百石　六番　父與一郎　長澤隼人助
二百石　七番父十之右衛門　竹本十之右衛門
百石　八番父文右衛門　丸井文右衛門

三十五石　格同様　父定次郎　佐野杢左衛門
二十五石五十石高　格同様　父杢右衛門　竹本杢右衛門
二十石　父與惣　小笠原與惣
百五十石　父半平　畔田半右衛門
六十石八十石高　父喜内　鈴木喜内
二百石　父吉左衛門　宇藤吉左衛門
二百五十石　父助右衛門　飯田助右衛門
百五十石二百石高　父楠右衛門　堀田文左衛門
百七十石　養父九左衛門　水野九左衛門
八十石　父秀右衛門　青木秀右衛門
二百五十石　父良右衛門　小島良右衛門
二百石　父平兵衛　金澤十太夫

御普請奉行
御作事奉行
御召御具足奉行
砂丸番之頭
御供番

三十石 八十石高　九番　父　忠助　野間林三郎
二百石　父三左衛門　鈴木三左衛門

二百五十石　十番父甚之右衛門　伊達甚之右衛門
八十石　桑山九兵衛

八十石　十一番父兵右衛門　土屋織部
二百石　父辨之助　千本伊右衛門

二十五石　十二番父六郎右衛門　清水六郎左衛門
二百石　父惣兵衛　小倉惣兵衛

二百石　前田半之右衛門

御普請奉行　御勘定吟味役より兼

御作事奉行　五十石高 銀二枚金十兩

二十五石　父彌左衛門　山崎彌左衛門
四十石　父元右衛門　久保彌右衛門

四十石　父　平藏　筒井平藏
牧野六兵衛

御召御具足奉行　手代何人

三十石　御留守居物頭格父辨左衛門　結城七郎左衛門
四十石　同格父吉之右衛門　桑山吉兵衛

砂丸番之頭　二百石高

渡邊幸八

御供番　八十石高　江戸詰三百石十人扶持御足被下之

大崎組

八十石　父吉左衛門　山中吉十郎
二百石　父次郎太夫　横井次郎太夫

二百五十石　父與左衛門　幸野與左衛門
二百五十石　父小右衛門　長坂楠左衛門

二百五十石　父森右衛門　三嶋森右衛門
二百五十石　父喜三右衛門　吉田喜三右衛門
三百石　養父喜太郎　戸口傳五郎
二百石　父伴右衛門　十河伴右衛門

菅沼組

二百五十石　父十郎兵衛　吉岡十郎兵衛
百五十石 二百五十石高　父四郎左衛門　長井四郎左衛門
二百五十石　父四兵衛　筧四兵衛

宮地組

百五十石 二百石高　父喜兵衛　有賀喜兵衛
百石 二百石高　木村五郎左衛門
八十石　父與次右衛門　石川與左衛門

格

四十五石 五十石高　父次郎兵衛　中根七郎兵衛

御弓役　二百石高

二百石　父林左衛門　小笠原林左衛門
八十石　鈴木悌藏

百五十石　父勘右衛門　湯川甚兵衛
五十石 八十石高　父常右衛門　鈴木忠三郎
二百石　父吉之丞　吉田六郎
八十石　松尾十郎左衛門
四十石 三百石高　父長右衛門　湯川銀次郎
二百五十石　父新左衛門　丹(一本澤羽)茂右衛門
三百石　父次兵衛　阿部專之助
三百石　父源兵衛　田中源兵衛
二百石　淺井吉兵衛
八十石　御徒頭格父七三郎太田一郎左衛門

中奥御番

百五十石　父新左衛門　二十五石高 三人扶持　御金十五兩　竹森傳次右衛門
二十石 三十石高　父八郎兵衛　西村八郎左衛門
三十石　父　良助　芦川良助
二十五石　父權右衛門　長野權右衛門
四十石　佐々木喜代太郎
五十石　父延之助　三浦健之助
川村右左衛門
十五石 二十石高十五兩　同樣勤父太右衛門　岡井勇次郎
二十五石　父十右衛門　山路十右衛門
二十五石　父米太郎　池永斧太郎
二十五石　父民之助　藤田德右衛門

格

三十五石　父傳兵衛　早川甚左衛門
二十五石 本高二十石　則岡五右衛門
二十五石　中川左門
三十石　父佐右衛門　渥美彥藏

四十石　父五太夫　外山五太夫
二十五石　父三郎左衛門　小出爲五郎
三十石　父文阿彌　德永要藏
二十五石 三十石高　平野理兵衛
三百石　落合九左衛門
二十五石　父五郎左衛門　眞鍋五郎兵衛
五十石　父五郎右衛門　千賀五郎右衛門
百石 御足五石　父　權八　渥美權七
二十石　並之通父　藤藏　古田吉三郎
二十五石　父銀之右衛門　由良六（一本左右）衛門
三十石　養父權兵衛　岡　權右衛門
三十石　百武丈右衛門
十五石 二十石高　布施杢之助
四十石　父石右衛門　宇治田彌右衛門

二十石 三十石高　井田金右衛門
二十石　父六郎太夫　佐久間兵之右衛門
二十五石 三十石高　父庄右衛門　小出庄太夫
三十五石　父源太夫　稲葉（一本嘉）（喜）兵衛
二十石 三十石高　川口彌右衛門

小普請組頭
四十石　四十石高　御役料銀五枚
四十石　父平右衛門　杉谷平右衛門

小笠原組
三十石　白井角兵衛

長野組
五十石　父文兵衛　前田文兵衛

上月組
二十七石 四十石高　父半之右衛門　岩橋傳之助

御小姓組
四十石高　江戸詰八十石高 十人扶持金十五兩
百石 御加恩地三百石　父金十郎　丹羽金十郎
高岡一郎右衛門

二十石 四十石高　長坂孫三郎
三十石 五十石高　吉田源之右衛門
百石　同樣勤父平左衛門　木村甚右衛門
二十石 三十石高　父長之右衛門　奈良惣兵衛
三十石 三人扶持　同樣勤　父喜太夫　吉田半左衛門
二十五石　父九郎（一本左）（右）衛門　酒井九郎右衛門
十五石 銀五枚　獨禮　宇治田庄八
百石　養父利八郎　皆川利八郎
二十五石　父長兵衛　野口長兵衛

四十石　丹羽卯右衛門
百石 御足米五石　父柳之丞　三田荻右衛門
四十石　大村兵右衛門
六十石　父善九郎　十倉善九郎
三十石　父勘(右)[一本左]衛門　功力勘(右)[一本左]衛門
竹本半三郎
六十石　父角之丞　吉田角之亟
四十石　小笠原三左衛門
百石　父六郎右衛門　眞木六郎右衛門
四十石　前田丈左衛門
六十石　吉田一郎兵衛
石田平十郎
寺嶋又兵衛
二十五石　父幸右衛門　原幸右衛門
八十石　養父一郎(右)[一本左]衛門　葛山六郎右衛門
百五十石　養父又右衛門　服部又右衛門
二十五石並高之通　父與六右衛門　長尾勘兵衛

二十五石　父新右衛門　澁谷八左衛門
六十石　同様勤　小田(新)[一本信]右衛門
四十石　父與一兵衛　神谷善右衛門
百五十石　父八右衛門　河村八右衛門
三十石　小嶋軍左衛門
百石　父一郎右衛門　大村十郎右衛門
三十石並高之通　父五右衛門　川村孫三郎
百五十石　父與三右衛門　浦上圓次郎
百石　父半之右衛門　九鬼楠左衛門
四十石　父甚之右衛門　松本澤右衛門
百五十石　父臺右衛門　多羅尾十左衛門
六十石　父良右衛門　朝倉良右衛門
四十石　父五郎兵衛　丹羽傳右衛門
百五十石　父儀右衛門　山川勝十郎
百五十石　父仙助　竹田庄太夫
三十石　父九郎左衛門　村上九郎左衛門
四十石　父十左衛門　嶋本十左衛門

四十石　父一郎左衛門　寒川新左衛門
三十石　父忠左衛門　坂部五郎三郎
二十五石　父喜平次　佐々木文平
百五十石　父善左衛門　三宅善左衛門
三十石　父太郎左衛門　津田太郎左衛門
六十石同様勤　父柳太郎　内藤万之助

格

二百石　父平右衛門　菅田九郎(一本左右)衛門
百石　父平右衛門　木村平右衛門
七十石　父十兵衛　關口源之亟
二百五十石　養父與次右衛門　小谷兵次郎

御書院番　二十五石高三人扶持 江戸詰金七兩

二十五石　父源五左衛門　佐々木源太夫
二十石　父善之右衛門　森善之右衛門
四十石　父和太右衛門　中村和太右衛門
三十石　高橋甚之右衛門
二十石　父又七郎　上原又左衛門

四十石　小川四郎兵衛
百五十石　父楠之右衛門　田口楠之右衛門
百石　父幾之丞　小嶋三右衛門
百石　父辨左衛門　多羅尾辨左衛門
六十石　父與市　三浦瀬兵衛
六十石　父市左衛門　服部安左衛門
二十石 三十石高　父傳左衛門　福原源藏
百五十石　父雲平　臼杵雲平
二十石　父　仁科久太夫
二十五石　父仁左衛門　加藤仁右衛門
尾關傳右衛門
二十石　父彌一右衛門　相川一郎右衛門
三十石　父源右衛門　窪田半右衛門

二十五石　養父源藏　馬場源藏
二十五石　父小膳　下條内匠
二十石　父七兵衛　稻垣長之右衛門
二十五石　父順左衛門　十河孫次郎
澤　源六郎
中井武兵衛
三十石　父十左衛門　前田十左衛門
夏目彌左衛門
六十石　父伊右衛門　和田伊右衛門
二十五石　父才右衛門　成瀨莊右衛門
二十五石　父多右衛門　笠松彥太郎
百石　父四郎左衛門　中村四郎左衛門
二十五石　父甚三郎　飯田甚三郎
二十五石　父庄左衛門　中村庄左衛門
和田民助
六十石　父進藏　三嶋進藏
四十石　父伊太夫　北村伊八郎

四十石　世話役父新助　丹羽權輔
二十石　父内膳　佐々木義助
二十五石　父文五右衛門　田口文五右衛門
三十石　父鄕助　山田甚右衛門
百五十石　父兵衛　加納兵右衛門
二十石（四十石高）　父彌右衛門　鈴木彌右衛門
村松五郎左衛門
三十石　父理平太　鈴木理兵衛
百五十石　父佐五（右）衛門（一本左）　布施佐五右衛門
淺井新之助
十五石　父數右衛門　川合雄助
百石　父善次郎　宮井善次郎
二十五石　父助五郎　岡本助五郎
銀五枚　松田文左衛門
二十五石　父（新）右衛門（一本類）　赤見類右衛門
桑山杢左衛門
二十五石　父杢左衛門　夏目直藏

奥御右筆留役　田丸御目付　白子御目付　御同朋頭　奥御醫師

格

二十石　父六左衛門　立石庄之助
二十五石 三十石高　父惣右衛門　落合惣右衛門

奥御右筆留役　五十石高

百石　小普請組頭格父兵右衛門　遠藤兵右衛門
四十石　田中徳五郎
十五石　新御番格養父嘉十郎　喜多三郎左衛門

田丸御目付　二百石 十人扶持金十兩

三百五十石　父五郎右衛門　眞鍋五郎左衛門

白子御目付　二百石 十人扶持金十兩

二百石　御作事奉行格父忠右衛門　猪飼忠右衛門

御同明頭　四十石高

二十五石 銀十枚　井田仁阿彌

奥御醫師

四十石　父玄門　宇留野玄門
二十石 三人扶持　父養慶　服部養庵
二十石　父江雪　今井隨庵

二十五石　父藤右衛門　長谷川新兵衛
二十五石　中井十左衛門
十五石 五十石高　父庄八　三木五郎兵衛
二十石 五十石高　組頭同様勤父作左衛門　宮本作左衛門
十石 十五石高　父三左衛門　岡崎三左衛門

十人扶持　父卜齋　板坂卜齋
六百石　父香仙　黒川瑞仙
二十石 三人扶持銀十枚　父　嶋川玄丈

御數寄屋頭

御腰物奉行

四十石 七十石高　父 良三　近藤良三
百石 三人扶持　父 玄達　本多玄廣
二十五石 三人扶持　父 又新　飯村又新
二十五石 三人扶持　父 仙庵　宇野仙（庵）一本奔
銀二十枚　御出入　宮崎玄養
三十八扶持　林尚謙
格
四十石 五十石高　山本養和
三十石　中村壽健

御數寄屋頭

二百石　御匙醫格父 宗左　千宗左
五十石　父 宗白　川合宗白
六十石　千賀道圓

見習

十五兩 三人扶持　父 笑仙　中野榮雲
二十石 金五兩　父 善朴　小島善朴

御腰物奉行　四十石高 八石二人扶持手代五人 六尺四人

六十石 八十石高　父 昌作　岡田昌隆
三十石　父太田道智　池上昌庵
四百石　父 玄周　横山玄周
十八扶持　父 立元　平山立安
七八扶持　御出入 父近玄　坂玄達
二十石 三人扶持銀十枚　父 松宅　三上快庵
三十石 金十兩　川村良碩
百八十石 金二十兩　御同明頭格 父笑雲　中野笑仙
六十石　父 友甫　室友甫
十五兩 三人扶持　父 道円　千賀道甫

二十石四十石高　父六左衛門　川北長左衛門
二十石四十石高　父又十郎　小川又十郎

御具足奉行手代

三十石並高之通　父平六　幸田金右衛門

御膳奉行　二十石高

十両二十五石高　父楠次郎　澁谷幸左衛門
二十五石　父忠次郎　西山忠次郎

格

六十石　父友次郎　伊藤友次郎
二十石三人扶持　傳兵衛厄介　川上万之助
十五石　父八太夫　玉井八太夫
四十石　父九郎右衛門　村田九郎右衛門
十三石二十石高　父久左衛門　渡邊大膳
二十石三人扶持　父平馬　杉原平兵衛
二十石高三人扶持　三宅惣太夫
四十石　父吉藏　有本吉藏
二十石二十五石高三人扶持　中村才右衛門

三十石四十石高　榎本武左衛門
二十石三人扶持金六両　父格同様　中瀬彦兵衛
二十石　父甚之右衛門　中西甚之右衛門
二十五石　父又兵衛　今井庄左衛門
二十石三人扶持　父平右衛門　石黒八之右衛門
二十五石　父鄉八　戸口爲十郎
二十石金七両　父兵(次)郎（一本三）　澁谷富五郎
十五石二十石高三人扶持　父善七　田中九郎右衛門
十五石　父平助　植野六三郎
十五石銀五枚　父小芝角右衛門　栗本幸意
宮崎順藏
二十石三人扶持　父小左衛門　西郷彌之右衛門

元方御金奉行　三十石高 八石二人扶持 同心六人

二十石 四十石高　津坂友七

大納戸　三十石高 八石二人扶持 手代四人

三十石　大御番格　藤村三右衛門

新御番　二十五石高 三人扶持 江戸詰金七両

三十石 銀十枚　世話役御書院番格　石橋又右衛門

二十石　父千左衛門　大岡千藏

三十石　父伴吉　小林伴吉

十三石　父勘五郎　伊藤半次郎

二十石　父彌三郎　山下三次郎

河島猪右衛門

二十五石　父九左衛門　野田九左衛門

十五石 二十五石高　父小島勘右衛門　多田金右衛門

二十石　父與次右衛門　山本源太郎

二十五石 三人扶持　判改　上田嘉八郎

川口藤左衛門

辻吉左衛門

十五石　南方類助

二十五石　同様　増田五郎左衛門

七十石　父万之右衛門　藤田万之右衛門

二十石　父宅右衛門　三宅榮四郎

二十石　父半左衛門　栗生宇左衛門

二十五石　父作左衛門　朝倉作左衛門

二十石　父九郎左衛門　富山九郎右衛門

三十石　父六左衛門　渡邊六左衛門

二十二石　父左五太夫　鳥井彌五兵衛

丸山門兵衛

二十五石　設樂勘平

二十五石　父悌助　増田孫作

二十石　村松専兵衛

日根藤九郎

上野武左衛門
二十石　格同様父市右衛門　近藤柳五郎
父四郎右衛門　瀧　六郎兵衛
二十五石　父勘太夫　木下吟平
二十五石　山本藤十郎
鈴木文五右衛門
並高之通　渡邊十右衛門
二十石　父所左衛門　尾寄所左衛門
二十石　父林左衛門　月山林左衛門
十五石　父金兵衛　朝倉八郎右衛門
二十石　父宇右衛門　墨田彌五郎
二十五石　鈴木澤右衛門
二十石三人扶持　中村市郎右衛門
父郷左衛門　小林幾之亟
二十石　父長次郎　杉村彌三兵衛
二十七石　父佐五助　植木佐之助
二十二石　父與右衛門　由比與右衛門

二十石　父武左衛門　高垣武太夫
十五石　阿部鉄之助
三十五石　父藤吉　大嶋藤吉
二十五石　父(孫)八（一本源）　佐(竹)源八（一本武）
十五石　父丈右衛門　勝(古)市（一本左）
十五石　父吉左衛門　西岡善左衛門
十五石　父忠太夫　月山吉五郎
四十石　父鎌之助　坂井鎌之助
十五石高　小林丹七
小栗仁兵衛
河島仙右衛門
十五石　父吉左衛門　川上吉左衛門
二十石三人扶持　父又七　岸和田又七
十五石　父(吉)兵衛（一本喜）　山崎喜兵衛
松田久右衛門
十七石　父類右衛門　淺井類右衛門
二十石　父良右衛門　木村良右衛門

御天守常番

御留守居番

二十石　父十左衛門　藪谷九八郎
二十石　父文右衛門　服　文右衛門
二十石　父　臺助　土肥万藏
十三石　父五郎左衛門　吉田專太郎
御天守常番　五十石高
七十石　父七右衛門　關根七右衛門
格
三十五石　毛利嘉一郎
御留守居番
二十石三人扶持　大堀喜（右）衛門（一本左）
四十石　飯室左七
二十石二十五石高　小川爲右衛門
佐藤三郎左衛門
十五石三人扶持　父冬右衛門　松澤藤九郎
百石　父楠左衛門　早淵文左衛門
成瀬武左衛門
二十石二十五石高三人扶持　山本用右衛門

二十石　父五左衛門　松原五右衛門
十五石二十石高　格同樣父紋左衛門　中西幸之助
山田勇助
松原武右衛門
二十五石　父茂兵衛　山下茂兵衛
銓佐用右衛門
二十五石　父太郎兵衛　片山八郎左衛門
二十石三十石高三人扶持　判改　久嶋小左衛門
二十石　父　文內　長谷川郷八
四十石三人扶持　判改父新四郎　吉本卷右衛門
二十五石　父猪之助　內田友助
百石　獨禮同樣勤五人扶持父牛左衛門　半田辨左衛門

十五石三人扶持　吉田甚之右衛門
二十石高　當分獨禮格　松村又兵衛
百五十石　父次郎兵衛　牧野次郎兵衛
十五石　判改　高瀬一右衛門
判改　水崎楠左衛門
三十石　森田理平次
十五石　父源之右衛門　岡田源右衛門
三人扶持　仁井田助左衛門
二十石三人扶持　父文内　玉越文内
岩崎六之右衛門
十五石　父三郎右衛門　佐々木三郎左衛門
十五石二十石高　父惣右衛門　松平惣兵衛
十五石　市川庄兵衛
神前宇八郎
堀越平助
富永幸左衛門
二十石高三人扶持　南六左衛門

三人扶持　三上三郎右衛門
入江平左衛門
三十石四十石高　鈴木團右衛門
二十石二十五石高三人扶持　父彌惣　原次郎八
十石二十石高三人扶持　田村市郎兵衛
二十石三十五石　池田利八郎
十五石二十石高三人扶持　西岡伴右衛門
二十五石五十石高　父嘉平次　須山嘉平次
四十石　父兵右衛門　小笠原兵右衛門
十二石二十石高　父万右衛門　古澤専左衛門
栗山惣兵衛
三十石四十石高　父善兵衛　三宅善兵衛
二十石三人扶持　近藤伊太夫
二十石三人扶持　中原忠兵衛
西村甚三郎
二十五石三十石高　父文右衛門　菅沼文右衛門
二十五石　父(吉)右衛門(一本七郎)　新谷平左衛門

六十石　父宇右衛門　宗方元右衛門
二十石 三十石高三人扶持　新　幾右衛門
西村（一本彌源）右衛門
御小姓組　木本平兵衛
四十石　御小姓組父新左衛門　的場新右衛門

拂方御金奉行

八石二人扶持同心六人
四十石高　猪谷三郎兵衛

大御番

二十五石高
六十石　父彌一郎　渡邊（一本堅賢）次郎
三十石　父孫兵衛　三井小十郎
二百石　父三七　久世九之丞
三十石　養父金右衛門　乾彌五郎
百五十石　父彌次兵衛　衣笠勇四郎
六十石　父源十郎　橋本源之丞
百石　父權之助　原田仁左衛門
三十石　父市左衛門　野口賴母
妻木爲之丞
井上傳左衛門
二十石　父淺右衛門　巽淺右衛門
鈴木（一本喜嘉）兵衛
三十石 四十石高　御小姓組　石野一郎右衛門
百石 御足前五石　父藤兵衛　石黑藤兵衛
二十石銀五枚　今井辨左衛門
三十石　父文左衛門　渡邊宇左衛門
百五十石　養父茂右衛門　山田龜吉
二百石　父茂左衛門　落合藤之丞
二十五石　父十左衛門　小笠原彥左衛門
三十石　父五左衛門　高野藤三郎
百石　父幸左衛門　寺村良左衛門
百石　父又右衛門　桑島德右衛門
三十石　父久右衛門　山崎甚助
山中藤次郎

四十石　父與三右衛門　桑山虎藏
二十五石　父庄左衛門　村田庄左衛門
四十五石　父五郎八　彦坂熊吉
二十五石　父千左衛門　下條平三郎
二十五石　父惣右衛門　三宅定吉
五十石　父喜八郎　大畑勝藏
三十石　父九左衛門　平松楠次郎
二十五石　父　左膳　安藤音次郎
二十五石　父彌三郎　栗生千之助
二十五石　父仙次郎　幸野惣三郎
二十五石　父彌右衛門　山崎孫三郎
四十石　父此右衛門　青木源之進
百石　父七左衛門　中野七郎兵衛
百五十石　父長左衛門　伊藤善次郎
五十石　養父六郎兵衛　寒川九左衛門
三十石　鈴木六郎
二十五石　父源兵衛　澤榮次郎

二十五石　父　文八　上野定吉
四十石　父　半助　肥田半左衛門
二十五石　父七九郎　岸長五郎
二十五石　父類右衛門　柴山林平
三十石　父藤右衛門　嶋田富太郎
六十石　父彦四郎　波切金平
二十五石　父長右衛門　三宅豐吉
百石　父藤之進　天方辨之進
六十石　父武右衛門　有馬武右衛門
二百石　父十右衛門　荒木楠吉
二十五石　父文左衛門　江馬權之助
五十石　父傳大夫　山田源三郎
二十石　父三九郎　宮井庄左衛門
五十石　岩倉彌五右衛門
三十石　父　武膳　大橋武膳
百七十五石　父雲五郎　大嶋雲五郎
三十石　父市右衛門　權田市藏

二十五石　父久左衛門　丹羽久太郎
四十石　父藤六　日野熊之助
三百五十石　養父八郎左衛門　服部大次郎
二十石　父勘十郎　富永半藏
二百石　父久兵衛　小笠原松之助
二十五石　父彌九郎　若尾慶（一本次）（四）郎
三百石　父小兵衛　渡邊小兵衛
十五石二十石高　養父幾之丞　川村孫次郎
二十五石　父柳右衛門　池田堅之進
二十五石　父四郎五郎　竹田林平
三十五石　父孫太夫　岡左内
四十五石　父林左衛門　永井楠（一本右）（左）衛門
二十五石　父善四郎　內藤政之亟
二百五十石　父仙藏　名井常楠
三十五石　父類右衛門　上野山友之進
二十五石　父紋九郎　的場常之助
二十五石　父式部　三宅久熊

二十五石　父三平　堀江五郎九郎
四十石　父伴右衛門　外山德（一本五）（次）郎
三十石　父八左衛門　笠松忠三郎
二十五石　父伊右衛門　小栗又右衛門
百七十石　父平右衛門　大石吉十郎
二十五石　父杉右衛門　小笠原與（三）郎
四十五石　父六左衛門　加藤元五郎
四十石　父甚之右衛門　渡邊一八
二十五石　吉田善次郎
二十五石　父平右衛門　田所三郎太夫
三十石　父廣助　津田源右衛門
四十石　父太助　中井安之助
二十五石　父九左衛門　淺井九左衛門
十五石二十石高　父平兵衛　菅野角次郎
四十石　父又十郎　內村出來助
二十五石　小林槌次郎
二十石　父四郎左衛門　青木四郎左衛門

二十五石	父 小助	阿部幸左衛門
四十石	父四郎(右)衛門 [一本左]	山林左吉
二百二十七石	父 又助	井關熊吉
二百五十石	父庄左衛門	山本龜之助
百五十石	父勘解由	小谷七郎
三十石	父九郎兵衛	澤八之(助) [一本亟]
二十五石	父權左衛門	小田切留楠
六十石	父 幸助	戸田友次郎
九十石	父源之丞	鳥井幸之助
五十石	父五郎左衛門	富永五郎七
百石	父市右衛門	西端定之助
百五十石	父十右衛門	落合楢正
百五十石	父万右衛門	小倉老之助
三十五石	父才次郎	河西龜楠
百五十石	父 庄助	小山田辨吉
六十石	父六太夫	吉田長十郎
六十石	父(八五郎) [一本八郎]	河村一郎右衛門
五十石	養父五郎兵衛	飯田楠十郎
四十石	父李右衛門	喜多野李右衛門
二百五十石	父彦右衛門	杉浦孫四郎
百五十石	父五郎八	大谷五郎八
六十石	父金兵衛	黑川熊之亟
二十五石	父文左衛門	井上定之亟
五十石	父喜三右衛門	楠見秀之助
二十五石	父 元八	青木彌三郎
百石	父權左衛門	堤文右衛門
三十石	父惠左衛門	結城留之助
二十五石	父甚之右衛門	高橋貞十郎
六十石	父甚左衛門	松平政次郎
百五十石	父辨左衛門	橋本辨左衛門
百五十石	父五左衛門	橋本四郎太郎
五十石	父甚太夫	富永九十郎
二百石	養父平之丞	水野左膳
五十石	父十兵衛	落合十郎大夫

二百五十石　養父利久左衛門　柴田大吉
百五十石　父太郎左衛門　四宮太郎左衛門
六十石　父文右衛門　淺井九八郎
三十石　養父吉右衛門　室又吉
二十五石　父忠太夫　大橋忠太夫
二十五石　父半左衛門　芦川權太夫
畔柳淺之助
百五十石　父吉左衛門　室熊之助
百五十石　父一學　渡邊辰之助
百五十石　父仙左衛門　園田龜太郎
二百石　父專之丞　長屋周次郎
二十五石　父淺之助　本多力
(一本三百石)(二十五)石　父九郎八　長嶋延四郎
六十石　父新五右衛門　山本佐兵衛
二十五石　父助右衛門　小川傳三郎
百五十石　父十右衛門　奥津十右衛門
六十石　父孫七郎　東使彈六

二十五石　柴山爲之亟
五十石　父仲　保田友八
二十石　父(一本堅)(賢)次郎　岡本類之助
三百石　父庄十郎　田屋兵助
三十石　父孫十郎　喜多村半右衛門
上野三郎
六十石　父武太夫　鷺谷文次郎
三十石　父清五郎　由比楠五郎
百石　父彥四郎　松下留吉
六十石　父兵助　森兵助
六十石 六十五石高　父仁右衛門　井上半左衛門
三百石　父權右衛門　安藤權平
百石　父彌右衛門　金澤吉之助
二十五石　父彌之右衛門　小川雄藏
百石　父次郎右衛門　氷野嘉四郎
百五十石　父五兵衛　本間荻之助
百五十石　父武左衛門　小島二郎右衛門

百石　父藤右衛門　松本元椨
百石　父八兵衛　白井八兵衛
百五十石　父作右衛門　小笠原善右衛門
百五十石　父市左衛門　市岡市郎右衛門
八十石　父　權平　長尾庄藏
四十五石　養父善之助　太田元吉
二十五石　父平兵衛　千本又八
二百石　養父勘左衛門　中島龜次郎
二十五石　父善十郎　茂野善右衛門
六十石　父喜八郎　高田八郎兵衛
二十五石　父椨之丞　名取椨之亟
二十五石　父勘兵衛　山本勇助
二十五石　父五左衛門　安井熊之亟
百五十石　父角兵衛　後藤爲吉
二十五石　父惣右衛門　土生熊次郎
二十五石　父半之右衛門　井上主馬
二十五石　父庄左衛門　阿曾沼万十郎

百石　父源太（一本夫）(郎)　稲生源兵衛
百五十石　父九郎右衛門　大須賀新八郎
百五十石　父辨之丞　近藤七郎
二百石　父五太夫　本間五太夫
二十五石　父彌五八　（一本栗）(宮)川龜三郎
二十五石　父七郎右衛門　岩田椨次郎
百五十石　父仙兵衛　佐野八次郎
二十五石　父長左衛門　山岸吉次郎
三十石　父庄太夫　富永庄太夫
二十五石　田中市右衛門
三十石　父惣兵衛　山野井惣兵衛
二十五石　父　孫八　寺崎爲吉
百五十石　父惣右衛門　大井武右衛門
二十五石　父利左衛門　岩根友之助
二十五石　父兵右衛門　糸川兵右衛門
（一本三）(二)十五石　父善兵衛　加納椨五郎
二十五石　父　元椨　松下太郎助

二十五石 父儀右衛門 南部五郎七
二十五石 父儀八郎 高井釆女
二十五石 養父周輔 角岡彌藏
四十石 父六左衛門 久保又太郎
二十石 父新五郎 西郷武之丞
二十五石 河島與吉
二十五石 父次郎右衛門 青木三之丞
二十五石 父角右衛門 川村角右衛門
酒井善左衛門
五十石 父五左衛門 小笠原榮次郎
三十石 父九郎三郎 鈴木市左衛門
二十石 父門兵衛 村井勝五郎
二十五石 父勇助 木梨虎之丞
二十五石 父時右衛門 石桁小三郎
三十石 父孫九郎 寒川孫九郎
六十石 父七郎 吉田善之助
二十石 父忠藏 倉地忠次郎

二十五石 父彌一右衛門 大屋小平次
三十石 父十左衛門 西山隼人
百五十石 父武左衛門 中原武左衛門
二十五石 夏目仁左衛門
二十五石 父勘左衛門 落合七左衛門
堀江十之右衛門
若尾平右衛門
二十五石 養父次左衛門 福田甚三郎
田宮平三郎
養父嘉八郎 田中定吉
二十五石 父三郎右衛門 竹内辰之助
二十五石 父惣兵衛 小笠原惣兵衛
二十五石 父權十郎 長田平十郎
二十五石 父彌次右衛門 小笠原武楠
二十五石 父彦兵衛 今村彦兵衛
六十石 父平七 下和佐平七
三十石 父權(左)衛門(一本右) 井上權左衛門

二十五石　父定右衛門　菅野由助
二十五石　父庄左衛門　乾愛之助
三十石　父一郎右衛門　寺崎次郎右衛門
二十五石　父五郎左衛門　山本松三郎
二十五石　父八郎　保田七郎
百五十石　父與十郎　佐野小膳
四十五石　父源助　曾根田駒之助
二十五石　父林左衛門　眞下虎吉
二十五石　佐藤源藏
二十七石　養父與左衛門　藤井庄吉
二十五石　父要人　小森銀三郎
三十石　養父三右衛門　青木常吉
二十五石　父宇兵衛　下和佐與一郎
三十石　父七郎右衛門　山本右膳
二十五石　父十左衛門　早川又作
三十五石　父七左衛門　飯室楠之進
二十五石　父勘太夫　山東槌三郎

二十五石　父武右衛門　岡部藤之亟
二十五石　父元八　高木彌三郎
二十五石　父五郎作　喜多村文之助
三十五石　父五郎左衛門　長澤朝次郎
二十五石　父大藏　本橋孫次郎
二十五石　父七右衛門　河村文之助
三十石　父半右衛門　吉川千次郎
二十五石　父久兵衛　松田辨次郎
二十五石　父嘉右衛門　妻木嘉右衛門
三十石　父傳右衛門　水野大三郎
四十石　父狹右衛門　朝岡八十郎
百石　父丈右衛門　淺井丈右衛門
二十五石　父源五右衛門　山本文次郎
六十石　父惣次郎　鈴木虎之（助）〔一本亟〕
三十石　父孫助　金谷兵藏
三十五石　父喜平次　菅沼喜代次郎
三十石　父彦二郎　有馬紋之助

六十石　父仁左衛門　得能三四郎
二百石　父幸(一本左 右)衛門　佐野七郎右衛門
二十五石　父與一郎　關口源十郎
二十五石　父武兵衛　桑原幸次郎
二十五石　父彌熊　千本幾三郎
四十五石　父勇左衛門　荒川勇之助
二十五石　父爲之助　坂部忠藏
六十石　父八右衛門　細井八右衛門
二十五石　父林助　竹田半助
二十五石　父　崎山文之助
二十五石　向笠長三郎
四百石　父平右衛門　近藤彦右衛門
二十石　父幾左衛門　倉林德之亟
三十石　父六左衛門　服部六左衛門
二十五石　父助左衛門　笠原助左衛門
二十五石　父長左衛門　根岸十郎左衛門
佐野春十郎

二十五石　父又七　西郷榮一郎
三十石　父源右衛門　辻野虎吉
地方五十石　父彦十郎　鈴木八左衛門
二十七石　父爲右衛門　三上三次郎
二十五石　父半太夫　三倉兵吉
二十五石　父長十郎　恒村長十郎
三十五石　父角兵衛　淺井兵助
百五十石　父傳兵衛　山田傳左衛門
六十石　父幸左衛門　櫻井忠次郎
二十五石　父久左衛門　野間虎五郎
三十石　父兵之丞　岡村楠之助
三十石　父八郎兵衛　朝岡太郎五郎
三十石　父圓左衛門　太田善次郎
渡邊角左衛門
三十石　父源十郎　佐々木友之亟
百五十石　父八左衛門　三浦駒吉
三十三石　父嘉兵衛　小林源五郎

百石　父次郎兵衛　水野惣右衛門
二十五石　父一郎左衛門　田宮次郎右衛門
四十石　父又左衛門　清水又左衛門
三嶋彌左衛門
三十石　父如流　百武文藏
四十五石　父市左衛門　村松彌作
父和田右衛門　南條和田右衛門
三十石　父六兵衛　青木半助
二十五石　父半右衛門　渥美爲之亟
二十五石　父吉之助　高橋久次郎
二十五石　中嶋仁右衛門
百五十石　養父百助　浦上榮次郎
二十五石　父龜三郎　廣井庄藏
二十五石　父六左衛門　佐々木兵次郎
百五十石　父與五右衛門　由比直之亟
百五十石　父彦之進　落合伴次郎
三十石　父太郎左衛門　夏目甚左衛門

二十七石　父平助　鹿田宗三郎
二十五石　父文之右衛門　崎山德次郎
父二助　稻川(二)（一本仁）助
四十石　父喜左衛門　吉見左馬之助
五十石　父孫左衛門　久保田三左衛門
二十五石　父又右衛門　渡邊久藏
二百石　父丈左衛門　小谷丈左衛門
三十石　父左市　高橋長十郎
三十石　父八左衛門　川合要人
五十石　祖父文左衛門　市川主計
三十石　父半四郎　酒井澤之助
百石　父平左衛門　木川虎之亟
内藤彦市郎
二十五石　父元八　田中元楠
百石　父新(右)（一本左）衛門　大高甚右衛門
七十石　父吉之右衛門　戸田文次郎
百五十石　父專左衛門　荻野專左衛門

二十五石　父九郎兵衛　野田勝之亟
百七十石　養父喜兵衛　伊東喜代吉
三十石　父形右衛門　小笠原衛士
百五十石　父吉左衛門　木川半之亟
四十石　古屋太左衛門
木梨秀之助
百石　父幸左衛門　遊佐新五郎
百五十石　父傳五右衛門　上田宇兵衛
百石　岡田傳五郎
二十五石　父長次郎　稲垣市郎
二十五石　父左右八　武井左右八
二十五石　父太郎兵衛　貴志太郎兵衛
二十五石　父八左衛門　川嶋専左衛門
二十五石　父七郎兵衛　丹羽幾之助
二十五石　父万平　關口万右衛門
榊原十左衛門
百石　父幸右衛門　中村幸十郎

三十石　父外記　益田辨次郎
二十五石　父五兵衛　高木久之亟
三十石　父孫九郎　喜多村木之亟
二十五石　父作之助　早川樋五郎
内田作左衛門
三十石　父與一右衛門　中村與一右衛門
四十石　父三郎兵衛　落合武十郎
百石　父又右衛門　寺田増次郎
二百石　父丈右衛門　小谷右馬之助
三十石　父五郎兵衛　中村右膳
二十五石　木(一本本)下善右衛門
二十五石　父助十郎　木村亀太郎
二十石　父半平　岡本藤之助
二十五石　父藤右衛門　青木爲次郎
二十五石　父幸右衛門　眞下爲助
三十石　父新右衛門　吉本嘉四郎
二十五石　河嶋市十郎

二十五石　父孫九郎　栗生松次郎
三十石　父兵庫　多羅尾主税
五十石　父秀之助　小川磯之助
四十石　父伊右衛門　（一本嶋）(崎)山吉次郎
三十石　父長平　遲美秀之助
四百石　父山十郎　中井山三郎
五十石　吉田文三郎
二十五石　養父吉左衛門　栗生熊次郎
五十石　父七郎兵衛　貴志楠之助
四十石　父伊右衛門　吉村小太郎
三十石　父左内　鈴木左(内)（一本膳）
三十石　父太郎兵衛　佐藤友之進
四十石　父瀬左衛門　西郷小三郎
百石　父勘太郎　山本常之亟
百五十石　父清太夫　淺井文三郎
二十五石　父五郎太夫　小川作次郎
三十石　養父仙左衛門　居初熊楠

二十五石　父平太夫　名取順之助
三十石　父左兵衛　皆川友八
二十五石　父孫右衛門　岡孫七
三十石　父定右衛門　三倉庄之助
二十五石　父半左衛門　小出元三郎
三十石　父次郎兵衛　居初藤三郎
二十五石　丹羽槌吉
四十石　父八郎右衛門　桑山爲之亟
三十石　父次三郎　岡田一郎左衛門
四十石　父伊右衛門　佐藤善次
二十五石　父久郎左衛門　松平健次郎
二十五石　父万太郎　山崎是助
三十石　父文左衛門　駒木根富五郎
二百石　父伊平次　薗田半平
三十石　父圓左衛門　山本富之進
三十石　父平左衛門　村松新三郎
三十石　父七郎左衛門　小笠原十太郎

石高	父	名
三十石	父次左衛門	安藤庄七
二十五石	父太郎右衛門	岡田友之助
(四十)石（一本百）	父又左衛門	丹羽郷左衛門
二百石	父十之右衛門	竹本十之左衛門
百五十石	父新左衛門	小關丈左衛門
百石	養父久兵衛	三宅久兵衛
六十石	祖父甚五左衛門	松本佐内
二十五石	父半右衛門	小笠原楠之助

横須賀御番

石高	父	名
百五十石	父九郎兵衛	落合七五郎
百五十石	父彌兵衛	牧野九郎三郎
	父忠太夫	大橋番次郎
	父七郎	近藤吉之助
二十五石		的場楠右衛門
二十五石		山田晉右衛門
二十五石	父吉左衛門	山本吉左衛門
二十五石	父幾右衛門	岩橋十之亟

石高	父	名
六十石	父軍左衛門	岡田万之助
百石	父安右衛門	尾關四郎
百五十石	父三郎太夫	夏目彌五郎
二十五石	父楠左衛門	崎山作次郎
百五十石	父十郎太夫	古屋十左衛門
二百石	父鄉右衛門	山崎卯之助
四十石	父磯右衛門	福田兵部
二十七石	父勘左衛門	中山武膳
百五十石	父文左衛門	小島柳右衛門
	養父次郎右衛門	小島平三郎
	養父九左衛門	水野彌三郎
	父九兵衛	桑原小平次
二十五石		伊達作左衛門
二十五石	父久太郎	加納三次郎
二十五石		山田七左衛門
二十五石		菅沼隼人

二十五石　　大高楠之助
二十五石　父淺助　菅谷勇次郎
二十五石　父金左衛門　幸田源右衛門
　　柴山七左衛門
　父喜右衛門　落合伊織
　　柴山五太夫
　父柳左衛門　小嶋虎之助
　父造酒右衛門　渥美吉之助
　父作右衛門　伊達作十郎
三十石　父武右衛門　松平武右衛門
二百五十石　父門兵衛　橋爪門兵衛
二百石　父六郎左衛門　三浦六郎左衛門
二十五石　　鈴木藤右衛門
六十石　父孫左衛門　畔柳孫左衛門
五十石　父作左衛門　古屋角之右衛門
三十五石　父十兵衛　安藤十左衛門
二十五石　父久右衛門　平尾久左衛門

二十五石　父三郎右衛門　猪谷三郎右衛門
二十五石　　松田八左衛門
二十五石　父善兵衛　三宅儀八
　　赤見五郎左衛門
　父十左衛門　長澤久之丞
　父牛藏　齋藤要人
　　朝岡助十郎
　　鈴木又太郎
三十石　父杢右衛門　小泉孫九郎
二百五十石　父五郎三郎　海野權之丞
百五十石　父忠左衛門　笠原忠左衛門
百五十石　父源五右衛門　酒井爲五郎
二十五石　父林三郎　野間常藏
五十石　父三太夫　吉田吉十郎
五十石　父喜左衛門　落合喜左衛門
三十石　父藤助　寺崎惠右衛門
二十五石　父虎之助　望月虎之助

二十五石　父角十郎　白井浦之助

大御番格小普請

二十人扶持　父　八彌　石谷(民)[一本武]藏
二十五石　養父大六　多羅尾丑五郎
二十石五十石高　梶間五平
二百五十石　養父(庄)[一本正]左衛門　石川新十郎
六十石　養父十兵衛　竹内干熊
三十五石　養父八郎　正井大藏
十五人扶持　父八左衛門　芝田楠之助
永井圓左衛門
二十石　父傳右衛門　川村辨藏
十人扶持　父與惣次　貴志文次郎
二十二石　父半左衛門　佐藤三助
二十五石　父平右衛門　鈴木莊四郎
二十石　父吉十郎　井田專之助
十五石　養父藤之助　大村龜吉
二十石　父半右衛門　多田銛之助

(二十五)[一本三十]石　父粂助　佐久間粂次
二十人扶持　父藤松　大藪八助
百石　父與市　藤江與市
二百七十五石　父政右衛門　齋藤英之助
百石　父求馬　池端熊次郎
四十五石　父(德)[一本伊]平次　出島德之亟
四十石　父嘉兵衛　堀田稻助
三十石　父庄左衛門　岩橋龜吉
中野平藏
十五人扶持　父次郎八　赤尾右馬之亟
十人扶持　父三郎右衛門　岡本顯之助
二十石　父辨藏　松岡定五郎
二十五石　養父左兵衛　藤堂伊織
二十石　父(善)[一本吉]右衛門　白川與右衛門
三十五石　父喜兵衛　萩原兵藏
二十二石　養父彌六右衛門　川村恒三郎

三十石　父銀之助　津田長作
二十石　父淺之助　澤　鎌太郎
四十石　下村宅次郎
三十石　養父一郎兵衛　古田與五郎
二十五石　父幸左衛門　高井直十郎
六十石　格父信右衛門　小田金吾
二十石 二十五石高銀五枚　同　父市兵衛　池永善之亟

寄合御醫師　御番兼

十五人扶持　父　松亭　河毛松亭
十五人扶持　父　延雪　郭　延雪
二十石 三人扶持　父　立軒　根來立（庵）〔一本菴〕
二百石 御加恩地三百石　父　景安　竹田景安

奥御右筆　四十五石

三十石 六十石高　御小姓組格父右　屋[illegible]
二十石 銀五枚　大御番格　片山武右衛門
十五石 四十石高　山澤釜五郎

認物勤

六十石　父次郎八　辻　市太郎
二十石　父茂左衛門　西川專左衛門
二十七石　養父右内　神野福藏
二十石　父宇左衛門　尾關長之助
二百五十石　養父新藏　長谷川於（兎）三郎〔一本寬〕
二十石 三人扶持　格父源五郎　菊田源五郎
六十石　同父 大坂住居　青山二万之助
二十石 四十石高　奥詰　齋藤百輔
四十石　父安十郎　馬淵安才
八十石　父　宗　近藤徙順
二百石　父　養亭　松村榮安
十石 五枚　大御番格　富田與八郎
二十石 四十石高　父八郎右衛門　室　八郎右衛門
二十石　小林楠之右衛門

十三石 銀三枚　小十人格　中村助右衛門

調方御右筆　二十石高 三人扶持

七十石 八十石高　御徒頭格父善次右衛門　水上長次郎

二十石 五十石高　御小姓組格父楠右衛門　津田楠右衛門

十三石 銀五枚　羽山甚右衛門

十石 二十石高　父 源八　中原于兵衛

八石 十三石高銀十枚　見習小十人格父藤右衛門　岡村七助

同席認物勤　御合力銀

十五石　父九左衛門　上山松之丞

御代官　四十石高

名草郡

三十石　御小姓組格 父平六　石野善兵衛

伊都郡

海士郡

百五十石　大御番格 父喜太夫　立石于次郎

那賀郡

五十石　大御番格父八右衛門　湯川八（右）[一本左]衛門

二十石 三十石高　大御番格父數右衛門　松見久兵衛

二十石 三十石高　大御番格 父閑悦　土橋彌三八

十三石 二十石高　養父新平　山田庄左衛門

十二石 銀三枚　並小十人格 父伴助　淺井作助

有田郡

日高郡

百五十石　父札右衛門　寺村九郎右衛門

奥熊野　八十石高

御小姓組格　中村新十郎

口熊野　八十石高　古座浦口前手代　大崎浦遠見番二人

八万石　松坂領　八十石高十人扶持　馬金十両

二百五十石　大御番格父勘兵衛　平塚勘兵衛　三十石　八十石高　父門九郎　渡邊門九郎

五万石　田丸領　八十石高十人扶持　馬金十両　元〆一人手代四人

三十石　四十石高金二十両　御書院番格父彌兵衛　若林彌兵衛

五万石　白子領　八十石高十人扶持　馬金十両　元〆一人手代四人

八十石　父元左衛門　田井元左衛門

御勘定組頭　三十石高

二十石　五十石高　御勘定吟味役格　父吉左衛門　前田吉之右衛門　儒者より兼　仁井田茂一郎

三百石　御留守居總頭格父庄兵衛　豊田九右衛門　十五石　三十石高　西脇八之右衛門

二十五石　五十石高　御勘定吟味役格　田中良右衛門　十五石　二十石高　差添御勘定　吉田連藏

御作事吟味役　御道具支配　小十人組頭　御鷹匠組頭

二十石 五十石高　大御番格　原田幸次郎
十五石 二十石高　介　父權(次)郎 一本九　兒島忠藏

御作事吟味役　三十石高

御道具支配　二十石高三人扶持 御役料八兩

二十石 銀十枚　父半平　川端文之助
十五石　父律右衛門　仲作右衛門

金田五左衛門
十石　父下村長左衛門　芦澤六左衛門

小十人組頭　二十石高三人扶持 三十石以下金八兩

平井藤左衛門組
戸田孫左衛門組

二十石　父半右衛門　竹田半右衛門
二十石　志賀利平次

山田八右衛門組
山名八左衛門組

十五石　江川嘉太夫
十五石　父儀兵衛　森本岡右衛門

瀧谷次郎右衛門組
福富平左衛門組

二十石　父喜兵衛　二上彌六郎
十五石　父平右衛門　井口平吉

御鷹匠組頭　三十石高 五人扶持

二十石　新御番格　西郷十左衛門
十石　父眞八　船橋又右衛門

三十石 銀十枚　父友七　金森友七

京御屋敷奉行
大阪御屋敷奉行
伏見御屋敷奉行
御鐵炮奉行
御臺所頭
御席敷御用達

八十石　京御屋敷奉行　二百石高七人扶持
御留守居總頭格　木村紋右衛門
五十石　父彌五左衛門　杉浦彌五左衛門

大阪御屋敷奉行　二百石高七人扶持
二百五十石　寄合格父五郎兵衛　大田五郎兵衛
十七石二十石高　差添小十人格父又右衛門　川村又右衛門

伏見御屋敷奉行　四十石高七人扶持
二十五石三十石高　寄合格同樣父七郎兵衛　浦上大七
四十石　御小姓組格父又兵衛　伊藤傳十郎

御鐵炮奉行　四十石高
四十石　御膳奉行格父右右衛門　宇治田彌右衛門
十七石並高通之　父百兵衛　新甚三郎
二十石並高之通　父善六　勝野才兵衛

御臺所頭　二十五石三十石以下當分之筋は銀三枚
物書詰江戸七石二人扶持御中間扶持二石一人扶持
物書詰若山は五石二人扶持
十五石　嶋平吉
十三石十石高銀五枚　小十人格父市右衛門高　市右衛門
二十石　小十人格父文太夫　山口文平

御席敷御用達　二十石高三人扶持
二十石銀五枚　大御番格　父用助　井田源右衛門
十五石銀五枚　大御番格　小嶋甚十郎
二十石銀五枚　大御番格　小林新八
十三石二十石高　瀧本文左衛門

十五石 二十石高銀三枚 大田陸左衛門
十五石 父幸右衛門 鳥井七郎兵衛
八石 十二石高 見習肩衣御免 吉田用右衛門

獨禮小普請

三人扶持金三両 小十人同様勤

二十石 長屋六郎
二十石 父 甚八 山本甚十郎
三十五石 父次郎右衛門 西嶋次郎右衛門
二十石 父徳右衛門 馬上東十郎
十五石 三人扶持 父宇右衛門 小野修理
十七石 養父傳兵衛 志富田鉄三郎
喜多村兵吉
十五石 父才右衛門 竹本才右衛門
十石 十五石高三人扶持 七郎右衛門厄介 赤城芳右衛門
三十石 祖父 渡邊彌三郎
二十石 養父粂助 夏目半三郎

九石 二十石高 佐々木富右衛門
八石 十二石高 格同様勤 上松長三郎
十五石 父艮右衛門 金原與次右衛門
十七石 養父吉左衛門 佐脇求馬
彦坂五郎左衛門
二十二石 父林左衛門 久下右馬進
十三石 父 辨藏 栗野覺次郎
五十石 父一郎左衛門 石川宇八
二十二石 養父大七 和佐(才)(大カ)八
十三石 父定次郎 田中幸次郎
十五石 父 祐馬 古田勇次郎
二十石 養父喜左衛門 吉田藤十郎
十石 父半左衛門 沖勝次郎

十二石 十五石高三人扶持　父六右衛門　山田六右衛門
十三石　父六郎左衛門　堀部五左衛門
十七石　養父新左衛門　中西一兵衛
十五石　父善之右衛門　田中平八
十五石　父（養）一（一本善）　田川喜七郎
三十石　父伊八郎　勝野左太夫
十五石 二十石高　松村幸左衛門
二十石　父久之右衛門　高瀬文次郎
十二石 十五石高三人扶持　岡本庄藏
十三石　父又三郎　名取庄三郎
高橋十左衛門
二十石　玉置八郎右衛門
二十五石　父孫左衛門　筧平十郎
三十五石　父又吉　竹田久之亟
二十石 三人扶持銀五枚　父十之右衛門　星野藤九郎
三十石　父嘉右衛門　岩橋辰次郎

二十七石 三人扶持　父源兵衛　吉川源五兵衛
十五石　養父彌右衛門　田中勝藏
二十石　父惣内　山中惣内
三十五石　父庄十郎　宮崎長之亟
三十石　父丈左衛門　愛澤良助
二十二石　父嘉八郎　養田喜内
二十五石　辻次郎右衛門
二十石 銀五枚　父小右衛門　南條小右衛門
十四石　父三右衛門　太田勇助
十石 十二石高　吉田增右衛門
吉川次郎右衛門
二十石　父吉左衛門　廣井半五郎
四十石　父彌兵衛　飯田彌左衛門
二十五石　父傳兵衛　宮崎周藏
二十五石　父德左衛門　竹田九八郎
三十石　父宇兵衛　福島嘉四郎

十三石　父　定助　永井藤次郎

十三石　父佐太夫　和中竹之助

佐野角右衛門

小池仁左衛門

吉田三右衛門

二十五石　父七郎左衛門　木村七郎右衛門

十二石　父　傳藏　莩原傳藏

十五石　父　郡次　朝比奈主馬

十五石　父吉次郎　毛利榮吉

二十七石　父卯右衛門　鈴木熊藏

十五石　父楠太夫　竹中幾之亟

十五石　父　平藏　佐野惣十郎

二十石　父伴右衛門　宇野圓之助

二十二石　父　郡平　富永德右衛門

十五石　和佐森右衛門

二十五石　渡邊作左衛門

十四石　父吟右衛門　增田榮次郎

十七石　父紋兵衛　森下三郎兵衛

井村内匠

野口藤兵衛

二十石　父平右衛門　三枝榮次郎

二十石　落合新藏

十五石　父（吉次郎）一本彌兵衛　村上久次郎

十五石　父作兵衛　河口藤市

二十石　川村吉之右衛門

三十石　父善次郎　淺井文次郎

二十五石　父茂太夫　山口政之亟

二十石高　脇　伴左衛門

二十五石　父權左衛門　中嶋榮助

二十石　父十郎兵衛　大森房五郎

十五石　父九郎右衛門　松平楠之亟

十五石二人扶持　　金原勇吉
二十石　父　新八　吉(田)[一本川]安次郎
二十五石　父小左衛門　小川小右衛門
　　北川丹右衛門
二十七石　父權六郎　今村友(輔)[一本助]
十五石　　田淵勇助
十五石　父源太郎　設樂万次郎
二十石　父辨之助　平井楠之助
十三石　養父主計　窪田助之進
十五石　父與右衛門　設樂幾之丞
二十石　　佐野辨左衛門
七人扶持　父兵大夫　佐野藤之助

獨禮小普請末席

十八人扶持　養父太郎兵衛　渥美猪之助
十三石　父　林藏　越部万三郎
十三石　父徳太郎　片切善之助
五人扶持　　岡村善之丞

十五石　父藤(左)[一本右]衛門　三宅大九郎
二十石　　森　小兵衛
三十石　父久左衛門　本多八助
三十石　父六左衛門　長屋六左衛門
十七石　養父辨左衛門　田中八郎
十五石　　鈴木辰次郎
二十石　養父仁左衛門　多喜藤藏
十五石　　瀧　角左衛門
十五石　父五兵衛　瀧　左兵衛
五人扶持　父十大夫　水野安之助
二十石　父紋左衛門　竹中楠太夫
二十五石　父武右衛門　中島文右衛門
十二石　父　新七　成川傳十郎
十三石　父五右衛門　向井吉右衛門
七人扶持　父　丸山直三郎
七人扶持　父利兵衛　近藤左門之助

五人扶持　吉田八之丞
十二石十五石高　父紋太夫　駒木根又市
松嶋半次
十五石高　吉川伊右衛門

御番醫師

六十石　父玄庵　木梨玄庵
二十石三人扶持　父淳庵　小野淳庵
十五石　父原澤　高田玄徳
十人扶持　父眞三　近藤良庵
祇園道伯
五人扶持　格　巽長庵

小普請御醫師

三十人扶持　伊澤定徳
二十人扶持　父玄晢　有馬寛安
三十石　父道節　岩田玄仙
五人扶持　父元甫　水島玄甫
七人扶持　父元春　野上元春

五人扶持　父平左衛門　佐津川平左衛門
十三石　功力善左衛門
二十石　父靱負　榊原靱負
四十石　父玄筑　片山元筑
十五石　父祐達　谷口祐達
二十人扶持　父昌折　菊嶋亮禎
十人扶持　父元達　坂井東庵
七人扶持　腰山以徳
五十石　父玄隣　竹田玄隣
五十石　父才庵　佐竹壽仙
七人扶持　父仙友　片岡玄伯
五人扶持　父玄雄　中島三隆
七人扶持　父立功　堀宗健

御同朋

御城代支配小普請

七人扶持 父 仁友 片岡元庵
七人扶持 父 道伯 祇園元碩
十人扶持 本居春庵
五人扶持 養父玄泰 金谷元庵
二十石三人扶持 小原源三郎
三人扶持 養父英安 細谷養仲

御同朋 三十石高

二十石 父角左衛門 津田兵阿彌
二十石 父喜右衛門 淺井忠阿彌

御城代支配小普請

十五人扶持 父藤右衛門 小野槌之助
十人扶持 父源五郎 渥美甚五郎
四十人扶持 父源兵衛 渡邊半之助
十人持扶 父喜左衛門 渡邊槌三郎
五人扶持 三宅權之亟
五人扶持 父紋左衛門 松村熊次郎
四人扶持 父仁兵衛 平尾熊次郎

五人扶持 父丈元 庄田良碩
十人扶持 父甫庵 山澄松庵
七人扶持 父及茶 芝井幾十郎
十人扶持 父又玄 蝦元績
四人扶持 養父榮庵 松尾松庵
三人扶持 已下末席 父東明 中村泰順
二十石 父吉九郎 大屋常阿彌
十石 父熊之助 嶋田英阿彌
五人扶持 父喜左衛門 渥美忠次郎
四人扶持 父彥四郎 的場勝之助
二十人扶持 父藤九郎 佐野仙之亟
五人扶持 父應助 彥坂仙助
七人扶持 父甚之助 村嶋吉五郎
四人扶持 父要五郎 中村忠五郎

江戸御金奉行 二十石高 二百目二人扶持手代六人 内九石二人扶持元〆一人

二十石 大御番格父幾右衛門 嶋村幾右衛門

小十八 二十石高三人扶持弓矢代三十目 江戸詰金六兩

○四十石 父林左衛門 村山林左衛門
二十五石 父甚平 谷甚平
十二石二十石高 父左太助 鈴木兵助
二十石 養父次郎太夫 土井八郎
十三石十五石高 同 父仁左衛門 前川武兵衛
十二石 木村勝左衛門
十二石 父丈右衛門 武津喜右衛門
十三石 父善吉 榊六郎
岡本仙助
十石 父槌之丞 高野善兵衛
十五石 格同様 父嘉平 奥村楠之進
二十石 父次左衛門 南部次左衛門
十五石 茂田藤三郎
小嶋嘉四郎

十二石 父藤助 清水榮助

○印進物御番

二十五石 父理助 川口兵左衛門
○二十石 父七兵衛 小林七兵衛
十二石 父作左衛門 高井作左衛門
十石十五石高 格同様 父民右衛門 富田牧右衛門
十二石十五石高 同 父善兵衛 川井善之亟
十二石 父七郎左衛門 小泉圓左衛門
十石 中澤兵次郎
柱本門十郎
十五石 嶋幸左衛門
十二石 父與三右衛門 薗村一之右衛門
十五石 同 渡邊彌學
父源七 竹本金右衛門
十五石 父太郎右衛門 柴田丈右衛門
格同様 栗山類右衛門

十五石　父 内記　矢田文三
二十石　嶋村七郎右衛門
河島覺之亟
永井仁左衛門
金原和左衛門
長屋久左衛門
十三石十五石高　格同樣父市左衛門　白井柳右衛門
十五石　父小十郎　貫志源藏
十二石　父友右衛門　宮澤小兵衛
十二石　父 伴藏　細野伴藏
十五石　養父六兵衛　細野茂十郎
二十石　父德右衛門　倉林十左衛門
十五石　父半右衛門　木村半右衛門
二十石高　大谷七左衛門
十五石　父文左衛門　竹內文左衛門
二十石　父次部右衛門　植松仁兵衛
二十石　父善右衛門　高橋孫吉

十二石　父吉五郎　小谷吉太夫
十二石　父惠左衛門　百武十左衛門
池田丈左衛門
入江兵左衛門
山田伴右衛門
玉置磯右衛門
十五石　父德太夫　大橋文次郎
十一石二十石高三人扶持　父與惣兵衛　上野與惣兵衛
十五石　父嘉兵衛　林喜平次
二十石　父 仙友　小坂平兵衛
十五石　父德太夫　西脇左膳
十五石　父幸左衛門　廣田太郎兵衛
十五石　中垣淺右衛門
二十石　父 新平　中西新平
十二石十五石高　格 同樣　山〔一本中〕(本)彥兵衛
十五石高　格 同樣　畠山彌三右衛門
十三石十五石三人扶持　格同樣 父又吉　太田又吉

十三石　父覺右衛門　原田覺左衛門
十石　十五石高　格同樣父角兵衛　澄入良左衛門
十三石　父　銀平　藤野銀助
二十石　父傳五右衛門　藤村善之丞
二十五石　祖父藤兵衛　岡本藤兵衛
二十石高　山本庄助
十二石　十五石高　格同樣父嘉右衛門　石川嘉右衛門
十五石　格同樣父善右衛門　紀岡善右衛門
十五石　父惣兵衛　久嶋惣兵衛
二十石高　今木武兵衛

表御右筆

二十石高　三人扶持
二十七石　獨禮　養父伍藏　里村伍藏
父與八郎　富田彌惣

儒者

百五十石　寄合格　父篤之進　山本彥十郎
二十五石　四十五石高銀十枚　奥詰御書院番格　父小太郎　榊原權之助
二十五石　三十石高三人扶持　奥詰御書院番格　父甚左衛門　伊藤海藏

十五石　格　同樣　稻葉角右衛門
十二石　格同樣父彌太郎　片岡彌八郎
十五石　父　傳藏　森　半三郎
十石　四十枚　銀十人扶持　助同樣　兄求馬　池端熊之丞
十五石　父良右衛門　田中良右衛門
十五石　二十石高　父　孫七　田口勇五郎
十五石　三人扶持　父　直藏　野口直作
十五石　格同樣　父宇右衛門　上原宇左衛門
十三石　十五石高　格同樣　父惠阿彌　宮井小膳
十五石　格同樣父仙左衛門　中村仙左衛門
三十石　四十石高　奥詰御書院番格　父與三左衛門　竹內與惣左衛門
三十石　五十石高　奥詰　御徒頭格　山本源五郎
二十石　三十石高　奥詰御書院番格　川合丈平

二十石 三十石高三人扶持　奥詰大御番格 父助右衛門　仁井田茂一郎
二十石　奥詰 養父守右衛門　寺内直助

御廣敷番　二十石高 三人扶持

二十石 二十五石高　獨禮 父 辨藏　多田吉太夫
十三石 二十石高　獨禮彦太夫厄介　堀内七郎
二十石　大御番格父忠次郎　戸田長兵衛
十石 二十石高　獨禮父六左衛門　片岡彌太郎
十三石　獨禮　吉田要藏
二十石 銀三枚　獨禮格　小林傳五郎
十三石　獨禮　雑賀佐之右衛門
十五石　父武左衛門　田代武左衛門
十石　獨禮格　江原忠右衛門
十二石　父大内藏坊　松尾柳左衛門
十五石　格 父利右衛門　高橋利右衛門
八石 十二石高銀二枚　助 肩衣御免　中村勘左衛門
八石 十二石高銀二枚　助 肩衣御免　前田幸左衛門
十石 十三石高　助 肩衣御免　關本幸右衛門

二十石 三十石高　奥詰 獨禮格　鳴澤政吉
二十石 銀三枚　獨禮 父辨藏　信時磯右衛門
二十石　新御番格父秀右衛門　山田彦四郎
十五石 二十石高　獨禮 父市兵衛　渡邊金右衛門
十二石　養父辨藏　信時彌兵衛
二十石　新御番格　野呂九一郎
十三石　獨禮　谷庄之右衛門
十五石 銀三枚　新御番格　橋爪文右衛門
十石　山瀨吉之右衛門
十二石　獨禮格　和田紋兵衛
十石　山本平七
八石 十三石高　助 小十人格　青木良右衛門
九石 銀二枚　見習 肩衣御免　岸田宇八郎
八石 十三石高　助 肩衣御免　高橋十兵衛
十二石　助 肩衣御免 父源五右衛門　鈴木源五右衛門

御大工頭

御小人頭

二分口奉行

十二石　助　肩衣御免　父里見助右衛門　倉地彦五郎

御大工頭

父與一右衛門　中村惣内

御小人頭　二十石高三人扶持　金二兩

二十石高　御廣敷番格　長谷川七左衛門

十五石　父武兵衛　片桐武兵衛

十二石　十五石高　格同樣　父友八　立石友七

二分口奉行　四十石以下　物書給五石　番所百五ヶ所　紀　百五十目　一人半扶持　元〆手代

二十石　五十石高　御勘定組頭より兼　原田幸三郎

肩衣御免　鈴木形左衛門

十五石　父幸左衛門　藤田林藏

御馬預　江戸三十石以上銀十枚以下金十兩　江戸詰銀二枚　同博勞扶持一人扶持

五十石　大御番格父彌三右衛門　井出彌三右衛門

四十五石　同　父老右衛門　笠井次郎兵衛

二百石　獨禮小普請父牛之右衛門　井出三郎右衛門

二百石　獨禮小普請父七郎右衛門　井出七郎右衛門

二十石　大御番格父三之右衛門　西山三郎兵衛

二十石　獨禮　父藤兵衛　嶋田藤太郎

四十石　獨禮　父半左衛門　茂呂五郎左衛門

二十五石　獨禮小普請父八郎太夫　齋藤武左衛門

十五石　獨禮父伊右衛門　小林伊右衛門

十五石　獨禮格　父源内　後藤又吉

二十石　小十人小普請父伊右衛門　平田源三郎

十五石　獨禮格父富右衛門　近藤富右衛門

路銀奉行

大目付方認物勤　二十石高 三人扶持

小十人小普請　三人扶持 金十兩

十三石　父儀右衛門　岸藤左衛門

十五石　父普太夫　三倉楠五郎

十五石　父三十郎　高井造酒之亟

○二十五石　父甚五郎　高木藤吉

十七石　父五右衛門　角谷兵三郎

十三石　養父理平次　片岡角之亟

二十二石　養父和助　岸村藤吉郎

○十七石　養父留右衛門　矢野彌一郎

十二石　養父幾左衛門　山田幾之進

○三十石　父伊右衛門　原田伊右衛門

十五石 三人扶持銀五枚學校勤　父十之右衛門　中嶋槌六

十二石　父武左衛門　駒木根右膳

十七石　父甚之右衛門　稲田甚之右衛門

二十二石　父彌太夫　田村友之助

○小十人同樣勤

十五石　父三四郎　玉置幸之助

十二石　本間彌太郎

○十五石 二十石　養父七左衛門　石原三之助

十五石高 三人扶持　岡村藤右衛門

十二石　父德左衛門　脇忠太郎

○十石　父專次郎　大平勝太郎

○二十二石　養父一郎左衛門　小田一郎左衛門

三十三石　父幸三郎　井出幸之助

○十三石　父宇内　新藤十三郎

十石　養父半阿彌　刺田三助

二十石　養父伴左衛門　津秦彌惣

十二石　父金兵衛　竹藤民次郎

十五石 三人扶持銀三枚　天野又左衛門

十五石　父半八　宮本嘉右衛門

十石　父豊吉　柳澤十左衛門
十二石三人扶持　安田庄兵衛
○　父　仁井田廣助
十石　養父兵十郎　鈴木兵一
柳川文之右衛門
岡本吉左衛門
河崎園左衛門
雨川八右衛門
石松左内
十二石三人扶持　父五郎八　勝野八彌
二十石　父文兵衛　田所吉藏
十二石十五石高　父友左衛門　磯野友右衛門
十五石　父仲八　坂本角之助
十五石二十石高扶持　塚田佐久右衛門
十五石　父山三郎　山本左門
十二石　木村喜内
二十五石　父武兵衛　磯本定六

十七石　父林左衛門　小串富次郎
十三石　千左衛門弟　有賀亮三郎
十三石三人扶持　父三左衛門　宇杉新次郎
二十石　養父増之丞　川角小次郎
森澤五郎作
千田幾之右衛門
飯沼忠作
出口作市
藤田助左衛門
十二石　父彌一郎　宇津宮彌五右衛門
二十石　父權左衛門　古屋長三郎
十七石　父仙左衛門　西川仙助
十二石　父伊右衛門　堀田久太郎
十石　父重左衛門　山口楠吉
十五石　平川此左衛門
十五石　父文右衛門　佐野平次郎
（一本三）（二）十石　父久左衛門　乾半之亟

十五石　父柳右衛門　伊藤角五郎
三十石　父淺右衛門　奥田仙助
十五石三人扶持　大谷甚之右衛門
四十石　父陀助　井村紋之助
十五石　父幸左衛門　山田幸助
十七石　父平兵衛　尾崎嘉藏
十五石　父藤五郎　太田留楠
和田徳(右〔一本左〕)衛門
福田茂左衛門
坂本儀三郎
十五石　父三郎衛門　上野庄五郎
十二石　父吉兵衛　廣瀬惣左衛門
十五石　父與惣兵衛　平井與惣兵衛
十五石　父平藏　井邊善之助
二十五石　父四郎右衛門　上野三郎四郎
十五石三人扶持銀三枚　父九郎右衛門　永井九郎右衛門
二十石　父長兵衛　東八藏

十二石三人扶持　葛西金藏
十二石　父辨藏　興津幡右衛門
十五石　父文六　堺平左衛門
十石　父宇左衛門　富永宇源次
二十石　父水右衛門　小池水右衛門
十五石　父甚之進　勝野熊吉
十五石　父衛守　片山楚平
成川善兵衛
高井彦輔
川角喜十郎
二十石　父作左衛門　淺板民助
十石　父文八　井上楠之亟
二十石　父十右衛門　野田熊二郎
二十石　父定右衛門　薗村房之助
十石三人扶持銀三枚　父伴十郎　山崎甚之右衛門
十三石二十石高　父卯兵衛　森宇兵衛
十五石　磯本喜左衛門

十五石 父忠右衛門 喜多野文之丞
十二石 父長左衛門 小池新右衛門
十五石 川(端)〔一本崎〕善十郎
十二石 父彦助 原田市郎
二十五石 父善右衛門 前川小十郎
三人扶持 父粂助 高井新三郎
二十石 角谷楠太夫
三十石 父三郎兵衛 小川勝之助
十五石 父長右衛門 坂本甚左衛門
十三石 父源七 中垣左兵衛
十五石 父七兵衛 熊澤作左衛門
十七石 父九右衛門 金原九左衛門
十五石 父市助 村田門兵衛
同 多喜吉左衛門
十二石 父九八郎 土(出)〔一本土〕順之進
三十石 父友左衛門 下村友吉
十三石三人扶持 小膳大伯父 成川八次郎

十二石 父甚左衛門 清水甚市
二十石銀五枚 太田松之助厄介 高橋九郎左衛門
十五石 父十左衛門 中嶋十太郎
十七石 父九郎右衛門 湯川堅藏
十石三人扶持 父利右衛門 藤井八左衛門
十三石 父新五左衛門 坂上新藏
二十石 父與太夫 池部幸之丞
十五石 父又太郎 湯川正左衛門
十石 父新平 茨木武左衛門
二十五石 父元右衛門 富田豊楠
十七石 父孫平次 岡慶次郎
十七石 父(喜)〔一本吉〕左衛門 岡崎大藏
同 父長左衛門 宇治田角之助
同 父彦兵衛 富岡龜五郎
十五石 父傳左衛門 稲田友之進
十七石 父專助 山田万之助
二十石 父角太夫 稲垣久藏

十二石　父四郎右衛門　田口文三郎
十石　父文五郎　塩谷左膳
十三石　父源吉　橋本源左兵衛
十三石　父文兵衛　池永万平
十石　父又左衛門　池田小太郎
十二石　父丈右衛門　遠藤三左衛門
十五石　父善兵衛　前野玄蕃
二十石　父三郎左衛門　土橋辨之（一本助進）
十五石三人扶持　父出右衛門　清水出右衛門
十三石三人扶持　庄左衛門弟　成瀬幾之丞
十三石　高崎與次右衛門
十五石　父與右衛門　山本與右衛門
十二石　父宇右衛門　安川藤五郎
十五石　父此右衛門　平田爲之丞
十五石　山東友八
十二石　父石之丞　山田仁左衛門
二十石　父源七　室九郎左衛門

三十石　父初左衛門　近藤覺左衛門
十五石　父一郎左衛門　野口藤十郎
十五石　父林阿彌　後藤政之助
十五石　堀江粂右衛門
十二石　父三郎兵衛　鈴木熊之助
五十石　父又左衛門　松原文平
十七石　父粂助　河島覺楠
十三石　父七左衛門　野々山七左衛門
十五石　鈴木嘉兵衛
十二石　秋月三平
十三石十五石高三人扶持　泰　留右衛門
十五石　父勘之右衛門　堅田利左衛門
二十石　父藤助　岡本藤助
十五石三人扶持銀五枚　父十藏　岡本十藏
十三石　坂部爲右衛門
十五石　父太左衛門　川口京太郎
二十石　父伊右衛門　上山善左衛門

十五石　父忠兵衛　野崎左五郎
二十二石　父傳右衛門　藤岡傳右衛門
十三石　父爲之助　玉置嘉四郎
二十石　父喜兵衛　陳谷文左衛門
十五石　父久阿彌　小川又八
十五石　父文太夫　金原勇助
十五石上　父東三郎　高井朔左衛門
十五石　父與一右衛門　竹中德左衛門
十五石　父新右衛門　片山長兵衛
同　父慶次　雀部秀藏
十五石　父市右衛門　幸田熊之亟
同　父甚藏　三島兵之助
同　父嘉兵衛　山田嘉兵衛
同　父宇左衛門　山田次郎吉
十石　父軍平　高井喜兵衛
十五石　父孫右衛門　高崎孫左衛門
二十石　父長之右衛門　香村半之亟

十五石　父儀右衛門　小泉源吉
二十石　父與一右衛門　若尾万藏
十五石　父十左衛門　小林彌左衛門
十石　父九藏　河野三右衛門
十五石　父宇兵衛　八木熊藏
二十石下　父仁左衛門　山崎主馬
二十石　父幸之右衛門　松田幸次郎
十二石　父貢右衛門　野口市之亟
同　父貢周　小嶋仙左衛門
十二石　父丈左衛門　角田熊藏
二十石　父藤左衛門　小池藤左衛門
十五石　林熊之亟
同　父藤助　植森柳藏
十二石三人扶持銀五枚學校勤兼　父文作　萩野幾之助
十二石　父甚助　茂田佐之右衛門
同　父源助　秋月源八郎
十二石三人扶持　父傳六　森傳六

十二石　父音右衛門　多田善之助
十石　父吉右衛門　永井大次郎
同　父理右衛門　大西文左衛門
十五石　父角右衛門　鈴木九郎左衛門
十三石　父又作　柳原彌五作
十三石　父甚右衛門　堀内一次郎
二十五石　父文左衛門　宮井小太郎
二十石　父善兵衛　奥田八左衛門
二十石　父忠左衛門　林長之助
十三石　父文藏　山崎政吉
十五石　父平左衛門　勝藤左衛門
十二石　父辨左衛門　小山田乙助
楠本專之右衛門
土屋伊右衛門
西村安次郎
木村仲右衛門
白井爲助

三十石　父太右衛門　井田助藏
二十石　父丈右衛門　玉置小平太
三十五石　父吉兵衛　宮本吉兵衛
同　父半太夫　吉田甚藏
十七石　父丈左衛門　嶋平三郎
五十石　父六之右衛門　西端六之右衛門
二十石　父平右衛門　西川九八郎
十石　父市八　吉田鎌之助
十七石　父丈左衛門　内海力三郎
四十石　父彌太郎　大橋次郎兵衛
十二石　養父留五郎　片岡勝藏
十五石　父宇左衛門　田村宇左衛門
水谷澤右衛門
細野勇左衛門
壁田次左衛門
山田專右衛門
糸川彌之右衛門

十五石　父作之右衛門　西村虎之丞
同　父　助八　村上助八
十五石　父與右衛門　土屋九十郎
同　父十左衛門　辻　十左衛門
三人扶持　父左兵衛　佐々木喜内
十五石　父兵之右衛門　鈴木伴次

小十人小普請末席

十二石三人扶持　父　川上勝左衛門
五人扶持　父七太夫　玉井良左衛門
三人扶持　父甚之右衛門　山田（一本無猪）之助
四人扶持　父五郎三郎　成川小膳
二十二石　父五郎七郎　二上槇三郎
四人扶持　父市左衛門　近藤長左衛門

以下小普請組頭

銀五枚
銀五枚　伊藤又兵衛組　澤　善右衛門

榊原一郎兵衛組

十二石　父三左衛門　瀧　孫左衛門

同　父武左衛門　山中丈助
三十三石三人扶持　養父勘左衛門　西脇龐助
同　父圓阿彌　山田長之助
同　父時之助　伊藤平十郎
十五石　父勘右衛門　貴志長五郎
十五人扶持　父勝之進　杉澤猪之吉
四人扶持　父楠三郎　岩橋楠松
三人扶持　父喜兵次　村垣文三郎
十三石三人扶持金三兩　父武右衛門　松村武右衛門
川合伴十郎
三人扶持　父常楠　林　富之丞
藤岡丹右衛門

十五石　多田一郎左衛門

上月彌三郎組

十二石　養父圓藏　馬場定五郎

御徒目付組頭　十五石 金三兩

十石　父宅右衛門　太田宅左衛門

十五石　平野惣右衛門

御船肝煎

十五石 二十石高　小十人格父勘吉　榎本勘吉

二十石高　父專八　渡邊又八

小十人格　伊藤彌五兵衛

御鷹匠　三人扶持

五十石　大御番格　飯田五兵衛

二十石 三人扶持　父平内　川井藤左衛門

二十石　獨禮格　岡本角右衛門

瀧本文兵衛

銀三枚　格　笠本辨左衛門

山田兵之右衛門

十二石　根來勝次郎

五十石　大御番格　寺井西右衛門

二十石　父甚五郎　小山甚五郎

三十石　獨禮格父一學　金森龜吉

十二石　父與市　金森孫兵衛

菅野七郎

村越三十郎

金澤彌平次

川崎善次

十石

二十五石三人扶扶
十石
十五石高

児玉善藏
父茂兵衛 松永喜次郎
松尾武左衛門
武山大藏
松尾郷助
獨禮格 父吉兵衛 飯田吉兵衛

御役順ニ無之御役面々

御役者肝煎

大御番頭より 淡輪新兵衛
御用人より 村井久右衛門

御書物方頭取

御用人より 由比楠左衛門
御用人より 馬場源次郎

御膳番

吉岡延十郎
松平三郎兵衛
美濃部大貳

八石
十石高三人扶持
十石
十五石高

父平次 猪股石右衛門
獨禮 山本善藏
岡本角平
木村政右衛門

二十石 粉河御塒飼兼兄十之助 尾崎甚之助
獨禮 眞田孝之右衛門

御用人より 由比楠左衛門

御小姓組番頭格より 宇佐美三郎兵衛
御小姓組番頭格より 片野孫兵衛

本間惣右衛門
長谷川理兵衛
田和隼人

宇野縫殿　關權平
西郷仁左衛門　望月庄八

奥之番

千賀市左衛門　井田八五郎
寒川八郎　尾崎五左衛門
小笠原庄太夫　有本左門
牧彌藤次　武光嘉右衛門
高橋增右衛門

御供頭役

御徒頭格　大澤善左衛門　同　久世佐兵衛
同　中尾楠之右衛門　小十人頭格　平野又吉
御徒頭格　高井善助　同　岡田甚太夫
小十人頭役　土肥惣兵衛　御徒頭　由布中平
御徒頭格　前野久藏　同　村上助右衛門

常御供頭役

御鑓奉行格　渡邊儀平次　五十八物頭格　間谷一八
御徒頭格　荒卷利久右衛門　同　神野八郎兵衛

御書物方
御庭奉行
有職
神道方
勢州五ヶ所番
口奥熊野御目付

御書物方

寺村嘉兵衛　松木文右衛門
丹羽一郎右衛門　片野長之亟
平井理兵衛　西村八郎左衛門

御庭奉行

御納戸頭　吉田久藏　中奥御番格　岡權右衛門
同　渥美彦藏　川村六左衛門
中奥御番格　奈良惣兵衛

有職

御納戸頭格　宇治田平左衛門　中奥御番　佐野孫兵衛
獨禮小普請　山中惣內

神道方　　樂人

五人扶持　小十人格父上總介　矢田中務　奥御醫師格　川村良（一本碩）

勢州五ヶ所番　　口熊野御目付

三十石　御書院番格　長谷川仙右衛門　大御番より　山口政之亟

奥熊野御目付

二十石　二十五石高　新御番格父惣左衛門　林惠左衛門

學校目付

十三石 二十石高　修理太夫樣御近習番格　岩橋三平
二十五石　御書院番格父嘉道　松澤八三郎
二十石 銀五枚　大御番格父七兵衛　由比七兵衛
三十石　獨禮格父新助　齋藤新左衛門

御繪師

四十石 五十石高　奥御醫師格父泉和　山本養和
十二石 金五兩　小十人格父養山　岩井珽竹
十二石　岩井宗雪
七人扶持　父 興元　狩野興永
三人扶持　御勘定奉行支配小普請 父 久珉　須藤恒之丞
十五石　小十人格父甫雲　並川甫雲
十石 三人扶持　小十人格　中村耕雲
三人扶持　父 養和　山本幸和
三人扶持　父 宗雪　岩井宗繁

長保寺見廻り

大御番より兼　天方八郎
同　井上半左衛門

江戸御貸方頭取　三人扶持 二人扶持手代五人

十五石 二十石高銀五枚　大御番格　守吉半藏

若山御貸方頭取　手代五人

御上屋敷御殿番　持高 三人扶持

二十石 二十五石高　御書院番格父幸左衛門　高瀬金彌
二十五石　新御番格父市左衛門　近藤宇兵衛
三十石　大御番格父仙右衛門　出島覺平
三十石　大御番格父瀨左衛門　瀧村瀨左衛門

小普請認物勤
佐八天野川役御用元
評定所吟味座
在方頭取

三十石五十石高　同　父宇兵衛　津田半五郎
二十石二十五石高　小十人組頭格父專右衛門　植村專右衛門
二十五石　大御番格　父八郎　近藤次兵衛
十五石二十石高　修理太夫樣小十人組頭　田中九八郎
八石十五石高　小十人格父松右衛門　永田三右衛門
二十石　獨禮格　父惣八　荒井答助

小普請認物勤
大御番小普請より　池端熊次郎

御仕入方
佐八天野川役御用元　三百五十目二人扶持　元〆百匁手代一人扶持　役人
三十石四十石高　頭取御書院番格　竹田禎左衛門
小十人格　鈴木形右衛門

評定所吟味座
三十石四十石高　御書院番格　父文兵衛　熊澤文兵衛
新御番格　前田(兼)左衛門（一本惠）

在方頭取　手代
十五石高銀五枚　獨禮　大橋忠右衛門

二十石四十石高　新御番格父又左衛門　藤井丈左衛門
十五石　獨禮　父園右衛門　平松次五右衛門
十五石二十石高　獨禮格　父閑悦　土橋次郎兵衛
二十石　小十人格父次左衛門　福原次左衛門
二十石　大御番格父次郎左衛門　戸口九郎兵衛
御勘定組頭より兼　田中良左衛門
同　成田甚右衛門
十五石　小十人格父甚五兵衛　黒田新之亟
十五石銀三枚　小十人格　由良甚左衛門

御山方
御鷹方
御船手
御庭御場御用勤

十五石高　小十人格父勘兵衛　岡本勘兵衛
見習　養父九八郎　山田八助

山方

二十石銀五枚　肝煎大御番格父仁右衛門　山田八九郎
十五石　獨禮　父友右衛門　松嶋友右衛門
肝煎小十人小普請より　石井甚平
八石三人扶持　同　父圓六　本嶋圓六

御鷹方　三人扶持　栗山良右衛門

八石三人扶持　兄甚之助　尾崎十太郎
父寃左衛門　坂井久次
九石三人扶持　父伊七　高井楠之助
十石　山田百助

御船手

二十五石　大御番格　嶋田左内

御庭御場御用勤

八石三人扶持　御徒格父吉六　木村郡次

以下小普請より　石井傳左衛門
二十石三人扶持　肝煎小十人小普請父磯右衛門　森藤磯右衛門
十二石　見習小十人小普請父兵助　山田兵助
十石三人扶持　御徒格兄友右衛門　松島友藏
坂井専左衛門
栗山安之助
菅野七之助
十五石　以下小普請格養父(七)右衛門（一本乙）　西村半助
伊勢四十石　小十人格父七左衛門　松島七左衛門

評定所吟味役
御鑓馬具
御道具藏
御預御藥
種藏預
本草方
歌學
鐵炮方役人

二十石 銀五枚　評定所吟味役
大御番格　山本甚左衛門　　肩衣御免　岡本源右衛門
肩衣御免　兒玉善右衛門
御鑓藏預　三人扶持
御留守居番　西岡伊右衛門　　小十人小普請　糸川彌之右衛門
御馬具藏預　三人扶持
御留守居番　岡田源右衛門　　四十石　御留守居番　飯室左七
二十石　御道具藏預　三人扶持
御留守居番　小川爲右衛門　　御留守居番　富永幸左衛門
御藥種藏預　三人扶持
二十石　御留守居番　原次郎八　　御留守居番　入江平左衛門
本草方
歌學
十八人扶持　小十人格父中衛　本居三四右衛門
鐵炮方役人
十石 十二石高三人扶持　以下小普請 父角之右衛門　林角之右衛門　　銀五枚 三人扶持　御徒格　父平左衛門　平尾甚藏
八石　見習御徒格父忠右衛門　森上忠次郎

學校勤

十三石 三人扶持　司書兼小十人格 父三郎太夫　鈴木三郎太夫　五人扶持　父勘助　大橋安次郎
七人扶持　林一十郎　八石　御徒格　谷口恒右衛門
十人扶持　小十人格　江川甚藏　三人扶持　岸常太郎
七人扶持　父内記　美濃部又四郎　七人扶持　白井新藏
三人扶持　父權兵衛　岸順藏　十人扶持　父勝左衛門　石井大太郎
三人扶持　新井東之進　三人扶持　父又一　河村元五郎
三人扶持 銀二枚　父(一本卯)(柳)右衛門　白井吉次郎　三人扶持　養父金太夫　鈴木定四郎
三人扶持　父曾右衛門　十倉龍助　三人扶持　養父一十郎　林鎌之進

御年譜方認物勤

小十人格　根來吉之右衛門

御役名所　姓名不出面々より御目見以上面々

十五石　小十人格手形改　天野形左衛門　同　森半之右衛門
十五石 二十石高　獨禮　山東源助　獨禮　上田久兵衛
二十石高　中村市左衛門　獨禮　鈴木兵四郎

學校常番

三人扶持　鈴木儀一

流木奉行

御庭方

十石　見習　父仁左衛門　尾池伴助

見習　父仁左衛門　巽爲之助

五人扶持　小田切土佐守町與力　嶋喜太郎

見習　父用左衛門　川合熊藏

見習　父伴助　尾池善之丞

五人扶持　根岸肥前守町與力　安藤小左衛門

檢校勾當

三十石 金十兩 七人扶持　父城艷　早川檢校

金五兩　父松尾左兵衛　（一本濱）（濱）崎勾當

二十石 三人扶持　父肥後守　淺井檢校

村田勾當

武藝之家々

金十兩　弓　父新藏　落合楠之進

銀十枚　鉄炮　善十郎弟　磯野長之助

銀七枚　學武　父惣兵衛　奈良丈五郎

八石 三人扶持　柔闘口 肝煎 御徒格　父文左右衛門　喜多川又八

金十兩　弓　隼人弟　田和市藏

銀十枚　水 名井元弟子　肝煎　鳥井楠之丞

銀十枚　學　父磯右衛門　信時辨藏

銀十枚　鉄砲　父惣太夫　南楠七郎

銀十枚　鉄炮　善之丞弟　池永覺次郎

銀十枚　學　父久藏　吉田仲之助

八石 三人扶持　柔闘口 肝煎 御徒格　養父土佐八　吉田雄次郎

銀五枚　學　父嘉兵衛　鈴木與一

銀十枚　槍大島　父宇平次　妹尾三五七

銀十枚　槍大島雲五郎厄介　大島彌熊

銀十枚　鉄砲　父專兵衛　村松專三郎

金十兩　父平左衛門　田所佐市郎

三人扶持　鈒　四宮　阿曾沼遊快
銀十枚　水　勝左衞門弟　川上恒次郎
銀十枚　鈒　父助右衞門　飯田八郎
銀十枚 三人扶持　鈒　金田 父理平次　森田万之亟
金十兩　弓　又右衞門弟　清水彌三郎
金十兩 三人扶持　弓指南西川文太郎弟子 父爲右衞門　小川八三郎
三人扶持　鉄砲　父伴助　淺井小次郎
銀十枚　鈒　養父幾右衞門　新喜右衞門
銀十枚　槍　藤九郎弟　三嶋善次郎
銀十枚　鈒　金田金田源五郎厄介　村田淺之助
銀二枚　學　父　源內　佐藤金平
金十兩　弓　父澤右衞門　鈴木龜次郎
金十兩　弓　養父九郎左衞門　東使八十郎
銀十枚　鉄炮　父嘉左衞門　太田彌左衞門
銀十枚　鉄炮平井肝煎 養父小兵衞　森小左衞門
銀十枚　槍　父忠右衞門　野田熊次郎
三人扶持　鐵炮　上山五兵衞

銀十枚　組討　父又右衞門　川村仁八郎
銀十枚 三人扶持　鈒　田宮指南代り 父幸八　渡邊十郎左衞門
銀十枚　弓　紋右衞門弟　坂部權七
銀十枚　鉄砲　養父仙兵衞　吉田孫七
金十兩　弓　養父辨左衞門　牛田彦兵衞
銀十枚　水　水右衞門弟　小池新八
三人扶持　父　氏右衞門　佐々木虎次郎
銀十枚　組討　父彦兵衞　中瀨又六郎
銀十枚　藤右衞門叔父　川合嘉兵衞
銀十枚　學校稽古肝煎 父三平　大森典之助
銀十枚　鈒　竹森 父儀左衞門　上野嘉兵衞（一本藏）
銀十枚　學并武　父新右衞門　遠藤勝助
銀十枚　柔　助五郎弟　岡本大藏
銀十枚　養父仁右衞門　南方藤八郎
金十兩　馬術　父三郎兵衞　西山師之助
銀十枚　鐵炮　五兵衞厄介　瀧爲助
銀十枚　鐵炮　養父才兵衞　勝野五六郎

銀五枚　馬術　熊次郎弟　池端助之進

小普請

四十石　父権右衛門　倉地権兵衛
三人扶持　小林惠右衛門
喜多村鉄十郎
七人扶持　野原小太郎
五人扶持　父平右衛門　田宮平右衛門
四人扶持　父喜十郎　深海新左衛門
三十石五十石高　父縫殿右衛門　浅井縫殿右衛門
七人扶持　父東十郎　小川（一本與）（與）左衛門
七人扶持　父十之右衛門　堀尾十之右衛門
十五石　養父市郎右衛門　辻　半次郎
五人扶持　蒲田新左衛門
五人扶持　父三平　下村権十郎
七人扶持　父次右衛門　鈴木次右衛門
四百石　父助右衛門　寺川左門
五人扶持　稲葉巻右衛門
二十五石　父権兵衛　佐藤権右衛門
二十五石　父[illegible]惣　成川源三郎
百石　父吉太夫　石田（一本條）（粂）左衛門
二十人扶持　父任之丞　木村源之進
五人扶持　鈴木平六
二十五石　父宅左衛門　古屋宅左衛門
三十石　戸口與六兵衛
二十五石　父兵左衛門　菅田源五郎
二十人扶持　父六郎兵衛　寺島置之亟
七人扶持　鈴村與右衛門
十五人扶持　父與市　祇園甚五郎
五人扶持　入江與惣
七人扶持　父利兵衛　近藤角五郎
十五人扶持　父舍人　三浦三郎左衛門
五人扶持　父浦右衛門　佐々木浦右衛門

五人扶持　大橋十藏

七人扶持　父十藏　栗本九藏

十五石　藤岡甚左衛門

以下小普請　○印御徒常助

十石　養父楠次郎　岸野嘉助

十二石　父吉右衛門　田中仙太郎

九石　父喜八郎　奥本幾之助

九石　養父半十郎　高橋半十郎

九石金壹兩三人扶持　父義三郎　（楢）一本作　仁之助

十二石　父孫次郎　清水段七

十二石三人扶持　父平之進　宮本喜平次

末席

十五人扶持　父撿校　永尾忠三郎

七人扶持　養父撿校　桑原銀次郎

御納戸　十二石高三人扶持

十三石　小十人格　谷村長次郎

八石　小十人格　三宅鄕左衛門

十人扶持　父内記　毛利仁左衛門

十二石　父平馬　後藤佐兵衛

十二石　父五郎七　奥野鉄次郎

十石　養父孫三郎　馬場鉄太郎

十石　養父爲八郎　鳥淵長作

十二石　養父專藏　赤堀次郎吉

十二石　養父市郎右衛門　成瀨市郎右衛門

十二石　父宇左衛門　大澤造酒助

十石　父專之右衛門　久保田專之助

五人扶持　養父鉄藏　井上彌十郎

獨禮　森直左衛門

十二石三人扶持　格　小門弟民

支配勘定組頭　御書物方書役　奥御用部屋書役　御用部屋書役

十二石三人扶持　格　富永孝甫

御勘定見習

支配勘定組頭　三十石高

二十五石三十石高　獨禮　父（一本金次）（舍人）　井上傳次

御書物方書役

獨禮　山口宇右衛門

九石　小十人格認物勤父杢右衛門　角田文五郎

奥御用部屋書役　十五石高三人扶持

十二石　小十人格父平七　柴田九助

八石　秋月藤九郎

八石　父甚七　嶋本佐五兵衛

御用部屋書役　十三石高三人扶持

十三石　長束久左衛門

十三石　小十人格　藤本定之亟

十三石　小十人格父善之右衛門　森半八

十五石　父頁助　山田松兵衛

八石　父柳左衛門　杉江七郎

十石十五石高銀三枚　肩衣御免父辨左衛門　藤田幸助

八石　小十人格父嘉兵衛　鈴木嘉一郎

八石　新藤佐市

八石　田中三郎兵衛

十三石　父元三郎　羽端龍三郎

十三石　小十人格　中西與一郎

二十石　父長左衛門　楠山長三郎

九石　父善六　田中常次郎

八石　格同様父一郎右衛門　廣田專助

十石　格同様　養父彌八郎　高橋彌八郎

認物勤

十二石　一本ナシ格　中村秋平
八石　御徒格　脇藤五郎
三人扶持　養父七郎　藤田作助

寺社吟味役　十五石高三人扶持

二十石　獨禮　川角市兵衛
十五石　獨禮　渡邊善左衛門
十二石　大御番格　山本甚十郎

御廣敷添番

南藤五郎

御城代與力　二十石高三人扶持

前田又兵衛
十二石　原山德右衛門

松坂御城代與力　二十石高三人扶持

十二石　嶋村佐五兵衛

御船手與力　二十石高三人扶持

銀七枚三人扶持　養父此右衛門　平川半藏
八石　父作左衛門　吉田八左衛門
八石　父善之右衛門　川嶋新五郎
十五石　小十人格　西村安左衛門
十三石十五石高　小十人格父平助　山田長次郎
十二石　肩衣御免父伴之右衛門　岩本幸内
十二石　山田金兵衛
吉田善助
十二石　父宇左衛門　星野宇兵衛
十二石十五石高　同格勤　父喜八郎　立石喜八郎

町與力

松坂町與力

傳法御藏奉行

八丁堀御藏奉行

北山御材木奉行

十五石　伊藤嘉藏

橋本辨六

二十石　寺西紋左衛門

町與力　二十石高 三人扶持

十二石 三人扶持並高之通　豊島組　吉田辨五郎

十二石　林文左衛門

並高之通　久田幸之右衛門

松坂町與力　二十石高 三人扶持

十二石　父嘉太夫　江川右衛門七

十二石 十五石高　格同樣父方右衛門　中田丈右衛門

傳法御藏奉行　同心三十石以下 物書十五石

十五石 二十石高　小十人格　植嶋友右衛門

八丁堀御藏奉行　十五石高　九石元〆二人 舛取二人

十二石 銀五枚　小十人小普請格 父長右衛門　大島吉藏

北山御材木奉行　手代

小十人格　石垣吉左衛門

十五石　父藤太夫　壗谷藤太夫

十五石　喜多山八助

小堀彌三右衛門

十二石 三人扶持　御徒格　吉田組　西村專助

十二石　父孫八　今井孫八

十二石　堀江藤次郎

十二石　丸田十兵衛

並高之通　小十人格　藤田丈右衛門

八石手代三人 炭方下役一人　御中間二十人

八石 十石高　介肩衣御免　梶間源五右衛門

小十人格　村田次兵衛

佐八材木奉行　長藏 道 奉行　屋敷奉行　御小姓目付　御臺所目付　傳甫御藏目付

佐八材木奉行 手代　吉村源助

長藏奉行

道奉行

十二石 銀三枚　父森右衛門　三雲周平　　北畑定右衛門

十二石 金三兩　森澤圓左衛門

屋敷奉行

十五石高　小十人格　高橋伴藏　　十二石　同樣勤 肩衣御免　勝田良右衛門

御小姓目付 十五石高 三人扶持

藤田八兵衛　　山村六右衛門

十二石 銀二枚　父又四郎　乾要助　　十二石　岩崎兵八郎

十五石　中村良右衛門　　前田專左衛門

十二石　父平八　北村八次郎　　十二石　父文平　山本武右衛門

御臺所目付

十五石高　肩衣御免　鈴木用左衛門　　十石 十二石高　中村甚助

傳甫御藏目付 十二石高 三人扶持

十二石　父喜兵衛　脇田安之進

御徒目付　十二石高 三人扶持

十二石高　　　　野口小七郎
十　石　父杉右衛門　佐武杉右衛門
十二石高　　　　天野喜左衛門
十二石　父作次郎　田中作次郎
十二石　父仙助　新　段次郎
十二石　　　　美濃部権十郎
十　石　父七郎左衛門　田所七郎兵衛
十二石　父新七　吉田市左衛門
　　　　　　後藤吉平
十二石　父半右衛門　和田半兵衛
十　石　父與惣兵衛　中尾與惣兵衛
　　　　　　土橋吉左衛門
十　石　父関右衛門　藤田辰之亟
十　石　父喜多右衛門　大島喜多右衛門

御駕頭　十五石高 三人扶持　組頭二人 五石一人半扶持御駕之者二十一人

十二石　父辨左衛門　波田甚右衛門

十二石高　　　　服部一郎兵衛
十二石高　　　　長屋幸十郎
十二石　父忠太夫　上野忠太夫
十二石　父又右衛門　山崎作左衛門
十二石　父次郎右衛門　猪飼太郎助
　　　　　　坂部次郎右衛門
十二石　父文右衛門　西村五郎太夫
十二石　　　　土橋平次
　　　　　　西村留吉
十　石　父忠右衛門　糸川忠右衛門
十二石　父要助　乾　為十郎
十二石　父三之右衛門　吉田幾太郎
十二石　父平太夫　三宅左太夫
十二石　父平左衛門　近藤平左衛門

御犬牽頭
御徒組頭
御用部屋吟味役
御臺所吟味役
同見廻役

十五石　御犬牽頭金二兩四石　御犬牽肝煎一人　御犬牽十四人
小十人格養父戸太夫　石井須磨右衞門

御徒組頭　十二石高御役料三石三人扶持

村上勇助組
十五石　父宇右衞門　森平次郎

戸口專八組
十二石　川村專左衞門

岡山新助組
十二石　父小左衞門　和田市之亟

淺井佐五右衞門組
十二石　父楠次郎　三嶋兵右衞門

長谷川甚兵衞組
十二石　父勇助　氏家文五右衞門

丹羽彌右衞門組
石松丈助

花房庄兵衞組
十二石　中島仁右衞門

由布中平組
十二石　田中六郎

御用部屋吟味役　八石高三人扶持
二十石銀三枚　獨禮格　村辻千右衞門
十五石　小十人格父又四郎　有本儀右衞門
十石　松尾左十郎

御臺所吟味役　十五石高三人扶持　銀五枚
八石　肩衣御免　伊丹兼次郎
小十人格　塩路新右衞門

御臺所見廻り役

御殿見廻役
手形改
大船頭
〆御船手元
堂形奉行

小十人格父忠右衛門平賀忠右衛門　高市右衛門
中村甚助　鈴木用左衛門
御殿見廻り役 御臺所吟味役兼
御中間頭　三十石以下金二兩
八石 十二石高銀二枚　小十人格　堀内佐一
手形改
大船頭　十五石高 三人扶持
十五石　父岸右衛門　橋本忠次郎　十五石　嶋甚藏
十石　三宅平右衛門　十五石　三宅半右衛門
十五石　父七右衛門　三宅新次郎
格
大堀五左衛門　十二石　鹿田平助
御船手元〆　三人扶持
十三石高　肩衣御免　杉山半右衛門
堂形奉行　三人扶持 銀五枚
十石 銀五枚　父嘉太夫　山内嘉太夫　十五石　小十人格　伊藤銀藏
五人扶持　小十人格より同樣　浦野仙七郎　十石　同樣勤　父嘉十郎　熊澤嘉十郎

穴太役	御下屋敷 澁谷奉行	千駄ヶ谷屋敷奉行	北島御殿番	御花畑奉行	御薬種畑奉行
三十石三人扶持 二十石三人扶持	二十石三人扶持	二十石	十石	十五石三人扶持	十石三人扶持

穴太役

三十石三人扶持 獨禮格父傳兵衛 川上傳兵衛

二十石三人扶持 小十人格父仙平 津村吉郎兵衛

御下屋敷奉行

二十石三人扶持 獨禮格父辨左衛門 巽仁左衛門

澁谷御屋敷奉行

二十石 獨禮父次郎左衛門 鈴木次郎八 三人扶持 御中間二十人

千駄ヶ谷御屋敷奉行 十三石高 三人扶持御中間三人

十石 小十人格 鈴木猪右衛門

北島御殿番

十五石三人扶持 小十人格父五郎左衛門 梶川良助

十五石高 小十人格 川合用右衛門

御花畑奉行 御花方二人 陸尺四人

十石三人扶持 父 鄉八 小林虎吉

御薬種畑奉行 十二石高 三人扶持

十石 市原卯右衛門

十石 父茂太夫 小坂茂一郎

御船手見習

御舟乗前稽古之輩 銀五枚 三人扶持

御馬乘　馬醫　御廣敷御玄關番　同書役　御徒

御馬乘
肩衣御免　鹽路政右衛門

馬醫
十五石　獨禮　養父主馬　稻垣主馬
二十石三人扶持　小十人格父庄兵衛　小幡安之亟

末々より以下格之面々
八石銀二枚金二兩　支配勘定格大納戸手代中　村半藏
八石　御徒格見上御藏同心　小野田兵吉
八石三人扶持　支配勘定格　朝井金藏

御廣敷御玄關番　八石高三人扶持
十石十三石高　父齊煩　田村兵助

御廣敷書役　八石高三人扶持
八石　父傳之右衛門　森八壽郎
九石　尾村勇左衛門

御徒　十二石高三人扶持
同樣勤父市郎兵衛　村田藤太郎

二十石三人扶持　小十人格父十兵衛　野村千之亟
御馬預より兼江戸并役所支配　西山三郎兵衛
八石　支配勘定格御勘定所書役　岡崎理右衛門
八石三人扶持　御徒格御目付方認物勤　養父善藏　川口善煩
十二石　父養左衛門　杉浦養左衛門
八石　貴志久左衛門
石二枚　松本喜太夫

八組人數七十二人
右之內定府之面々

十石 父甚左衛門 松村藤三郎　十石 父數右衛門 大平又左衛門

御鳥見
勢州御鳥見
在御鳥見
大宮御鳥見 三人扶持

星野隼人　松本角十郎
八木橋惣吉　原市町 養父幸之助 矢部七郎兵衛
神田六左衛門　大宮町 北澤次部右衛門
林嘉吉　會田平左衛門
見習 父隼人 星野權兵衛　見習 父角十郎 松本半次郎

大宮御山方 三人扶持

足立木下村 細田三右衛門　富岡甚兵衛
見習 父三右衛門 細田幸藏

支配勘定 二十石高 十五石高
茶屋御金方見廻り役

御臺所人組頭　十石三人扶持
小間使頭　十五石銀五枚
御賄人組頭　十石十五石高
御作事見廻役　十石銀三枚
賄方役人
御厩目付
江戸中間頭御役料　二十石

父元助　辻元次郎　玉置與市
御臺所人組頭　小十人格　十五石高三人扶持　山本數右衛門
小間使頭　小間使組頭一人　小間使四十八人　今井辨左衛門
御賄人組頭　十五石高三人扶持　矢田圓左衛門　十石十五石高　木村傳五右衛門
格同様　岩橋又右衛門
御作事見廻り役　小十人格養父藤左衛門　保田藤左衛門　御中間組頭二人　御中間小役人共六十二人　肩衣御免　森下文右衛門
手形改役　湯川善七　平賀喜左衛門
賄方役人
御厩目付　松田良右衛門
栗山儀八郎　十石　手形改格　坂田善兵衛
江戸御中間頭御役料　大御番格　中井彌兵衛　八石十三石高　肩衣御免父幸八郎　高弊八郎

御臺所人定府面々　十二石高三人扶持

十二石銀二枚　組頭格　遠藤新右衛門

御賄人定府面々　十二石高三人扶持

十石　組頭格　吉川由右衛門　　八石　父與八郎　本多彌右衛門

十二石高銀五枚三人扶持　見習養父喜内　土井門三郎　　八石　父十右衛門　岩本傳之助

御勘定奉行支配小普請

定府之面々　○印御徒常介

○八石　父強作　小池半次郎　　八石　父次右衛門　宮本金九郎

十石　父六郎兵衛　吉川爲助　　八石　父喜太夫　宮崎常次郎

三人扶持　中井常次郎　　三人扶持　養父次郎右衛門　井上常五郎

十石　父柳七　白川新平　　十石　川口五郎兵衛

十石　父文之右衛門　上田伊右衛門　　三人扶持　養父甚助　志富田新次郎

三人扶持　養父茂右衛門　堀江幸之助　　三人扶持　父又右衛門　長谷川藤次郎

以上以下役

山口御殿番

八石三人扶持　御徒格　父喜太夫　井關喜太夫　　松山半左衛門

橋本御殿番

御城米役
井關御番
御刀鍛治
御石場預
坊主組頭

九石三人扶持
御城米役　御徒格父藤藏　木村權左衛門
　安宅佐左衛門
直川領　井關御番　尾崎藤十郎　父平次　三宅秀右衛門
十五人扶持
御刀鍛治　御徒格　吉川榮助
御石場預
豆州　勝野彌三兵衛　相州　鈴木安左衛門
相州　朝倉彌市　相州　鈴木七兵衛
御數寄屋坊主組頭　八石二人扶持二人
十二石三人扶持銀二枚　御徒格　右田良宅　十五石三人扶持　以下小普請末席　中村立悦
十二石
十五石三人扶持　小十人格父平兵衛　津村良碩
奧坊主組頭　八石二人扶持　銀三枚　二人　小倉喜碩　外に銀一枚金二百疋　父久意　前田善甫
表坊主組頭　七石二人扶持　銀二枚　三人　貴志儀三　天野喜專

武藝見分
盗賊改方頭取
差圖受勤
除地扶持取地士

木本文達

武藝爲見分稽古場打廻り

三人扶持大御番より出役　武井左右八

盗賊改方頭取　御役料十人扶持

三百石　寄合より　父孫助　天野孫惣

差圖受勤　出扶持三人扶持　○獨禮小普請より出役　小十人小普請より出役

十五石　○竹本幾之丞
十三石　○堀部五左衛門
○吉田三右衛門
十五石　茂野玄番
十五石　坂本甚左衛門
山田専左衛門
十七石　尾崎嘉藏
十五石　玉置小平次
十五石　柳澤十左衛門

除地扶持取地士

三十石　除地　寺領福田村　河野修理

十五石　○田中平八
○喜多村兵吉
十石　○夏目半三郎
十五石　片山楚平
堅田次左衛門
十五石　中島十太郎
十二石　奥津幡左衛門
十七石　稲田甚之右衛門

七人扶持　有田栖原村　代々獨禮　北村甚右衛門

御扶持取
町醫師

御扶持取
町人

銀五枚　同　安樂川　奥　孫四郎

五人扶持　那賀　新莊村　津田嘉兵衛

五十人扶持　海士關戸獨禮格　關戸掃部四郎

二　石　除地　有田三湯川獨禮　小松彌助

同　尾鷲浦獨禮格　土井嘉八

新宮太地浦獨禮格　太地角右衛門

御扶持取町醫師　○印紀州　印江戸

七人扶持　金五兩　佐一

五人扶持　金丸玄意

三人扶持　御徒格　○瀧川有隣

三人扶持　同　○野口順宅

三人扶持　同　○街　探玄

三人扶持　同　○加納伊竹

三人扶持　城　岸

三人扶持　城八重

御扶持取町人　○帶刀

四十人扶持　泉州　大岡八郎右衛門

十五石　除地有田衣奈浦　上野山和田助

名草神前獨禮格　神前四郎右衛門

同日方浦代々獨禮格　橋瓜太郎右衛門

五人扶持　銀十格　奥熊野木ノ本　堀内主膳

三十一石五斗四升三合　除地　勢州田丸崎村　山崎權太夫

那賀粉川村獨禮格　伊藤八右衛門

三人扶持　松原隣安

三人扶持　坂本順庵

三人扶持　同　○岡本玄達

三人扶持　同　○村瀬玄佐

三人扶持　同　○竹内玄良

五人扶持　金五兩　立之都

五人扶持　金五兩　城幽本

二百俵　御内々御用　江戸　樽與左衛門

六百兩　江戸中茶屋　茶屋宗理
四十人扶持　勢州越後屋　三井八郎右衛門
三十人扶持　泉州　食野次郎右衛門
銀七枚　同　林與吉
五人扶持　御具足師　江戸　岩井源兵衛
三人扶持　御研師　江戸　竹屋傳兵衛
若山　香庄甚十郎
若山皮屋　北角源右衛門
五人扶持　遠州新居御用　○新居住紀伊國屋　疋田彌左衛門
三人扶持　大年寄　紀州　松廣四郎左衛門
若山　文珠五郎左衛門
三人扶持　御肴屋　若山　永原勘三郎
喜多島彌四郎
早川七左衛門
雜賀屋善右衛門
三人扶持　江戸　植木屋彌助
河内屋喜四郎

七十人扶持　勢州伊豆藏　鈴木五左衛門
十五人扶持　大坂　米屋平右衛門
三人扶持　京住三井手代　植島次郎右衛門
三人扶持　大坂　木村多吉郎
三人扶持　御羽織師　江戸　小林六兵衛
金十枚　江戸　本阿彌次郎四郎
若山皮屋　北角源之右衛門
三人扶持　御鐙鍛冶師　江戸　直道　太田新十郎
三人扶持　御菓子屋　○伏見住駿河屋　岡本善右衛門
三人扶持　御青物屋　紀州　村橋善兵衛
若山　塚本庄三郎
若山　小森又兵衛
岩井甚藏
室町庄八
押鍛冶甚六
山中庄兵衛
矢倉與市

五人扶持　御内々御用　杉本茂十郎

御役者　○印京住居

六十石　大夫　以下小普請　父郷太夫　高村三郎
二十五石五人扶持　大夫　父又右衛門　下村又十郎
二十石三人扶持　笛　父四郎左衛門　永田清兵衛
七十石十人扶持　笛　父庄兵衛　森田庄兵衛
二十枚三人扶持　笛　父喜兵衛　野口喜兵衛
後見三人扶持　父　兵藏　小山友持
十三石三人扶持　狂言　父養治　松井長十郎
二十石四人扶持　狂言　父十助　岸本三右衛門
十枚　狂言　父市右衛門　松井十兵衛
二十人扶持　同　父市之助　瀬元源之亟
二十枚五人扶持　同　大江万藏
同　安井平左衛門
四十石十人扶持　小鼓　父勘十郎　小島藤三郎
三十石八人扶持　同　父佐五右衛門　小泉虎八
七人扶持　脇　○平野勘兵衛

六十石　大夫　父十郎右衛門　徳田十郎左衛門
十枚　大夫　父　三郎　高村九郎右衛門
二十五石五人扶持金十両　笛　父次郎右衛門　村井藤兵衛
二十五石五人扶持　笛　父　丈助　清水甚之助
十枚　笛　父藤兵衛　村井藤五郎
二百石金十両　狂言　父市大夫　松井市太夫
十人扶持　狂言　父吉右衛門　松井平兵衛
二十石三人扶持　狂言　松井市右衛門
八十石十人扶持　大鼓　父九郎兵衛　葛野市郎兵衛
十人扶持　同　父平九郎　伊藤文左衛門
七人扶持　同　市郎兵衛弟　葛野庄九郎
五十石七人扶持　小鼓　父又右衛門　下村又右衛門
七人扶持　同　小松原傳右衛門
七人扶持　脇　養父伊右衛門　藤田楠之助
同　藤田八左衛門

五人扶持　同　父文之右衛門　平野長藏
十八人扶持　地謡　奥田半平
二十石五人扶持　同　父平藏　天谷七郎右衛門
五十石七人扶持　小原八郎兵衛
五人扶持　物着師　父勘次郎　嶋　平助
十八人扶持　仕手　服部又兵衛
十八人扶持　同　父勘左衛門　高木勘左衛門
二十五石五人扶持　脇　余田新右衛門
四人扶持　同　土屋藤四郎
十五石　同　藤田文次郎
四人扶持　小山藤藏

太眞様御附
御老中　二千石高
一万六千三百石　三浦長門守
千三百石　吉村八郎右衛門

御側御用御取次
三百石　父佐太夫　須藤佐太夫

十枚三人扶持　地謡　森　榮藏
十五石三人扶持　同　父巳右衛門　○岸名佐七郎
二十五石五人扶持　同　父角藏　那須民藏
十八人扶持　太鼓　父長四郎　永田甚四郎
十二石三人扶持　作物師　父用助　井谷善右衛門
二十石三人扶持　連脇　父專助　吉田半十郎
同　高木六之助
二十石三人扶持　連　父吉之助　田中小兵衛
同　山本八九郎
四人扶持　父五郎衛　○吉田善次郎
二千石　養父孫左衛門　金森孫右衛門
千三百石　父利右衛門　山本利右衛門

御書院番頭格　御小姓頭　御用人　御廣敷御用人　小十八頭格

御書院番頭格

四百石　父與右衛門　小笠原與右衛門

御小姓頭

鈴村三之右衛門
古屋三郎兵衛
濱田嘉右衛門
園田彦兵衛
岡見庄兵衛
佐藤十左衛門

御用人　三百石高　御役料金五十両

六百石　大御番頭格　父伊兵衛　園田伊兵衛
五百石　父十左衛門　佐藤十左衛門
三百石　父權右衛門　山本權左衛門
三百石　父又兵衛　伊藤又兵衛
四百石　父七太夫　木村七太夫
四百石　父覺太夫　鈴村三之右衛門
二百石　父一郎左衛門　佐野一郎左衛門

御廣敷御用人

三百石　父清兵衛　古屋三郎兵衛
三百石　新御番頭格　父辰之進　金原辰之進
二百石　父孫七　天野孫七
八十石　父道知　太田次郎右衛門
二百石　父伴右衛門　岡見庄兵衛
四百石　父勘八　田中勘八
六百石　御納戸頭格父半左衛門　有本半右衛門

小十八頭格

四十石　六十石高　同樣勤御納戸頭格　岡本楠之右衛門

五百石　三上文之右衛門

五十石 八十石高　大澤五左衛門

五十石 七十石高　父三九郎　吉田三九郎

御納戸頭

二百五十石 三百石高　小十人頭格父與右衛門　大高源右衛門

格

六十石高　中村與次右衛門

御小姓頭取　五十石高 御膳番兼

二百五十石 三百石高　新御番格父八大夫　松平九助

八十石　小十人頭格　松尾忠次郎

父四兵衛　三刀屋四兵衛

御小納戸頭取　五十石高

御徒頭格

二百石 三百石高　父八左衛門　野田八右衛門

百五十石　父權右衛門　西端權左衛門

小川吉右衛門

百五十石　父八郎　村井源一

二百石　父儀右衛門　水上儀右衛門

八十石　橋本孫左衛門

六十石　小十人頭格父源太夫　的場九左衛門

五十石　父文兵衛　山田文七郎

五百石　父奥右衛門　廣井奥右衛門

五十石　父兵右衛門　廣井三之助

百五十石　父孫太夫　關孫太夫

四十石 五十石高　父忠右衛門　木梨忠右衛門

四十石　父十左衛門　竹村十右衛門

三十石 四十石高　東使九郎左衛門

御目付
御匙醫
御留守居物頭格
御小姓

御目付　三百石高　御合力金

六百石　養父藤十郎　堀田孫之丞
五百石　父幸右衛門　宮地幸右衛門
五百石　父　兵藏　野口兵藏

御匙醫

三百石　父　玄宅　木梨玄宅法橋

格

四十石　六十石高　久世松庵

御留守居物頭格

四十石　六十石高　毛利善和
高野平次郎

御小姓　二十五石高

三百石　父辨左衛門　富永五郎八
三百石　父善左衛門　石井善左衛門
三百五十石　御留守居物頭格　父彌次右衛門　夏目彌次右衛門
四十石　父三太夫　服部三大夫
三十石　父艮左衛門　嶋本次郎右衛門

五百五十石　父勘右衛門　三浦勘右衛門
二百五十石　父權太夫　小野權太夫
八十石　同樣勤　父涼及　有馬涼及
六十石　三田村養軒
四十石　父吉之右衛門　上野儀左衛門
七十石　八十石高　父　孫一　大屋孫一
二百石　三百石高　御留守居物頭格父嘉左衛門　平田嘉左衛門
二百五十石　父　與市　佐伯與十郎
三百石　同父長右衛門　津村長右衛門
三十五石　父兼左衛門　井田友五郎
百五十石　御留守居物頭格　父辨左衛門　武藤要人

三十石　同　父藤左衛門　薗田富吉
五十石　小堀兵助
二十五石 三十石高　御留守居物頭格　父藤内　仙石藤内
二十五石 三十石高　御留守居物頭格　飯室權左衛門
百五十石　田代七右衛門
四十石　御留守居物頭格　初嶋楠五郎
百五十石　父忠右衛門　岩根宇右衛門
廣井兵藏

御膳番　奥之番兼

百石 三百石高　小十人格　父伴七　大島伴六
四十石　永田瀧右衛門
申合勤 御廣敷御用人より　岡本楠之右衛門
六十石　同　西山長左衛門

御小納戸　二十五石高

四十五石　父次郎兵衛　辻八五郎
二百七十五石　父惣兵衛　李平吉
二百石　山田七之右衛門

二十五石 三十石高　同　松平大次郎
二十五石 三十石高　父九助　太田十兵衛
二十五石　父吉兵衛　飯田賴母
二十五石　鈴木與左衛門
二十五石　田中彥五郎
二百石　父右八郎　小島右八郎
父忠次郎　松尾三四郎
松尾藤藏
八十石 三百石高　小十人頭格 父小兵衛　久保太郎左衛門
三百石　新御番格 父與惣右衛門　和田與惣右衛門
三百石　御留守居物頭格 父喜八郎　小柳津喜八郎
申合勤 中奥御番格より　林忠藏
三百五十石　父七左衛門　橋本七左衛門
三百石　父彥太夫　桑村彥太夫
二百石　父勘左衛門　中島勘左衛門

奥御右筆組頭
中奥御番
中奥詰

百五十石　父　外記　長屋半次郎
二十五石　父兵之丞　河嶋九郎右衛門
四十石　御留守居物頭格　父彌次右衛門　深津彌四郎
二十五石　父才兵衛　吉田忠次郎
五十石　父平右衛門　尾崎平左衛門
長屋甚五左衛門
百五十石　父彦之進　落合八兵衛
中奥御番上　藤宮七之丞
奥御右筆組頭　八十石高
四十石　八十石高　御徒頭格　河口吉郎左衛門
中奥御番　二十五石高
四百石　父藤左衛門　戸田藤左衛門
富永勘十郎
格
中奥詰
二十五石　御廣敷へも罷出　林　忠藏
八石　十二石高　小十人格　御鳥見兼　貴志六太夫

三十石　父曾右衛門　十倉曾右衛門
二十五石　父武兵衛　久米武兵衛
二十五石　父　曾助　小堀万助
二十五石　近藤三郎右衛門
二十五石　父　又内　犬塚又内
尾崎新右衛門
百石　父源右衛門　葛西源右衛門
吉田十郎兵衛
菅野杢右衛門

奥御右筆留役　五十石高

二十石高　新御番格　山田庄左衛門　　小十人格　山田仁左衛門

小十人格　有本儀右衛門

奥御醫師

十五人扶持　弘田幸説　　十五人扶持　三浦昌山

五十石　奥村撿校

大納戸

大御番格　久保良右衛門

御金奉行

獨禮格　神野忠左衛門

奥御右筆

御小姓組格　父孫一　大谷次郎八　　同　土肥要人

十五石　父惣八　塩谷藤八　　十二石 二十石高　格同様　辻宅左衛門

銀三十枚　認物勤　父次郎八　大谷文左衛門

調方御右筆

十二石　大御番格父源右衛門　梅本源十郎　　二十石　養父形右衛門　伊藤形右衛門

四十石 八十石高　御留守居物頭格 父立太夫　石川丈右衛門　　二十石高 銀三枚　獨禮格認物勤　平井専三郎

御廣敷御用達
御臺所頭
御同朋
表御右筆
御廣敷番

同樣勤小十人格 吉田小兵衛
銀十枚 見習 父宅右衛門 松本兵助
御廣敷御用達 二十石高
十石 二十石高 竹田文六
十五石 見習 肩衣御免 角田杢左衛門
九石 十三石高三人扶持 見習 肩衣御免 田中仙平
御臺所頭 二十五石高 物書給七石二人扶持 池田甚左衛門
十五石 二十石高銀三枚 猪谷友右衛門
御同朋 三十石高
津田善阿彌
表御右筆 二十石高
田中小十郎
御廣敷番 二十石高
十五石 銀二枚 獨禮奥詰 父孫太夫 田中孫左衛門
三十石 南方仁右衛門
十五石 二十五石高 獨禮格 嶋田藤藏

認物勤小十人格 宮脇爲助
八石 認物勤 肩衣御免 稲垣次左衛門
十五石 川北勘藏
九石 十三石高 見習 小十人格 貴志久藏
二十石 父才右衛門 森才右衛門
十石 二十石高 獨禮格 父專左衛門 井上專左衛門
十五石 銀二枚 同 父藤兵衛 嶋田喜代之助
有本與惣右衛門
獨禮格奥詰 大竹右平次

御小十人頭

御徒目付組頭

御勘定組頭

奥詰

十五石 二十石高 大御番格奥詰 工藤彌左衛門

二十五石 三十石高 小十人組頭格父善右衛門 川合角之助

十三石 格 根來甚六

十七石 格同様 父專助 倉地專助

並高之通 御小十人頭 二十石高 服部覺兵衛

二十石 御徒目付組頭 父伊太夫 河島惣十郎

十五石高

十三石 父三同彌 野口嘉左衛門

御勘定組頭 大納戸兼 堀田楠之右衛門

奥詰

八石 十二石高 大納戸格 眞野甚悅

十五石 二十石高 宮本仁左衛門

二十石 二十五石高銀五枚三人扶持 大御番格 室川文之右衛門

十二石 十五石高三人扶持小十人格 小池惣五郎

八石 十二石高三人扶持御納戸格 岡本新七

父 養助 林善十郎

獨禮格 永井吉左衛門

格 津秦孫六

八石 十三石高 三人扶持介肩衣御免 北嶋孫四郎

二十石 馬場三郎兵衛

二十石 大御番格 木野郡藏

十二石 三人扶持 御徒格 上田長左衛門

十五石 二十石高三人扶持小十人格銀五枚 松山和助

十二石 三人扶持 御徒格 久保久左衛門

八石 十二石 三人扶持 御徒格 松尾吉之右衛門

無足奥詰
御納戸
奥御用部屋書役
御用部屋書役

二十五石高 大御番格 堤　嘉一
九石 十二石高三人扶持 御納戸格 本村久左衛門
十五石 三人扶持 小十人格 養父門左衛門 山田吟十郎
十五石 二十石高 獨禮 小村甚兵衛
八石 三人扶持 御廣敷御書役格 山本專右衛門
八石 三人扶持 同 小倉忠五郎
二十五石高 御留守居物頭格 吉田次郎九郎
四石 金壹兩 御錠口番 木村源右衛門

無足にて日々奥詰

養父太郎左衛門 久保立助

御納戸

十五石 二十石高銀三枚 小十人格 木下平左衛門
十五石 父 順達 坂本正策

奥御用部屋書役

十五石高 遠藤七左衛門

御用部屋書役

十二石 小十人格 日澤新五郎

十二石 十五石高銀三枚 小十人格 中井甚右衛門
十二石 父 春達 瀧　彌五郎
十五石 二十石高 獨禮 加納忠兵衛
百五十石 二百石高 中村九右衛門
八石 三人扶持 同 太田源八
十七石 三人扶持 小十人格父新五郎 木野新五郎
四石 金壹兩御内々金十兩御錠口番 中尾磯右衛門
父辰之進 金原虎吉
二十石高 獨禮 志賀宇兵衛
十五石 三人扶持 御小納戸格 高瀬立元
十五石高 三人扶持 藤本八三郎
十三石 父辰左衛門 增田嘉八郎

御小姓目付
御徒目付
御用部屋吟味役
御臺所吟味役

十二石　父五郎左衛門　玉置五左衛門
十二石三人扶持　御徒格認物勤父三左衛門　坂本久五郎
御小姓目付
十八石　父撿校　富山右門
金澤彥次郎
十二石　父良右衛門　吉田彌之助
御徒目付
父孫左衛門　多喜三左衛門
十二石　父睟左衛門　上野山虎之亟
十二石　父　惣助　山村惣助
安富市郎左衛門
十石　父久左衛門　松本久右衛門
御用部屋吟味役
十五石二十石高　小十人格　榎本文藏
御臺所吟味役
十五石高銀三枚　三人扶持
十五石　池部利兵衛
十五石　上野山勘兵衛

銀五枚三人扶持　本役同樣父新二郎　下村幾之助
中村與惣兵衛
大橋德之助
川村嘉八郎
十二石　父喜右衛門　小川楠太郎
十二石　父　半平　嶋八左衛門
十二石　父　大六　大島善左衛門
十二石　養父吉左衛門　多喜民助
十五石高　小十人格　山本藤左衛門
十石十五石高銀三枚　貫志富之進
小十人格　宮本仁右衛門

御廣敷書役
御臺所人組頭
總坊主

御廣敷書役　湯川才助
十五石　小十人格父林左衛門　柴田彌作
八石三人扶持　黒山丈助
御臺所人組頭
白衣御免　外山專助
總坊主七十一人之內
組頭　八石銀二枚　山中專哲
七石　御小納戸　五人
七石　御手水方　三人
七石　奧御道具役　二人
七石　御小姓方　八人
七石　御下屋敷附　二人
六石　奧御用部屋　六人
六石　御目付方　四人
六石　御廣敷　十二人

十二石　小十人格父伊三右衛門　岩橋右兵衛
八石三人扶持　父口鍵藏
御賄人
三人扶持　獨禮　岡藤十郎
鈴木友三
七石　御臺所　三人
七石　御藥方　三人
七石　奧坊主　七人
七石　御納戸　二人
七石　御下屋敷附御廣敷方　二人
六石　御用部屋常介　三人　二人
六石　表小道具方役
六石二人扶持　御小人目付

政所様御附属御用人
差添
御目付
御醫師
御臺所頭
御廣敷番

五石二人扶持 御小人押 十四人

政所様御附属
御用人

四百五十石 田口九郎左衛門

差添

四十石金十両 御小姓組格 西川一郎左衛門
二十石三十石高 御書院番格申合勤 小波守左衛門

御目付

三十石高 同様大御番格 小川善太夫
十五石二十石高 同 宮芝十左衛門

御醫師

六十石 御匙格 山澄甫庵
四十石 原田撿校

御臺所頭

十五石二十石高 同様 大森良左衛門

御廣敷番

三十石 獨禮 父善右衛門 西村久右衛門
二十石並高 獨禮 稲垣宇兵衛
二十石 同様勤 西山仙助
十石二十石高 同様獨禮 出口傳九郎
十五石三人扶持 同様獨禮父一郎左衛門 西川忠左衛門
二十石 同 父源内 高瀬源之進
二十石高 同様 小十人格 玉置權太夫

御進物預	御金方	御徒目付	書役	御徒	御賄人
十石 銀二枚 並之通 銀二枚	八石	十石 並之通 十石	十石	十石 十石 十石	

御進物預

十三石高 星野平之右衛門　十三石高 肩衣御免 川口源之右衛門

同 千田七郎右衛門　並之通 同 村松善右衛門

御金方

小十人格 野田次右衛門　並之通 山本武左衛門

御徒目付

馬場周左衛門　並之通 田中一作

永田庄左衛門

書役

岡本文左衛門　山田八郎

父庄藏 眞砂勘兵衛　十石 父惣右衛門 北村圓次郎

御徒

十石三人扶持

父平吉 井内小太郎　十石 川合松之助

松尾吉之右衛門　十石 岡本庄左衛門

父作之右衛門 的場彌作　十二石 服部兵次郎

御賄人

石井政八　十石 岡本喜内

小十人格　竹田八之右衛門　八石三人扶持

肩衣御免　岡本勝左衛門　寺中友右衛門

轉心院樣御附屬

轉心院樣御附屬御用人	五十石	御用人　三百石高 御賄料五十兩	
		父源右衛門	大森三平
差添		差添　御役料二十兩	
御醫師	二十石 八十石高	御徒頭格父友右衛門	松本九郎兵衛
		御醫師	
御目付	二百石	父玄隆	窪田玄長
		御目付　御用達兼帶	
御用達	十五石 三十石高銀五枚	獨禮格父七郎兵衛	赤堀專助
		御用達　御目付兼帶	
御臺所頭	十三石 十五石高	同樣小十人格　父角助	岩尾正助
		御臺所頭	
		吟味役より兼	半崎十兵衛

御廣敷番無之

御進物預

十三石 銀五枚 小十人格父吉田三右衛門 半崎十兵衛

書役より兼 父甚助 戸田門藏

御金方

十石 十二石高銀二枚小十人格 父林左衛門 松永千吉

御徒目付 十二石高 銀二枚

十三石 父八郎兵衛 田村勘助

十二石 三人扶持 父伊久右衛門 上田喜内

書役 八石 三人扶持

八石 三人扶持 父長右衛門 北村定治郎

御徒 無之

御臺所人 八石 三人扶持

八石 鳥羽次助

十二石 養父林左衛門 辻民次郎

吟味役

八石 十石高 御徒格 父長兵衛 宮崎長兵衛

十二石 十三石高銀二枚 同 父長三郎 西貝三郎兵衛

八石 十石高 同様勤 父甚助 戸田甚藏

八石 十石高 同様勤養父德左衛門 大橋安兵衛

八石 父 半藏 竹田萬吉

八石 父喜右衛門 山崎喜右衛門

六石 二人扶持 坊主三人

五石二人扶持　御錠口番組頭　一人

四石二人扶持　下乗番　五人

四石一人半扶持　御輿　四人

御中間　三十八人

修理大夫様御附

御傅　四百石高

二百石　父作十郎　井田悌藏

御用人　八十石高

六十石　格同様勤　平松宇右衛門

御留守居　御役料銀十枚

父小島又藏　大久保又藏

御近習番頭取　五十石高五人扶持

六十石　御納戸頭格　父宇八　平松宇右衛門

父小島又藏　大久保又藏

三十五石　五十石高被下金六兩　父藤藏　臼杵藤兵衛

同様勤

二十石　御小納戸格　父半平　川端官藏

四石二人扶持　御錠口番　七人

四石二人扶持　御輿　二人

四石一人半扶持　御下男　三人

同　大久保又藏

三十石　父新左衛門　村田彌惣

十五石五十石高　父大助　佐津川大助

二十石　御小納戸格父中次郎　井口銀之丞

御目付

五十石　父善之右衛門　神谷善八　五十石高五人扶持 御役料金壹兩

御近習番

十五石 三人扶持　十五石高　八幡熊三郎

十五石 二十石高　父文右衛門　山本新藏

二十石 金七兩　父才助　嶋村熊七郎

二十石　父平次郎　田井平次郎

二十石　父藤八　花井丹次郎

二十五石 金六兩　父次郎太夫　淺美長右衛門

三十石 金六兩　父次郎太夫　淺美長右衛門

十五石 二十石高銀十枚　中奥御番格父與八郎　野村與八郎

十五石　父宇右衛門　平松勇藏

十五石　父來助　井口鉄太郎

二十二石　父久右衛門　栗本恒次郎

二十五石　父儀右衛門　田中兵衛

三十石　養父龜市郎　栗原鋭吉

御醫師

二十石 三人扶持　奥御醫師格　父撿校　嶋川玄丈

四十石　格同様　父鉄兵衛　井口來助

二十石　森田用左衛門

十五石 二十五石高金四兩　父又左衛門　淺美又左衛門

二十石 二十五石高　養父五郎兵衛　竹内五郎兵衛

二十石　父新平　川北定助

二十石　父善次郎　井内右左衛門

二十石　父喜市　秋月爲之丞

二十石　養父金右衛門　須川幾之進

二十五石　養父藤吉　堀江包三郎

二十石　父五八　加納伊三郎

二十七石　父喜兵衛　田中喜兵衛

二十石　父勝次郎　岡本金次郎

十石 三十石高　小川喜次郎

御供役　小十八組頭　中之間番　小十八　御右筆　御小人頭　御金方

御供役　三十石高三人扶持

小十八組頭　二十石高三人扶持御役料金五両

二十石金六両　父茂兵衛　堀江藤藏

中之間番　二十石高三人扶持

十五石金三両　井内常右衛門

十石十三石高　格同様　土橋丈助

十五石高　同　父伊太夫　柴田次右衛門

小十八　十三石高三人扶持

十石　父又兵衛　和田又兵衛

十三石　父丑右衛門　川北惣右衛門

十三石　父喜才　田中左兵衛

十五石　父柳八　小谷八助

十石　父亘藏　高橋政十郎

十二石　格同様　父長十郎　小芝源藏

御右筆　十三石高三人扶持金五両

十五石二十石高　獨禮格　父善吉　松野善兵衛

十二石十五石高　獨禮格父德右衛門　保田市藏

御小人頭　十五石高三人扶持金三両

十石十三石高　格同様父杦左衛門　川北清兵衛

右御目見以上

御金方

八石十石高銀二枚　肩衣御免父二村佐市　酒井佐左衛門

御徒目付　御徒組頭　書役　御徒　御臺所人

御徒目付　十石高三人扶持 銀二枚　上田吉右衛門　山本喜左衛門

八石　御徒組頭　父長左衛門　十石三人扶持 御役料二石　北岡繁右衛門

十石　書役　父七藏　八石 三人扶持　土屋嘉右衛門　十石　父義左衛門　堀江善左衛門

御徒　十石高 三人扶持

十石　八石 三人扶持　父次五右衛門　平松榮之助　十石　父專八　田中彦次郎

父文右衛門　上田金八　十石　養父平七郎　內原林藏

十二石　父喜一　根來喜一　十石　父五兵衛　原田鉄五郎

介

八石 三人扶持　養父源二郎　堀口安之助　八石　父常右衛門　田淵新之助

御臺所人　八石高 三人扶持銀二枚

御賄人兼帶

八石　父平馬　南條兵九郎　和田直左衛門

八石　布施久藏　八石 二人扶持　奥坊主　二人

五石 二人扶持　同　五人　五石 二人扶持　御用部屋坊主二人

二百目 二人扶持 御金手代 二人

六石 三人扶持 御小人組頭二人

西條御家老

紀より被仰付候分 豫州知 二百石

四百石 五百石高 豫州知四百石 大組格 父孫兵衛 片野長左衛門

五百石 豫州知七百石 父新右衛門 菅沼政七

五百石 豫州知二百石 父喜兵衛 杉田一郎左衛門

紀州知有之御附屬

三百石 豫州知百石 父杢右衛門 設樂杢右衛門

四十石 六十石豫州知 父 文藏 出島楠右衛門

百石 豫州知 野本庄三郎

百石 豫州知二百石 日根野勝摩

二百石 豫州知五十石 父新五右衛門 淺田伊三郎

二百石 豫州知百石 父勘兵衛 三宅勘兵衛

百石 豫州知三百五十石 岡斧七郎

三石 二人扶持 御下男 三人

御小人 押

六百石 豫州知二百石 御供番頭格 養父太右衛門 小出三郎右衛門

三百石 豫州知三百五十石 父久左衛門 澁谷久左衛門

百五十石 豫州知百五十石 父 武膳 佐々木武膳

百五十石 豫州知 加藤武右衛門

百五十石 豫州知 近藤卓之助

百五十石 豫州知 山中作之右衛門

百石 豫州知 父三右衛門 淺井彌六右衛門

二百石 豫州知 父孫九郎 落合孫九郎

百五十石 豫州知五十石 三堀八郎

不明〇〇五十石 豫州知 小曾根新八郎
三十五石 豫州知 父登 荒瀨長十郎
百五十石 豫州知 松川文四郎
十六石 豫州知 星野恒右衞門

大外記殿御附人

二百五十石 五人扶持 御徒頭格 父彥五郎 三輪三郎兵衞
三十石 修理大夫樣御供役通 小林奈八郎

百五十石 豫州知 白樫但見
十五石 豫州知銀十枚 平野榮助
五十石 豫州五十石 白川門右衞門
十石三人扶持 豫州知 父恒庵 塩谷俊節
二十石 大御番格父丈右衞門 長谷川武助

南紀徳川史卷之七十三

臣 堀内信 編

職制第四

職籍四

御手帳御家中姓名錄 上

御手帳とは御座右御備へ置之御家中姓名帳にして御用人より奉る轉職改名死亡等常に變更あるを以て時々同役へ御下けありて其都度修正を加へて呈す强而御役順之順次に不拘役々局立類役の順序にしたるは　御覽被遊易き爲也故に兼勤之分は双方へ掲出す此御手帳は安政六未年九月以後文久二戌年正月迄之ものとす

一御家中名簿は政府御勘定所表御用部屋御目付等局々に設置と雖も主任關係上より自つから要略あり（御勘定所は祿高精確にして格席等に踈く表御用部屋は格席掛り役等密なれとも扶持方役料迄は不備と云類なり）唯政府の總帳支配帳と稱する名簿のみ完全正確也とす然れ共今傳はらす依而近世之名籍を知らんとすれは前巻文化七年之姓名錄と此御手帳によるの外なし

一明治十年之比若山徳義社創設之際舊士族總人員帳を調製すと雖も維新後卒然亦士族に列する布令ありて所謂坊主同心手代之如き迄士族に編入しあるを以て士族總人員七千有餘人と記せり廢藩置縣之比迄は特に諸士格を有する者之外坊主同心等は株者と稱し頭支配手許に記名あるのみにて士

籍には列せさりし也

一此手帳之内頭役已下御目見已上の内一卷と大御番組の内一卷五組分缺失せり蓋變轉之際散逸に歸したるならん文化度之姓名録によつて其大體を推知するの外なし

安政文久間

御手帳御家中姓名録上　○印は江戸常府

御年寄

三万八千八百石餘　御勝手掛り　學問所掛り　外山流掛り　水藝掛り　安藤飛驒守

三万五千石餘　御勝手掛り　學問所掛り　國學所掛り　蘭學所掛り　騎戰掛り　○水野大炊頭

壹万五千石　學問所掛り　騎射掛り　西洋砲術掛り　組打掛り　馬術騎戰　三浦長門守

壹万石　菊之間席　家格之通相心得可申旨　久野丹波守

六千六百石餘　御家恩地千石　菊之間詰　御手前にては萬石之格　水野丹後守

貳千三百石　御勝手掛り　○三井河內守

三千石 御足三百石　寄合支配 海岸防禦御用取扱 鎗術掛り 柔術掛り 水藝掛り 御勝手御融通筋掛り　渡邊主水正

貳千石　菊之間詰　金森孫右衛門

三千三百石　菊之間詰　岡野平太夫

三千五百石　金田流一傳流柔術掛り　村上與兵衛

二千石 御足六百石　學問所掛り 蘭學所掛り 馬術騎戰掛り 西洋砲術掛り 御農政御取締 御勝手掛り 御國產元掛り　佐野伊左衛門

三千石　菊之間詰　水野多門

二千五百石　同　山高左近

三千三百石　同　伊達源左衛門

千石 御足千石　同　鈴村三之右衛門

貳千五百石　同　下條伊兵衛

三千石　同　朝比奈惣左衛門

八百石 御足七百石　菊之間席　○小谷作內

御城代　御城代格　大寄合

四百石 御足四百石　菊之間席格　○久保田源藏

八百石 御足四百石　菊之間席格　○服部角左衛門

御城代

九百石 御足百石　村田次郎九郎

千八百石　菅沼半兵衛

御城代格

千四百石　折々學校に罷出勸學之儀世話可致 地廻り御名代御使等大寄合同樣打込勤　鈴木甚左衛門

大寄合

千六百石　橋本六郎左衛門

八百石 御足四百石　大草四郎右衛門

四千五百石　加納平次右衛門

千石 御足百石　御役者支配　森藏人

千石　井關彌五助

千石　御用人兼帶　金澤彌右衛門

地廻御名代御使等大寄合同樣相勤 御用人見習河内守嫡子　○三井孫十郎

高家

高	役	名
五百五拾石	寺社奉行	松平九郎左衛門
七百石	大組	松平三郎兵衛
百石	寄合	天方四郎三郎
六百石	御小姓組番頭	山名主殿
四百石	御先手物頭	北條宗四郎
三百五十石	御先手物頭	大澤善左衛門

大御番頭

高	役	名
千五百石	御役者支配	松平八輔
千四百石		山本理左衛門
千石		正木五郎右衛門
千二百石		池田喜右衛門
六百石 御足百石		坂西又六
千五百石		平井助左衛門
千五百石		山本十郎右衛門
千百石		澁谷彈正
千二百石		成田彌三右衛門

九百石　長野七郎左衛門

九百石　御足三百石　吉村八郎右衛門

大御番頭格

四百石御足三百石　金貳拾兩　○筒井内藏允

五百石御足百石　金貳拾兩　○長谷川賴母

四百石　水野藤兵衛

松坂御城代

千石　大御番頭持格　西山與七郎

同人跡元治元子年十月十日酒井伊織六百石に被仰付
慶應三卯二月八日御役廢止になる

御勘定奉行

九百石　御足百石　大御番頭格　塩屋十郎兵衛

二百二十五石　御足七十五石　奥掛り御用人同様兼勤　○齋藤政右衛門

三百石　御足百石　御小姓組番頭格申談勤　立石喜太夫

四十五石御足二百五十五石　銀二十枚　御手筒頭格申談勤　下和佐伴右衛門

大組

七百石　御奏者番　松平三郎兵衛

七百石　御奏者番　菅沼九兵衛
四百石御足五十石　同　山中篤之助
七百石　同　市川内膳
同　同　有本半左衛門
六百石　同　大村彌兵衛
千石　同　柴山太郎左衛門
九百石　同　木下次郎四郎
三百石御足百石金二十両　○門奈左近右衛門
千二百石　有本兵庫

無足にて大組同様勤

御用人見習　主水嫡子　渡邊八郎
平太夫嫡子　岡野善左衛門
與兵衛嫡子　村上彦右衛門
地廻り御名代等相勤　源藏養子　○久保田篤次郎

寺社奉行

七百石　大御番頭格　薗田彦兵衛
百五十石　松平九郎左衛門

御船奉行

五百石御足百石　御船奉行　大組持格　十河源右衛門

御供番頭

四百石　　速見半兵衛
六百石　御供番頭　中島勘兵衛
六百五十石　　○喜多三郎左衛門

御供番頭格

四百石　御供番頭格　村上又右衛門
二百二十五石御足七十五石金十両　御奏者番　荒木右近
五百石　　杉田一郎左衛門
同　　久世八郎右衛門

西條御家老

四百石御足百石　西條御家老　○片野釆女

御書院番頭

五百石　御書院番頭　三浦権七郎
六百石　文武場頭取　彦坂瀬兵衛
二百石御足百石金弐拾両　御給仕肝煎　○宇佐美喜内

御書院番頭持格　御小姓組番頭　御小姓組番頭格

三百五十石　江馬源右衛門
八百石　富田甚左衛門
三百五十石　山本織衛

御書院番頭持格

三百石金廿両　奥詰　池端彌左近
三百石金廿両　奥詰　落合内藏助
八百石　奥詰　大崎八郎左衛門

御小姓組番頭

八百石　大崎金十郎
二百石御足百石金二十両　○小池彦之進
六百石　山名主殿
同　大嶋數馬
七百石　由比十左衛門
同　土生廣右衛門

御小姓組番頭格

四百五十石　奥詰　山田八右衛門
三百石　奥詰　井口源次右衛門

六百石　山東大輔

二百石御足五十石　金二十兩　奥詰　松田杢右衛門

御用人

千石　御足貳百石
御書物方頭取　御勝手掛り　大島流掛り　西洋流掛り　御書物元預り　御秘書御鉄炮御用
奥學問所掛り　西脇流掛り　御數寄屋方掛り　公儀御用筋　御役者肝煎
御城代之上　廣田杢之右衛門

千石
大寄合兼帯　國學所掛り　奥御秘書御鉄砲御用
御書物方頭取　西洋流掛り　御役者支配
金澤彌右衛門

七百石　御足百石
大御番頭持格　金田流掛り
田宮流掛り
藪九郎太郎

千石
大御番頭格　御小姓頭兼帯　柔術掛り　組打掛り　御用之節者御錠口にも罷出　御鷹筋御用向相心得
奥掛り　外山流掛り　西洋流掛り　大事筋御用
○村岡八郎

四百石　御足百石金貳拾兩
大組持格　御書物元預　武術調練之儀行届世話　御書物方頭取　蘭學所　騎戰　御鷹筋
奥掛り　海岸防禦掛り　國學御用　國學所　騎射　西洋流掛り　御腰物掛り
○江川左金吾

貳千五百石
大組持格
戸田金左衛門

石高	役職	掛	氏名
二百石 御足二百石	御供番頭格 學校掛り 御腰物掛り 御勝手掛り 金田流掛り	奥掛り 御數寄屋方掛り 公儀御用筋 水藝	○大野藏人
百五十石 御足二百石	御供番頭格 大島流 一傳流掛	奥掛り 田宮流	○馬場彌右衞門
二百二十五石 御足二百廿五石	御供番頭格 西洋掛り	騎戰	○山本主殿
二百二十五石 御足七十五石 金拾兩	御書院番頭持格 鉄炮掛り 騎戰掛り 大島流掛り	武術調練世話行 學校掛り 水藝掛り 西洋流掛り	荒巻左源太
四百石	御書院番頭持格 組打掛り	國學所掛り 水藝掛り	○岡田六郎次
二百二十五石 御足七十五石	學校掛り 國學掛り 奥掛り 御書物元預	蘭學掛り 西洋流掛り 御書物方頭取 御勘定奉行同樣兼勤	○齋藤政右衞門
百七十五石 御足百廿五石	御書院番頭格 山方御用 竹森流掛り 騎戰掛り 騎戰調練掛行屆世話 御腰物掛り	鉄炮掛り 葛西流掛り 柔術掛り 水藝掛り 奥掛り	山中甚内
二百五十石 御足百五十石	御書院番頭格 醫學館掛り 蘭學所掛り 西洋流掛り 學問所掛り	奥掛り 國學所掛り 田宮流掛り 柔術掛り 御小姓頭兼勤	山田庄左衞門

御小姓頭

町奉行

友ヶ島奉行

新御番頭

六百石　御小姓組番頭持格　蘭學所掛り　水藝掛り　國學所掛り　組打掛り　坂部惣太夫

四百石　御足百石金貳拾兩　外山流掛り　組打　金田流掛り　水藝掛り　宇野甲斐

六百石　騎戰調練掛り　葛西流掛り　金田流掛り　宮地久右衛門

五百石　○三輪源十郎

七拾石　御足共四百石　○寺内藤次郎

御小姓頭

二百五十石　御足五十石　御書院番頭格　御小納戸頭取兼勤　御小姓頭取　○栗生兵助

町奉行

三百石　御足百石金拾兩　御小姓組番頭格　山田典膳

友ヶ島奉行

三百五十石　御足百石金二十兩　大組持格　酒井伊織

六百石　御小姓組番頭持格　田宮儀右衛門

新御番頭

三百石　山下藤右衛門

三百石　稲葉司書

新御番頭格

七百石　新御番頭格　○高橋鍬平

三百石　山本權左衛門

三十石　御足三十石　御取次　○荒井鉦(カネ)太郎

四百石　堀江彌左衛門

同　岡見要人

同　○馬場源之進

三百廿五石　御書物方御用筋 文武場頭取 蘭學所諸生引立　向笠三之助

三百石金二十兩　○矢葺彌四郎

六十石御足百五十石 金貳拾兩　○中村岡書

御鷹匠頭

御鷹匠頭

三百五十石　新御番頭持格　間宮一八

御廣敷御用人

御廣敷御用人

四百石　御足五十石　御供番頭格　三木彥助

二百石御足百石 金十兩　御供番頭格 御弓御稽古之節御用勤 大奥並御廣敷御入用向 御締方之儀元成々相勤可申候　○岡權右衛門

御手弓頭

御手筒頭

御手筒頭格

二百石御足百石 金十兩　御小姓組番頭格　宇佐美多右衛門

七十石御足二百三十石　大奥並御座敷向御入用御締方之義に付元々成相勤可申　○石川數馬

四十五石御足三十五石　○渡邊儀平次

四百石　宮地幸右衛門

六百石　小笠原次右衛門

二百五十石 御足五十石　○原勘兵衛

百石御足百石　○和田金之進

二百五十石御足五十石　御手筒頭格同樣勤　南出平左衛門

四十石御足三十石 金拾兩　小十人頭格同樣勤　江島圖書

五十石御足三十石　小十人頭格同樣勤　小波宇左衛門

三百石　御手弓頭　花房庄兵衛

二百五十石御足五十石　御手筒頭　井上仲助

五百石　御手筒頭格　安藤忠兵衛

四十石御足二十石　○神谷主殿

三十石御足三十石　奥詰　室内膳

四十石御足四十石 金拾兩　奥詰　木梨隼人

百七十五石御足廿五石 金十兩　淺井縫殿助

百七十五石 金十兩　伊達內藏助

二百五十石　奥詰　寺村九郎右衛門

小普請支配

三百石　畔柳甚左衛門

五百石　三木哥三郎

御城附

二十五石御足四十五石　○正井鍋次郎

二百五十石御足五十石　○村井久左衛門

小十人頭

三百五十石　稲葉彌左衛門

二百七十五石　富永覺右衛門

二百五十石御足五十石　澁谷九左衛門

五百石　九鬼四郎兵衛

四百石　堀田右馬丞
三百石　野九兵衛
二百五十石御足七十五石　○古田紋兵衛

小十人頭格

五百石　名取兵左衛門
三百二十五石金十兩　砲術肝煎　田中右中
二百五十石御足廿五石　山本庄左衛門
二百廿五石御足廿五石金十兩　奥詰　中島雄左衛門
二百石御足五十石　田中忠左衛門
二百五十石御足五十石金廿兩　御書物方御用勤　土岐孫次郎
五百石　中川七左衛門
百石御足二百石　奥詰國學世話　○長井四郎左衛門
六十石　中奥詰文武場頭取　藤田万之右衛門
五十石御足三十石　奥詰　西川勝次郎
三百石銀十枚　同　松平三郎太夫
二百五十石御足五十石　深津彌次右衛門

二百五十石 御足九十石　小笠原庄太夫

二百五十石 御足廿五石　奥詰　桑村彦太夫

三百石　御書物方勤 鉄炮肝煎　西郷伊右衛門

四百五十石　御鉄炮肝煎　駒木根八兵衛

三百石　奥詰 地廻御供　岸和田喜右衛門

四百石　奥詰 地廻御供　神谷藤右衛門

同　奥詰　伊丹三郎兵衛

百七十五石　由比勘解由

四百石　後藤彌次兵衛

同　長野平兵衛

二百石御足百石　○平野又吉

四百五十石　島善之丞

二百二十五石 御足五十石　井關又助

二百石　宇野伴左衛門

七十石　橋本源兵衛

六十石 御足廿石銀十枚　御仕入佐八天野川三役所頭取　森半左衛門

勢州奉行　御留守居番頭　御旗奉行　御鎗奉行　根來頭

百五十石御足百石　後藤角兵衛

三十石貳百石に御足　文武場頭取　○服部半助

勢州奉行

貳百石御足百石　水上儀左衛門

三百石　小出平九郎

御留守居番頭

二百七十五石御足廿五石　二上林右衛門

九十石御足三十石　松尾兵藏

三百石　加藤彌右衛門

御旗奉行

四百石　筑紫武左衛門

四百五十石　榎坂五郎左衛門

御鎗奉行

三百五十石　三浦勘左衛門

四百石　廣井奥右衛門

根來頭

御持弓頭　御持筒頭　御先手物頭

二百廿五石　角谷六郎兵衛
二百七十五石 御足廿五石　宮本兵庫
二百石 御足五十石　平井瀧右衛門

御持弓頭

千石　曾根衛門
千五百石　芦川甚五兵衛
七百石　堀田竹之助

御持筒頭

千百石　鈴木四郎兵衛
千三百石　海野龍三郎
千百石　澁谷勇之助

御先手物頭

百五十石 御足百五十石 文武場頭取 一傳流指南　○宮崎彌左衛門
二百五十石 御足五十石　橋本七右衛門
三百石　稻葉佐内
三百石　大谷平馬

四百石　藪主計
三百石　○筒井房之丞
三百石　赤坂幾之丞
三百五十石　松尾百輔
二百五十石御足五十石　○牧彌藤次
四百石　高家　北條宗四郎
四百五十石　竹內辨五郎
三百五十石　木村楠次郎
三百石　久世三右衛門
四百石　岡山勘解由
同　小笠原與左衛門
同　筧平三郎
三百石　川合岡右衛門
同　村河紋九郎
二百石御足百石　○前野九藏
三百五十石　高家　大澤善太夫
四百石　津村長右衛門

役職	禄高	備考	氏名
本町御門番之頭	貳百石		西村孫左衛門
	六十石御足		井上專左衛門
山家同心頭	八十石		金原八十八
	貳百石		丸井三太夫
	百七十五石		長屋内記
御天守番之頭	百五十石		橋爪紋兵衛
御本丸番之頭	貳百石		三橋森右衛門
御納戸頭	四十石 御足三十石	御手筒頭格	○高橋増右衛門
	六十石 御足十石	小十人頭格	鷲谷内匠助
	廿五石 御足廿五石		○片野八太夫
	百七十五石 御足五十石	中奥詰	中島吉兵衛

御納戸頭格

二十石 足十五石　奥詰　菅野主計

二十石 御足三十石金十両　奥詰 當分儒者同様 學問所取締　御學問御相手 打込勤　○三宅平角

二百五十石 御足廿五石　中奥詰　松本甚五左衛門

四十石　奥詰地廻り御供　○竹内彦四郎

五十石　中奥詰　○野志平藏

廿石 御足十五石　奥詰　○田中大藏

二百石 御足廿五石　表御右筆組頭日記方　兒玉覺輔

七十石　表御右筆日記方　酒井幾之丞

十五石 御足十五石金拾両　中奥詰　河島平左衛門

百石 金拾両　同　荻野専左衛門

奥詰 地廻り御供　淺井吉左衛門

御小納戸頭取格

二百石　奥詰　佐野小源太

五十八人組之頭

八十石　戸田孫左衛門

御徒頭　　御徒頭格

二百石御足百石　○水上源之助
二百石　奥野宇左衛門
四百五十石　○小出敏之助
百七十五石御足廿五石　畔田半右衛門
御徒頭
二百五十石　鮎澤隼人
二百石　川上出雲
二百五十石　宮地權左衛門
三十五石　小田金吾
百五十石御足廿五石　幸野與左衛門
二百石　中村九右衛門
同　得能彦右衛門
御徒頭格御徒頭同樣勤
百石御足百石　○長谷川新輔
御徒頭格
三十石御足二十石　常御供　佐々木彌右衛門
六十石御足十石金拾兩　常御供　中野藤之助

名前	役	禄
淺井伴助	中奥詰	二十石御足十石
小笠原數馬	中奥詰 御鉄砲肝煎	二十五石御足十五石
○井内右左衛門	中奥詰 御書物高御用筋 見上御藏預	二十石御足十石
肥田藤馬	中奥詰 當分那賀御代官見習	四十石
的場源四郎	中奥詰	六十石
○荒井六郎	遠待御番	廿石御足廿石
尾崎典女	中奥詰	六十石
○吉岡宅右衛門	常御供 國學肝煎	四十石御足十石金十兩
丹羽金十郎	奥詰	百石御加恩地三百石
村井多右衛衞	中奥詰	百五十石御足五十石
三橋藤九郎	中奥詰	百廿五石
岡本直輔	中奥詰	三十石
倉垣衞守	中奥詰 當分御勘定公事方勤	廿五石
早川仁左衛門	中奥詰	三十五石
角岡仁左衛門	中奥詰	廿五石
鈴木十太夫	中奥詰	三十五石
林淺右衛門	中奥詰	廿五石

禄高	役職	氏名
二百石	中奥詰	下村市右衛門
三百石	中奥詰	栗生源五左衛門
同	中奥詰	○上山九左衛門
四百石	中奥詰	玉川伊右衛門
四十石御足十石	常御供	朝岡助太夫
二百五十石	中奥詰 御普請御用兼 御書物方詰 當分御書物高頭取申談勤	宇佐美三郎兵衛
七十石	御召御具足奉行	藤本五兵衛
四百五十石	遠侍御番 御取次	○井田鐵吉
百五十石 御足廿五石	中奥詰	田代楠太夫
二百石	中奥詰	小笠原清太夫
百五十石 銀十枚	中奥詰	平田小膳
二百石 銀十枚	中奥詰	山崎郷左衛門
三百石	奥詰 地廻り御供	岡部太郎兵衛
三百石	奥詰 地廻り御供	岡本楠之右衛門
二百石	奥詰 地廻り御供	內藤武膳
百五十石 御足五十石	中奥詰	夏目三郎太夫

百石　中奥詰　宮本作左衛門

五百石　中奥詰　佐野彦太夫

二百石　中奥詰　武藤辨左衛門

五十石御足十石 銀十枚　中奥詰　久保田彌左衛門

四十石御足三十石　奥御右筆組頭　○古田直三郎

二百五十石　中奥詰　大高源次右衛門

奥御右筆組頭　白井忠次郎

二百石 御足百石　奥詰 地廻り御供　○井田徳三郎

七十石　奥詰 地廻り御供　○渡邊金之助

三十五石御足五石　奥詰 地廻り御供　○芦川良助

二百廿五石 御足七十五石　中奥詰　○岡崎三左衛門

三百石　奥詰 地廻り御供　平塚勘兵衛

御目付

三百石御足百石　御勝手掛り 騎戦調練世話可致旨 文武場掛り　佐野八平

二百廿五石 御足百七十五石　御勝手掛り　○松原一郎兵衛

六十石 御足二百四十石　○田和佐一郎

四百五十石　三宅源五左衛門
三百石　木村七太夫
八百石　佐藤十左衛門
六十石御足百九十石　○岡本鑠之進
三百石　田中良左衛門
同　高木兵太夫
同　岡田甚太夫
同　長坂主馬
四百石　羽端龍左衛門
二百石御足五十石　海野九郎七

御使番

二百五十石御足五十石　長澤九太夫
同　村井彦次郎
五百石　岡部小左衛門
三百石　朝倉甚右衛門
同　平井藤左衛門
二百五十石　川上七郎

寄合組頭

二百七十五石　田中勘八
四百石　齋藤楠五郎
三百五十石　大畑善次郎
同　井口八郎
二百石御足五十石　中島縫殿助
五百石　○河部榮之丞

寄合組頭

三百石　飯田甚助
同　田口勇左衛門
同　西川篤三郎
四百石　戸田平内

御勘定吟味役

御勘定吟味役

四十石御足二百五十石 銀二十枚　御勝手御用たも　山東藤十郎
六十石 御足百七十五石　松尾藤藏
四十石御足四十石 銀十枚　文武場頭取 御勝手御用たも　小浦惣内

御勘定吟味役格

御勘定吟味役格

御供番格 御勘定吟味役助　大藪新右衛門

五十石御足三十石　中奥詰　竹村十右衛門

六十石御足十石　中奥詰　三浦六右衛門

二百石 金二十兩　大坂御屋敷奉行　諫川三郎平

御側向姓名幷奥詰頭役平士奥御醫師

御小姓頭

千石　大御番頭格 奥掛御用人 御小姓頭兼帶　○村岡八郎

二百五十石 御足五十石　御小姓頭取 御小納戸頭取兼勤　栗生兵助

御小姓頭取

五十俵　森志摩

三十石御足二十石　○臼杵覺藏

百五十石 金十兩　御小姓頭取格同樣勤　○小谷文右衛門

百五十石　御小姓頭取格同樣勤　田井兵之亟

廿石御足十石　御小姓頭取格同樣勤　○山田孝次郎

廿五石御足五石　御小姓頭取格同樣勤　○津田三助

御小姓頭取格御小姓

三百石御足五十石　天野孫惣

御小姓

四十五石　○田中傳一郎
二百廿五石　○上月助右衛門
十八石御足二石　○川北錬平
廿石　○西山乾
五十俵　○中村與一郎
廿五石　○井田岩次郎
廿五石　○藤野銷次郎
五十俵　○岡捨四郎
二百五十石　宮崎仁左衛門
廿七石　堀田長藏

御小姓同様諸事打込勤

半左衛門養子　岩橋仁太夫

御小納戸頭取

三十石御足十石　奥之番　十倉本輔
二十石御足十五石 金十両　奥之番　○栗原安兵衛
三十石御足三十石　奥之番　○堀内清八郎
三十五石　奥之番　○仁科五郎作

二百七十五石 御足五十石　奥之番　高井善助

六十五石　奥之番　今村要人

御小納戸頭取格御小納戸

二百石　奥之番　高岡一郎左衛門

百石　河口雅樂

三十石 御足百七十五石　小十人頭格　○岩橋半左衛門

御小納戸

十三石 御足十七石　御膳番　○酒井五郎助

廿五石　御膳番　土生佐兵衛

四十石　御膳番　○澁谷鍉三郎

十石 御足二十石　御膳番　○田中倉之助

四十石　御膳番　今井辨左衛門

廿石 御足十五石　奥之番　○保田市藏

二十石 御足五石　奥之番　○松島欽右衛門

百二十五石　眞木六之右衛門

廿石　○朝比奈房之亟

三十石　○尾關釜三郎

奥御醫師 御匙醫共

二十石 ○奈良仁次郎
二百五十石 仙石藤内
六十石 美濃部大貳
二十石御足十石 ○津田眞太郎
百二十五石 ○臼杵釓五郎
三十石 ○窪田半藏
十六石御足四石 ○松村儀助
御小納戸同樣諸事打込勤
左源太養子 卷力之助

奥御醫師
御匙醫

二百石御足百石 佐武才庵
四十石御足三十石 林尙謙
廿石御足十五石 丸山卜庵

奥御醫師

廿石御足三十石 御匙醫格御匙醫同樣勤 本道口科兼地廻り御供 ○金谷玄純
廿石御足三十石 御匙醫格御匙醫同樣勤 針科外科兼地廻御供 ○越山友舟

三百五十石	御匙醫格御匙醫同樣勤	○近藤良庵
百　石	御匙醫格御匙醫同樣勤 蘭學所頭取	○竹内靜庵
廿　石御足十石	御匙醫格	芝井及庵
廿石御足十石 二人扶持金十兩	御匙醫格御匙醫同樣勤	日置周健
廿　石御足十石	御匙醫格本道兼勤外科	神中玄道
廿　石御足十石	御匙醫格外科	松原隣安
五十石御足十石	御匙醫格本道	山澄甫庵
三十石御足五石	御匙醫格眼科	谷口一閑
二百二十五石	御匙醫格　醫學舘學頭	高橋昌安
六　百　石	御匙醫格	○黒川瑞仙
三　十　石	御匙醫格本道	中西宗德
廿石御足五石 金十兩	本　道	○船橋友得
廿石御足五石 金十兩	本　道	○服部養節
七人扶持	針科兼	竹田玄隣
廿　石	口科兼	今井隨庵
十人扶持	本　道	小山友道
三　十　石	針　科	岩田玄友

十五人扶持　　　　　　　　龜井壽庵
七人扶持銀十枚　　　　　　佐武壽仙
廿　石　　針科兼　　　　○島川玄丈
廿　石　　口科兼　　　　○小川廉庵
廿　石　　眼科兼　　　　○堀　宗三
三十石　　　　　　　　　　三好元碩
十人扶持　　　　　　　　○小野專春
五人扶持　　　　　　　　　西田元洞
五人扶持　　　　　　　　　鈴木潤庵
五人扶持　　外科　　　　　平松元節
五人扶持　　外科にて本道兼勤　松原友淳
五人扶持　　外科　　　　　松原有庵
十人扶持　　外科　　　　○菊島長玄
十人扶持　　針科　　　　　伊東龍雲
七人扶持　　外科　　　　　三田村庸軒
　　　　　　見習　玄純總領　金谷玄澤
　　　　　　見習　　　　　横山周庵

奥詰

高	格	氏名
三百石 金廿両	御書院番頭持格	池端彌左近
三百石 金二十両	御書院番頭持格	落合内藏助
八百石	御書院番頭持格	大崎八郎左衛門
四百五十石	御小姓組番頭持格	山田八右衛門
三百石	御小姓組番頭格	井口源次右衛門
二百百石御足五十石 金二十両	御小姓組番頭格	松田杢右衛門
三十石御足三十石	御手筒頭格	室内膳
四十石御足四十石	御手筒頭格	木梨隼人
二百五十石	御手筒頭格	寺村九郎右衛門
二百廿石御足廿五石 金十両	小十人頭格	中島雄左衛門
三百石 銀十枚	小十人頭格	松平三郎太夫
二百五十石御足五十石	小十人頭格	深津彌次右衛門
二百石御足百石	小十人頭格	○長井四郎左衛門
二百五十石御足廿五石	小十人頭格	桑村彦太夫
三百石	小十人頭格 地廻り御供	岸和田喜右衛門

神谷藤右衛門　四百石　小十人頭格　地廻り御供

伊丹三郎兵衛　四百石　小十人頭格

菅野主計　二十石御足十五石　御納戸頭格

○三宅平角　二十石御足三十石　金十兩　御納戸頭格　當分儒者同樣打込勤

西川勝次郎　五十石御足二十石　御納戸頭格　當分御廣敷御用立取扱之御用筋

○竹內彥四郎　四十石　御納戸頭格　地廻り御供

○田中大藏　廿石御足十五石　御納戸頭格

佐野小源太　二百石　御小納戸頭格

淺井吉左衛門　六十石御足二十石　御納戸頭格　地廻御供

平塚勘兵衛　三百石　御徒頭格　地廻御供

岡本楠之右衛門　三百石　御徒頭格　地廻御供

內藤武膳　二百石　御徒頭格　地廻御供

○井田德三郎　二百石　御足百石　御徒頭格　地廻御供

○渡邊金之助　七十石　御徒頭格　地廻御供

○芦川良助　三十五石御足五石　御徒頭格　地廻御供

坂部紋右衛門　御留守居物頭格

高	格	氏名
	御留守居物頭格	廣井藤九郎
	御留守居物頭格 儒者督學 異船應接	川合豹藏
六百五十石	•寄合持格	桑山德五郎
五百石	寄合格 御供	○片野長左衛門
	寄合格 地廻御供	○中根次郎兵衛
三十石	中奥御小姓持格	○植野平助
廿五石御足五石 銀三枚	中奥御番格	田淵儀八郎
	中奥御番格	松尾柳左衛門
廿五石	御膳奉行格衣紋方 禮式所へ罷出諸生引立	宇治田平三
廿石 銀三枚	御膳奉行格	千田勘左衛門
	大御番格 儒者	山本寛藏
	大御番格 儒者	榊原益太郎
三百石	徒頭格 廻り御供	岡部太郎兵衛

奥詰御繪師

高	格	氏名
二十五石	寄合御醫師格	○山本伊球

御數寄屋頭

高	格・役	勤	名前
二百石	御同朋頭格		千宗左
百八十石御足二十石	御數寄屋方諸事取締御用筋		中野了雲
六十石	御同朋頭格		川合宗勺
六十石			千賀道圓
六十石			室友甫

同格

高	格・役	勤	名前
廿石			住山江甫
十二石三人扶持	小十人格 家業見習	御數寄屋方勤	小島宗乙
銀十枚三人扶持		同	中野榮仙
銀十枚三人扶持		同	川合宗友

奥火之番

高	格	名前
十三石御足二石	獨禮小普請持格	喜多野吉兵衛
	大御番持格	渥美權七郎
	獨禮小普請持格	石野傳一
	獨禮小普請持格	深美惠左衛門
	獨禮小普請持格	小池德右衛門
十二石	小十人格	長屋又兵衛

八石御足二石 銀二枚 肩衣御免 津野榮助

大御番持格 鈴木才次郎

獨禮小普請持格 西脇八之右衛門

獨禮小普請持格 沖半左衛門

小十人小普請末席持格 神谷勘四郎

小十人小普請持格 多喜久吉

小十人小普請持格 細野與三郎

八石 ○中村琳之助

八石 ○田淵捨次郎

九石 ○高幣銀輔

十三石 獨禮小普請持格 ○内原金次郎

八石 ○新藤千之丞

小十人小普請持格 ○宇留野其一郎

島田榮吉

○伊藤平吉

頭役以下御目見以上姓名

御留守居物頭

二上林右衛門組
水帳藏預 中西與一郎

加藤彌右衛門組
御鎗藏預 二上彌右衛門
李溪助 古屋三兵衛

松尾兵藏組
小笠原善助 御弓藏預 鈴木角右衛門

御留守物頭格
遠待御番 ○南部市之丞 中奥詰 荒川玄蕃
中奥詰 ○杉山五郎作 中奥詰 戶田九左衛門
中奥詰 半田彥輔 中奥詰 鈴木悌藏
中奥詰 御取次 ○池永斧三郎 奥詰儒者 學習館督學 川合豹藏
中奥詰 御武具藏預 御書物方勤 橋爪万右衛門 中奥詰 竹田半之右衛門
中奥詰 御書物方御用 宮井孫九郎 中奥詰 ○土肥捨吉
中奥詰 吉田元八 中奥詰 山東源兵衛
中奥詰 ○佐久間粂次 奥詰 坂部紋右衛門
奥詰 廣井藤九郎 中奥詰 落合惣右衛門

中奥詰 ○上松直之進　中奥詰 三田荻右衛門
當分御數寄屋方へ罷出御數寄屋頭取扱の御用相勤

中奥詰 渡邊幸八　中奥詰 關平兵衛

中奥詰 ○佐藤爲之丞　中奥詰 ○土橋平輔

中奥詰 ○堀田嘉兵衛　中奥詰 茂田一次郎

田丸白子五十人組之頭

田丸 落合八左衛門　白子 松尾三七

渡邊主水組

寄合組頭

田口勇左衛門

寄合

川合善太夫　小倉惣兵衛

小笠原金三郎　榊原忠次郎

牧野內匠　青木槌五郎

淺井加賀之助　小栗主膳

落合左平次　喜多村長三郎

浮組

寄合組頭

丹後守組

飯田甚助

戸田平內

寄合

長保寺見廻り役 天方四郎三郎

當分の內御勘定在方勤 小森楠六

柴山立三郎

小野杉右衛門

柴田杢太夫

長谷川清三郎

石川龍助

安藤札右衛門

日々奥出 ○石川銈吉

小島形右衛門

伊藤又兵衛

小野田竹次郎

丹羽彌平太

西川篤三郎

中井山十郎

丹澤八左衛門

渡邊忠右衛門

夏目力太郎

東條熊三郎

佐々木氏右衛門

寺村左衛門

三上甚太夫

於學校通官勤 山本彦次郎

市川門太夫

杉浦彌五左衛門

福岡太郎八

井上數馬

上野勘解由

中奥頭役打込
中奥御小姓勤
岡田繁之助

中村和太郎

豊島半之丞

海野九郎七

中奥頭役打込
中奥御小姓勤
長坂悌助

淺井源太夫

中奥頭役打込
中奥御小姓之勤とも
○能勢角之丞

吉見楠五郎

朝倉楠正

松尾安之助

吉田守之助

寄合持格

中奥詰
山田傳太夫

中奥詰
天野仁之丞

丘友之間
御廊下詰
堤壽助

奥詰
桑山德五郎

津田楠左衛門

津田三木之丞

淡輪新兵衛

當分遠待御番
○梅澤眞平

當分遠待御番
○栗生鉄之助

下條安右衛門

日置粂次郎

竹森　左衛門稽古場
相弟子な世話致し可申旨
葛西三郎

岡見市郎

佐伯市太郎

中奥頭役打込
中奥御小姓之勤とも
富永武之助

中奥詰
禮式所に罷出衣紋方肝煎
黒田左兵衛

中奥詰
岡見四郎兵衛

中奥詰
田屋庄右衛門

寄合格

中奥詰 彦坂五郎左衛門

中奥詰 渡邊門九郎

中奥詰 宗方宇右衛門

中奥詰 ○松本繁八郎

中奥詰 岡田榮之助

中奥詰 石井房輔

中奥詰 鈴木孫右衛門

中奥詰 三浦勘右衛門

中奥詰 殿井三左衛門

中奥詰 森八左衛門

奥詰 地廻御供 ○中根次郎兵衛

中奥詰 池永喜八郎

中奥詰 岩橋大右衛門

中奥詰 文武場江罷出總裁并頭取之面々得差圖相勤可申旨 ○雨森權左衛門

中奥詰 毛利志摩

中奥詰 多羅尾舍人

中奥詰 永田隼人

中奥詰 山田七之右衛門

中奥詰 寒川新左衛門

御書物方勤 森下九八郎

奥詰 地廻御供 ○片野長左衛門

中奥御小姓

牧村悌次郎

小倉三郎左衛門

○矢野伴五郎

○森五三郎

落合釆女

○守吉半藏

玉井八太夫

吉岡銀次郎

奥御右筆組頭

御普請奉行

御作事奉行

長屋甚五右衛門　飯田俊郎

桑原小三郎　長坂舍人

柘植熊之助　遠藤國助

加藤六太夫　○井田秀藏

○皆川三郎助　○岡藤藏

十河護之助　太田楠三郎

○辻鎌太郎　○寺川信之丞

奥御右筆組頭

御徒頭格　○古田直三郎　御徒頭格　白井忠次郎

田中三藏

奥御右筆組頭持格

御勘定組頭　田井物太郎

御普請奉行

合持格　清水九輔　寄合持格 文武場頭取助添　西郷頼母

御徒頭格　宮本孫之丞

御作事奉行

御書院番格 御作事奉行助　○伊藤爲十郎　大御番格 御作事奉行助　遠藤修平

御召御具足奉行
砂丸番之頭
御供番持格
御弓役

芝御屋敷奉行持格 御作事奉行助 武内孫介
御召御具足奉行
御徒頭格 藤本五兵衛　土肥太郎兵衛
砂丸番之頭
寄合格 西鄕圖書
御供番持格
麹町御殿勤番 ○片野孫兵衛
五友之間御廊下詰 前田熊吉　五友之間御廊下詰 古屋一之右衛門
御弓役
中奥詰 御書物方御用勤 小出主殿
益田外記
中奥御番 山本松之助　御供番持格 河村八彌
勝彌四郎
○新藤八郎右衛門　寄合格 當分御庭方御用勤 柔術頭取 ○池端善作
○三井喜平次　○戸田内藏
山田仁左衛門　大島流鎗術頭取 ○妹尾宇平次
○赤堀平五郎　中野七郎兵衛
禮式所肝煎 和田與惣右衛門　○筒井常太夫
見上御藏頭 御書物方御用勤 ○原田藤藏
山田甚太夫

新谷數右衛門　藤田傳五郎
三島良之助　大屋孫平次
朝倉新十郎　雑賀龜市
當分御學問所御目付
當分御鉄炮奉行之勤を兼相勤同文武場江罷出總裁幷頭取之面々も得差圖相勤可申候御番御用捨○神野琴藏
內藤甚五左衛門　松谷平左衛門
木野丈左衛門　○中井勘十郎
○川北孫三郎　○萩原兵藏
○藤井忠次郎

中奥御番持格

五友之間御廊下詰　石野善助

中奥御番格

長澤六郎　井上又右衛門
田淵儀八郎　楠見喜三右衛門
奥詰
國學所肝煎
御代官助
太田政輔　竹本十郎右衛門
布施重之丞　井上善大夫
金谷相之助　佐々木主税
岡本勘右衛門　藤本源右衛門

表御右筆組頭
御小姓組頭
御書院番格

志賀彌三左衛門
渥美左源太
家業有之に付御番御免 外山五太夫
弟子扱御番御免 大島雲五郎
寺田八郎右衛門

表御右筆組頭

御納戸頭格 日記方 兒玉覺之輔
日記方 ○根來運平

小普請組頭持格

五友之間御廊下詰 功刀仁左衛門

御小姓組頭

遠待御番 ○井田甚右衛門
五友之間御廊下詰 大屋惣三

御書院番格

五友之間御廊下詰 原勘左衛門
五友之間御廊下詰 齋藤源藏
五友之間御廊下詰 木川平左衛門

月山武兵衛
千賀小平次
御取次 ○井口鋼吉
梶間吾平
山田九助
御書方 御手跡御相手 ○岡井庄次郎
御書方 中島三郎右衛門
遠待御番 ○安達久太夫
五友之間御廊下詰 武津喜右衛門
五友之間御廊下詰 山本九郎右衛門
五友之間御廊下詰 川上喜太夫

奥御右筆　友ヶ島御目付　田丸白子御目付　御腰物奉行　御具足奉行

五友之間御廊下詰　堀内伊右衛門
五友之間御廊下詰　岩橋幾右衛門

奥御右筆

當分奥御右筆組頭取扱御用筋相勤　田中莊介
新御番格奥御右筆助　北村長之右衛門

奥御右筆詰所認物勤

大御番格　吉田又右衛門
小十人小普請持格　○小池文右衛門

友ヶ島御目付

寄合格小普請持格　野口將監

田丸白子御目付

田丸　蔭山角藏

御腰物奉行

白井柳右衛門
○窪田庄兵衛

御具足奉行

中島八三郎

五友之間御廊下詰　玉置一郎右衛門
御作事奉行同様勤　竹村又橘
濱田大三郎
獨禮奥御右筆助　○田和粂次郎
小十人小普請持格　○稻葉金吾
白子　寒川平角
吉川善之輔
加藤悌輔

御膳奉行

佐々木三郎兵衛

御膳奉行持格

五友之間御廊下詰 河野七郎右衛門

御膳奉行格

中奥詰 富永庄太夫
奥詰衣紋方 禮式所に罷出諸生引立 宇治田平三
中奥詰 夏目彌次郎
中奥詰 ○近藤次左衛門
中奥詰 富山右門
中奥詰 學校御用勤 谷口房之助
中奥詰 岡本庄藏
中奥詰 ○小池鉀之助
御產物方頭取助 ○立石伊平太
中奥詰御年譜高勤 御書物方とも兼 廣田吉五郎
中奥詰 御年譜方 妻木加左衛門
中奥詰 ○脇忠兵衛

河島作左衛門

中奥詰 中西勇左衛門
中奥詰 小野權太夫
中奥詰 田口右衛門八
中奥詰 ○吉田金平
中奥詰 當分御庭奉行助 ○加納兵右衛門
中奥詰 中村丈右衛門
奥詰 千田勘右衛門
中奥詰 砂糖方頭取助 稻葉儀八郎
御書物方御用筋見上御藏預 當分御召御具足奉行助 ○森田壽次郎
中奥詰 ○信時信吉
勝野流相弟子世話 ○松村兵之助
御膳奉行格 中奥詰 ○田中太市

元方御金奉行
大納戸
新御番持格
新御番格

中奥詰
番御用部屋吟味役勤
文武場ゟ罷出御用人
幷頭取ゟ差圖受勤　玉置嘉四郎
中奥詰　○下村幾三郎
御書物方御用勤　乾爲十郎
御書物方御用勤　則岡九右衛門
文武場ゟ罷出御用人幷頭取ゟ
差圖受勤　橋瓜流軍學頭取　○井出東右衛門
御書物方御用勤　土屋仙十郎
御書物方御用勤　田原捨太郎
中奥詰　○鳥淵長作
御腰物奉行助　○堀江德左衛門
中奥詰　吉田連藏
中奥詰　○戸田三平
禮式頭取　○大菅禮之進

元方御金奉行
飯村榮助

大納戸
當分銀札頭取助　小林源五郎
御書院番格
當分奧熊野御目付助　中村新十郎

新御番持格
湊御殿勤番　井上權左衛門
五友之間御廊下詰　小林新八
五友之間御廊下詰　增田工左衛門

新御番格
五友之間御廊下詰　丹羽主計
御勘定奉行差圖受勤
御仕入方勤　○豐田庄三郎
五友之間御廊下詰　鈴木芳輔
五友之間御廊下詰　野々山七左衛門

湊御殿勤番 小川四郎兵衛
五友之間御廊下詰 松本久左衛門
五友之間御廊下詰 高瀨一右衛門
五友之間御廊下詰 野田九郎右衛門
寺社吟味役 村上八藏
五友之間御廊下詰 田代仁右衛門
五友之間御廊下詰 長谷六郎

御天守常番

木村七郎右衛門

二上林右衛門組

御留守居番

御馬具藏預 辻野源六
御産物方御用筋相勤 神前丈左衛門
松浦要左衛門
工藤彌左衛門
小林寅吉
根本右門

湊御殿勤番 堀江勘十郎
勢州白子御仕入方勤 池部與三右衛門
五友之間御廊下詰 神野蔀
五友之間御廊下詰 三倉柳左衛門
山方勤 山田八九郎
五友之間御廊下詰 鈴木佐右衛門
五友之間御廊下詰 伏見伴左衛門

稲川二助

判改 中川三郎左衛門
嶋武兵衛
判改 和田伊右衛門
櫻井幸左衛門
上田佐兵衛
御鎗藏預 二上彌五大夫

永井圓左衛門
成田又兵衛
林　平右衛門
陣屋　要人
森川愛右衛門

松尾兵藏組
御留守居番

判改　森下紋左衛門
御道具藏預　根來九郎左衛門
上原角左衛門
梅本源十郎
西村甚三郎
石黑藤兵衛
鈴木次右衛門
三宅儀右衛門
御鎗藏預　赤見類右衛門
川角市兵衛

北澤勇左衛門
小林甚右衛門
西浦仁兵衛
久世助八
植木佐五郎

高　市右衛門
判改　伊藤半次郎
川尻七郎兵衛
本間彌太郎
中出有右衛門
松平八太夫
吉田八次郎
村松善左衛門
數見角兵衛
御道具藏預　上田彌太夫

江原澤右衛門　上田文藏
岩本幸内

加藤彌右衛門組

御留守居番

御馬具藏預　中澤兵次郎　判改　岡部善兵衛
藤田幸右衛門　中尾磯右衛門
松田三右衛門　喜多村庄次郎
和田紋兵衛　高瀬源太夫
倉林徳左衛門　判改　稲垣松之丞
板橋万左衛門　岩橋壽左衛門
川瀬平之丞　西村角三郎
藤村彌三右衛門　平賀忠次郎
吉川源五兵衛稽古場肝煎　藤井八右衛門　脇田安之進
森澤五郎作　前島勘左衛門
菅谷長八郎

御留守居番持格

五友之間御廊下詰　寺村良左衛門

拂方御金奉行　岡本一郎兵衛　久田幸之丞

拂方御金奉行持格

大御番持格

五友之間御廊下詰　山本甚左衛門
五友之間御廊下詰　岡村平三郎
五友之間御廊下詰　有賀吉左衛門
學校御目付　志賀龍之助
傳法御藏奉行　飯田良右衛門
湊御殿勤番　清水楠十郎
五友之間御廊下詰　小泉伊織
御仕入方勤　須山元三郎
五友之間御廊下詰　四宮太郎右衛門
五友之間御廊下詰　太田勝兵衛
五友之間御廊下詰　小出藤之右衛門
御勘定在方傳法御藏奉行筋　竹内三郎
五友之間御廊下詰　近藤角兵衛

五友之間御廊下詰　高橋市郎
五友之間御廊下詰　三宅善輔
五友之間御廊下詰　眞下七郎
湊御殿勤番　山比庄左衛門
湊御殿勤番　鈴木理兵衛
五友之間御廊下詰　川村半右衛門
御仕入方勤　鈴木芳右衛門
五友之間御廊下詰　吉田三八
五友之間御廊下詰　宇藤吉左衛門
五友之間御廊下詰　松田源右衛門
寺社吟味役　關口仲之助
奥火之番　鈴木才次郎

大御番格小普請持格

麹町御殿勤番 ○澤　左輔
麹町御殿勤番 ○出島三郎次
麹町御殿勤番 御目付方認物勤 ○岩尾達藏

大御番格

五友之間御廊下詰 小池惣五郎
五友之間御廊下詰 田中大三郎
支配勘定組頭 御勘定御勝手方助 御中間頭助兼 木村良左衞門
學校勤 御前御用之外儒者同樣 鳴澤玄助
授讀 當分奥詰儒者同樣勤 ○津山源吉
小普請組頭同樣勤 山田義兵衞
御產物方頭取兼御仕入方勤 當分砂糖方頭取助 前川武平
文武場へ罷出御用人幷頭取へ之差圖受相勤授讀勤 荻野源三郎
五友之間御廊下詰 鈴木源五右衞門
五友之間御廊下詰 茨木藤助
五友之間御廊下詰 津田十兵衞
御仕入佐八天の川三役所頭取助 當分砂糖方頭取助 御產物方頭取助兼 八代吉三郎

麹町御殿勤番 ○細田延十郎
麹町御殿勤番 ○中西政太郎
山方勤 森藤良助
五友之間御廊下詰 河島宇太夫
學校勤 御前御用之外儒者同樣 岸恪助
古學御用勤 本居中衞
射藝指南 御番御免 落合禮太郎
五友之間御廊下詰 山村宗助
御產物方頭取 ○井田要左衞門
五友之間御廊下詰 鈴木甚平
濱御殿奉行 太田宅右衞門
五友之間御廊下詰 野村德左衞門
麹町御殿勤番 ○中村彥三郎

寄合御醫師

本道 木梨貞齋

郭玄門

蘭學所へ日々罷出諸生引立 竹内靜安申合 ○柳川春三

針科 中村治淵

表御右筆

御納戸頭格 日記方組頭助 酒井幾之丞

新御番組 御書方 ○山澤與輔

大御番持格 御書方 富田與八郎

日記方 富永寛輔

獨禮助 日記方 岡田三右衛門

御小姓組格 日記方 永井勇左衛門

大御番持格 御書方 西川九八郎

大御番格小普請持格 日記方 ○高井國之輔

日記方 ○大橋德太郎

表御右筆見習

獨禮 御書方 岩橋長次郎

日記方 ○鈴木庄兵衛

御膳奉行格 御書方 ○杉浦淺次郎

日記方 ○小久保兵次郎

御書方 ○竹藤金之助

表御右筆詰所認物勤

大御番持格 御書方 片山武右衛門

御書方 兵右衛門惣領 ○加納彌太郎

御書方 庄次郎總領 ○岡井源助

御書方 友八養子 ○高城豹四郎

御代官

中奥御番格 口熊野　青山五左衛門

御書院番格 名草　山林四郎左衛門

大御番格 田丸　片岡又右衛門

中奥御番持格 那賀　村上助右衛門

大御持格 奥熊野　松下幾之丞

御書院番格 伊都　木村五郎太夫

御書院番格 海士　喜多村進助

御書院番格 有田　稻垣次左衛門

異船應接御用 天文數學所御用 白子　瀧本源三郎

大御番持格 日高　下村信五郎

御勘定組頭

奥御右筆組頭持格　○田井柄次郎

御書院番格 御勘定吟味役取扱御用 小普請方頭取扱御用筋兼帯 御產物方御用申合取扱 見上御藏御用筋兼相勤 御腰物方御數寄屋方へ罷出御締方申談勤　○吉川六兵衛

御供番格 江戸廻御國產掛　小池十右衛門

御供番格 御勘定公事方兼帯 御臺所頭申談　堀橋忠右衛門

御書院番格 在方頭取へ申談筋　高橋善右衛門

御書院番格 芝御藏奉行取扱御用筋申談勤 勢州御廻米御拂御用 御仕入方助勤　御產物御用申合取扱　上野卯左衛門

御材木石奉行　御仕入頭取より兼勤

御道具支配

奥御番持格　仲津右衛門

木村多藏

○早川寅之助　文武場へ罷出御用人等差圖を請○川北清太郎

御道具支配持格

湊御殿勤番　大屋仁左衛門　活孤內朱書

「此間小十人組頭より御廣敷番迄一卷缺」

御大工頭

中村吉十郎

御小十人頭

獨禮小普請持格　永井八助　小池長左衛門

池部安太夫

二分口奉行

新御番格　堀內佐一郎

御馬預

新御番格 馬術相手 御厩支配　○笠井次郎兵衛　大御番持格　井出半之右衛門

大御番格 當分御厩支配助　後藤太平　大御番格 御厩支配　茂呂五郎左衛門

大御番格 當分御厩支配　井出七郎右衛門　大御番格　小林金右衛門

獨禮　○梅澤鐵平　獨禮當分御厩支配取扱之 御用筋とも申談兼勤　○島田董太郎

西山三郎　近藤富右衛門

御馬方

壚路忠助

小十八小普請持格

五友之間御廊下詰　上野山長次郎
表御用部屋書役 當分御用部屋吟味役助　天野辨右衛門
御廣敷書役　西本昇藏
表火之番　小林善之助
御仕入方勤　中村龍三郎
表御用部屋吟味役　太田嘉兵衛
表火之番　○山本力藏
御仕入方勤　堀內十左衛門
御仕入方勤　池田利八郎
御仕入方勤 當分御廣目付助　大澤彌五郎
表火之番　佐藤七三郎
奥火之番　細野與三郎
御廣敷添番　今井孫八
常形奉行　市原宇兵衛

表火之番　若林元之助
表火之番　大草民之丞
表御用部屋書役　貴志工藏
御廣敷添書　鈴木三兵衛
御廣敷添番　○松永鉛太郎
表御用部屋書役　森彌太郎
御仕入方勤　三池仙左衛門
御仕入方勤　山崎主馬
表御用部屋書役　山田榮吉
表御用部屋書役　田口四郎左衛門
奥火之番　多喜久吉
表御用部屋書役 當表御右筆日記方認物勤　○馬場久左衛門
奥火之番　○宇留野其一郎
傳法御藏奉行　岡直輔

御仕入方勤　高井三十郎

小十人格

湊御殿御庭御用勤　尾池文右衛門

麹町御殿勤番
當分御目付方認物勤　○原田五兵衛

麹町御殿勤番
當分御目付方認物勤　○堀江十左衛門

濱御殿奉行助　横田仁左衛門

五友之間御廊下詰　中原小左衛門

屋敷奉行　平野六助

御廣敷添書　○寺井繁之助

御賄人組頭　岩橋壽左衛門

御廣敷添書　池田文左衛門

御作事見廻役　高橋杢兵衛

麹町御殿勤番　○志富田鉄太郎

御廣敷添書　金谷佐右衛門

御仕入佐八天野川三役所見廻役　湯川稍十郎

御臺所目付御臺所見廻り役兼　志賀太平

國學勤　加納馥三郎

御花作　小坂佐次郎

麹町御殿勤番　○三毛由良太郎

御繪師　○並河甫仙

御廣敷添書　○半崎辨之助

御繪師　○岩井宗泉

御廣敷添書　○大平千藏

支配勘定組頭　木村喜右衛門

御繪師　笹川遊原

五友之間御廊下詰　久田甚藏

御前御用之外講釋等儒者同様　塚山又太郎

馬醫　○稲垣龜三郎

御貸方勤　有本金藏

御廣敷添書　高木多仲

五友之間御廊下詰　松本利太郎

表御用部屋書役　兒玉益右衛門

奥火之番 長屋又兵衛
御仕入方勤 兒玉仁右衛門
御廣敷添番 ○吉川力太郎
御繪師 岩井泉友
御仕入佐八天野川三役所見廻役當分深川万年橋御屋敷奉行兼 新谷惣十郎
熊野三山貸付方頭取 前田兵助
御廣敷添番 三浦源之丞
表火之番 奏富右衛門
表御用部屋書役 岩崎良平
馬醫 小幡安之丞
御賄人組頭 津野榮助

御納戸

獨禮 瀧本彦太夫
獨禮小普請持格 土屋勇之助

御納戸持格

御小姓目付 ○芦澤爲助

御小姓目付組頭

御仕入方勤 中原太郎兵衛
御廣敷添番 廣瀬八郎右衛門
授讀助 保田良藏
表御用部屋書役 南部金右衛門
寺社吟味役 奥村立藏
御仕入方勤 萱郷久次郎
表火之番 有本喜惣右衛門
表火之番 中村甚左衛門
御臺所人組頭 谷村万助
御小姓目付 ○大平瀧輔
表火之番 堀江丈右衛門
獨禮小普請持格 山口才助

木村万之助

御小姓目付組頭格

御小姓目付 ○松島八十郎　　御小姓目付 坂口淺助

麹町御殿勤番 當分御徒組頭助 ○奥野清右衛門

御徒目付組頭

可兒才藏　　小杉甚十郎

津守愛之助

御徒目付組頭格

御徒目付 正木壽助　　御徒目付 吉田藤藏

御徒目付 岩本彌兵衛

御船肝煎

大御番持格 水藝頭取申合勤 渡邊甚右衛門　　獨禮小普請持格 榎本勘吉

獨禮小普請持格 小堀彌之右衛門　　御舟中元〆詰所頭取 水藝頭取申合勤 三宅次左衛門

頭役以下御目見以上末々地士姓名

御勘定

中奥御番持格 小杉仙右衛門　　御書院番格 御勘定在方頭取 淺板二左衛門

新御番格當分御普請方へも罷出御普請奉行申合
北島御殿奉行申合勤御勘定在方頭取

新御番格
御勝手方當分大納戸助　尾原金右衛門

拂方御金奉行持格　岡本與助

大御番持格
在方　吉田源之右衛門

大御番格
當分御勘定在方　西村俊吾

獨禮小普請持格
御勘定在所　清水芳左衛門

獨禮小普請末席持格
當分御勘定御勝手方勤
御勘定諸渡物方

獨禮御勝手方當分大納戸助兼御中間頭助兼
當分御廐へ罷出御取諦之儀御廐支配も申談當分御勘定公事方

獨禮在方　板本太郎兵衛

獨禮當分銀札方助兼　木村八藏

獨禮在方
當分銀札方助　清水小左衛門

獨禮御勝手御廐支配申談御納戸兼
當分御臺所頭取扱御用節兼

御勘定在方頭取勤
當分御勘定公事方助兼　早川與太夫

小十人小普請持格
當分御勘定在方　中島總吉

小十人小普請持格
當分諸渡物助　三島楠左衛門

吉田二藏

新御番格御勘定諸渡物方
并御中間頭評定所預兼勤　大橋門右衛門

大御番格
御勘定在方　曾根田楠吉

大御番格
御勘定御勝手方助　幸野仙右衛門

獨禮小普請持格
御勝手方　鳴神十介

獨禮小普請持格
在方　寺西七郎

畠山善輔

則岡源內

獨禮在方當分元方
御金奉行助　上野三郎四郎

獨禮在方　大堀忠左衛門

田中貞輔

小十人小普請持格
公事方　柏木國助

小十人小普請持格
御勘定在方　柳室猶右衛門

小十人小普請持格 御勘定公事方當分
評定所へも罷出御勘定奉行差圖受勤

小十人小普請持格
諸渡物方 安井小兵衛

小十人格當分御作事
見廻役助 諸渡物方 長束久左衛門

在方頭取助 大普請方并大川端
御普請所打込勤

在方 山中忠次郎

當分御勘定公事方 御中間頭兼
當分御厩目付助兼

諸渡物方當分
御中間頭助兼 加藤由輔

公事方君澤形御船取締頭取海岸防禦御
用筋并異船應接御用暦書製法御用取扱

御勘定御勝手方 道奉行助
勢州御廻米御拂御用助兼

御勝手方 赤井甚藏

森川愛右衛門

御勝手方 木村五一郎

御勝手方 愛宿直右衛門

小十人小普請持格在方 內田官藏

地士 格式有之地士上席

高野寺領福田村 河野左近

村上佐兵衛

小十人小普請持格
御勝手方 山本杉右衛門

小十人格公事方
揚屋取〆 田中秀助

島田善次

在方當分傳法
御藏奉行助 伊藤儀右衛門

○井上次郎作

岩崎時十郎

水崎良左衛門

在方 上田九藏

當分御作事見廻り役
當番方 ○小池亮之助

御勝手方 三宅安三郎

御勝手方 內田猪八郎

有田郡上湯川村 小松彌助

奥熊野木本浦 堀内采女
奥熊野尾鷲村浦 仲新之亟
御書院番格 松坂町地士三 井則兵衛
大御番格 田丸領山神村 中村大藏
大御番格 田丸領四疋田村 三谷吉左衛門
獨禮格之上 松坂爲御替組 長井嘉左衛門
獨禮格之上 松坂爲御替組 小津清左衛門
小十八人格 松坂爲御替組 長谷川次郎吉

鹽硝奉行

大御番格 鹽屋彌左衛門
石井兵左衛門

御同明見習格

菊之間諸衆高坊主 久保田榮三
表御用部屋坊主 天野文良
御納戸御番取扱御用勤 御納戸坊主 ○小島章郁
御召方坊主 伊木次敎悅

地士 獨禮格

松坂領八重田村 高山仁兵衛
名草郡井邊村 井邊縫之助
有田郡栖原村 菊地孫助
口熊野野中村 渡瀨安兵衛
海士郡關戸村 關庑藏
松坂領驛部田村 石井與市郎
白子領濱田村 笠井定之亟
獨禮恰好 勢州相可村 西村三郎右衛門
名草郡神前村 神前善之亟
有田郡廣村 濱口儀兵衛

小十八人小普請格好

和州越部村 秋山次郎

小十人格

白子領高佐村 笠井次兵衛
白子領白子村 久住五左衛門
上那賀郡粉川村 八塚常三郎
伊都郡大谷村 小島茂右衛門
松坂領東岸江村 喜多村五郎兵衛
田丸領勝田村 久留喜内
小十人恰好 松坂領矢川村 青木半兵衛
松島村 津田源太夫
竹内勁一郎

伊都郡東家村 一色孫左衛門
伊都郡中飯降村 木下伊右衛門
上那賀郡粉川村 伊藤八右衛門
松坂領松崎浦 松島吉右衛門
松坂領上多喜村 結城茂兵衛
小十人恰好 田丸領勝田村 久留吉之亟
小十人恰好 田丸領相可村 向井三右衛門
三井宗十郎
小津新兵衛

南紀徳川史卷之七十四

職制第五

職籍五

安政文久間御手帳御家中姓名下　○印江戸常府

御供番御小姓組御書院番

喜多三郎左衞門組

御供番組頭

○坂西源八郎

御供番

當分御使番助

○三浦文左衞門　○石川國之助

○阿部清兵衞　橋瓜流軍學相弟子世話　○三宅大助

○片野吉五郎　○稻葉善右衞門

○熊倉正八郎　○三輪吉之助

中島勘兵衞組

御供番組頭

小柳津喜八郎

御供番

小川楠大夫
猪飼忠左衛門
栗生勘右衛門
今井彌左衛門
榊原主膳
成田八大夫
大井狹之助
丹澤新左衛門
水野喜兵衛
川合粂之助
夏目次郎兵衛
藤田六右衛門

速見半兵衛組
御供番組頭

覚四兵衛

御供番

關口六郎
名井仙兵衛
松本澤右衛門
鳥居保之助
三刀屋平七郎
丹羽傳右衛門
木梨權右衛門
眞鍋五郎右衛門
落合內記
草野熊之亟
東使伴右衛門
野間權大夫

大須賀五郎左衞門　佐野杢左衞門
齋藤熊之亟

山名主殿組
御小姓組與頭
竹本伴次郎
御小姓組
小出才大夫　根岸八郎左衞門
常御供
村上尙助　桑島又左衞門
小笠原林右衞門　寒川六郎兵衞
大竹萬助

大崎金十郎組
御小姓組與頭
吉田主殿
御小姓組
白井八兵衞　毛利善大夫
小關正朔　常御供 山本五郎左衞門
鈴木喜內　小島右八郎

岡見右八郎

大嶋數馬組
御小姓組與頭
富永次郎左衞門

御小姓組
長屋專之亟　原田權之助
江川市兵衞　齋藤新左衞門
上野嘉藏　貴志九八
十河直三郎　十倉右內

小池彥之進組
御小姓組與頭
○吉田右之進

御小姓組
常御供
○里村龍三郎　常御供　○望月庄次郎
○諏訪新之助　○澁谷傳十郎
○小笠原與八郎　○草野錠之助
○小田民次郎　○井田民之亟

由比十左衞門組
御小姓組與頭
川村勇左衞門
御小姓組
黑川覺之助　木野龜楠
十倉萬右衞門　浦上源兵衞
千賀五郎右衞門　小林杢之助
村松傳之助
土生廣右衞門組
御小姓組與頭
近藤專右衞門
御小姓組
市川門左衞門　細井善助
太田五郎兵衞　功力勘右衞門
常御供
小林彌左衞門　貴志角兵衞
木村三左衞門　小川市左衞門
岡孫左衞門　川村右左衞門

富田甚左衛門組

御書院番組頭 美濃部權十郎

御書院番

栗生幸左衛門

岩倉辨左衛門

阿部卯內

宮脇正兵衛

彥坂瀨兵衛組

御書院番組頭 嶋本甚五左衛門

御書院番

崎山藤右衛門

常御供 的場與五兵衛

三井孫左衛門

小笠原與惣

宇佐美喜內組

澤八左衛門

津田角右衛門

神谷與四兵衛

田中元市郎

橋瓜万右衛門稽古場肝煎 御番御供御免 高井源六

倉地仁左衛門

前田仙之亟

高橋多仲

御書院番組頭

當分熊野三山貸付方頭取助○德　永　雄　藏

御書院番

常御供　○片　岡　彌　作
西洋流肝煎當分御鐵炮奉行勤　○菅田一郎右衛門
○松　岡　莊　兵　衛
○河　部　銈　藏
御書院番格御書院番同樣勤水藝頭取　○竹　內　潤　吉
同　○井　口　周　次　郎
同　○西　川　三　藏

當分組頭助　○栗　生　又　之　丞
常御供　○石　橋　小　助
○土　肥　萬　藏
○大　森　安　次　郎
御書院番格御書院番同樣勤　○井　口　展　三　郎
同　○福　原　九　郎
當分學校御目付國學蘭學其外諸稽古場打廻り水藝頭取　○鳥　居　幸　右　衛　門

江馬源右衛門組

御書院番組頭

白　井　浦　之　助

御書院番

武藝稽古場打廻り勤　若　林　兵　彌
中村四郎左衛門
中　西　楠　左　衛　門
大　橋　忠　大　夫
大　谷　次　左　衛　門
保　田　八　郎

若尾彌九郎
柴田金太夫
鈴木忠三郎

山本織衞組

御書院番組頭
松下彦右衞門

御書院番
岡部三左衞門
藤宮七之亟
木本文兵衞
寺崎與右衞門
三島十右衞門
吉本直之亟
田宮成三郎
平田甚之右衞門

三浦權七郎組

御書院番組頭
神谷善右衞門

御書院番
淺井孫次左衞門
外山五大夫稽古場肝煎
御番御供御免
外山伴左衞門
岸田庄太夫
尾寄所左衞門
早淵岩橘
寺島又兵衞

笠原新六郎　山下勘左衛門
松尾長藏　小川彌之右衛門

大御番姓名

正木五郎右衛門組

大御番組頭

貴志三郎左衛門　井上佐右衛門

大御番

乾彌左衛門　中村忠次郎
津田音熊　石谷龜之助
松本兵吉　則岡勇左衛門
小出庄左衛門　前田吉之右衛門
吉見喜左衛門　窪田三左衛門
山野井惣兵衛　當分御勘定當番方諸渡り物　竹田槇右衛門
鈴木愛之助　吉田半左衛門
皆川清藏　福田次左衛門
鈴木八左衛門　片山太郎助
下和佐宇兵衛　金原與次右衛門

猪谷藤十郎
伊藤馬之助
筧平十郎
三雲善八
川村佐吉
尾關織之助
三浦竹吉
山崎乙五郎
河村七右衛門
當分御勘定吟味方認物御用相勤　吉田庄太郎

澁谷彈正組

大御番組頭

千本右衛門八

大御番

口熊野御目付　關千之助
高垣八郎左衛門
當分表御用部屋寫物御用　猪谷三郎兵衛

當分山方御用勤　山田兵助
新平八
淺井種六
由良與内
土屋熊吉
野口長兵衛
宇多本之亟
指南仕候に付御番御免　竹森清左衛門
津山仙三郎

水野十太夫

川上傳五衛門稽古場肝煎御番御免　青木四郎左衛門
太田吟平
大岡駒五郎

宮井三九郎
本間惣三郎
島田榮三郎
淺井角兵衛
阿曾沼庄左衛門
中井兵衛
島田七右衛門
竹田（一本國）(半)助
杉村庄次郎
池内柳左衛門
水野平之丞
遊佐爲十郎
寺崎八郎
文武場勤　松本立助
富上九郎右衛門
富永楠十郎
增山主斗

岸和田源太夫
岡田大助
落合勘左衛門
服部八十助
川口善十郎
當分有田御代官見習　河村彌九郎
高木國輔
文武場勤御番御用捨　村辻與右衛門
貴志伊織
岡本助五郎
當分海士御代官見習　小島備源
巽淺右衛門
湯川英助
浦上則次郎
吉岡槌五郎
古屋作右衛門

松平八輔組

大御番組頭

戸口専八

大御番

學校御用勤 富永章藏

同 河嶋九郎右衛門

坂部會右衛門

結城七郎左衛門

伊藤善次郎

當分御勘定在方勤 岡崎三四郎

井田丈左衛門

寒川與助

野呂助十郎

九鬼雄輔

崎山楠太郎

笠松良輔

渡邊小兵衛

中井宇右衛門

前田芳輔

權田市藏

池永米之丞

(内)田八三郎（一本門）

當分御仕入方勤 加納十太夫

平井俊郎

喜多野杢右衛門

池田柳右衛門

吉田兵次郎

小山田庄助

山本彌次郎

中尾吉左衛門

朝比奈十郎

桑山八右衛門
松田市郎左衛門
久喜唯四郎
仁井田直熊
津田槌藏
服部保吉

山本十郎左衛門組

大御番組頭 井口八太夫

大御番

西脇勘左衛門稽古場肝煎 小坂又左衛門
大橋左馬之助
青木楠太郎
寺島九八郎
日根六又
小坂九郎左衛門
御勘定諸渡物方助 前田文右衛門

奥野丈右衛門
森兵助
河村權十郎
三宅久兵衛
柴田又次郎

薗田内藏助

伊東形左衛門
松見斧次郎
湯川八左衛門
井邊角右衛門
奥熊野御代官助 鈴木圖右衛門
弟子扱御番御免 高橋猪久之助
御鷹方御用勤 木村大助

大嶋伴六　戸田齋宮

長保寺見廻り役助
澁谷幸左衛門
御鎗藏へ罷出相勤
加藤仁左衛門

岡田太郎助　近藤彌五大夫

全當分御年賦方へ罷出
御用認物助相勤
粂亟四郎　安藤次右衛門

小川粱藏　上野新五左衛門

井上彌吉　竹田五郎左衛門

有馬吉藏　中原武左衛門

太田元三郎　濱名嘉右衛門

橋本爲次郎　藪谷彌三郎

上野山楠之進　東仁右衛門

岡田盛三郎　安井九郎

稻垣長次郎　菅野由助

加納勝五郎

池田喜右衛門組
大御番組頭
横井次太夫　渡邊一學

大御番

御鷹匠

室四郎左衛門
成瀬忠藏
內藤八郎
湯川才助
坂部長五右衛門
永井丈右衛門
名取主馬之助
小島甚十郎
辻　龜楠
金森與市
乾　茂八郎
由良國助
中村與八郎　當分山方勤
古屋宅左衛門
垣村新平
榎本乙次郎
三上榮藏
藤井源右衛門
澤　善右衛門
岩橋庄左衛門
酒井伴四郎
三浦平右衛門
高田彌八郎
大畑喜八郎
田中嘉八郎
田所平左衛門
成田助三郎
數見俊助
松澤民助
松嶋友藏
辻　十左衛門
久保太郎左衛門
百武楠七郎
石田善太夫

內藤禎三郎

長野七郎左衞門組

大御番組頭

古屋十郎大夫

大御番

山下善右衞門

有地專右衞門

落合新五右衞門

安藤八十左衞門

初嶋楠五郎

山岸久三郎

長島彌左衞門

當分日高御代官見習

勝田七郎右衞門

水野小右衞門

佐藤太郎左衞門

杉浦左五郎

當分表御用部屋へ罷出寫物御用

望月爲之助

河面森助

久世好十郎

墨田宇右衞門

中村金次郎

高瀬丈右衞門

星野本六

以下小普請南條小右衞門
稽古場肝煎御番御免

中村庄左衞門

東使甚五左衞門

三上柳左衞門

廣井熊三郎

岡田藤左衞門

山崎七郎太夫

和佐林太夫

佐藤八郎

中田萬壽二郎　本間五大夫
佐野德之助　服部三右衞門
土生九右衞門　遠藤惣三郎
下和佐午輔　內村伴之助

御鳥見見習

岡本三左衞門　長田千代吉
市川淼介　關根善九郎
石野吉五郎　三宅彌次郎
中島東太郎　松平勇輔

「此間大御番山本理左衞門組、坂西又六組、平井助左衞門組、成田彌三右衞門組、吉村八郎右衞門組、合五組の姓名缺失」此括孤內朱書

若山小普請總姓名

畔柳甚左衞門組

小普請組頭

中奥御小姓持格　中島十郎左衞門

寄合格小普請

宮崎正作

大御番格小普請

眞崎彌八郎
當分御仕入方勤御產物方頭取 原兵之右衛門

獨禮小普請

松野善兵衛
金原和左衛門
劒術指南 田宮熊五郎
試物 近藤和十郎
長谷川忠之助
小串林左衛門
當分御年賦方認物勤 岡本作五郎
表御用部屋寫物御用 三宅龜市
淺井千左衛門
水藝指南 川上傳五右衛門
朝井金藏
永井榮藏
平野爲右衛門
矢野丈右衛門

安富與六兵衛
片岡兼吉
村上作左衛門
久嶋理兵衛
岡本太兵衛
川村半
星合角左衛門
參澤彥十郎
赤尾幾右衛門
松村幸右衛門
鈴木三郎大夫
成川彌惣
南增次郎
小川專兵衛
西山小兵衛
西岡良右衛門

嶋村三次郎　下村八左衛門

吉田清輔　當分評定所へ罷出御勘定奉行差圖ヲ受勤當分傳法御藏奉行助當分諸渡り物方へ罷出御用筋助相勤　森澤松之助

堀内鹿之亟　芝田仁吾

松本嘉十郎　關口万之亟元弟子稽古場肝煎　柳原平馬

淺井幸次郎　藺村幸之進

學校御目付　河村一也　當分奧火之番助　遲美惠左衛門

當分堂形奉行助　出口傳九郎　鳥居德五郎

以下小普請長谷川大藏稽古場肝煎　松山宗三郎　井上楠之進

野田十右衛門　山本卯一郎

眞田榮輔　小堀清兵衛

崎山八郎　岡本武一郎

瀧　角左衛門　鈴木熊輔

秋田和太郎

獨禮小普請末席

弘田是八郎　御鎗藏へ罷出相勤可申　高橋芳輔

奧村友八　太田信吉

小普請御醫師

片岡仙友
金丸玄意
馬淵純庵

小十人小普請

小池水右衛門稽古場肝煎御番御免
田口門左衛門
小島右傳次
太田金之丞
嶋良左衛門
吉村万左衛門
吉川善兵衛
金子玄左衛門
杉江啓次郎
柏原幾之右衛門
御船手見習當分御船手與力助
三宅彌三兵衛
喜多川國輔
玉置周平
宮芝儀左衛門

田原猶意
若林元俊
本道
坂井閑才
谷吉次郎
小普請方認物勤
前澤六助
當分御船肝煎
寺西與右衛門
小川織之助
茂野惣右衛門
勝田良右衛門
西郷藤三
上野山庞之丞
松本瀬兵衛
秋月小十郎
高浦嘉藏
谷口猪久之丞
百武德三

紀岡次左衛門

伊達龜楠

逦官助
評定所講釋儒者同樣勤
石井德次郎

宮本八百助

平田八左衛門

當分表御用部屋認物勤
御書方頭取方御用認物勤
森直左衛門

壚谷爲吉

宮都宮彌一郎

宮木吉兵衛

植木九左衛門

當分御勘定所へ罷出
御用見習御勘定在方勤
岩崎勇左衛門

三宅彌太郎

廣井主膳

古佐田又助

宮本彌五郎

學校へ罷出認物勤
鈴木周助

宮本幸八郎

當分表御右筆御書方詰所認物勤
淺香易一

佐武万太郎

中嶋楠五郎

石桁孫左衛門

岩崎榮助

稲垣才三郎

當分表御用部屋書役助
宮井角三郎

堅田外記

山田巳之助

當分儒者同樣
御前御用の外諸事同樣相勤可申
田中善之助

森小兵衛

和田橋太郎

野田角左衛門

御廣敷添番勤
荻野半藏

嶋仁之右衛門

金原宇右衛門

當分堂形奉行助
角田信之助

山内孫輔
藤岡甚輔
雀部主斗
南條和田右衛門
原田益之丞
高瀬九右衛門
村田次郎右衛門
小瀧伊曾吉
當分御仕入方御用勤
鎌田元右衛門
高木甚五郎
當分表御用部屋へ罷出寫物御用
千原主馬
斯波芳之助
江原澤右衛門
山本豹太郎
奥田千代楠
根來善之右衛門
太田熊太郎

學校御目付助
秋月恒三郎
脇文右衛門
竹元源八
玉置權太夫
授讀助
栗本只輔
高橋覺輔
富岡楠三郎
川井嘉兵衛
羽山喜代之助
井谷守之助
岡本喜八郎
坂部和十郎
小倉善左衛門
小泉門兵衛
丹羽庄兵衛
池田甚助
畑上源之右衛門

田中[illegible]之助
藪田[illegible]一郎
津守[illegible]左衛門
堤　嘉市
細野八十輔
下村兵之助
村田[illegible]左衛門

學校司書役

佐津川玄九郎
和田平兵衛
小池六兵衛
三宅大次郎
瀧　楠　彌
本崎善八

當分御目付方御目付認物勤

植村三郎

當分表御用部屋認物勤

山田信左衛門
喜多野又兵衛
馬上藤五郎

學校へ罷出授讀助

田中竹彥
金原貞輔
中田丘左衛門
岡村小四郎
西村任之進
田所紋太夫
岡部廣吉
根來三十郎
竹中勇左衛門
若尾藤七郎
松見藤太郎
小田平馬
大嶋勝藏
吉田藤之助
駒木根又助
平尾平右衛門
野口嘉左衛門

濱面尚之助　藤村種楠

小十人小普請末席

南六左衛門　榎本利兵衛

中井作左衛門　市川半右衛門

島崎彌一郎　田中彌之助

和布浪貞藏　松田伴右衛門

桑原藤之助　三宅常之丞

當分小普請支配方認物勤 太田藤之助　當分表御用部屋寫物御用相勤 內藤兵四郎

廣田龍次郎　村田柳左衛門

當分御仕入方御用筋勤當分評定所へ罷出御勘定奉行差圖を受勤 狹川播左衛門

刑小普請

元獨禮小普請末席 澁谷文右衛門

江戸小普請總姓名

正井鍋次郎組

小普請組頭

○栗本鉄太郎　新御番格同樣勤以下小普請組頭取扱御用筋兼 ○井口來輔

大御番格小普請

當分青山御殿詰　○伊丹鑠太郎
當分遠待御番　○長谷川理兵衛
○竹内吉之助
當分青山御殿御番　○菅田銳藏
當分青山御殿御番相勤　○松本孝八
日々奥出　○七澤友之進
當分青山御殿御番相勤　○中原千輔
當分遠待御番　○淺美鐘三郎
當分遠待御番　○佐々木三之亟
當分青山御殿御番　○佐々木茂之助
當分表御用部屋寫物勤　○松本善太郎
當分青山御殿御番相勤　○村松文之助
當分青山御殿御番相勤　○山川彌太郎
當分青山御殿御番相勤　○嶋村善次郎
○岡田綱之助
○臼杵隆吉
學問所認物勤　○佐津川虎之助

當分遠待御番　○大崎鑑之丞
當分青山御殿御番相勤　○八幡榮次郎
當分表御用部屋寫物勤　○戸口寅之助
○堤源次郎
當分青山御殿御番相勤　○大岡千藏
當分青山御殿御番相勤　○倉地秀太郎
○近藤彌太郎
當分新御番助御供御使不相勤事　○下條銀次郎
當分青山御殿御番　○島村龍次郎
當分遠待御番 西洋流肝煎　○湯川甚兵衛
當分遠待御番　○湯川喜曾太郎
當分遠待御番　○武光彌一郎
地廻り御供　○高橋直次郎
地廻り御供　○西川三藏
當分青山御殿御番相勤　○佐藤重之助
表御用部屋認物勤　○鳥淵善次郎
當分青山御殿御番相勤　○花井孝十郎

當分青山御殿御番相勤 ○出嶋金吾

當分國學所認物勤 ○岡本久之助

○三宅虎八郎

當分遠待御番 ○岡村鐘五郎

當分國學所へ罷出撰集御用認物相勤 ○淺美繁之助

○辻鉤之進

獨禮小普請

青山御殿勤 ○鈴木安次郎

奥火之番助 ○佐脇錦之進

獨禮小普請末席

當分青山御殿御番相勤 ○河毛貞三

小普請御醫師

○松尾隆長

○松村貞庵

小十人小普請

當分御帳前助 ○永田省三

○矢野孝之助

西洋流肝煎遠待御番 ○丹羽復三

當分遠待御番 ○戸口愿五郎

當分青山御殿御番相勤 ○上田賢次郎

○川合龜松

地廻り御供 ○竹田鐵太郎

○佐々木隼之助

小十人助本役同様勤 ○井内定五郎

○葛山鶴吉

○岡田昌作

當分學問所へ罷出授讀助 ○龜井元甫

小十人助本役同様勤 ○有本兵助

小十人助本役同様勤 ○丸山由之助

當分表御用部屋認物勤 ○川口鉎藏

小十人助本役同樣勤 ○岸野鉞太郎

當分御帳前助 ○岸村直次郎

當分表御用部屋認物勤 ○別所直三郎

奥火之番助 ○鈴木鉎次郎

當分御書物方へ罷出可申
一傳流劔術稽古場世話 ○西貝乙一郎

小十人小普請末席

當分御用部屋書役詰所認物勤○田村源三郎

刑小普請

御小姓組より ○川部傳次郎

大御番格小普請揚屋入 ○佐藤綱五郎

江戸若山以下小普請總姓名

畔柳甚左衞門組

以下小普請組頭

獨禮 壚路由左衞門

以下小普請

江原安之助

當分表御用部屋認物勤 ○保田熊藏

當分御帳前助 ○桑原貫一郎

當分御廣敷進上番助 ○北岡三次郎

小十人助本役同樣勤 ○綱野錦六

○宮本太郎吉

當分御帳前助 ○土橋留吉

小十人より ○坂田善左衞門

吉田新左衞門

御徒助

神崎三郎右衛門　石原吉藏

榊六郎　三枝平右衛門

森澤織之助　栗本九郎兵衛

岡本丈助　古澤仙左衛門

當分表御用部屋認物勤助

岸孝右衛門　大西岩次郎

小曾根貞藏　松井七郎

有賀幸左衛門　秋月熊吉

尾崎柳之助　竹内兵藏

當分評定所へ罷出御勘定奉行差圖を受勤

巽兵四郎　天野仁左衛門

下村千八　和田小左衛門

多紀仁之助　森本米輔

森本龜三郎

當分御徒助

西村德三郎

井口孫左衛門　水谷九輔

河村甚三郎　中村猶右衛門

推崎儀平次　酒井熊楠

福島久之助　入江眞平

授讀助

田中八郎右衛門　岡本大三郎

小川三郎兵衛
御仕入方勤 高松忠左衛門
松村春三郎
貴志卯助
山崎市郎
當分表御用部屋認物勤 杉山元楠
岡田豐楠
内海兵之進
平松八郎
野原五郎左衛門
山田儀三郎
當分御廣敷寫物御用 竹中豹三郎
村垣熊藏
濱口元之助
當分表御用部屋認物勤 富永正次郎
宇治田太市
尾村愛之助

興津芳之助
森川半兵衛
西端六之右衛門
當分御廣敷寫物御用 根來門大夫
楠本熊十郎
奥田權次郎
渡邊半右衛門
楠本惣右衛門
北原楠吉
上山伊右衛門
川口德次郎
當分表御用部屋寫物勤 成川久吉
當分堂形奉行助 岡本久橘
熊井爲助
武井文五右衛門
田淵多八郎
玉置正次郎

當分評定所へ罷出
御勘定奉行差圖を受勤

根來新次郎　　中川竹次郎

山口延楠　　日澤光之助

嶋村八百輔　　熊井杢右衛門

當分御勘定所へ罷出
御勘定奉行差圖を受勤

沖熊楠　　木村爲之助

貴志嘉八郎　十七石　　飯沼幾五郎

津田彥次郎

三木哥三郎組

以下小普請組頭

服部七郎右衛門

以下小普請

木下莊左衛門　　鈴木宅左衛門

吉村右膳　當分御書物方認物勤　　田中武之助

梅田文右衛門　　辻淺之助

富永佐大夫　　小泉儀左衛門

安川爲次郎　　福田秀右衛門

市原與右衛門　　中村彥藏

設樂愛吉　仝當分御小姓目付助　　角田丈左衛門

杉山久楠
本多文之助
宇杉善大夫
遠藤丈四郎
岡井萬吉
山﨑小八郎
藤田左助
前島友次郎
渡邊忠大夫
吉田万次郎
佐竹關三郎

當分表御用部屋認物助
瀧脇芳太郎
宮本次郎兵衛
岸熊太郎
青木良右衛門
松田正三郎

炮術弟子扱御番御免
長谷川大藏

弟子扱御番御免
佐治一平
岡鉄藏
保田進
千本孫兵衛
高井文吉

當分山方勤
大河内政助
駒木根武左衛門

當分御年賦方認物勤
柳原武次郎
野田寛助
竹中喜右衛門
坂部千三郎
山東孫左衛門
成尾角五郎
扱澤時輔
竹谷又助

當分御船手方へ出御用筋見習
福田熊楠
奥田正大夫

前田條助
安達彌太郎
下村正平
出島藤太郎
當分評定所へ罷出
御勘定奉行差圖受勤
矢野吉太郎
堅田米熊
松山九助
兒玉楠左衛門
東　昌祐
伊藤左兵衛
當分評定所へ罷出
御勘定奉行差圖受勤
中原榮三郎
當分御勘定所へ罷出
御勘定奉行差圖受勤
有本門右衛門
的場半之助
當分御徒助
川口虎藏
鹽治長之助
中村龜三郎
池田庄左衛門

高井小太郎
宮本延藏
岡　次郎吉
嶋本傳藏
西　秀次郎
平賀藤左衛門
宮本善右衛門
鳥居德三郎
織戸利兵衛
角田楠之助
藤岡傳右衛門稽古場肝煎
山中良輔
當分表御用部屋書役助
梶川三十郎
服部藤馬
十倉增次郎
波田作藏
小川佐藏
南方秀次郎

坂本壽輔
梅本覺之助
岸野牧之助
武野喜一郎
西川爲楠
喜多野恒藏

畔柳甚左衛門組

以下小普請末席

鈴木浦右衛門稽古場肝煎
谷口孫之進
右田直藏
寺田新八
江川庄右衛門
廣瀨嘉藏
松嶋金之助
古川喜三郎
當分堂形奉行助
妹脊兵彌
望月文四郎

山瀨勝太郎
當分御勘定所へ罷出
御勘定奉行差圖受勤
草鄕平一郎
武井武助元弟子指南
多田忠次郎
岡本左内
松浦豐吉
久保十次郎
山垣彌三郎
吉原良左衛門
出嶋助之亟
當分評定所へ罷出
御勘定奉行差圖受勤
内紫楠太郎
山本彌太夫
土井龜之助
當分御年賦方へ罷出認物御用相勤
佐藤義藏
小谷甚之助

佐々木武右衛門
龜井延之助
那須庄大夫
井村源之助

三木哿三郎組
以下小普請末席

阿部助市
佐々木熊右衛門
川口吉右衛門
近藤儀右衛門
出口武一郎
福田六太郎
吉田臨之丞
奥村良助
高橋長右衛門
多喜熊次郎
吉田元之助

川田吉之助
糸川甚之丞
野田楠之丞
根來國輔

高垣八三郎
嶋崎万次郎
岩本勢左衛門
梅本兵次郎
南條平次
吉川豊吉
森田覺次郎
駒木根駒吉
小堀竹楠
荻野立吉
深海平十郎

若山以下小普請格御繪師

同御醫師

學校へ罷出授讀助見習　小林菊太郎

服部半助組

以下小普請組頭

以下小普請

御目付方認物勤　○小松崎小平太

全當分御目付方認物勤助　○山下寅三

表御用部屋書役同樣勤　○川瀨金七郎

當分御目付方へ罷出認物御用相勤候樣　○窪田留八郎

全當分御小姓目付助　○鈴賀金藏

服部半助組

以下小普請末席

若山以下小普請格御繪師

御繪師　須藤周甫

學校助授讀助　岸彥輔

以下小普請格御醫師

村中宗賢

御鷹匠頭初御鳥見姓名

○中川鎮吉

當分授讀助　○關本鋭之丞

當分御勘定見習當番方助相勤　○小谷德太郎

當分倫宮樣御廣敷進上番助　○上田鎬太郎

○近藤德太郎

狩野興益

中村玄眞

御鷹匠頭
御鷹匠組頭
御鷹匠
御鷹方勤

御鷹匠頭

三百五十石 新御番頭持格 間宮一八

御鷹匠組頭

二十石御足五石 笠本角助
二十石 尾崎十之助

御鷹匠

二十石 組頭格 舟橋又兵衛
十五石 御鷹匠見習 小十人小普請持格 川崎藤三郎
廿四石 御鷹療治方 松尾又助
八石 御足二石 合せ方見習 平尾十兵衛
九石 御足三石 御鷹匠 山村嘉左衛門
十二石 西村乙右衛門
十七石 同 金森友七
八石 同 猪股源助
御鷹匠格見習 村越増右衛門

十一石 御足一石 獨禮 金澤庄八
八石 御足四石 只澤柳左衛門
八石 御足二石 塒飼 山田槌吉
八石 御足二石 合せ方見習 坂井幸次郎
十二石 同 松尾半十郎
十二石 御鷹匠格見習 高城左五郎
八石 同 松島万右衛門
四十石 大御番 金森一學
八石 同 瀧本五兵衛

御鷹方勤

十五石 御足五石 大御番 御鷹御用勤 木村大助
三十五石 獨禮小普請 川井平内

廿五石 同 西郷保次郎
二十七石 以下小普請持格 御鷹居習 岡本角右衛門

無足御鷹方見習

御鷹匠同心組頭

御鷹匠同心

八石 以下小普請格 御鷹居習 十倉類之助

十石 同 山本幾三郎

無足御鷹方見習

大助養子 木村三郎

八大夫總領 武山直之進

三人扶持 又兵衛總領 舟橋粂助

又助總領 松尾信吉

三人扶持 十兵衛總領 平尾淸助

半十郎總領 松尾正作

左五郎總領 高城宗太郎

三人扶持 柳藏悴 林仲助

五兵衛悴 瀧本丈之助

御鷹匠同心組頭

藤方彌兵衛

御鷹匠同心

松原淺助

栗山爲助

八石 同 栗山安之丞

十二石 同 高井楠吉

三人扶持 角助總領 笠本伴藏

平內總領 川井鶴吉

三人扶持 柳右衛門總領 貝須武藏

三人扶持 樋吉養子 山田米藏

喜左衛門總領 山村楠市

乙右衛門總領 西村元吉

源助悴 猪股龜楠

増左衛門悴 村越龜吉

友七總領 金森友吉

橋爪喜右衛門

鳴神善之助

中田半平
山本亀藏
吉田政吉
松本源三郎
小林武楠
高岡左源
小役善之助忰 鳴神久吉
小役彌兵衛忰 藤方楠亀
小役惣兵衛忰 鳴神辰吉

若山餌差組頭

青木善八

餌差

村上芳之助
森秀吉
山本元右衛門
山崎仲右衛門
森富之助

崎本次兵衛
松原平三郎
嶋田鉄之助
田中良右衛門
田中榮三郎
岡本能助
小役彌兵衛厄介 藤方猪之助
小役常輔弟 岡本榮吉
矢野金之助
宮井清吉
久目新兵衛
山崎宮之助
水谷元五郎

粉河住砂丸御塒附同心　粉河住餌差　御犬牽　御鳥見組頭　御鳥見

青木安之助　太田榮藏

粉川住砂丸御塒附同心

額田貞助　倉地作左衞門

井關清左衞門　高橋圓次郎

原田喜内

粉川住餌差

水谷十左衞門　山田丈助

山田甚左衞門　大林光次郎

深海清藏

御犬牽

組頭 森彌藏　組頭格 内海新助

同 西村勘助　同 土岐萬次郎

平吉　文助

留之助　榮助

御鳥見組頭

小十人小普請持格 園村市郎　小十人格 北嶋段右衞門

御鳥見

小十人小普請持格 原田一作
組頭格 伊藤七左衛門
見習 市郎總領 園村熊太郎
段左衛門總領 北嶋友次郎
山田左次馬
由良仁之助
平井千五郎
中原長次郎
御鳥見見習七左衛門養子 伊藤嘉市
同樣勤 二上九左衛門
見習 捨吉養子 川嶋兵次郎

同 嶋長大夫
三左衛門總領 岡本八十助
同 長大夫總領 嶋九二輔
御鳥見組頭格 高橋仁作
堺平左衛門
嶋友右衛門
岡崎文次
同樣勤 川嶋彦七
見習 六郎悴 高橋友楠
平左衛門總領 堺藤之助
堀五郎之亟

在御鳥見

岩出より上州和州堺迄御場〆り役 伊都郡東家村地士六十人者 堀江平右衛門
日高郡小垣村 吉田甚助
那賀郡別院村根來者 上山徳嶋
那賀郡滿屋村 湯川富右衛門
那賀郡舟戸地士 榊新右衛門

宮本九助
海士郡貴志村根來者 貴志智德院
海士郡木ノ本村山池見廻り 高橋文之右衛門
日高郡 小山良助
那賀郡中野村地士 佐伯善大夫

見習　名草郡相坂村　内田常吉
　　　名草郡坂田村　角谷九助
見習　徳島坊悴　上山三郎
　　　上那賀郡長田中村　熱川福藏院
見習　上那賀郡藤井村　川原大島
見習　志賀八三郎
　　　兒玉彌右衛門
見習　智德院悴　貴志駒楠
見習海士郡木ノ本村元根來者垣内正福院悴　助一郎
見習　在御鳥見八左衛門悴　富山八郎
見習　山東平助
　　　海士郡廣原村　松尾源次
　　　名草郡神前村　嶋田伴次
見習　貞助養子　小山喜三次
見習　礒右衛門悴　稻垣立輔
見習　八輔悴　平松吟次郎

見習　名草郡和田村　笠野淺次郎
　　　那賀郡前田村　前田政左衛門
見習　上野別所村　川原源十郎
見習　藥王八太郎
見習　宮本次左衛門
見習　名草郡川邊村地士　平松八輔
見習　在御鳥見善大夫悴　佐伯源内
見習　十左衛門悴　土橋格之進
見習　富右衛門悴　湯川嘉四郎
　　　新右衛門悴　榊新之助
　　　米八悴　田村伴右衛門
　　　海士郡吉原村　前田善次郎
見習　政右衛門悴　前田虎楠
見習　淺次郎悴　笠原孫三郎
見習　甚助悴　吉田龜十郎
見習　田井藤七

在御鳥見助役

勝右衛門忰 前坂楠之助　孫次郎忰 下村孫太郎

忠兵衛忰 岩田忠五郎　在御鳥見助役山池見廻り 坂部安左衛門

上那賀郡粉川村地士 柑本常五郎　名草郡六十谷村山池見廻り 牛田彌左衛門

海士郡南出嶋村 石井伊右衛門　名草郡栗栖村 林喜次郎

庄右衛門忰 名出平四郎　那賀郡北穴井村地士 鳥居彦兵衛

名草郡小野田村地士 山縣十次郎　九助忰 角谷傳十郎

喜兵衛忰 松尾喜兵衛　名草郡小野田村地士 山縣兵部

六右衛門忰 森田六郎右衛門　源次郎忰 松尾源之助

鶴飼付役

二字帯刀差免 名草郡有家村 上野彌右衛門　同 海士郡福島村 淺井三郎右衛門

同 名草郡平尾村御場山池見廻り 田中善兵衛　同 名草郡和田村 笠本虎藏

同 名草郡井邊村御場山池見廻り 井邊文右衛門

松坂御鳥見組頭

獨禮御鳥見方勤 野口七大夫

松坂御鳥見

小十人格 齋藤助十郎　同 小川千左衛門

肩衣御免 野口彦次郎　小川才三郎

御場見習 三左衛門悴 鈴木三九郎
見習 鈴木三左衛門
御場見習 彦次郎悴 野口材吉
同 才三郎悴 小川勝之助
助 御場目代覺平悴 小嶋勝之助

一志郡御鳥見

獨禮 酒井縫殿右衛門
見習 近藤藤右衛門
同 前川正之右衛門
同 芳左衛門悴 林徳兵衛
同 幸兵衛悴 前野竹次郎

田丸御鳥見

松田彌八
清水三郎
見習 小林梅三郎
同 彌八悴 松田市之助
助 中里雄次郎

御鳥見見習 清水丈平
見習 清水芳松
同 七大夫總領 野口満之助
助 小嶋覺平
縫殿右衛門總領 酒井縫殿助
同 前野大之亟
同 前野幸兵衛
御場見習 正之右衛門悴 前川保吉
同 捨之亟養子 渡邊乙藏
山本柳左衛門
山住周平
御場見習 柳左衛門悴 山本隼人
御鳥見助役 加戸直助

白子御鳥見

獨禮 上野新吾　　御場見習 新吾總領 上野政之亟
肩衣御免 清水同吉　　蜂谷猶輔
別府與一　　清水內藏助
後藤長兵衛　　見習 別府槌之助
同 上川庄次郎　　同 二川淺之亟
御場見習 同吉悴 清水大助　　同 同吉孫 清水房五郎
同 內藏助悴 清水竹松　　同 忠右衛門悴 宮崎廣司
同 槌之助悴 別府捨三郎　　同 笠井彌六

川曲郡御鳥見

肩衣御免 後藤衛門輔　　佐野近介
坂半右衛門　　杉野善之亟
栗本道之亟　　中尾新左衛門
見習 衛門輔悴 後藤橋松　　同 半右衛門悴 坂半之亟
坂松太郎

勢州三領綱差幷鶴飼付役

松坂綱差 苗字帶刀御免 藤本藤馬　　同 山敷惣三郎

同　又助
田丸綱差　源助
同　新助
白子綱差　長兵衛
松坂綱差　藤助
白子鶴飼付役　嶋村吉藏
同　樋口文之右衛門
川曲郡鶴飼付役　儀賀專助
同　榎森熊之亟
三重郡鶴飼付役　野崎所左衛門
田丸綱差　庄五郎
三重郡鶴飼付役　松岡八郎右衛門
同　野崎米藏
同　富田彦十郎
同　宇佐美信右衛門
川曲郡鶴飼付役　菅瀬次助
白子領鶴飼付役　宮崎源三郎
白子綱差　八郎兵衛
白子領鶴飼付役　樋口瀧三郎
三重郡鶴飼付役　加藤吉右衛門
三重郡鶴飼付　坂五郎兵衛
三重郡鶴飼付役　千種甚太郎

江戸若山御徒并御役者姓名

幸野與左衛門組

御徒組頭　朝井直右衛門

御徒　井上圓次郎
川井千五郎

山田要左衛門

中村九右衛門組

御徒組頭

中島専藏

御徒

坂本德右衛門

矢野信吉郎

武部傳策

的場惣四郎

三谷卯之助

川上出雲組

御徒組頭

山田早五郎

御徒

石川彌平次

小川喜右衛門

木下彌三

山田十市

小泉門兵衛

前田榮次郎

岡本左市

宮地權右衛門組

御徒組頭
山口次左衛門　本間與一郎
御徒
永井吉兵衛
的場正左衛門
得能彦右衛門組
御徒組頭
三倉留三郎
御徒
有本正左衛門　牧野佐吉
野原五郎右衛門　二階堂三兵衛
小田金吾組
御徒組頭
御徒
岡太郎兵衛　宮岡直次郎
太田又右衛門　宮本安之助

村田權兵衛　　高島與次右衛門

鮎澤隼人組

御徒組頭

御徒

野崎幸輔　　鈴木德左衛門

山田甚兵衛　　吉田榮吉

津田松之助

長谷川新輔組　江戸

御徒組頭

御小姓目付組頭格麹町御殿勤番 當分御徒組頭助 ○奥野清右衛門　　當分御徒組頭助 當分塩硝奉行之勤兼 ○嶋本學之進

御徒

常府 ○辻瀧次郎　　同 ○高橋傳兵衛

同 ○松尾三左衛門　　同 ○根來三四郎

同 ○成瀨主斗

若山御徒當分助

御勘定奉行支配小普請 木村久吾　　同 立石新右衛門

同　鈴木角大夫
同　山本勇之助
同　殿井龜太郎
御徒組頭大助悴　本間穗龜
御徒仲助悴　小川庄藏
在兵衛悴　丹羽兎吉
御勘定奉行支配小普請　南熊太郎
同　津田忠左衛門
御徒組頭惠藏悴　中島爲右衛門
御徒作兵衛悴　小池角藏
御徒半左衛門悴　三宅朝之亟
御徒辰右衛門悴　岩崎庄太郎
同　西尾丈左衛門
御徒目付善九郎悴　川崎武一郎
御徒安之助悴　宮本千熊
以下小普請　西村幾太郎
同　林十次郎

同　東伊十郎
同　林藤楠
御徒組頭祐助悴　北村常之助
以下小普請　川口虎藏
爲助悴　鹽谷彦三郎
門兵衛悴　小泉文庫
同　小澤理右衛門
御徒組頭直右衛門悴　朝井虎楠
御徒勇左衛門養子　竹中龜楠
御徒德右衛門悴　坂本千賀之助
御徒與一郎悴　本間専之亟
御勘定奉行支配小普請　濱田直次
同　三好善三
御徒藤五郎養子　馬上進太郎
御勘定奉行支配小普請　秋月武左衛門
御勘定奉行支配小普請　前田小次郎
同　永田龜吉

御徒正右衛門悴　有本丑輔

御徒甚兵衛悴　山田千次郎

常府御徒助無足

中奥御番常大夫總領　○筒井大藏

小十人格麴町御殿勤番
當分御目付方認物勤
十左衛門總領　○堀江市太郎

御膳奉行格中奥詰
東右衛門養子
關口流柔術稽古場世話　○井出清介

御同朋頭格清阿彌總領　○信時鉚太郎

御腰物奉行庄兵衛總領　○窪田德藏

小十人格御小姓目付
瀧輔總領　○大平貞次郎

表御右筆見習日記方
兵次郎總領　○小久保八十助

御徒傳兵衛悴　○高橋倉太郎

大御番格授讀
當分奥詰儒者同樣勤
源吉總領　○津山敬藏

御廣敷番鉡之助總領　○清水德吉

御徒三左衛門養子　○松尾作十郎

獨禮麴町御殿勤番
勘兵衛總領　○田中辰吉

御徒圓次郎悴　井上九一郎

御勘定奉行支配小普請　塚田佐次郎

小十人格
麴町御殿勤番　由良太郎總領
西脇流稽古場へ罷出頭取差添　○三毛貞吉

獨禮中奥詰　彌三郎總領　○渡邊繁太郎

御書院番幸右衛門總領　○鳥居龜次郎

御小姓目付組頭格
麴町御殿勤番　清右衛門總領　○奥野八百作

小十人次右衛門總領　○島田勝吉

御膳奉行格中奥詰
當分表御用部屋認物勤　長作總領　○鳥淵雅太郎

小十人亥太郎總領　○馬場始之允

江戸御金奉行芝御屋敷奉行持
格　直左衛門總領　○和田金次郎

御廣敷番　忠左衛門總領　○石川民之亟

小十人格御廣敷添番繁之助總
領　當分表御用部屋認物勤　○寺井欽太郎

御徒主計悴　○成瀬鑄太郎

小十人小普請小八郎養子　○岡本三之助

江戸若山御役者御能方

太夫

御能觸流

重脇

笛

小鼓

大鼓

御能方

太夫

獨禮 高村三郎右衛門

徳田十之亟　江戸 ○下村又十郎

御能觸流

頭取太鼓 瀧本彌左衛門

重脇

藤田伊右衛門　余田久左衛門

笛

京都住 平野幸次郎

江戸 ○淸水恒太郎　永田龜太郎

江戸 ○村井藤五郎

小鼓

小畠虎八　江戸 ○下村又右衛門

小畠藤三郎　大坂住 小松原傳右衛門

大鼓

大江利兵衛　大池彥右衛門

太鼓
狂言
仕手連
後見
脇連

江戸
太鼓　伊藤平九郎
　　　○葛野左源太郎
狂言　永田力藏
仕手連　松井熊太郎
　　　岸本三右衛門
　　　松井鹿太郎
　　　土屋又四郎
　　　山本猶之進
　　　田中廣太郎
後見（物着兼）　小山佐助
脇連　高木房吉
　　　吉田專助

安井虎松
松井小七郎
松井市右衛門
脇部又兵衛
藤田文次郎
嶋石義右衛門

地謡
物着
作り物師
無足

地謡　那須角兵衛
　　　森七郎
　　　奥田半三郎
　　　小原丈右衛門
　　　高木次郎兵衛
　　　天谷七郎右衛門

物着　京都　吉田嘉三郎
　　　　　　嶋芳助

作り物師　井谷大藏

無足

笛　力藏養家之伯父　永田庄五郎
大鼓　利兵衛悴　大江宗三郎
同　彌左衛門養子　瀬本市之助
同　次郎兵衛悴　高木源三郎
大鼓　平九郎悴　伊藤信吉
　　市右衛門養子　松井類助
仕手連　又兵衛悴　服部三十郎
　　文次郎悴　藤田長之助

小鼓　虎八養子　小畠佐五右衛門
同　平左衛門養子　安井平四郎
地謡　角兵衛悴　那須民之助
同　丈右衛門養子　小原竹五郎
　　小七郎養子　松井武松
　　鹿太郎悴　松井万藏
　　猶之進悴　山本儀吉
　　房吉悴　高木龜吉

虎八悴　小畠倉之助

丈右衛門孫　小原虎彦

七郎右衛門悴　天谷龜之助

御役者にて　公儀御用をも相勤者

笛

江戸御家より御宛行
御切米七十石十人扶持○森田初太郎

大鼓

江戸御家より御宛行
御切米八十石十人扶持○葛野九郎兵衛

九郎兵衛養子　葛野市郎兵衛

南紀徳川史巻之七十五

臣　堀内信　編

職制第六

職掌

竊に按に國初以來之職制に於ける兵馬倥偬の余文運開けず行政の事務總して素質簡易に組織せられ近世官制の如き文物燦然たる職規章程等の制定なかりしは當然也、爾來世は益治平無事歴世唯祖宗の遺法を遵奉舊慣古制に因襲して國治愈鞏固行政自つから圓滿なり、此時に當て更に舊規を攪擾好て繁文鄭重を扮飾すへき事思ひもよらす否時運政躰は決て其要を促さゝりし也、故に往昔以來職掌規範に關するもの耳目に觸れす固より公簿記類にも載せす唯國祖か諸役へ御教示及　有徳公有司へ御訓諭のものを傳ふ此二のものは執政重臣より文武官員屬員胥吏に至る迄の職意と其精神とを至誠實着に悃篤訓誡せられしものにて言約に義は至れり盡せり上下の百官有司此職意を骨髓に徹底せは人々責任の重きを理解し勤儉事に從ふの他なし何そ妖魔不逞間を入るゝの余地あらんや以て國家を調理塩梅の任に當る大綱擧て萬目張り治國安民の術夫れ何か有らんたとへ時勢百變政躰千化するも時の古今を問はす世の明暗を論せす夫此趣義に於ては万世不變不動の眞理實に無上無窮之金科たるへきを信す、されは國初已來の職制は文字條目表面形式的の繁文縟儀に非すして唯無形精神的の職掌職務を一意專心に盡瘁せしむるの組織也し識者は恐らく辭を以て義を害するの誤認あらさるへし

南龍公御教示　御在世中老臣其他へ御教示ありしを其儘筆記を命せられたるもの也

一御名將の御勤は治國を本とする也古來の名將何れの道ともに御信用ありて畢竟は治國の所へ落る也
神君の御詞に神道佛道儒道は鼎の三足の如しと仰られたる也是を文學と言て諸道の根元にして武術の奥旨も皆此内よりいつる也扨又軍法弓馬鎗術の類是を武術と云文武一致の所を能究知りて一日も怠り給ふへからす禮と云ふ事あり年始より歳末までの諸式其外官位神事法事の類也樂といふ事猿樂當世武家相應の樂也時に從ひ事によりて興行あるへし農といふ事あり農業は人生の本也山林野牧草木金銀土石の事迄も此内にこもれり大將の知たまはて不叶事也獵漁の時又はかりそめに出給ふとても道筋山川田畠所々の人かたき誰か領分にある事迄も大將の心を附給ふへき事なる由

同　同上

年寄衆の内若輩なる方へ御示

一古へは執權又は管領なとと云ふ名ありて御老中御家老なとゝ云名はなかりしよし權現樣始て年寄共と仰られ候年寄とは老の字にてふるき文の言葉にも叶はせられたる御意也と時の物知とも申たるなり夫より年寄中と言心にて老中にも亦家の年寄と言心にて家老ともいふと聞えたり尾張と此方とは　權現樣深き思召の品にありて帶刀也隼人なと天下の御政道にかゝはりたる者を附させられ候事なれは其まゝ老中といふへき也扨年寄共と仰られたる御意を考るに老とは

下々よりあかむる心あり上よりの御せんきには年もたけ其行跡もよく勲功もつもり上の御心根をよく知ぬきたるもの御仕置の御手傳仕　御名代を勤る職分なれは下々よりあかむる心有はことわり也然は覺えすして奢る心も出來る處を心にてせくか先老年中第一の嗜也右せんきの上にて勤るものには左樣の心は出來さるはつなれとも家柄にて若輩の中にも被　仰付者よく可心得事なり尤言にも不及事なれ共水魚の思ひをなすとやらん物の本にもある如く御前遠くてはならぬ事也駿河なとにては御年寄役勤候者とて今の本多佐渡守をはしめ帯刀なとは　御前にては殊の外輕き事をも仕外より見ては至極御合口の御はなしの衆と見ゆる心となるよし古き者共語りまのあたりにも見及ひ奉りし事也今の樣に大かた御客あいしらひやうに御隔心らしき事とてはこれなし中畧然れともさすか老中は御家のおもりなれは　御前にてこそ右の通りなれとも表向微細なる事を手自はせぬ職分なれは一等下にて御國政御世帯其外一切の元しめになりて下々へ思召を通する役人を奉行といふ也奉行とはうけたまり行ふとよむよし物知共か申たる也　上の思召を承りて下々へおこなふにあらすや駿河にて彥坂九兵衞勤たる也天下大平なる程次第〳〵に御疊の上の御用もかさみ其上　御公儀の御勤を大事に思召故御側にての御手傳かなけれは不叶に依て土佐圖書源左衞門五郞左衞門佐五右衞門なとゝ古への御作法を存したるものも御手傳せ品により年寄衆へ御用の御取次をも仕る也　御長子樣御心附右の者共の內を御附あそはされたる也後々若手のものに被仰付たるにも御手傳申者の心入と頭役の思入とに違却ありては諸士へ御下知のさはりにも成事可有かとの御慮にて大かた番頭御供番頭の內より御やさい有たる也

信按に彦坂九兵衞は　神祖に奉仕駿河町奉行たり後御附人被命紀州御就封之節是に入國仕置を行ひたり御家老三千石にて寬永九年卒す
土佐始五人は蔭山土佐守山本圖書伊達源左衞門加納五郎左衞門布施佐五右衞門也いつれも　神君よりの御附人なり土佐は龍祖の御傅役にて御供也二千三百石を領し正保二年病死圖書は三千石御年寄列にて　清溪公御傅兼勤万治元年隱居源左衞門は二千五百石御家老となる寬文四年正月隱居五郎左衞門は大番頭二千石にて万治二年御年寄列寬文七年卒す佐五右衞門は御鐵砲頭千石にて寬永十二年卒せり

夫より段々に御事繁ゆゑ又一等下りて或御目付役を勤て御作法を知り或はせかれの時分より御傍を立廻りて　思召のかたはしをも存たるものより御助させあそはされたるは萬手かるに御用達し候樣にとの　思召なれは　御前にても用達と御呼あそはされたる也然は御奉行御用人御用達なとは內外の御手傳仕る役なれは前にいふことく　上の御苦勞年寄共の迷惑仕る品出來る時は事により時により急度御しかりにて　御前に出る事も遠慮仕り又者閉門或は御役をも召放されし程の事もある也大普請奉行御國々地理の本しめて御要害を預る役なれは取紛ては如何との　思召にてわけて仰付らるゝ事也其外町奉行を初諸役人の心得ははてしもなき事なれはしるすに不及畢竟おちる處は其役々にすき間もなく　上の思召の下へ通る樣にとある事也　思召の本を知る事肝要也古へ駿河にての御樣子を以て考れは古き事なから端々は存あたるへけれとも心附のため一二ヶ條書付る也

老中は諸役の總元なれは　御公儀の御勤事御家の御作法御國の御政道あるへき事を不知しては時に臨み時に應しての指引つかゆる事あるへし年若なる老中は故老又は其手筋〳〵へ聞あきらめ知へき也但知りたりとて其才にほこりて枝葉の事にまて役人共にさつとふ入ては人々窮して御爲を

思ふ心にたゆみ出來る事あるへしいつれの役とても言なから老中の指引は殊更思召の本を奥意に含みて申渡まて不叶事也本は譬へは諸士へ御作法仰渡なとは諸士一和して上を大切に思ひ付奉る所是本也此本さへ立は諸士一和の色とて自然と見事なるもの也民百姓への事を言渡すならは民町人も職人も御惠に歸服するにより心のすゝみ其職々に精を出す處是本也此本さへ立は民町人に科を犯すものも少く御國はおのつから繁昌する也火事の御定の仰出しならは　御城御財寳等は御國より生する物なれは火を消處は第二にして御作法のみたれさるやうに嚴密に申付る是本なり人なと多損御作法かけてはかへらぬ事なれはなり此本さへ立は大なる火事は自然と出來さる道理也是等の類にて　思召の本ある處を考ふへし右にしるす如く駿河にて御政道にかゝりたるものに跡を勤る事なれは誠に重き職分也其職分を勤る事外を正さんと思はゝ内にかへり見て其身を正すへし其身さへ正しけれは指引も道に叶ひ士民も角を折る處を物しりともに能々承るへし

同　上

頭役へ御示

一總して武勇心掛有之内にもうはの空なる心かけの輩も有之由聞えたり人を抱へるにも見えには心をよすれ共根性の吟味薄し又馬も不かん症にて剩老馬なと引立置事又は身には粗相なる物を着ても能人馬を持武具等たしなむ儀何れも存知の前也尤右之段心掛へしといへとも無用のたて道具遊山酒盛珊瑚樹三味線琵琶琴古筆すき造り庭花すき道具とり賣唐物屋すき者町人ごせ座頭榮曜の藝者女事若衆あつかひに物を入或はかけ物の勝負に物を入候事又は家は表向人並にて雨さへもらさ

御近習御用達申者共へ御示教

れは能々いらさる作事普請等に費をいたす事是皆實の心掛なきしるし也食物にも輕重あり茶酒肴菓子等に至るまて輕きを用似合の路錢をも可心掛儀也左も右も調り金銀事かけさる樣には誰人の上にも不成儀なれは一方をは捨候て武士の作法に身をなしかため可申事也ヶ樣の儀を存なからすき好むかたに奪はるゝは常の心掛ゆるき故也頭役被仰付候衆は御心のおもかけなる處にうはの空に日を送り御家風を汚し申儀無勿躰事也常に無他事心掛の段朝暮起居にも不忘樣に可嗜也然共夫さへ嗜といふはあつかりにていまた眞實にあらさる間自然と右の通になしかたむるに於ては組の風俗もおのつから能なるへしヶ樣の御示をうかと相心得ましき事也向後作法あしき輩有之に於ては急度身代を御潰し可被成旨覺悟可仕也

右之通り前方可被仰出とて御書せ被成候へ共　公儀の御事御取紛又は今度の火事の儀かれこれにて御延引なされし也當年世のあしきに付人々は覺悟にあるへしといへとも諸士迷惑仕る處を思召御藏の金銀乏き時分御足米被下候上彌以身持を疎にいたさす妻子を育み御奉公可仕也万事儉約を本意と可仕　上にも武勇の心掛は相應に定て嗜可申候其内にも形氣はかりにて實の心掛に相違の輩は益なき儀なるにより右之通頭中まて被仰出なり末々迄も能く通し候樣に心得させ候處肝要也

御近習之者共殊に御用達申者共へ被　仰聞條々

一奉公思入之能は心

一時宜仕付作法之能は形

右二色に叶ひたる敎のふるき道理を物知ともに承り置へし譬へは雨にあたりてもはけさる樣に

能き事をは少の間もまきれても忘れさる様に染つけ置へき也

御近習之者共殊に御用達候者共への御好みあり

一御意入度とおもふへからす

一物ことになすみうははるへからす

一心の留守のなき様に仕るへし

總て大小老若おしなへ主君の御意に入度と思ふことは古今の常也尤の儀也然れとも或頭をもいたし御用を辨するほとの者は御意に入度と思ふ心をけつらすてゝすきと持ましき也まして　御長子を始家老大身出頭人大横目等に至る迄御氣に入るへしと思ふへからすましてやへつらふ事に假初にもあるましき事也士の上には見苦しき事也御家を重んし位々あしらひ私なく重きを重んし推參せさる處は形に付たる時宜なれは少しも無禮すへからすさて如何様の　御意にても理に當らすと存するか又は會得せさる事は不憚幾度も伺ふへし會得せさるに御詞を卒爾に下へはらひ捨ましき也但千に一つ理非ともに其通りにせよとの御意ある事あるへし是は御含み有ての儀なれは格別也又一ッには　御意の段ははや相すみ得心仕たる上の儀にも手前にてつかへさる事を又　御意を得んとするはもたれたる心也御用を辨する者共に早々相談し夫とても埒明すは年寄共と相談いたし其上にての事は　若殿様方へ申上埒明へし是一ッ或は訴訟にて公事にても其身尤と聞入たる儀を申上る時左は無之そこのわけなるにと　御意被成候へ共御返事うきやかになく一圓合点まいらさる顔にてしふ〳〵御請を致す事あり是は大に不都合の仕合也初より不都合なるへきと思ひより

たるにはあらすといへともなつむ故にあらすや　御前へ對してさへ如此ならはまして傍輩下々へ
は猶以大きに相違なる事共あるへし然る間とかく顏をあかめ爭ふ程の事にても道理を聞分けては
即座に角を折し尤なる顏にて感すへし先の詞を理とは思ひなからも初の聞入たるを捨かぬるはな
つむとうはゝるゝ故なりくらき也扨又我氣相の能き時とあしき時と悦うれしき時快からす腹の立
時と氣のいさむ時ときうふする時と日により時によりて色々の替りあり夫に少しもうはゝれまし
き事也或は事多く取込はかをやり度思ふ時分脇より何そ言事あるか又　御意にてちと申渡す事も
あるに右の埒明度にうはゝれ粗相にあいしらひ其者滿足仕儀なるを却てさん〳〵きうふする仕合
になし思召を下へ通せすして水にする事あり是如在にて態とケ樣に仕るにはあらされ共其取込た
る御用に心をとられ如此なるはにくからすといへとも是うはゝれたるにあらすや又は諸卒一味同
心に思ひ付樣にとは誰も心に存なから事にうはゝれ物になつみて今一骨打て聞届る處五文字はか
りにて埒明なとして承り届さるやうに　上の御詞も通せす下の心入も上へ達せす大體はかり通し
てあちなく鵜呑にのみ込みたる樣に成行事は御用をする者共のうはゝるゝとなつむとの故也機嫌
よき時は人の挨拶も快くみやつかへの立ふるまひもまめやかに敬ふ形も見えて見事也或は　御意
に入へしと自慢する程の奉公を却てさん〳〵に叱られ御怒に逢たる時か又は何とそ我すきたる事
にとりかゝり心面白くなるへき所を矢の使を立られ剰させる事もなき御用或は輕き者の事なとを
承りたる折節は自然と色にあらはれ立廻りにも次の間よりうすめに見ゆる事あり是うはゝるゝと
なつむとの故也大欲心の者は知行俸祿にうはゝれ又好色の者は女若衆の事にうはゝるゝ故に志も

たかひ形の作法ともたかふ故に士の道を大にけかす也ヶ樣の輩は一等下りたるなれは召つかはるゝ歷々の上にはなき事なり私の好む處に於てうはばるゝ科也此段は言に不及右の御好とこれある三ヶ條は忠の心の中並に成へきかとの儀に付て如此なれは　御意に入度と思ふ心をけつりすて可申との御事也

一御家の作法正しき樣にとの心掛は持なからなつみうはゝるは心留守なる故也然る間家に主のある樣に心の留守のなく不斷我躰にあるしを置事專一の儀なり總て常の人にして分を安すといふことは故ある儀のよし能く承りわきまふへし

一御用を達する者は慈悲深からては不叶道理をわくる智惠なくては不叶儀は本より士の常也信は勿論也時宜仕付は禮の色にあらはれたる處なるよし時宜仕付なれは緩急なるによりて先此形に付たる作法もなくては不叶事也又奉公思入の能とは万事に付て誠よりなす事也然る故に品々に付て色はかはれとも信は唯一也されは右に云如く時宜仕付は形に付たる物なれと信の心よりの愼敬ふ時宜なれは其眞實は忠の一字に皆こもりたる事そうなれとも心得の爲に形と心と二ッに分て此道德の敎の五常とやらんに忠はこもりたるよしいつも物しり共のいふ事なれはしらぬ耳にも尤さうなる儀也眞の道を閑に我心に合たる處あらは我心得の能を知るへし合さる處をはならさるまでもねりきたふへし

一家中の善惡は時の政事に寄る事なれは已來役人は吟味可申付事

一役人は理と法とを本として可勤理外法外權威を以て勤る時は不忠なり

一向々役人共配下手下の者平日の勤得と氣を付勤仕改可申候その輕重によつて褒美可遣儀なり
一役儀は銘々發明を以て勤る時は先例薄く相成古法を略故に新家も同樣に可相成候依ては中古の日記を日々に先役の者披見見合の上省略して勤候はゝ安心之事に候已來日記を本として勤る時は家の定法も亂るゝ事有間敷也

有德公御訓諭　政事鏡及政事草

一諸役人には小身にても百石已上之者計可申付役料有之には候へ共不如意にては自然と下を取掠又は主人の物を致隱密事有之然者政事の恥也役人にも可成器量之者兼て相知可申候間役德有之役を五六年も申付其上にて役人に可申付候左候はゝ相應相勤り申候夫共格別諸人に爲勝所有有之は尤の事に候且又勤功も無罷成ものに役德有之諸役申付候事此末無用なり
一役人に申付間敷者は發明過きたる者短慮成者驗氣強き者大酒なる者色慾過る者心長き症の者彼等は決て役人に申付間敷候心長き者は取締なく柔弱なる者也總て物毎かた〳〵よらさる中成る人宜敷なり過たるは猶不及如しとあれは余り發明過るとも不宜なり
一役人小役人等迄年三十以上の者可申付候三十已下にては勤功も有間敷なり若きもの申付時は年來の者不本意に可存事なり
一役人には年來の者計申付可然旨書記候片事に心得余り老衰申付候ては不宜事も可有之哉見合可然也然共老人は諸事心付もの故物忘無之候はゝ役柄見合可申付候
一役人は日勤なれ共當番日は刻限延引なく急度交代可致候登營前用向申出參候共上り前には出會申

間數候用向に依て延引難相成儀有之は同役方と殿中にて可承旨及挨拶可申候

非番者は無滯用向の儀可承也至以て私用を頼し候儀不可有之候

一諸役人共の内數年實躰に相勤退役願も度々指留置其内に嫡子四十歳余りに相成部屋住許にて居候ては迷惑にも候はゝ合力なしに役料にて相勤候に相應の役爲褒美可申付候小役數年實躰に相勤候はゝ右同様可申付候

信按に近年御役人之總領中奥御小姓同様勤被命頭役之總領等無役御役勤或は槌廻り御供勤等被命年分幾分之御金を賜りしも本記の主義に依りしならん然れ共隱居御差留之事は聞及はさるなり

一役人の内十ヶ年も相勤め退役願及度々候はゝ勤勞も可有之候間一先差免し四五ヶ年も休息爲致又々歸役又別役にも可申付事也退役後徒然の折々にも万事心付可有之事也歸役申付る時は同役座席元席可申付候

一家老用人は重役に候へは右兩役の者病氣にて不相勝候はゝ安否爲尋　上使を以て肴一折人參二匁遣し可申候何時も大病の節は一度つゝ右之通遣し可申候又表役人勝手役人は是迄大病にても相尋不申候へとも已來大病等にも候はゝ子供か親類之内召呼人參一匁肴遣し可申候表役人自分手遠の役なれ共万一の儀有之時は先手役を勤る者なれは兼て心得可有之事也又勝手役人も時々心氣を痛め相勤る事なれは平生躰より心切に可致遣事なり

信按に近世重役御供番頭已上病氣大切之時は御用人より奉切紙を以病氣御尋之御意を傳へ病死之時は其嫡子へ同様御悔の御意を傳達する事制度部御家中喪忌之條に記する如し蓋し此御遺法に基きしものか然れ共表役人御勝手役人等には何等の事はし僅に其儀式を重役已上に止めたるものか

一是迄之通にては諸役人共より用向申出候儀差掛り始て承る事故致疑惑事多き故折々心氣を痛め殊

に間違之申付も可有事也依て兼て用向爲承知家老共用談へは用人より兩人役人共用談へは側廻り兩人差出可申候自分身の上共に決て無遠慮用談可申候右之儀子孫に至る迄定法と相心得可申候但し用人側廻り共に順番を以申可付事也

一家老共用談日毎月六日之定日也爲聞番用人兩人爲相詰可申候前日より爲知可申候役人共用談日毎月二日十八日定日也爲聞番側廻りより兩人爲相詰可申候

一諸役人へ配下其外向々より用向申出候儀は朝五ツ時より暮六ツ時迄可申出候急用之儀は何時も勝手次第之事

一此末諸役人共より用向申出候儀は書付を以可申出候是より申付候儀共に書付にて相渡し可申候双方共間違無之可然事也

一家中の者共一ヶ年切の帳面幷三ヶ年分相改三ヶ年皆勤之者へは紋付上下可遣なり一ヶ年皆勤は目錄可遣也夫共役人は日勤泊り番等有之事故紋付可遣也又病身にて三ヶ年にて一ヶ年半分も相勤候者於有之者役人抔の內にても役儀指免へし病身なる者役人に申付置度々病氣有之時は同役共へ勤多く當り迷惑可致儀也依之外樣は不及言諸役人共に役儀指免し隱居も申付る也諸役人共に月々病氣出勤共に勤仕帳面へ書記當年より指出可申候江戶國共に一家中の勤帳面一々披見之上賞罰之儀可申渡候代々子孫に至る迄家中勤仕帳面は自分披見可申事第一なり

一納戶金預り役二ヶ年に限り可申付候金錢役長く申付候ては兎角不宜已來共右年數可申付候

一諸勘定役總て三ヶ年限り可申付候首尾能差働き相勤候もの差留之儀決て可爲無用候

代官等は村替申付候儀は格別之事也

一不人數不相成役儀此度人數相加左之通申付候

旗奉行兩人　下役兩人　腰物奉行兩人　下役兩人

弓矢幷鑓奉行兩人　下役兩人　鐵炮幷玉藥奉行兩人　下役兩人

長柄奉行兩人　下役兩人　具足奉行兩人　下役兩人

馬具奉行兩人　下役兩人　幕奉行兩人　下役兩人

先祖より代に寶物奉行兩人下役兩人　書物奉行兩人　下役兩人

按に右者此節御家中武具馬具用意して千石より已下七十石迄祿高に應し出銅被命廿ヶ年貸付具足調宴出來の上官庫へ貯藏武具奉行預り万一に可備旨被　仰出に付て也是迄の通一人役兼帶役等にては不行屆且總して武具吟味役入念の爲増員被仰付候旨なり

一諸藝師範之者は勝手役に不可申付勝手役は日勤故稽古所欠席にては門弟共次第に進み無之自然と懈怠可致候又一家中を引立る事なれは大忠義也依ては一ヶ年二度は帷子暮には紋付可遣候彌宜き師範にも候はゝ加增等可遣事也又主人抔へ於致指南は勿論の事也尤主人たるの者の師範には人物を撰む事第一也

一郡代幷代官配下小役人の者役德收納の儀は雖儉約中以先規之例是迄之通可申付候彼等收納之儀減少於申付は勤に進みなく上の爲成儀心付候ても其分に捨置候はゝ却て可爲損失也

一料理人は輕き勤方の者に候へ共食事を取扱ふ役なれは自分病氣等の節は三役の者共晝夜共に辛勞もすへき事也依て快氣の節は掛合の者へ相應の褒美可遣也

料理人は祝儀規式の庖丁不殘存したる者計可申付候右自力に稽古成兼候者有之は上より入方可遣候尤料理役は飛入には不申付其家代々に相立置可申候

一右筆物書の家代々相立置可申候

一勘定方の者共右同様可申付置候

一馬責等其家々相立置可申候

一茶道弁坊主共其家相立置可申候

一京都大坂屋敷留守居は年五十已上身帶三百石以上役人をも勤勞致し候者休息にも可申付候人躰實義なる者見合申付事に候

一用人納戸頭近習頭刀番近習之者は不斷主人の身方と言もの也又家老表役人勝手役人外様總家中は家老へ從ふ者也然れ共身方と計心得候ては違事也身方に敵あり敵に身方あり必しも心を許す事不可有家中は同樣の事共なれ共側廻り之者共不斷親み有る故也

寛政已後職務に關する布告

享保以後寛政に至る迄職務に關する布告の記錄傳はらされは詳ならす盖し總して旧慣に因襲し强て變更等之事なかりしもの丶如し寛政に至ては役名等續々改稱（別に集錄す）或は幕府の躰裁に擬せらる丶等頗る繁文縟禮に傾き鄭重風をなし隨て諸般變更布令告達亦尠からすと雖も帳簿散逸詳悉すへからす僅に遺存の分を揭くるのみ而て單に各職に係る事項は職掌解說の部に割裁以て檢閱に便ならしむ爰には數職に關連又は汎說之ものを記載す

寛政六寅年二月廿二日

一是迄分知分切米之面々と唱候筋をも向後隱居と唱へ候筈

別紙 御供番頭以下隱居之面々向後年頭御禮に罷出候に不及筈

一都て御觸事等隱居之面々へも相通候得共向後別段に相觸候に不及筈

家督之者より致傳達候樣兼て心得させ置可被申事

別紙 年頭其外御禮之節平士之總領は一統塩硝奉行之次へ罷出候筈

是迄之御禮式帳輕總領と有之處は除き可被申事

寛政十一未年六月十日

一奥役之儀 公儀尾州樣水戸樣御振合も有之に付此段別紙之通御改正被遊候旨被 仰出候

奥役	
御年寄	御傅
御側御用人	御城代
御目付	松坂御城代
御勘定奉行	少將樣方 御傅
御小姓頭	御用人
御廣敷御用人	御連女樣方 御用人
奥御供頭役	御納戸頭

御小姓頭取　　　　　　　　御小納戶頭取
御小姓　　　　　　　　　　御小納戶
奥御醫師　　　學習館勤の內　奥へ罷出候分
右之外是迄奥詰と唱候分不殘中奥詰と唱勿論奥へは不出事
附紙に
寺社奉行　　　　　　　　　御船奉行
御鷹匠頭　　　　　　　　　御書物方勤
御數寄屋頭　　　　　　　　御膳奉行
御同朋
右之役々者御用有之節々奥へも罷出候事
一御緣側詰御年寄者是迄之通奥へ罷出右之外御供番頭以上之面々も奥へも不出事
但奥役の外にても　御名代被　仰付并召出し且御使歸御役替等の節召出し者於御座之間被　召
出候事
附紙に　江戶にては於御對面所被　召出候事
一右之外五節句式日は御對面所にて被　召出候事
別紙に　江戶にては於御小書院被　召出候事
一御廣敷勤之役々は是迄之通候事

文化元子年十一月朔日

一向後御役人と唱候は左之通に候事

御老中　御側御用人　大目付

御勘定奉行　寺社奉行　御用人

町奉行　御廣敷御用人　御目付

同二丑年七月十五日

一諸願濟翌日申渡候ても不苦旨先達候へ共右は都て翌日申渡候等然共若相手有之願濟にて即日不申渡候ては喰合に差支候節は先方支配々々へ掛合之上即日申渡候等

同六巳年五月十一日

一於紀州重役之内御奏者加役被　仰付大御番頭御供番頭向後披露相勤候に不及旨相極御奏者加役披露之筋は御式に奏者番と相認是迄奏者番披露と申筋は新御番頭と相認候樣相極候事に候右に付ては江戸表にて奏者番披露と有之筋は向後大御番頭之外大御番頭部屋之面々相勤新御番頭披露と有之筋は御取次相勤候事

文化九申年八月廿日

一都而公邊幷尾水樣其外より此御方御役名其外等以前之御振合等御問合有之候節前々と當時唱振等替り有之儀は前々の振合を當時之唱振に認直し及答候樣可相心得事

水戸樣より　御入輿筋之儀に付ては猶更御問合も繁々可有之處當時唱振替り有之處へ不心附以

前之儘にて及答候ては御不都合の儀も可有之に付得と相心得當時へ難引當疑惑候儀も有之候は丶政府へ申出差圖次第及答候樣可相心得事

男子向御役名御改正之儀其御役順に出し有之通に付以前之御人數等問合等有之節當時之唱に認替可申遣事

同九申年十月廿日

一五友之間御廊下詰被　仰付候向　御目見御禮等には夫々格式に應し大廣間中之間にて申上五友之間御廊下御禮席に相成候品にては無之事

五友之間御廊下御差支無之節は登城之節御同所に着座致し可申事

同十酉年七月廿八日

一諸役所御番方唱振之儀當番加番と唱來候へ共左之御役々向後當番詰番と唱可申事

御用人　　御廣敷御用人　　御目付

奥御醫師

宿りを當番　　加番を詰番

右之通唱候事

文化十酉年八月廿二日

一是迄肩書等に稽古料取と認候を以來は稽古料被下と相唱可申事

同月廿九日

一是迄屋根番と唱來候へ共向後火之見と唱番人を火之見番と唱候事

同十四丑年十月廿三日

一都て諸向より差出候勤書等に當時御改候御役名御改正已前之被　仰付は其儘已前之御役名を相唱候事有之候得共右は御改正已前之被　仰付に付ても矢張當時引直り候御役名に相認可差出事

同　　日

一御方々樣御附屬被　仰付候儀も其節々に御稱號を相認候事候へ共向後勤書差出候節之御稱號を相認可申事

但當時之御役名等を相認候儀若疑惑之儀も有之候はゝ可相伺事

文政元寅年七月廿七日

一並高極有之御役へ低祿之向より被　仰付候へは是迄同樣勤に被　仰付候事候へ共向後は低祿之向にても同樣勤とは不被　仰付其本役に被　仰付並高は追て被下にて可有之候事

同　　日

一同樣勤之向此度本役と相心得候筈に付ては座順之儀同樣勤被　仰付候節之先輩次第順立可申事

本文最初同樣勤被　仰付候後本役被　仰付候向有之候はゝ勿論此度之向より上席之事

同二卯年四月六日被　仰出

一及八十歲御番等御免不願出其儘相勤候面々は是迄其段不相達方に候得共向後其儘相勤候向は及八十歲候段相達可申事

文政四巳年正月十二日

一是迄素袍以上之唱有之候へ共向後御目見以上を素袍以上と相心得尤長袴着も勿論着用可致事

件之通候へ共虎之間席並以下年頭御禮等是迄之通半袴着用之事

天保十二丑年六月三日

一麹町御殿勤番被　仰付候向は當分青山御殿へ御番相勤候樣可被取計事

信曰く麹町御殿勤番は御役順になし江戸常府御番方等永年勤務老朽之輩より任す所謂隱居後之義也若山之五友之間御廊下詰に均し麹町御殿へ當直之處同殿燒失後御再建無之天保八酉年赤坂殿炎燒後青山殿へ御住居之處赤坂殿造營落成により御移徙明き殿となりしを以本記の如し

附　記

寛政之度職名改稱之事甚多し職籍二卷役名唱替之部に蒐集畧記したれは爰に畧す

一從來願書等取扱に進達と談達の別あり養子縁組屋敷拜領其他敢て憚るへからさる請願書を政府へ提出するを進達と唱ふ身分昇進を同僚より申立或は難澁御金拜借願の如き總して勝手ヶ間敷聞ゆる請願を不得止情狀を談して政府の熟議を請ふものを談達と稱す（御談しと通言す）諸局此二類を分ち帳簿を別にし處理したる也

一諸局諸司共年内休日なし不得止事情ある時は同僚勤合せにて暇を得ると雖も公然にもあらさる也又執政は御用捨日と稱し數日の暇を賜ふ其他は日勤也御役人向も之に準す尤無事平穩の時のみ執政は朝四ツ時に出仕午時前後に退局（無事の時）此時政府坊主御役人向へ御下りと觸込む隨て上長官は隨意に退散（當時月番は公務の都合による）す繁劇の局吏は概ね晡時に至て退局せり

職掌解說

按に從來の職制に於ける簡短なる御役順と稱するのみありて別に職々司掌の章程等明記公示のものなし（友ヶ島奉行初は近時の新設なるを以て職制あり）職務は大概同僚先輩の口授傳達と自己實賤の練熟によつて奉仕するを常とす併し役柄によりては竊かに手帳覺書抔稱し懷中し得らるへき小冊子に職務の所作心得方を細記して私有するあり全く一己の六韜三畧にして神秘容易に示さす新參後進者敢て懇望借覽寫の幸を圖るは一朝の勞にあらす總して役意は秘密を主とし決て他見他言すへからす抔神文誓詞を要せし程なれは自から如此習慣を馴致したるものか又軍役の事は橋爪流軍學師家より御役談と稱するを傳授せらるゝも就中秘密を遵奉し毫も漏さす是獨り本藩のみならんや幕府初諸藩に在ても同筆法ならさるなく武家封建時代の有さま也夫れ如此を以て該手帳御役談なるもの固より傳はらされは此編を草す絶へて材料を得す然れ共世躰の變革雲壤啻ならさる今日乃至以後に在て單に御役順のみを一繙せは怪訝万斛は扨置瞽者色を相するの談と一般更に何等の空想も畫き得さるもの多かるへし依て聊信か見聞記臆又は經歴するもの或は古老の説將た一二推索し得たる手帳覺書等を蒐集記述以て万分一の色相を東道せんとす柳天明間御禮式の職名は百八十五と雖も近世の御役順帳の職名は上下合て三百七十一（御目見以上二百十七同以下七十八伊賀以下五十三御役順に不分二十二）豈饒多ならすや是か職務職權を逐一推窮せん事今に在て到底術なし況や調査の資料皆無暗記憶想も及はさるに於てをや故に唯樞要著明苟も記述の端緒あるへき的に止め不明不了の分を除けり敢て讀者の諒察を庶幾す

一記述の順次は御役順帳によると雖も彼は職位班席なるを以て屬官配下或は類職等上下懸隔す一

に此順次によらんとすれは交互錯雜し一局中上官と屬官胥吏との權限執務の區別關係を見かたく所謂頭支配組子配下の組織をも辨すへからす故に上長官の順序は御役順により其下に屬官配下を附記す譬へは執政の下に奥御右筆等を序る如し類職之分も此例に依り一所に集記するあり又屬官配下といへとも記事過多なるは特に別記したるあり則御勘定奉行と御臺所頭に於ける如し

一職々並高の他に定規の御役料扶持方御合力免合等あり是等は祿制の部諸渡り物帳免合定等に讓り爰に掲けす御役順帳にも粗畧記あり共に參照すへし

一慶應二年十二月銃隊編成により諸職廢止及ひ明治二年二月職制大改革（以後共）之記は別記に掲け爰に記述せす此編は唯改革前舊制に係るを主とする者也

御年寄

總して御家老を御年寄と唱ふ御年寄の內加判之列と菊之間詰の別あり加判之列は御政事掛り即ち執政也御家老に代々御家老門閥御家老又諸大夫等の事あり首に大躰組織を示し次に加判の列政事府之事を揭く

御家老家柄

御附家老安藤水野之兩家は特別にして代々加判之列を被命上席す兩家之席順は先任に隨ふ

三浦長門守久野丹波守水野太郎作の三家亦代々御家老之家也此三家と安水二家之御家老或は万石已上之御家老と唱へ代々世祿にて別段の家柄とす（水野太郎作は御加恩知共七千六百石なれ共御手前にては一万石の格なり）

三浦は寛政四年より官位の差別なく久野の上席に被　仰付又久野水野は常に加判之列と云に

は非す或は緣頰詰被　仰付

一右之外三千石已上則左の各家は概ね代々緣頰詰被　仰付其人物により加判之列被仰付家督間もなく壯年等之時は大寄合大御番頭等被　仰付ありと雖も幾許もなく御家老に轉する事殆と一定の如くにて畢竟御家老家筋とも稱すへきなり

三千石　渡邊主水　　三千五百石　村上與兵衞
三千石　伊達源左衞門　　三千二百石　戶田金左衞門
四千石　加納次郎左衞門　　三千石　水野多門
三千石　朝比奈惣左衞門　　四千石　岡野平大夫

此外二千石內外之者人物に應し時々加判之列被命者尠からす或は千石以上にても被命者あり又大御番頭御勘定奉行御用人等數年の勤功により緣頰詰に昇進の筋もありて都て一定の則なし

一御附家老水野家は江戶常府にて若山へ在勤せす此外江戶常府御家老ありて近世代々加判之列勤しは村松鄕右衞門二千石余三井孫十郎二千石家なり

菊之間詰　元緣頰詰

寬政八辰年より御政事掛りに無之御年寄を緣頰詰御年寄と唱ふ

天保五午年七月緣頰詰御年寄向後江紀共都て緣頰詰と計唱候樣被　仰出同年十二月緣頰詰向後菊之間詰と唱候事

一御政事に參預せす閑散也平素御使御名代を主任とし御供をも勤る事あり御在國の時江戶へ御差下

之御使をも勤む御預り同心有之分御門警衞及ひ地方防備一手之物主たる事加判之列に同し

一都て之待遇殿中坊主先立御門之制止等皆加判之列に同し

諸大夫御年寄

諸大夫とは從五位に敍し何之守と稱するをいふ幕府之制御三家諸大夫御家老は尾紀兩家は六人水府は五人に限れる事にて六人の内死亡隱居等にて欠員の時は明跡敍爵之事を閣老へ御内請あれは被　仰立之通り當暮に至り諸大夫可被仰付間名前取調追て御差出可被成との書付封内にて閣老より渡す依て加判之列緣頬詰打込順番之者へ御内意を被　仰出内存之官名即申文なるものを差出さしめ閣老へ提出すれは其歲末に至て何之誰諸大夫被　仰付との書付下付於是表立被　仰付の例也而て位記口宣等は上京之公家へ依托受領之事とす

申文之文例左之如し

美濃紙橫二ツ折

申
從五位下
源　三　圭

六ツ疊み

申
伊　豆　守
源　三　圭

上包

みの折かけ

一右之如しと雖も時により不得止事由にて七人被　仰付事あり然る時は明有之節は減切之積との指令ある也則文久三亥年岡野平大夫下條伊兵衛諸大夫被　仰付之節は七人なり又元治元年子七月水野太郎作の節は尾州家にては諸大夫八人被命御先官之紀伊殿にて七人にては不都合との儀再應被仰立遂に八人許可ありたり尤内佐野伊左衛門は突然　朝命を以諸大夫被　仰出極て例外なり

一右諸大夫は明治元年十一月維新に付御願之上三浦長門守初四人の位記口宣御返上ありて各自改名す

御年寄嫡子

座席等之事文化三寅年二月廿二日左之通改正あり家督も之に准し五家之外諸大夫之嫡子は大寄合無官之嫡子は大組被　仰付なり

兩家之嫡子は是迄之通万石之次其外は

長門守　近江守　美濃守嫡子

右御傳之上　詰所緣側詰年寄共末席

一御門々等制振年寄共に准候事

一殿中坊主先立有之事

諸大夫之嫡子

右大寄合之次高家之上　詰所大寄合之次

一御門々等制振大寄合に准候事

一殿中坊主先立無之事

無官之嫡子

右大組之次寺社奉行之上　詰所大組之次

一御門々等制振大組に准候事

一殿中坊主先立無之事

一諸大夫以下之嫡子江戸にては大御番頭部屋へ相詰候事

御用部屋　政府と涌稱す

加判之列

奥御右筆組頭

奥御右筆　見習　認物勤

御用部屋書役

加判之列　無定員　並高三千石

執政之御年寄を加判之列と稱す任命にも加判之列被　仰付とありて御年寄又は御家老には仰付られさる也幕府にて閣老被命時加判之列被仰付とあるに准せられしならんか然れ共御役順初通稱には都て御年寄と稱し加判之列とは唱へす稱呼沿革左之如し

天明年間御禮式には御年寄とあり

寛政五年八月御年寄向後御用之品に寄前々之通御老中共唱可申

文化四卯年六月十二日御年寄を向後表向之輩は年寄衆と唱へ上書抔にも年寄共と相認候事

奥向にては是迄之通

天保五午年四月廿三日加判之列を向後若山にては都て御老中と唱候樣　江戶表にては是迄之通

弘化二巳年十二月於若山御老中を已前之通御年寄と唱候樣

御用之品に寄御老中共唱

右之如くして近世及ひ明治大改革迄は江紀共御年寄と稱す尤他へ對しては緣側詰共通して御家老と唱ふ幕府公文にも紀伊殿家老衆とあり

一日々御用部屋へ出席　君上を輔佐し一切之國政を總理し法律制度を制裁し黜陟賞罰を行ふ

御用部屋元奥御用部屋と稱したる處天保五午年御用部屋と改む日々出勤すと雖も御在御留守御用之繁閑により御用捨日と稱し定日の欠勤日あり

一江戸御在年には若山より一人つゝ勤番す
一出駕御供幕府初重き御使寺社御名代御旅行御供を勤む
一御目見以上以下の任免昇進を申渡す御留守年及御差支之時は頭役以上も同斷
一御預り同心ある分は各城門を守衞し又は一地方之警備を負担す
一殿中坊主先立警蹕御門に制止をかけ諸士會見文書往復崇敬を加ふ
一軍陣非常之節は一軍之總督となる之を物主といふ安藤家は福須賀以來先鋒に專任す
一安藤水野兩家は特別の勳勞あれは特進の禮を被命最敬禮を行ふなり往昔より安藤順輔水野飛驒守水野土佐守の三人あり
一御年寄の名義且責任の事は巻首　龍祖之御敎示にて明斷余りあり　有德公亦一層懇悃之明誡を下し給ふもの左之如し

政事鏡政事篇に

家老役は家中幷領内政事申付置なれは別て一家中の善惡兼て聞及其役筋に叶たるを向々の役に可申付也然るを銘々氣に入る者抔申付る時は國家の爲にならす只其者の威勢を振舞奢に長し私曲にかゝる者也是等は其者の誤りにあらす吟味不足故也左樣の者は誰々殿へ兼て懇意成と後立を取配下抔を直下に見下り次第に門前に市をなす事盛になる是を虎の威をかる狐といひ主人の爲には少しもならぬものなり

家老幷諸役人は年四十已上の者計申付る事宜也何程利口發明の者たり共年若にては兎角血氣盛

に了簡分別薄故入組の用向難弁年若にては役筋も輕く見ゆる者也四十已下にても衆人に勝れ候處有之もの格別の事に候年若成る者諸役人に申付勤損し有之役儀差免し又は取揚等にも申付時は末々用にも可立者半途にして捨るなれはおしむへき儀にて是主人の誤りと知るへし年若にて勤るものは近習馬廻り先供等は宜なり

一大小身供に家中は一統の事に候間器量次第家老に一先申付彌實躰に指働き相勤候はゝ加增等遣し可然義也左候はゝ家中の者共勤仕出精末々器量之者も可出事也

一家老共入組候用向出候節早速不及拶拶承置候て致思慮翌日にも可申付候麁忽に及挨拶候ては物每輕はすみに相成間違等有之節は如何敷事也夫共急變成事出來候節は隨事宜取計候樣可申付候

一諸役人は不及言一家中之者共一統に心を合せ勤る時は當家相續せすと言事なし是皆主人と家老の心に可有事也

家中は不及申領內の科人共詮議之家老共一人つゝ聞番に相詰可申候人命生死に抱り候事故已來詮議の度每に相詰可申候政事は領內限りの政事にあらす公儀の御政事なれは隨分氣入可申候

一此度何御役には誰々可被仰付と下々にて評判有之共沙汰得と承り役人に申付候はゝ國家の政能治り可申候夫共に家老共親類緣者知音懇意に付此手筋を以何御役に可被仰付と世間申成の時は其者へは小役に至る迄決て申付間敷候平日人柄能勤功の處を以申なし候はゝ得と聞屆其節は家老親子兄弟懇意の者たり共不苦事故無遠慮申立へき事に候家老共により是等をも遠慮いたし候ては却て不忠と可申事に候

一主人短慮にて荒き時は家老諫言を申共無承引後々は寄附者もなく然る時は猶以自由相募り俗に云氣隨共懦弱共可言也家之疵にも可成程の事なれは其時は家老共如向戰場心得相揃罷出再三諫可申事也夫程立腹勘氣申付候はヽ其節は是非に不及先役之家老可致切腹候はヽ主人も誤り其時後悔して恥入俄に善人と成へしヶ樣之節家老の大役と心得へし又募りて惡人に候はは代々重恩の雖主人取押へ押込可申候其家を相立候儀其忠義可知也其跡にて先役之家老切腹可致事也右之者跡式は家督無相違可申付事に候

一家老共へ用向之外私用にて參候者へ已來出會申間敷候碁將棋遊藝等勤役中相止可申候兎角遊興いたし候はヽ右を便として諂ひ者共徘廻し銘々勝手なる儀いたし候趣粗相聞候間心得可申候

一主人と家老の心割符を合たる樣一躰に致すならは物少しも無滯万事熟談可致事也諸役人共時之威勢を以何にも不足なきものと思ふ者も可有之全く左には不存候主人家老分身一躰に致すならは上下目出度政事なるへし

一時として主人も年若家老役人も年若時節可有事也何そ出入出來候時は兎角疑惑致し功者無之故血氣の身へ引懸頓智の了簡多かるへし然る時は騷動計多く出區々なる事可有之總て役人の年若と脣者の年若は無賞翫もの也

一家老共用談日毎月六日廿日定日也爲聞番用人兩人爲相詰可申候前日より爲知可申候用談は必以無遠慮銘々の存入勝手次第可申談左候はヽ滿足致し候

右用談帳面翌日差出候はヽ披見可申夫共重き相談之節は於書院用談可申候自分も出座可承候自

分身の上より簾中宰相迄儉約自分より發言可申候間右に隨て家老役人共可致熟談候用談取締り
可致和合なり

奥御右筆組頭　定員なし江紀各一兩人に止る　並高八十石平士

元留役と稱す寛政五年八月より奥御右筆留書と改め文政十二年より奥御右筆と改稱

一文化五辰年五月十一日奥向御右筆組頭同留役他役の輩と出會之儀向後致間敷候旨被　仰出候條
以來近親之外他之出會は勿論役所向之輩にても殿中にて御用向之外は出會致間敷於私宅は決て
出會等無之筈候間其趣向々へ心得させ候樣年寄衆被　仰聞

一組頭は天明御役順に不見盖寛政之比新設なるへきも詳ならす奥右筆より昇進す

一組頭は局中を總括御年寄の顧問に備り重大の事に當る責任最重し助認物勤は新參階級にて年功
習熟によつて順次本役に進む總て事務一同協議打込勤と雖も認物勤內は自から輕き事に服す

奥御右筆　無定員　並高五十石　平士　助認物勤共

兩役共に加判之列御年寄に屬し日々御用部屋に出勤御家中仕置歲出入經濟市在施政文武奬勵法
律制度賞罰黜陟等を審查討議し帳簿保管文案起草任免辭令等一切之文書を掌り大小政務之事預
らさるなく結局樞密の秘書官なり總て調方は理由書意見書沿革類例等關連の參考書を附し議案
となし任免黜陟は頭支配の申請御目付の人品調書探索書及ひ成立先例類例等を附し議案となし
共に御年寄議決の上伺を經るなり特旨の分も粗同し

奥御右筆
組頭
奥御右筆

一江戸御在府には若山より組頭打込一人江戸へ在勤又時として若山へ在勤の事あり

一兩役共他役へ交際出會を禁す

一從前は表役番士等より拜任の者も有之たる由近世は概ね表御用部屋書役等より先御用部屋書役に撰擧せられ事務練熟に隨ひ御右筆席に進むの例となれり是表御用部屋は御家中總体の事を取扱事務文書に鍛練なる便利によつてなり

一奥御右筆は元來執政の秘書官なれは唯内議の調査文書のみに服し密に執政を輔佐すへきものと雖も執政皆肉食の紈袴士事務に迂濶典故に馴れす万事御右筆任せといふ如く成行き御用人御目付等御役人初頭支配共總ての事務先つ御右筆に協議し其意見を諮詢の後執政に建議申請の風なるを以て實力は全く御右筆に歸し威權大に行はれたり且一國樞府之要路たるを以て昇進無比にして安政御内則發布前迄は三年目毎に御加增御足高格式共（之を俗に三拍子と云如何なる要職にても此三ッ一時に拜命の事なし）一時拜命の例也故に小身の刀筆吏十數年の間に六七百石の知行取御勘定奉行御用人等の重職に至りし者尠からす（近世若山にては宮崎半右衛門市川惣兵衛茂田一次郎等は六七百石乃至三四百石の御勘定奉行又は御小姓番頭となり江戸にては喜多三郎左衛門寺吉半藏川北惣左衛門は七百石又は四百左の御用人或は番頭となり和田金之進は三百石の御廣敷御用人古田直三郎は奥御右筆組頭の儘にて三百石に至る右いつれも二十石前後の俗吏より出身したるなり其權力想ふへし）右の如く多くは刀筆の胥吏より累進により文學等ある者なく近世若山にて白井忠次郎は學官より出て御右筆組頭となりしは頗る稀有の事とす維新前世上紛擾に際し儒官出身の榊原徭太郎井上從吾左衛門渡邊魯輔等御右筆組頭に拔擢せられたれとも日淺く固より事務に慣れす敢て献替の能力を盡すに至らすして尻觧に至れり

御用部屋書役　無定員　並高十五石　已下役

元物書と稱す寛政四年書役と改め同八年奥御用部屋書役と改稱天保五年御用部屋書役と改稱以下役と雖も往々御目見已上よりも就任す近世は専表御用部屋書役の内より人撰せらる江戸御在府年には奥御右筆と共に若山より一人江戸に在勤す

日々御用部屋奥御右筆隣席に出勤同役の差圖を受機密の下調へ諸般の法令制規諸役任免黜陟の先例比較を調査し總御家中勤人の成立を作製し（人々勤仕已來の勤務事歷賞罰の調査を成立と云）御家中總名簿（御家中名籍は表御用部屋御勘定所御目付にもあれ共精密確實なるは政府に止る）の修正同勤書系譜（共に隠居家督跡目代替に出す）の訂正帳簿の記載諸文書の事を司る亦他役交際を禁す

坊主六尺

坊主は總て御年寄に給仕し迎送先立をなす又御右筆席の使役に服し帳簿の出納をなす六尺則小使にて局中の賤役勞働に服す若山にては菊之間詰付坊主ありて使役に服す江戸にては御用部屋坊主より兼勤す

御傅 （並高千五百石）

世子公補導の任なれは御年寄に續たる重職也　龍祖の御傅は蔭山土佐守を被爲附駿河より御供す
清溪公御傅は山本圖書御年寄より兼勤又蔭山宇右衛門（土佐守嫡子）へも被命たり
有徳公の政事草に
嫡子嫡孫誕生の節は用人の中老身の者兩人申付候て幼少の習はし大切に可致也學文諸藝稽古之儀夫々の師範の者へ可申付也必小身たる者附役不申付事也小身なる者は立身の心懸計りにて幼君の

御側御用人

爲には不成也万一機嫌に障りては如何と恐入心計にて後々主人の爲には不成又連枝は附役共得と吟味可申付事第一なり

一天明御禮式に御傅記入なきは當時世子公不被爲在故ならん　顯龍公以降も世子公あらせられす欠役たり

御側御用人　並高千三百石 御役人　奥役

元御用人と稱す寛政五年八月御側御用人と改む

此節左之通改稱あり

御用役方書役を　　御側方書役と

御側御用人方坊主を　　御側方坊主と

同九年五月御側方之儀奥御用部屋打込に成り左之通改稱

御側方書役を　　奥御用部屋書役と

御側方坊主六尺を　　奥御用部屋坊主六尺と

寛政十一年五月御側御用人を衆と可唱旨被　仰出

當職は加判之列執政次官之如き地位に在て親しく君旨を奉承執政を補佐し政機に參與等恰も幕府の若年寄に類せしものか　龍祖の御敎示に御側にての御手傳ひかなけれは不叶に依て土佐圖書某々抔と古への作法を存したるものを御手傳せ年寄衆へ御用之取次を仕る云々とある即ち當職の事なるへし　有德公　公儀御相續の時御供なしたる御用役は有馬四郎右衞門加納角兵衞也　香嚴公

の時の御用役は山田庄右衞門菅沼半兵衞也然れは當職は國初より　舜恭公御代迄常に置かれしものにて執政と府を同ふし奥御右筆同書役等之に屬したるなり
一文化三寅年二月朔日新に御用御取次を被置堀江平藏を御拔擢之際左之通被　仰出向後御側御用人は時に寄て可被置事となれり記中に依て從來御側御用人職務の一端を判すへし
一御側御用人衆之儀は向後時に寄被　仰付候筈に付闕役にて指置候儀も可有之候夫に付是迄御側御用人衆へ諸向より伺或は相達候儀以來別紙之通相心得猶兼て相極置可然儀は夫々より被相伺置候様
御側御用人衆有之節も同例之筈に付若山にても此節より別紙之通相改候事
一御目見以下御役替
月番申渡尤席を下け着座爲致候事是迄頭支配迄書付渡候節月番より書付相渡候事
一諸向談并申立
是迄御側方へ談の上年寄共へ達し申類都て月番へ直に相達御側方へ談し切にて取扱振疑惑之儀も有之節は計事
伺書之内類例も無之取扱振疑惑之儀も有之節は奥御右筆組頭迄先可談事
一配下申立之書付頭支配より月番へ可差出事
一御かね取扱手形とも
月番之判

一頭役以上誓紙
御役替之節々夫々伺に出候はゝ月番へ可被相伺事
一御姫様方御供
奥掛り可相勤事　此節に限り對挾箱爲持候事
一御　使
欠役之節は代り奥掛り可相勤候事
一御用人諸願
同役を以可差出事
一奥御右筆組頭同留役支配
御用人取次支配之事
右之如く職名は其儘に存し置かれしも其實御用御取次に成替り暫く空位にてありしか遂に文政十二丑年三月に至り欠役に被　仰出たり
爾後數十年を經て慶應之初に至り時勢日一日に切迫續て征長の事起り御總督して藝州廣島へ御出陣財政之困難未曾有の極に達す時に御小姓にて顧問に備りし津田又太郎は國政大改革數万言を献策す其言御嘉納慶應三年之秋又太郎を御側御用人に御拔擢國政改革制度取調總裁を被命たり同役設置に付ての諸布達類傳はらす唯左之記を存せり
慶應三卯年八月晦日御側御用人より達

一諸向より伺事等之内取扱振疑惑之儀も有之節は奥御右筆組頭迄談出候へ共右之類都て同役へは
不談我々共へ可被談事

同年九月七日

一奥御右筆組頭　奥御右筆　御目見以上之御用部屋書役
向後御側御用人取次支配之事
御目見已下之御用部屋書役
向後御側御用人支配に候事

同年十月大革政之事既に御席告十一月九日には御家中へも席達之處御家中祿二分五厘減と平均祿
面扶持等之議論衝突大紛擾を惹起し奥御右筆田中善藏暗殺せらるゝの椿事出來形勢不穩により
遂に又太郞は免職となり御側御用人の儀は先欠役にて被差置候筈候間諸向より御用筋談置振之儀
都て已前之通相心得可申と被　仰出たり

大御番頭　並高千石　評定所出座
大御番組頭　同二百石　平士
大　御　番　同二十五石　同

附田邊與力

大御番頭

大御番頭　十二人内横須賀四人駿河八人
元大番頭と稱す寬政四年三月大御番頭と改稱す大御番も同斷

大御番

大御番頭は武官の棟梁にして戰時には先鋒に任す横須賀大御番頭は組共に必す安藤家に屬し先鋒となる

一平時も警衞等之事あれは一組を引率諸隊に先たち出張す

一地廻り及ひ他國御使御名代を勤め　御門を預る

大御番十二組

駿河組　一番より八番迄八組

一組四十八人　組頭二人　古へは與力と稱す　同心十五人つゝ

横須賀組　九番より十二番迄四組

一組二十八人　組頭二人　同前　同心無之

按に往昔は大御番寄合等は武功歷々の筋家督跡目に不限被命たる如し 御小姓にして横須賀の者ありたり 就中横須賀組は　神祖以來よりの由緒不尠詰り武功覺の士を撰拔し安藤家部下に屬し必先鋒を可勤に御定め横須賀組といへは最士分の榮譽としたる如し沿革の子細は不詳なれとも中世以後は布衣已上席之家督跡目は寄合となり布衣已以下頭役及ひ平士大御番迄之家督跡目は悉く此大御番に被命家督跡目之制に於ける父祖特別の勤勞あるに非れは總して代替之節毎減祿の制 世祿發令前迄 なれ共大御番は二十五石より下らす たとへは其身一生二十五石の大御番にて終るも其子亦二十五石の大御番となる如此七代の間は變らさるなり 即ち初て出仕の者の初歩にして是より其者の文武藝術品行才能に應し相當の職務に轉す之を御番入と唱ふ事ありて出張等之外は一ヶ月に一二度登營當直するのみにて閑散を極む横須賀大御番頭及ひ組等由緒の次第

は横須賀根元記に詳なり左に其摘要を掲く

一横須賀大番之内御入國御供之後低祿之士を圖取にて三十六人を安藤帶刀之與力に附せられ田邊へ移住を被命たり之を田邊與力と稱し代々世祿之田邊與力となりて御役順鹽硝奉行之次御目見以上の末班に列せらる爾來別役とは雖も元來同一横須賀大番黨歷々武功の士全く要害國防之儀と低祿者に餘裕利便を與へ給ふと且同しく安藤家に屬し横須賀の昔を失はさる尊旨に外ならすされは同根別植の關係を有す因て起因に泝り爰に連記近世動搖の始末をも述す

横須賀根元記に曰く　大須賀五郎左衛門康高初六藏と稱し三州上野之城主酒井將監に仕ふ十七八歲之時數人と喧嘩之上手之下に六人切伏たるを　權現樣伊賀八幡へ御社參の御歸途御目に留り大剛の者なりとて御扱有之其後浪人せしを被　召出御名乘之一字を賜り段々御取立の上相組衆數多御附被遊御先手被　仰付天正二年遠州馬伏塚之城御預け高天神衆（天神衆由來畧之）二十四人相組被　仰付天正六年冬敵相山横須賀城御新築落成に依り御預け相組衆九十人不殘横須賀へ移住此比より横須賀一黨と稱す是其根元也

九十人の内には御先祖より被　召出之衆の子孫或は　權現樣御代に被召出候衆五郎左衛門馬伏塚在城之時又は横須賀にて附屬之衆高天神之衆等品々有之と云々

五郎左衛門康高天正十六年六月死去養子國千代相續出羽守忠吉と稱す實は榊原式部大輔康政之男也天正十九年上總之久留利に所替被　仰付後再ひ横須賀に歸城慶長六年九月病死嫡男國千代忠次家督相續式部大輔と稱す然るに忠次之叔父榊原遠江守康勝大阪御陣後死去男子無之榊原家

既に可及滅却節　權現樣國千代を被　召出大須賀之家を相續可致哉榊原之名跡望に無之哉と御內意有之節同しくは榊原之名跡繼申度と御請申候に付望之通遠江守か跡を繼候へと被　仰出上州舘林へ被遣候故大須賀家は斷絕致し候

一國千代殿舘林へ御越候節横須賀衆之內供被致候衆多く候最御旗本へ被　召出過半は御留置此者ともは度々骨折候故御秘藏に被　思召候へとも被進候との　上意にて元和二辰年　常陸介樣へ被爲附候安藤帶刀直次相備と被　仰出居成に横須賀に住居仕往來有之駿河と御城番相勤候處紀州へ　御入國被遊候に付御供仕罷越し候此謂を以て　御入國以後舊號を其儘横須賀者共と御呼被遊紀州にて被　召出候衆をも筋目を以て横須賀へ御入被遊候由也

一出羽守殿國千代殿へ被仕候衆數多有之候横須賀にて被仰出候衆又は久留利にて被出候衆其後横須賀歸城之節被出候衆品々有之候荒增承り候通り書付申候

成瀨權兵衛　　三倉權右衛門　　同　佐太右衛門
青木鷲兒右衛門　　村松三之丞（丹羽七郎兵衛先祖）　　宮地三郎太夫
村山八右衛門　　鈴木情太夫　　門奈彌左衛門
山川新五左衛門　　高岡吾右衛門　　佐津川藤左衛門
宮地權右衛門　　淺羽門右衛門　　今村市兵衛
戶塚平彌　　佐津川三右衛門　　川名七郎右衛門
戶田甚左衛門　　柴田作左衛門　　多羅尾太郎兵衛
淺山治太夫　　戶塚五左衛門　　落合市右衛門
齊藤權之丞　　山本平兵衛　　辰田喜右衛門

村井久右衛門　加藤治左衛門　奥村兵右衛門

本文三十三人とあれとも三十人也
祖公外記附録には左の三人あり

渥美八右衛門　古川清右衛門　木村長之丞

合三十三人此衆中も元和二辰年被爲進候

按に右三十三人は元和二辰年被進候分を揚けしに此外多人數ありしなるへし最初大須賀康高へ附させられしは九十人との記載あれとも其内國千代へ屬し舘林へ移り又は　公儀へ殘りたる分ある由なれは全く御家へ被進安藤家相備被　仰付たる總人數何人と言ひし事今辯知しかたし

一安藤彥兵衛殿度々武功を被積候故後は帯刀と被改一万石被領候智勇兼備之良臣故　權現様思召を以て　常陸介様へ被爲附慶長十四年之比歟大須賀國千代殿を舘林へ被遣候節御揃置被遊候横須賀黨か相備に被　仰付御先手の大將にて候元和三年より遠州掛川の城主に被　仰付候二万石被領候同五午年紀州へ御入國の刻供奉室之郡田邊を領地に被下此時一万石御加恩都合三万石被領候横須賀黨か相備に被　仰付御先手被相勤候を第一の規模に被存候由及承申候

横須賀御番根元并四組に被　仰付候事

一南龍院様駿河に　御在城被遊候節は小笠原與左衛門祖公外記附録に與左衛門有吉千八百石とあり同名彌八郎（後改長左衛門）同上に長左衛門義信二千石とありへ横須賀衆之支配被　仰付候慶長十七年七月十三日與左衛門死去に付子息與左衛門清政相續千八百三十石右彌八郎と兩人にて被相勤候處其後長左衛門彌八郎事知行三千三百石之内二千石は總領左門同上には養子佐門とあり大村彌兵衛の二男とす　拜領千三百石は長左衛門法躰之後號淨光隱居領に被下候元和三年六月六

日左門死去無名跡之故二男主馬（義治）を總領に被　仰付相組衆御預け被遊候由

一主馬與左衛門兩人へ横須賀組御預け支配被致候節二組共多人數故組頭は一組に四人宛也其後　御入國之砌も右之主馬與左衛門兩人にて被相勤候處主馬方江戸表へ被參候刻御預けの御小姓西郷孫六赤見傳四郎を討果し立退候故逼塞被　仰付若山へ被歸引籠被居候其内主馬相組衆は與左衛門へ御預け被遊一組に成申候主馬久々引籠被居候得共御赦免御座候故京都へ退き被申候

祖公外記附錄には寛永十年癸酉十一月十四日晩閉門御免之處翌十五日江戸御發駕に付ては御目見相濟不申候付十四日夜立退京都に住居之處翌年六月歸參被仰付さあり

其後歸參被　仰付元組衆御預け前々之通り二組にて被固勤候正保四年八月十四日長左衛門主馬事死去に付相組衆は子息長左衛門胤治若名五郎兵衛禪門長慶同苗二男久兵衛良政兩人へ御預なり此時分より右二組は組頭二人宛に成也承應二年三代目帶刀殿義門死去故跡目無之に付與左衛門御役儀御赦免にて田邊へ爲鎭と被遣候田邊にては城外二之丸と申處に滯留也跡役は曾根孫大夫一閑渡美彌左郎伴頁何れも御先乘より被　仰付候依之横須賀御番頭四組之根元は右四人也同霜月帶刀殿義門跡目被　仰付候故與左衛門は若山へ被歸明暦二年六月三日死去也私曰正保四年より承應二年迄八ヶ年之内は三組也

追　書

四組被　仰付候以後組筋番頭覺書

孫大夫一閑事跡

安藤忠兵衛　中川淸三郎　有馬淸兵衛

坂部惣大夫　小倉惣兵衛　津田治兵衛
大崎傳右衛門　市川甚五左衛門　山田兵部右衛門
角南宇右衛門　山高庄右衛門　水野太郎作
木下次郎四郎　落合左平次　以上十四人

源五郎伴長事跡

村松郷右衛門　小笠原久兵衛　尾寄平左衛門
大崎三左衛門　上野七太夫　安藤忠兵衛
菅沼九兵衛　村上與兵衛　小笠原與左衛門
津田齊　下條伊兵衛　以上十一人

長左衛門長慶事跡

渥美源五郎別山事　小笠原長左衛門　布施左五右衛門
伊丹新八　宮地權右衛門　松平圖書
宮地權右衛門　小山田三右衛門　鈴木四郎兵衛
池田喜右衛門　以上十八人

古久兵衛跡

小笠原與左衛門　渥美源五郎別山事二度目　原田市十郎
岡野善左衛門　宮地久右衛門　菅沼半兵衛

曾根孫大夫　　藪　九郎太郎　　加納角兵衛
安藤忠兵衛　　三井孫十郎　　坂部惣太夫
柴山太郎左衛門　　澁谷角右衛門
以上十四人

一天正十九辛卯年七月横須賀組之内七八へ従　權現樣於上總國御加恩被下三百石つゝ配當可仕旨被
仰付候書出寫

渡申御重恩之事

一千七百三十五石二斗九升五合　　横田之鄉
一百九十七石七斗九升五合　　山中之鄉
一百六十六石九斗一升　　根岸之鄉
合二千百石者
右何れも三百石宛之御重恩に候其積りを以て御配當可被成候　御朱印は重て可被御申受候以上
卯七月吉日
大久保十兵衛　書判
原田才左右衛門　書判

曾根孫大夫殿
久世三四郎殿
坂部三十郎殿

丹羽彌惣殿
福岡太郎八殿
丹羽金十郎殿
遲美源五郎殿

右七人へ被爲下候御加恩を世上にて横田知行と申習はし候

別紙寫

一武藤万休遠州横須賀にて社領寺領其外證文被出判形被致候由　殿有院樣御在世之砌り右證文有之寺社其外へも御朱印被下候由　御入國以後横須賀組之事勿論諸事御用被相達候由也寬永七午年紀州にて死去にて候得共寺社其外へ御朱印被下候は偏に万休之厚恩にて寺々に位牌を安置し于今致尊敬候右證文にて作り取田地所持候者とも有之と及承候横須賀にて名高き人にて御座候

又外之書付寫

一御入國之砌武藤万休大須賀一德齊松下助左衞門三人を横須賀三人衆と申候人數も入る相談には市川紋左衞門小笠原作右衞門鈴木九郎左衞門右之衆寄合相談にて被相究候由及承候

又書付寫

一野々山七左衞門組頭役御赦免之後承應二巳年平番より物頭に被　仰付候寬文七未年御役儀御免法躰之後三見と改被申候

一市川紋大夫寬文三卯年九月御目付御赦免にて組頭に被　仰付候は格別之　思召有之候由申　寬文

七未年十月御役儀御免隱居被　仰付順了と申候

信按に此時御加增被下今暫く相勤度可存候得共小笠原與左衞門年若に候故爲談合相手被　仰付旨之由也

右兩人之御役替は格別之　思召にて被　仰付候故書留候

別紙覺書次第不同に寫す

横須賀大番衆指物出し寸法覺

但初之出しは二尺余之しない也後左之通り被遊御極江戸より被仰越候

表

地白きなり

長　一尺

卓留の緒

卓通袋此幅一寸八分

一横須賀にては親跡目之儀も被　仰渡無御座候自分に相續仕忌明候へは罷出親之役相勤候由に御座候

一御入國之砌り横須賀衆子供御番入仕候へは總領二男三男に不限　思召により御切米八十石被下置候其後二男三男には不被下總領は六十石被下置候得は例物に罷出候段迷惑仕候由にて立退候衆も有之由其以後御勝手御不如意に被遊候に付二十五石被下置候重て御減少に付無足番被　仰付候

組之者討捨之事

一水野平右衛門同心淺井吉兵衛に致慮外候に付成敗被致候此節傍輩之同心共一味仕吉兵衛門外を取捲候由横須賀伸ヶ間之衆此儀被聞付と等しく追取刀にて被駈付由遠方之衆ははたか馬にて被駈付取巻候同心之中を乘割々々吉兵衛を見繼被申候故平右衛門も被乘付反騷動候處に小笠原主馬了簡にて無子細平右衛門は引取被申候由其後平右衛門兎角堪忍被致間布との儀に埒明不申候處向後組之者諸士へ慮外之時は討捨と被　仰出候故平右衛門得心被致無事に相濟候由也

別紙書付

一南龍院樣御在世之砌りより他組の大番衆御道具等之才領に被遣候得共横須賀衆は　思召にて終に不被遣候是横須賀組之先例子細有之事候

火之番御定覺書

一何時にても騷動ヶ間布儀出來候時は火之番組參筈也右之御定め無之候ては不慮騷動出來候節前後之爭論可有之との　思召にて火之番御定め被遊由去るに依て小火には不出筈也此　思召を心得違ひ一涯に火事出候と計り心付候は大成不吟味に御座候

別紙寫

一横須賀屋敷明候節外より望候ても不遣古例也若し家抔惡敷仲間に望衆無之時は指上る也渥美源五郎御番頭の節横須賀明屋敷他組へ拜領之筈に相究め候を源五郎被聞付意地張り早速被達御耳に外へ參候屋敷を被取返先例之通り横須賀屋敷に被致候事

一江戸御上下之刻横須賀組は欠作り提にて御目見申上候樣にと被　仰出候右提に並木之柳有之故柳提と申候又横須賀衆定りたる御目見之所故横須賀提と申習し候

別紙書付寫

一八組之大番衆駿河より被參候と申儀にて駿河組と申儀に候はゝ御家中一統に駿河より被參候へは大番衆に限り駿河組と申儀は無之筈候依之被　仰渡にも駿河組と申儀は無之處に右之通申誤り候段　思召に不被爲叶御叱り之　御意御聞候由內證御物語承り候故覺之爲書付置申候横須賀組之外大番衆は他組衆と申筈に御座候以上

九　月

右之書付相番衆心得之爲御番所にて見申候右覺書は寶永元甲申年寫之

一或人兵庫事　安藤飛驒守殿へ尋被申候は及見候に横須賀衆は万事之言合其外何事に付ても致一統見え申候是は兼々被仰合候故にて候哉又は自然と致一統候哉と申に飛驒守殿挨拶に横須賀衆諸事言分なと一統之儀元來大須賀殿は　權現樣御小身之比より御先手馬伏塚横須賀にて相組衆御預け被遊候然るに御先手一統不致候ては御鋒先にふり候由五郎左衞門殿平生之世話如形一統致し候由被申候又尋被申候は横須賀にては所々住居染も有之候へは尤に候若山にては外より數多横須賀組へ被　仰付候此衆は何とて可致一統候哉と被申候時飛驒守殿顏色替り各程之人夫躰之儀合點無之候哉御先手之勝利を心掛たらはたとひ大明之者を横須賀組へ御入被遊候ても横須賀風に成り不致一統候ては横須賀組へ被　仰付候甲斐も無之候何分にも不致一統候ては御先鋒之弱に候故　殿樣を御

大切に存候からは御先手の强候と申處に眼を附有無に一味無同心しては不叶儀にて自然一統致し備を堅く致し候は平生之心掛に可有之儀と被申候由也　以上横須賀根元記

田邊與力之事

一横須賀黨はいつれも安藤帶刀直次之部下にて御入國御供之上田邊は要害之地且秣多く畜馬に便利漁獵之自由ありとて內低祿之士鬮取にて三十六人田邊へ移住被命一名二百石つゝ合七千二百石を與力知として安藤家へ被爲附たり依て此輩は大番に組入なく田邊與力と稱す初發田邊へ移住之姓名等祖公外記に載する處左之如し

大須賀六藏　成瀬權兵衛　三倉權右衛門
大草九郎兵衛　大原左近右衛門　大原三右衛門
小柳津佐大夫　鈴木主膳　駒田五右衛門
岡本源兵衛　長坂又左衛門　豊田淸兵衛
布目權左衛門　加藤孫兵衛　黑柳市右衛門
青木角左衛門　淺井又右衛門　戸田甚左衛門
西郷孫兵衛　吉田長助　落合市右衛門
渡邊彥兵衛　渥美八右衛門　今村喜左衛門
佐津川藤右衛門　川名四郎左衛門　門奈彌左衛門
星野孫左衛門　山川新五左衛門　本多甚左衛門

加藤次左衞門　　　　知積寺源十郎　　　　鈴木淸太夫

辰田喜右衞門　　　　淺山治兵衞　　　　一人姓名欠く

右三十六人は御入國之砌り田邊へ引越候田邊は大事之要地にて候間横須賀より參り候諸士之内小身者を遣置候樣と被　仰付然れ共御人差は無之間鬮取りにて相極め可申候彼地は馬を飼に便宜又殺生の自由も在候と帶刀被申聞候依之加藤傳十郞古川十藏戸田助右衞門三人は鬮に當り候得共望みの人は相對にて若山に殘り候

按に田邊與力は橫須賀以來歷々の功臣之を安藤家に附させられし由來は安政三年之世記に旣記の如く又名臣傳各自の部にも詳にして御役順帳にも歷然士籍に列せり田邊移住後寬永二十年より三十六人一月代りに瀨戸崎番所へ輪番して外國船斥候海岸防禦の職を兼任す爾來子孫斷絕又入れ替り等多少之更迭ありて近世に至ては二十二人に減せり然るに安政二年六月安藤飛驒守突然十七ヶ條之訓令を下し以來若山へ年頭御禮等參勤に不及知行は自家藏米渡に改正御紋服着用不相成安家を殿樣と稱すへし抔と全く自家の家臣たらしめんとせしより二十二人の者改正の理由承知不致以上は承服し難しと申張り安藤家に於ては百方說諭を加ふるも唯深意有之とか海防武備專要の折柄下知向に差支抔と曖昧模糊埓明不申より翌安政三辰年十二月若山御用人へ訴出御用人亦優柔不斷安家に承順の答なるより斯ては　神祖以來御由緖有之家柄罪なくして直臣の名義を剝奪せらるゝ事先祖へ對し申譯なく武門の恥辱難默止とて斷然安藤家へ向ひ入替を願出たり然るに同年六月七日諸事飛驒守下知に可致隨順處承服不致段不心得之至の由にて急度押込

被命尙六月十四日に至り田邊與力之儀被下切に相成候付万端手前限り仕置可致旨安藤飛騨守へ被　仰出たり於是與力之面々一層激昂六月廿七日一同永之暇願出たるを以て九月十七日安藤家より永之暇差出し剰へ紀勢三ヶ津尾張水戸搆ひ候段申渡す依て速に妻拏を携へ田邊を離散す其姓名左之如し

青木角左衛門　渥美孫左衛門　辰田丹左衛門
駒田五左衛門　成瀬・林左衛門　今村喜左衛門
門奈彌左衛門　淺山意平　山本平兵衛
豐田兼助　岡本市之右衛門　黑柳辨之助
長坂造酒右衛門　山川新五右衛門　戸田甚左衛門
落合彌市兵衛　布目惣兵衛　加藤佐文多
淺井玄蕃　小出與右衛門

此外佐津川楠之助三倉種房を合二十二人之處楠之助は改革難事中安家之徒役山本金吾嘲弄妄言を吐きしより爭論に及ひ人前立難しとて討果し立退きたり又種房は幼少之故を以て田邊へ居殘り依て二十人に減す

右者　昭徳公御幼年安水兩大夫之權勢盛大之時にして物議囂然たりしも勢止を得す終に爰に及ひしなり事の顚末巨細は　昭徳公御譜安政三辰年二月十二日之條に詳記す横須賀黨始末に係るを以て唯其大略を掲く

一其後二十八人之者四方に流浪艱苦百端之處敢て他に仕官等を求めす飽迄再召返しを一途に希望し總代之者江戸へ出府左京大夫樣方へ歎願豫州へも往返頻に請願すと雖も御本末之御間柄御斟酌之儀ありとて不果夫より濱中長保寺陽照院にすかり歎願又御上京之一橋中納言樣方へも出訴之處大夫岡野平大夫盡力幹旋し八ヶ年を經て文久三亥年四月廿三日に至り一同御切米四十石つゝの小十人小普請に被召還松坂御城番被　仰付依て不殘松坂へ移住す廢藩置縣後は苗秀社なるものを設立し致團結今に連綿繼續せり歸參一條亦同時之世記に詳也爰に畧す

文久三亥年五月七日左之通達せらる

一此度勢州住居被　仰付候面々同所御警衛相勤平常は松坂御城番相勤候事

勤中は松坂御城代取次支配御觸事等は御目付直觸之筈

右に依て觀れは大御番の職は如何に武士の名譽と認めしか如何に武威を研きし者かの程度は察知せらるへし元祿享保の比迄は武士道立引之風頗る盛にして極端彼後藤角兵衛大石彦大夫の如き双傷あり（いつれも大番士也口論之上互に果し合て死す享保十四年の事にして大慧公の世記に詳なり）又宴會席にて扇子を忘れたりといひしに能くも刀を忘れさりしと一人嘲りたるを過言也捨置かたしと及双傷しとの談も口碑に殘れり何さま大番士といへは肱を張り一歩も讓らさる一癖ものと目せられたる如しと雖も治平久しきに從ひ士氣遊惰に流れ剛膽不敵の振舞跡を絕て大番の名は一種貧困者之變稱と見做さるゝに至る其故如何といふに大御番は居役免也之に浮置上ヶ米をさし引けは二十五石の取米全く十九石四斗二升五合也新たに父の後を繼き家祿は大に減し固より扶持方はなし加之父の負債あるか或は家族多人數なるに於ては

衣食の策なきは當然にて舉家手內職等に汲々として僅に飢渴を免れんとするより外なし祿高ある者又は父富有にて己れ亦兼て文武學術を備へ或は才幹あれは自つから番入出役も早く扶持方等に有付を得へしと雖も不然ものは二三十年乃至終身大番にて朽果るも尠からす故に人大御番といへは彼の二十五菩薩なる哉と綽名し不問して貧困者と速了せらるゝのさまと成しも是非なし

一江戶常府には大御番なし布衣已下之跡目は大御番格小普請に拜す全く異名同義にて大御番に同し事は小普請支配之條に揭く

一大御番格と稱するは大御番已下の職より昇級の格式にて大御番の資格を有せす故に大御番の者跡目は獨禮小普請となり祿も二十五石已下に減するなり

大目付

大目付　並高五百石 御役人奥役　評定所出座

大目付は文化四年欠役となり職掌詳ならす唯左の記を存す

文化四卯年四月十一日

一當分大目付闕役被　仰付候付御家中先祖書親類書取調之儀大目付にて取扱之處當分欠役に相成候付向後代替之節帳面書直之儀は勿論增減之儀其節頭支配より御用部屋へ可相達事

同　日

一大目付欠役に付御供番頭以上へ御觸書諸事通達大目付無之已前之振合を以御目付通達之事

按に天明年間御禮式には當役なけれは徃昔よりなかりし事知るへし蓋寛政已後幕府に倣ひ設置幕府万石以上への布令は大目付なるに擬せられ御供番頭以上へは大目付より諸事通達の事に定められしも固より體裁に止り冗官なるを以て廢せられしならん

大普請奉行
御普請奉行
御作事奉行　　御作事小普請方

大普請奉行　並高無之　重役

大普請方同心廿八七石二人扶持　內郷役同心七人　內組頭二人一石増

御普請奉行　並高五十石　平士

御普請方四人　御切米三十石

按に土木建築に關する職制に在ては大普請奉行御普請奉行御作事奉行御作事小普請方の四あり右四職の簿册記類都て傳らす其人亦既に物故し職掌の區別等今知るに由なし幕府に於ては御作事奉行御普請奉行（共に二千石高御老中支配）小普請奉行（二千石高若年寄支配）の三有て御作事奉行は城郭殿邸の外部（表向と云）寺社方等の建築を司り御普請奉行は城地の塹溝堤川架橋土地邸園等總ての土木工事を掌り小普請奉行は城郭の內部及殿舘（奥向の分即御錠口以內）の建築を司るといへり本藩の職制は概れ幕府に准せられしと雖該四職に在ては頗る幕府と趣を異にしたる如く在郷治川堰水土地開拓道路修築の如きに大普請奉行又御普請奉行管するあり御代官管するあり村方普請なるものも有て錯雜混淆其區別殆判知すへからす唯左の記類に依て試に區別を想像し來れは次記の如くにてありしか如し

大普請奉行

龍祖御敎示の內に大普請奉行は御國々地理の本しめにて御要害を預る役なれは取紛れては如何との思召にてわけて被　仰付るゝ也と云々

大普請方日雇人足　郡制第四に詳記

和歌山御城御搆之所々御下屋敷御薬種畑北島御殿和歌　御宮其外御寺方御普請人足には町日雇を

時々定賃にて遣ひ在人足は遣ひ不申候岩出御殿廻り御普請有之節前々は町日雇を召連れ參り大普請方より御普請仕候北島御殿は御城下故町日雇にて候へ共岩出之儀は遠方殊に御殿御普請人足何れも在人足にて候付相紛れたる品に候故去未年より岩出御殿御普請町日雇遣す儀相止所々御殿人足之通在人足申付候

一松坂御城新宮之城石垣御普請は大普請方御入用に立申候 下略

　但山口岩出椒橋本白子御殿川俣御道中御殿々々粉河御鷹部屋抔之地方御普請有之節は大普請方に不搆郷役方之役人御普請仕立云々

右に由て觀れは大普請奉行は專ら國中の地理要害國防に關する土工を主管し城郭塹溝石疊乃至或部分の殿邸土木を司り軍事上の重職たるより御勘定奉行の上に列し重役たりしなるへし

御普請奉行

　御普請方在人足郡制第四に詳なり大川除入用之在人足一人賃銀一匁五分つゝ

　　但前々は大川除之在人足一匁つゝ御普請方より拂來り候 以下畧す

右に由れは御普請奉行は紀之川初國中大河の修築堤防欠壞嵩置等の土工を司り或は灌田用水の池堰等大土工にも當りしものゝ如し大川除とは大河欠潰防除の義也且御普請奉行は獨立になく御勘定奉行に屬せしならんも暫く爰に記す

御作事奉行　　同小普請方

　兩役は正しく御勘定奉行に屬せしを以て同役の部に記す

評定所　即御勘定所

御勘定奉行　御勘定吟味役
御勘定組頭　御　勘　定　同見習
支配勘定組頭　支配勘定
御作事奉行　同小普請方　御　代　官
口奥熊野御目付　御普請奉行初二十六役

評定所

元會所と稱す若山丸之内（上野七太夫邸の東隣海野兵左衛門の西隣なり）に在り國中一切之財政を取扱ふ官衙也御勘定奉行初諸屬官詰所取斷獄所等迄一切備具す古へは寄合場又は會所とも唱ふ御勘定所根元覺帳に丸之内會所は明暦元未年より初りたる由記載あり寛文六午年八月會所へ張らせ候定書といふに

一寄合場へ罷出し諸役人朝五つ時分に出揃可申事
一年寄中御用談之內次之間にて高聲仕間敷事
一御用相談之內に無用之雜談仕間敷事
一年寄中以公用何も近寄候へとの時唯私の時宜及辭退に及ふ事還て尾籠之儀也此等之輩本より不可有とはいへとも彌遠慮不可仕事
一御用談之節指當り存寄之儀有之は無遠慮可申達事
一諸役人勿論怠瀨陰所に退くへからす各夫々の座に相詰諸事に付御用之妨に不可成事

一御用有之者は當用相濟次第早々退出可仕事

是に依て見れは執政初諸有司一同會集議政の官衙たりしを知るへく故に評定所と唱へしならん然れ共後世は名のみ存して執政初評定所へ集會評定等の事なし

一江戸御勘定所は赤坂邸内山屋敷に在りて評定所と稱せす

一若山にも御勘定所と唱ふる一局西丸内にありて郭門をも御勘定所御門と稱したり之は支配勘定人執務の局なりといふ

御勘定奉行

御勘定奉行　無定員 並高四百石　御役人　奥役 評定所書役

元奉行と稱す寛政五年八月御勘定奉行と改む

有徳公御日記の政事草に勘定奉行とあるを見れは疇昔矢張御勘定奉行と唱へしものか

一一國の歳出入經濟者は勿論民政收税金米出納土木營繕山林池沼殖産備荒運輸遞郵御家中俸祿内外之調度人夫役卒及ひ一切金穀出納の事を掌る一つに司農とも稱せり民政の長官たるにより部下の諸局屬官極めて多し

一日々評定所へ出勤御年寄登城日には城中の詰所へ出頭す

有徳公政事草に

一勘定奉行は領内中預置事なれは万事に氣を付念入可相勤候第一川筋年中度々見廻し川欠にも相成場所手入普請可申付候川欠は永々損亡也川筋等の儀は毎月見廻候樣下役手附之者へ可申付候尤川筋村方之百姓共へも川欠場所氣を付候樣掛り之者申付置洪水等之節模樣申出候樣可申付置候田地

は費無之樣奉行へ可申付候銘々得手不得手有之事故得と吟味可申付候二三年も相勤候ても不案内成は指免し段々可申付候其内には役功者之者も可出事也勘定方の者主役に候へは筭勘撿地の方精誠出精可申付候領内中より金錢出し方總取〆役所なれは損益勘辨專要也心付之儀は無遠慮可申出候且又往來之儀は天下の往來なれは道橋川船等は無斷絕可申付候尤在々作場通用道橋共兼て可申付候一々上より普請奉行等遣し候ては百姓共迷惑之筋も可有之間少々の道橋普請等は其村方掛りの百姓共取寄相談普請取繕候樣可申付候然共川筋見分は一ヶ月一度つゝ普請方之者見廻りに指出可申事

一勘定奉行共是迄吟味役と同一に相勤來候此度十ヶ年儉約申付候間吟味役と立分れ金錢指賦り納米諸出入金錢諸上物一圓引請取立申付候金錢は元〆役へ相渡置候て入用次第に拂方可申付候諸拂隨分念入相勤可申候

一此末大身の嫡子勘定所奉行役見習申付候て日々相詰用向承り居候はゝ自然と見覺末々器量成者も可出來事也勘定所は領內元〆の役所なれは諸役所向ともに案內になる事故家督後何掛申付候ても無滯可勤事也

一勘定方之家代々立置可申候

一諸勘定役總て三ヶ年限り可申付候首尾能差働き相勤候もの差留候儀決て可爲無用候

代官等村替申付候儀は格別之事也

一先年より買物役申付候事近代に至町人共直々右掛り役人共方へ取入段々申立候て買上物直々町人

共へ申付万事下直抔と取成候儀甚以相違之事也右掛り役人共出入町人共畢竟手前勝手にいたす事なるへし右にては買上物役名前計にて爲に成り不申間此末町人共より直上け相止め先年之通り買上物役可申付候

按に近世買物方と稱する者なし御勘定部内に小買物方と稱するありたれ共諸局用之雜品炭油供給等小部分に屬す蓋し別に一切之調度用品購入專任之會計官ありしならん

御勘定吟味役

御勘定吟味役　無定員 並高三百石　頭　役

元添奉行寛政五年八月改稱す

職掌之儀政事草の御記に依て知るへし今の會計檢査院の職に當るへし

政事草に

一吟味役之者金錢指賦り勘定奉行同樣に勝手向申付相勤候處此度儉役筋申付候間諸役所其外遠近共に勝手向勤居候ては繁多にて吟味之儀行屆兼可申候依之金錢懸合幷勝手用向差免候是迄出精大儀に候間時服遣候此末殿中諸役人金錢請拂等者不及申雜用共に日々相改可申候城下懸離候諸役所其外共に万端改可申候江戸屋敷諸入方請拂有之事故吟味役兩人宛勤番下役兩人可申付候國本にては吟味役五人下役之者五人可申付右之内より江戸勤番可申付候江戸國本共に隨分念入候て吟味可申何れの役所にても無遠慮見廻り可申候右之段諸役所向々へ支配頭を以て可申遣置候當年に至り諸役所切りに儉約向有無之儀委細帳面にて差出可申候

一吟味の役は脇より可致事也然は請拂過不足はつきりと相知可申事なり此末吟味役は諸色幷金錢の取扱決て申付間敷候吟味一役に限可申候左候はゝ諸役所吟味致し安き勤なるへし

御勘定組頭

御勘定

御勘定見習

右下役五人申付るとあれ共御役順帳には支配勘定三十人とあり支配勘定は御家中御切米手形を取扱又在中添毛見免合調等に在中巡撿之趣なれは多人數を要し正德の比とは自つから變更する處ありしものか今詳ならす

御勘定組頭　並高三十石　平士

元御勝手役元〆寛政五年八月改稱

御勘定奉行に屬し同役を補佐し歲入歲出初一切之財政整理に任し有無を通し國用を辨す御勘定各課を總括監督局中の事預らさるなし

御勘定　並高十五石　平士

御勘定見習　同十二石　御目見以下

御勘定元御目見以上之御勝手役と稱す寛政五年改

同見習元御目見以下之御勝手役と稱す同斷

定員なしと雖も大概通して四五十人に下らす內左之各課に分る

御勝手方　御勘定組頭の指揮を受け歲出入國用供給の事に托し當課の文書帳簿を掌事御勝手書役之に屬す奥座と唱ふ

在　　方　各郡之撿見免合を掌り池川開鑿堤防修築田畑新開荒地起し破損地免除鍬下年期付與を調査都て工事之設計書を作り土工を監督し收納に關する地方の事を掌る故に常に各郡を巡廻又は出張す頭取二三名ありて總轄をなす已下口座と唱ふ

公 事 方　罪人逮捕斷獄を司り探偵警察をなす

諸渡り物方御家中御切米御扶持方御役料御合力道中渡り金輕糶　湯漬扶持渡し方等を司る

御貸物方　輕輩之役服即役羽織看板及諸局調度之物品提灯鑑札等を保管貸與之事を司る

銀札方　銀錢紙幣の製作發布を司る

賄方　不詳

一御勘定組頭御勘定御勝手方公事方諸渡り物方御貸物方等は江戸へ在勤交替し組頭御勝手方は勢州松坂へも在勤す

一江戸常府にても組頭被命事あり又常府の御勝手方諸渡り物御貸物方等あり然れ共人少にして多くは若山より在勤す

支配勘定組頭　二人　並高三十石　已下役

元御勘定組頭と稱す寛政五年八月改

支配勘定　三十人　並高二十石　已下役

元御勘定人と稱す　右同斷

一兩役御勘定吟味役に屬し在方毛見改免合調をなし在中巡廻又は御家中御切米手形之事を司り御勘定御門内役所へ出勤す

御勘定所に係る布達

文化十酉年七月廿九日被　仰出

一御勘定奉行向後一ヶ月代り月番可相勤旨

同十三子年十月十八日

支配勘定組頭

支配勘定

御庭之儀奥懸り元懸に付是迄都て同役へ申出差圖請候事候得共向後御勘定奉行へ相達同役差圖受相勤可申事

御庭奉行

天保九戌年六月五日

一西山與七郎先役以來取扱候貸方之儀寺社方貸付所と唱候處其後寺社奉行中取扱貸附所出來寺社方貸附所と唱候付借用人抔相混差支候付與七郎取扱候貸附所之儀は御寄附方御貸附所と唱右御貸附所勤之筋御勘定見習之内へ籠り左之通唱候旨御目付中被申聞候

御目見已上 御勘定御寄附方

御目見已下 御勘定見習御寄附方

天保十三寅年十二月廿四日御勘定見習御寄附方向後欠役に成る

天保九戌年八月十五日

砂糖方役所之儀當分各支配之筈候事

御勘定奉行

右之通に付御目見以上之輩者各取次支配右以下者本支配之筈候事

同十亥年八月廿九日

一於江戸御勘定奉行より左之通達す

御勘定御勝手方

掃除方地形方植木方道方四ヶ所打込に取扱候等候間諸事行届宜被取計候事
從來道方は御作事奉行地形方掃除方植木方は御中間頭にて取扱之處本記之通に付事務引繼之事を
兩役へ御勘定奉行より達す

御勘定奉行に屬する役々

御作事奉行

御作事奉行　並高五十石 平士　江戸勤番は六十石
城郭殿舘官房倉庫社寺等總て家屋建築修繕一切を掌る
御作事見廻り役同元〆手代同手代下奉行杖突棟梁等之小吏多人數及ひ御中間爲人足等附屬す
一役所は若山にては百間長屋之裏今の公園地岡東舘の西に當る邊に在り江戸は赤坂邸内山屋敷御勘定所の隣御厩長屋の前にありたり共に御作事方と稱す
一當役は上下平素一同着流し勤にて袴は不着江戸御作事奉行同見廻り役共近世は常府の者被命若山より勤番なし
一常備之火消ありて近火の節は奉行騎馬にて引率出張消防す
一御作事小普請方

御作事 小普請方

文化九申年九月廿九日
右新規被　仰付候
右役所評定所内へ相建候事

同年十月廿四日

一此度御作事小普請方被　仰付所々御破損御繕向之儀御作事方同様取計候筈之事

右之記あり爾後繼續ありしや不詳

一江戸にては小普請方は無之處安政之初新設御作事方と別派御勘定所部內に置き御作事方と競爭小營繕を負擔せしむ是一時經費節減之方法によると雖も四五年にして廢止となる

御代官　口六郡は並高四十石　勢州三領は同八十石　兩熊野は同五十石　平士

往昔は郡奉行御代官の兩役有之處寛政十一年五月郡奉行を御代官と改め郡奉行欠役になる郡奉行と御代官との區別不詳

各郡に本役と見習と二人つゝあり半年每に在勤し郡中民政勸業救荒賑恤訴訟斷獄諸税徵收等を掌る然れ共一切御勘定奉行へ申請其指揮を受く御代官之事務郡制

每郡に元〆手代一人手代數人附屬郡中組々に大庄屋一人つゝ一組を統御し各村に庄屋肝煎一兩人つゝありて大庄屋に屬し一村を支配す

一勢州三領御代官之事は勢州役の部に記す

御代官所の所在地左の如し

名草郡	海部郡	那賀郡
伊都郡　橋本	有田郡　湯淺廣村	日高郡　薗
口熊野　周參見	奥熊野　木の本浦	

勢州三領は勢州の部に記す

一文化六巳年若山丸之内鳥居左五兵衛屋敷を御代官所となす

口熊野御目付
奥

御役順に不出職也持格又は大御番等より出役す

口熊野は古座中組湊村役所に在勤す

奥熊野は尾鷲浦役所に在勤之處寳曆三酉年より口熊野御目付兼勤となり廢局す

熊野に限り被置たるは若山より懸隔地に付御代官勤方公事訴訟且安藤水野兩家領知の治方家中の風俗總して臨時出來事等偵察の爲也蓋し御目付に屬し職制田丸白子御目付に同しからん

一右之外左之役々御勘定奉行に屬すと雖も次項畧載之外職務章程等不詳

御普請奉行　元方御金奉行　大納戸 江戸は御臺所頭兼勤

拂方御金奉行　御材木石奉行 御仕入頭取兼勤　諸御屋敷奉行

御臺所頭　江戸御金奉行　御大工頭

二歩口奉行　傳甫御藏奉行　芝御屋敷奉行

北山御材木奉行　流木奉行　佐八御材木奉行 御仕入頭取より兼勤

道奉行　屋敷奉行　穴太役

茶屋御金方 見廻役　御中間頭　江戸御中間頭

御仕入方　江戸御貸方　砂糖方

内

御臺所頭　宍太役　御中間頭は記事多數により職掌解說三卷に記す

二歩口奉行御仕入方は財政第四五卷に詳記す

江戸御金奉行

江戸赤坂邸内五月口之御金藏を預り御勘定奉行之差圖により其出納を司り御貸方をも兼勤す御貸方は右御金藏構内に役所ありて御家中勝手不如意にて取續き難き者借用金願出之節其者之御切米御扶持方諸渡り物可差押者之有無を調査貸方及ひ返納徵收等を掌る也御貸方は　香嚴公之御時安永四年より始りしと傳ふ

傳甫御藏奉行

若山傳甫米倉の管理出納を掌り御家中扶持米渡し方を取扱ふ芝御藏奉行は江戸芝邸之米倉を管理し勢州より廻米之御膳米初御家中へ毎月渡之扶持米出納等一切を司る芝御屋敷兼勤なり

北山御材木奉行　二人　手代二人

熊野北山御材木を管理す一人は新宮鵜殿村居住村田次兵衞代々勤務之由也安政二卯年六月水野土佐守領知村替に付向後北山御材木御用も土佐守差配に被命爾來缺役となる

右御材木御用とは　公儀御用材伐出しにて奉行の姓名印鑑を預け公儀及ひ五條御代官所へ差出置振合といふ

流木奉行

流木奉行

御役順に無之役也右村田次兵衛兼勤之趣勤方之儀政府より御勘定奉行より尋之節答之趣左の如し

北山川新宮川流木を監査す

流木奉行之儀材木幷流木等散亂之節罷出夫々木印有無相調木印等有之節は木主へ戻し遣木印無之難相分時は入札拂に取計代銀二歩口役所へ臨時納に取計申候右等取扱相勤候事

茶屋御金方

茶屋御金方

總て公金之正金銀は茶屋宗味にて取扱若山にては本町五丁目江戸にては五月口御金藏に役所ありて手代共出張御勘定奉行御金奉行等之仕出に應し諸音信諸役所渡し御家中御切米諸渡り物之金銀を改査封緘して授付す之を茶屋之常是包と稱し世上いつれにても封之儘通用嘗て改むる事なし即ち今の銀行に類せし者也

御勘定奉行支配小普請

御勘定奉行支配小普請 元雜組寛政五年改稱

御目見以下役之者病氣にて御切米差上又は病死之者跡目は不被　仰付一旦家名斷絶數年之後其悴共三人扶持御勘定奉行支配小普請に被召出之成規なり即ち以下役之悴勤仕之初歩官なり御目見以上跡目之諸小普請は皆小普請支配の配下たれとも當役に限り御勘定奉行之配下となる嘉永七寅年以下役跡目可被立に改正後も同然たり

大組

大組

大組 並高五百石

大組

御奏者番を役とす御名代御使を勤む諸大夫之外御年寄より大寄合迄の家督跡目は當役被命也主義寄合大御番に同し最他役よりも被命江戸にては大御番頭部屋に詰專御名代御使に服す

御船奉行

御船肝煎　御船方與力　大船頭　御船手元締

御船手見習　御船乘前　御船頭　御水主

御船奉行一人　並高四百石　御用之節は奥へも罷出

按に　龍祖之時竹元丹後吉久(千石)御船奉行被命總領角大夫吉行(後丹後)孫傳吉吉脩迄代々御船奉行相續元祿十二年傳吉不屆之品にて追放家斷絶す三代も一役相續殆と家職の如くになり　幕府の向井將監に類せしならん初代竹元丹後は特に御信任を辱ふし　龍祖其邸へ御成御遊宴之猿樂を被命又は刑人一人も無之とて郡奉行御代官を丹後方へ被召興宴を賜りし事等あり明曆三年六月御船藏川口御番所御定書(法令の部に記す)と云々御家老初御使番迄之諸番頭諸物頭之役々湯治又は他國へ船にて出發之節は竹元丹後所へ書狀にて斷可申其外組外之者は御用人より丹後方へ可斷且殺生に舟行之者幷家來を舟にて他所へ遣し或は出家町人舟出他國より入津之者共都て竹元丹後へ可斷出旨告布あり之に依て見れは湊川口内外船艦の出入監査は悉皆丹後へ一任せられたるものと察せらる右竹元家改易後は不限何人就職の事に成りたる如し

一當職は部下を支配し大小の船艦を管理新造修繕の事を司り軍事は勿論平時御舟行の事を擔任に相違なきも帳簿傳はらされは不詳

一御入國以來兵事出艦之事なし唯寛永之度天草之役出張御家中之迎ひ船として同十四年十二月七日より翌年四月迄荷船七艘關船四艘水主四百五十二人島原へ派遣五月歸國との記あるのみにて軍事と稱する程の事とも思はれす近世征長之役は蒸汽艦明光丸にて御出陣又同艦にて江紀御航海もありたれとも同艦は御仕入方負担にて御船手奉行は與らさりし也

一本藩は九州四國列侯と違ひ御參勤御歸國共陸路御旅行也松坂大口より熱田へ御渡海はありたり事勢州役の部に記す故に船艦御用之事は岩山近傍河海御遊獵等に止り御行粧等御船行列に記する如く御召艦は五彩の樓船に美麗之旌旗槍鋒弓銃を驤し大鼓を打ち拍子をとり數十人之櫓手船歌を和唱しつゝ巡航壯快優美を極む

一船數艦名等は御水主手に遺存の御船數帳といふに據るに御關と稱するもの二十小關九艘小御召小早二川御座七御召鯨舟五段平二大小合四十五艘いつれも元錄享保より寛延寳曆間出來の旨を記す蓋し全數に非す新造且修繕落成の分ならん此他チヨロ鯨船雜舟不詳　内御關逐浪丸は征韓の役加藤清正侯か珋を乘せ歸りたる艦也と口碑に傳ふ蓋し　瑤林大夫人の御緣故により御所有に歸したるものか數十百年の久しき御關船等多くは朽敗維新前の總數左の如しと今に遺存古老御船手之者の談なり

御　關　御關とは大形之御召艦五十六丁櫓乃至四十八丁櫓立舟漆彩色の樓船にて床遠棚貫戸障子入なり

逐　浪　丸

大　鵬　丸

文　彩　丸

萬歲丸　長八間五尺巾二間二十八丁櫓小形なり天保十三年聖護院宮御入峰之際御用船になり後御船繪圖御所望により明細書そへ御贈進ありし由明細書別卷に記す圖面は御文庫に存す總して御關の形狀體裁此圖に依て認知せらる

大關御船は　君上御乘艦之事先つは無之唯每年四月和歌御神事之節和歌浦へ廻るのみなりと云

小　關　御關の小なるもの二十四丁櫓より十丁櫓位迄大小種々一に紅梅と稱す時として御召御用あり

川御座御召替　川狩の御座船なり御召御かごさやと唱ふる由川御座をかごさ略訛し常に船さやに入りあるよりかごさやといへる は不詳同船瀛洲丸、龍門丸、蓬萊丸の繪圖は御文庫にあり

チヨロ船　普通川船等をチヨロ船と稱す唯御船手に限り船首小桶形をなす他に用ゆる事能はす

以上取合二十艘計り

鯨　船　熊野浦にて鯨獵に用ゆるもの八丁櫓總黑漆文彩ある飛龍也　龍祖御趣意にて事あるの時は軍船に供す凡五十艘計

此外種々雜船取合總計二百艘許なりしと云

一御船藏　三ヶ所

川　口　湊川口青岸之向側松邊之方にあり逐浪丸等之大船收藏之處俗にさやと唱ふ御舟納屋あるを以てなり御水主番人宅あつて守る

湊　湊御殿の北隣にあり

傳　甫　傳甫米倉之裏にあり

一役　所　傳甫にあり

內各署に區分す

改　方　御船肝煎大船頭御船手與力等改方詰所

勘定所　勘定方　米方等詰所

組頭詰所　御水主組頭詰所なるへし已上を主なる役所とす

御船頭部屋　御舟出之節廿六人團居す

廝　方　苧綱合羽提灯高纒其他此類之雜品を取扱ふ役所

聞番方　舟行之時舟と舟との御用を聞取則傳令役之者詰所

御幕方　帷幕初御關船の裝飾具一切收藏之所

木拂ひ方　御船營繕之材木を扱ふ役所

御水主方　筆頭之者三人つゝ出勤

かご長屋　傳而御舟藏の隣にあり改方勘定方組頭御水主廝方御幕方木挽方間番方等壹戸つゝの官宅也

此外一二遺失

一御船改所二ヶ所　湊城山下　和歌川布引堤

御水主内より舟改所受と稱し四五人つゝ在勤出入之船を改む

一御仕入方帳簿に左之記あり苟も當職に關する事項なるを以て參照となす

文化十三子年七月一日御年寄より御船奉行へ達す

累年御勝手御難澁に付御船御修復も久々難被行屆近年非常御出方も有之彌以難被及御沙汰候付ては御船手之面々無心配可有之察入存候御海國之儀旁其邊にも難御指置候間御操合次第近々御造作被　仰出候樣可奉伺と存候就夫御船手方之儀は武役之儀に付跡方規矩に而已拘御時節之辨は薄相見え候一と通は尤に候得共時所位之辨無之候而は當時之武備に缺候間一同能々致思慮何分御船ヶやにも御備缺不申樣之儀を專用に可被心得事候既に江戶御中屋敷御普請は寔に御大造成る御儀にて跡方に泥候ては所詮御新築は難相成舊來之銘々片意地に泥み候故　御直に御下知被遊御趣意能畏候者へ被　仰付格別之御省畧有用無用之御指圖有之甚安らかに相成諸役人諸職人相勵御入用少に者候も御丈夫に皆御國中にて御調ひ不日に御滿作東都にても御珍敷御手際にて諸向とも本感稱候趣にて候御船々とても別に子細も無之有用之差圖を致來に泥み御實用に心を不爲と不用との違ひ迄之儀に候若し御手行御入用多而已に成行候はゝ定て御直に御下知も可

被遊候哉左候ては御中屋敷之先證も有之處猶又　上之御苦勞奉懸候樣相成候ては別て奉恐入御船手之面々何とも不本意可恐入事候間先差懸り候御手輕筋より取見夫々折入及熟談御出方少にて御手行宜相成候はゝ奉安御苦勞銘々御奉公に候間精々被取扱被申詰ケやにも御備御堅固相立候儀專用に候瑣細之技葉尾情を省き御實用打はまり忠節を可被究候我々も必至に可申談候總て諸役所向段々規矩も御改正有之最早御船手方計に相成候間都て當時之御趣意相貫き候樣厚可被相心懸事

一御船手方より廻船へ相渡候證文寫し　年月缺記

御領國廻船へ申渡之趣

總て御城米相對を以積受候節者隨分大切に取扱可致事於勢州御城米取船有之付依船々渡せ相障難儀之段御領國廻船舟主船頭共江戸問屋を以訴出候付從此御方公儀奉行衆へ被仰遣候處御領國廻船御城米取船と申儀者決て無之筈之旨寶暦元年未十二月廿九日曲淵豐後守殿より被仰聞候尤右之趣御代官所へ右豐後守殿より被仰遣候旨被仰聞候右之通

公儀奉行衆より被仰聞候間御領國廻船舟主船頭共自今此趣承知罷在何國於津々浦々も右取船着船有之時者此書面御役人中へ可指出候事

但他國仮名代に相成或は廻船賣渡候筋は他國船に候處其儘書付相渡有之紛敷候付此度相改相渡候條其旨可相心得事

御船肝煎　　並高二十石　　平士

御船手與力
大船頭
御船手元〆
御船手見習
御船乘前
御船頭
御水主

改め方也御船方一切之取締りをなす內渡邊甚右衞門は御船手家筋にて代々當役に服し五十石を領すと云水泳練達之者水藝稽古頭取をなす事あり

御船手與力　六騎　並高二十石　已下役

改め方御舟一切之取締をなす

大　船　頭　二人　並高十五石　已下役

改め方御水主の取締をなす

御船手元〆　同十石　同

局中一切之勘定方也內米方役二三人ありて御舟手一切之扶持方の事を扱ふ勘定方見習と稱するも三四人ありと云

御船手見習

御船乘前稽古之輩　銀五枚三人扶持

無足之者等より練習出役なるへし不詳

御　船　頭　二十六人　八石二人扶持　伊賀已下

御水主之內出精之者往々當役に昇進す

御　水　主　二百四十一人　五石二人扶持

筆頭之者三人つゝ廝方木挪方間番幕方へ日勤又川口等船改所へも出勤す多人數を要する時は御召艜外之櫓手は他浦水主を雇入る御仕着看板は木綿紺地腰より下白ぬき大格子也

一御船奉行は一ヶ月二三回つゝ傳甫役所を巡視餘は御城へ出仕

一元〆役三人頭取役三人外役人十八人合十三人は毎日傳甫役所へ出勤

但一六の日休業と云

一四に記す每歲四月和歌御神事には大關船和歌浦へ出航御船舞といふを行ふる事恒例なり逐浪丸出れは風波暴起すといひ傳へ一兩回出たれ共近世は文彩丸のみ出る也御船手方古老の者語る處の順序左の如し

御關　文彩丸　紅梅二艘　ちよろ舟若干

四月十四日に御船を出し十五日に飾りを付十六日湊濱へ廻り紅梅二艘舞廻り十七日曉方皆和歌浦へ廻り御關舞巡る此時太鼓を打鳴らし貝を吹き拍子を取り天下取つたく〳〵と云囃子なるよし櫓手一齊に船歌を和唱優美壯觀を極む櫓四十八挺に御水主九十六人一挺に二人つゝかゝるよし櫓を漕き折れは米一俵つゝを褒賜且此時に限り御水主一同へ扶持米の外に米一俵つゝを賜るの例規也と太鼓役貝役歌唄ひ櫓手共皆御水主なれ共十七日丈は才か崎舟子をも雇ひ入ると云

一天保六未年四月左京大夫賴學公豫州西條へ御初入として若山より御航海の時御關御召替彩鷁丸初大小十艘御拜借御船奉行御船肝煎渡邊專八御船手與力松島九右衞門御水主等御供なす右御行列記典禮御旅行之部に記す御關航海は中世以後此他にある事なし

御船數帳及ひ御船歌は紙數多きを以附錄となし別卷に編す

勢州御船奉行は勢州の部に揭く

御用御取次 並高四百石奥役

舜恭公文化三年二月朔日堀江平藏を御拔擢當職を被命しを初とす

此節御直書を以左之通被　仰出

不察國政之難因循姑息に固滯するは古今之通患なる故此度發憤大夫共へ雖令改正古訓に下情に疎く候ては難行届事に可有之候間經濟之儀は自分兼て數寄成事故大夫共之羽翼輔弼と相心得流通國脉整理諸官止寄行儉調和人氣以五音之通不致雷同所謂麴蘖鹽梅之意苟無怠慢可相勵者也

文化丙寅二月朔

一同日御家老より布達

御用取次御役順左之通

御船奉行

御用御取次

御供番頭

一御用御取次之儀日々御小納戸部屋へ相詰我々共相揃候比奥御用部屋へ罷出我々共退出後御小納戸部屋へ戻り退出之事

刀は御小納戸部屋へ差置候事

一奥にて認物等之御用之節は屏風圍之事

一御歡事御機嫌伺等御次へ罷出御小姓頭取へ其外都て奥掛に准候事

一奥役之輩は御取次宅へ御禮廻勤可有之事
一御道中御供差定無之時に被　仰付候事

堀　江　平　藏

御用之透には評定所へも罷出御勘定奉行申合可相勤候大御番頭共申合せ頽敗を振ひ諸組の勵に
相成候樣可致敎諭との御事候

按に　舜恭公流弊革新に御熱心の折柄平藏は去年御政務之儀建白する處ありしを深く御加納四百石の寄合より直に御拔擢御改革之事一切御委任ありし也元來執政之下に御側御用人ありて親しく君旨を奉承樞機に參與すと雖從來之例代々執政之家筋所謂門閥家に限り就任人材登用之道缺如たる姿なるより今一層資格を低ふし當職を被置御側御用人に替へ給ふものと察せらる職權職掌は御直書面の如く能く下情に通し君意を體して執政を補佐し革新之實を可擧人才を廣く門閥外に御登用あらんとの英旨に出申さは御身近に在て御政務之御相談役となり獻替謀議之を執政に傳ふる等實權御用人に異ならすして唯職名と格席を變更あらせられしものと察す後天保六年十二月に至り缺役となる

御　側　並高　五百石　奥役

御側方認物勤　御側方同心

一天保六未年十二月新規被　仰付
御用御取次を被廢と同時に當職を被置然れ共御用御取次之代りには非す此時御小姓頭奥頭取之兩役を被廢しゆゑ全く御小姓頭の代りにて其位置を高められ御前邊御用を奉行し御側向一統監督の任なり依て御政道には與らす蓋幕府の御側衆に准せられしならん
一顯龍公御代には不絕御任用權勢頗る盛なりしか　昭德公御代安政二卯年九月に至り缺役となり舊

時の如く再御小姓頭之勤奥掛り御用人兼務となる

御側方認物勤

御側方認物勤

天保八酉年七月御小姓目付組頭御小姓目付を被廢當役を被置則書記生なり

御側方同心

同日御小姓同心を改稱す

右御側缺役と同時に廢止御小姓目付御小姓同心に復舊す御小姓頭之部に記す

御供番頭

御供番頭並組

御供番頭三人　並高四百石

御供番組頭　三人　並高三百石　平士　江戸詰は三百石

御　供　番　三組一組十人つゝ並高二百石内一組は江戸常府七人平士

御供番頭は大御番頭に續きたる武官にして當役迄を重役と唱へ御門々制止をなし御禮式等特殊之待遇を受く

一人つゝ一組の頭となり配下を支配し御使御名代を勤め組中軍役は斥候を主任とす

江戸にては大御番頭部屋へ詰同役と打込御使御名代を勤或は同役之代りをもなす御旅行御供を勤む平素御供なし

一組頭は頭を補佐し一組を管理し組中公私之事務皆組頭を經て頭へ達す外番頭組頭も是に同し

一御供番は騎馬役常に手馬を持を以二三百石已上之知行取に被命多くは御小姓組より轉昇するの例

也明き跡に隨ひ御使番御先手物頭に昇進す才幹ある者は御目付に擢らるゝあり

御旅行御供をなし川明けを勤む地廻り御供はなし

江戸常府は火消役を勤む一之火消二之火消に兩人つゝ火受といふにありて本支邸近火は勿論 御城上野芝兩山御同族御緣家の諸侯方の出火近火に消防且見廻して火消人數出張の際は二人つゝ御先手物頭に屬し騎馬にて出張消防を指揮す屋根上り水番と稱し二手に分れ消防と水の手とを指揮す從前江戸火災の頻煩は實に可驚して冬季に至れは毎夜少くも十回前後の警報を聞かさるなし御供番は火之遠近に不拘一警報毎に速に馬上出殿せさるを得す故に毎夜身に火事服を解かす馬に鞍を放さす終夜殆と眠る能はさりしと云

一御玄關遠待に當直し御取次差支之時は代て諸侯入來且使者を受付應答をなし又は御目付御使番頭役等之助役をなす

一上野芝兩山御豫參御參詣之御先手番を一人つゝ勤年頭且御法會等御香奠御納奉之節右御別當へ持參之御使を勤る

一毎年八月廿一日甲州大野本遠寺 養珠院樣御廟への御名代を勸む御諡忌月に付て也御官位御昇進等に付ての御名代は寄合より勤むるよし

一御道中宿割役を小姓組と共に勤めたれ共享和二戌年より廢止となる

御書院番頭 組共

御書院番頭 五人 並高四百石

御書院番組頭　五人　並高六十石　平士

御書院番　五組一組九人つゝ内一組は江戸常府人員不定　並高廿五石　平士

御書院番頭同組頭は寛政五年九月初て置かる舊御役順の席に比すれは御使役頭に當れ共御使役頭は御小姓組番頭の方なれは詰り御小姓頭之席を進め新に御書院番頭と名付幕府に倣はれしなるへし當番頭と御小姓組番頭とを兩番頭と唱へたり

軍役は御旗本備也大御番頭に打込御使御名代を勤年頭御式初　上使尾水樣被爲入等重き御式事に御小姓組番頭と共に御給仕を役す故に御式書に兩番頭と記す

一御書院番は元大御小姓と云寛政五年九月更に御書院番となる

殿中遠待後ろ御番所に當直御式之節御給仕をなし諸大名入來之節茶多葉粉等の事を役す

御旅行地廻り共御供を勤務す内兩御番常御供と稱し御小姓組と共に出駕之度毎常に扈從御供先之事に服す此輩は殿中當直を免せらる江戸上野眞如院芝鑑蓮社近火之節は御位牌爲御守護二人出張御位牌御立退御供等をなす

一享和二戌年御歸國之節より御道中宿割を表御用部屋吟味役と共に勤む然れ共近世は表御用部屋吟味役のみ勤御書院番は不勤事となれり

御小姓組番頭　組共

御小姓組番頭　五人　並高四百石

御小姓組與頭　五人　同二百石　平士

御小姓組　五組一組十人つゝ同四百石（マヽ）内一組は江戸常府八人　江戸は八十石　平士

一御小姓組番頭は寛政五年九月初て被置舊御役順に比すれは中之間番頭に當り實は御使役頭の改稱也御書院番頭と當役を兩番頭と稱し大御番頭に打込御使御名代及ひ御式御給仕を勤る都て御書院番頭に同し

與力亦頭と同時に新設當組頭に限り與頭と稱す組の字重復の爲ならん

一御小姓組は元御使役と稱す寛政五年九月御小姓組となる御使役御役談に御役談全部は軍政に部に記す

使役は三十人を十人つゝ三組に分け平生は顯明之役として表立御役を勤る也其外御供にては御固めを本として若非常の事ある時は其取計を心得亦當番の節は無油斷若非常之事ある時は御番所を堅く守り指圖を受け働き又差掛りたる時は見計て取含働くへし

軍旅には軍使として御使を味方内へ勤め亦敵方へも勤るを云其外敵之樣子戰場之善惡陣小屋之善惡等を見切る事也

藏闔とて竊に忍て法を背く者を討事撿使として善惡に付て其場へ立合事經營として普請にかゝり亦は納米取立の類を云ふ是等は役義之末門也

常は自國他國本道脇道の里數丁數或は山之高低險易川之大小淺深等を計り他所の風俗を兼々見覺聞繕ひ急事發する節に至て取合勤るを役義之本門とす

右に因て當職之役意了知すへし　龍祖之御時三組なるを後五組に增置と見えたり御旅行地廻り共

御供を勤め内常御供は御供を專務とする事御書院番常御供に同し地廻り雨天御下乘の時御長柄を役す御道中宿割役を御供番と共に勤めたれ共享和二戌年より御書院番と表御用部屋吟味役とに變更せられたり

江戸にては殿中遠待に當直御取次差合之時は御取次役を勤る

上野眞如院芝鑑蓮社近火之節御位牌守護御立退御供等して一人騎馬にて出張す

幕府へ御馬御獻上之節御馬引渡之御使又は御家中之者　幕府奉行所にて刑事吟味有る時本人出頭の引纏ひ或は刑人引渡し受取之役等を勤む即ち御役談にある顯明の使なるものか是等の時は馬上本供連にて勤る也

出駕御途中諸大名へ御出會之時は御使番と共に御固め役を勤む

勤樣は兩役　君上と大名との左右に分れ双方　君上に向ひたる方の片膝を立左手にて刀の鐔元鞘を握りいさといはゝ直ちに斬かゝらん態度を取て守護するなり

表御用部屋　元御用部屋と稱す

御　用　人

表御右筆組頭　日記方　御書方

表　御　右　筆　同見習認物勤　同

表御用部屋書役　同認物勤

同　吟　味　役　同寫物方　同坊主六尺

御用人無定員　並高五百石　御役人奥役　元四百石　評定所出座

元御用達と稱す寛政四年十二月改稱

按に　龍祖の御教示に御用人御用達の文あり　有德公　公儀御相續御供姓名之内には御用役御用達とありて御用人なし天明御役順には御用人御用達あり察するに御教示と天明御役順之御用人は御用役即御側御用人の事なるへし職名酷似區別不分明と雖兎に角御勘定奉行御用人は執政に續きたる樞要之重職也

龍祖御教示に

段々に御事繁ゆゑ或は御目付役を勤て御作法を知り或はせかれの時分より御傍を立廻りて　思召のかたはしをも存たる者より御助させ遊されたるは萬手かるに御用達し候樣にとの思召なれは御前にても用達と御呼被遊たる也然は御奉行御用人御用達なとは內外の御手傳仕る役なれは　上の御苦勞年寄共の迷惑仕る品出來る時は事により時により急度御しかりにて御前へ罷出る事も遠慮仕り又は閉門或は御役をも召され候程の事もある也

有德公御政事鏡に

一用人役は重き役にて晝夜共に自分側を不離役なれは惡敷事有之節は無遠慮可申出筋也依て人躰得と吟味の上可申付候余り物知りたる者高役には不宜也次第に權高に相成候故配下手付之者次第に歸服せさる時は主人の爲には不成勝手の勤に成るへし

一役人の權高不忠なり夫々の役筋に向諸人相當禮儀可有事なり

一用人役は兼て申付候通平日人躰行跡共に吟味之上可申付候重役ゆゑ數年實躰相勤候得は家老にも

申村候役筋ゆゑ右之通申事也家柄之者計りに不限其時々器量之者を申付候事肝要也
一用人共無用出會相扣可申候
右之如く御示しあつて御用人は君邊に昵近し御直命を奉し内外之御用を調達之職掌にして時には執政之諮問謀議に預り又は建議をなす御側御用人の如く樞密之政機には預らすと雖苟も御家に關する件は内外上下平常臨時を問はす細大一として御用人の預らさる事なく所謂諸局百司之仕出し元にて俗に譬をとれは一切の諸問屋といふへきもの也維新前に於る御用人職務の概畧は左の如し

奥掛り　若山江戸共五六名つゝ

御用人筆頭年功之者又は人柄により奥掛りを被命專ら御前邊奥向御用を勤め局中の諸務を總轄權力あり並御用人と左右席を分て着座す
一御書物方頭取を兼勤し軍事機密之事を管す
御書方は中奥頭役平士にて御書物方勤と稱する者有て頭取に屬し事務をとる又御書物方書役もあり江戸にては右御書物方勤之者三上御藏預り兼勤御秘事武器類を管理御書物方頭取に屬す
文化四卯年十一月廿一日
一向後江戸御留守方にても御書物方役所被建置候事
江戸御留守方にては御書物方への諸屆在紀州御書物方頭取宛にて差出候事候へ共向後在江戸頭取へ相屆可申候
頭役以上差物同之儀も江戸表にて頭取へ可差出事
年月欠
一御小姓頭之勤筋當分奥掛り一統にて取扱可申
文化二丑年五月十一日

一御小姓頭御用人之事常には奥掛りと唱他所へは奥掛り御用人と相唱可申事
天保六未年十二月御側を被置御小姓頭欠役となる

同五辰年六月廿六日

一鐵砲御用之儀向後奥掛りにて取扱可申事

同七午年十一月七日

一奥掛り之面々向後御勝手向之御用御召物等之御用筋相勤御馬之儀も肝煎可申事

月　番

文化十酉年七月廿八日向後月番相勤一ヶ月代り一人つゝ操廻り可相勤旨被　仰出爾來奥掛りと打込順次交番に勤務す奥掛り並左右席之正面に座し日々の事務受理施行之任に當る

一奥掛り初一同日々表御用部屋へ出仕當一人つゝ宿直詰番は午時退出

一殿中御先立をなし兩山初寺社御參詣其他出駕に御先番をなし事柄によりての御使を勤む御名代は不勤方也

一御旅行御供をなし御登城初常式地廻りの御供は不勤然れ共事宜により勤る事あり

一年中行事と稱し終歳恒例に係る　公儀御勤品即五節句式日御登城紅葉山兩山御豫算季節々々の御使御献上物を初尾水三卿姫君方御家門御緣家へ年頭歳末暑寒の御附屆御贈答寺社御參詣御名代事又は御家年中之御禮式御祝ひ御家中禮拜諸謁季節之被遣被下其他定式一切行事之調へ元をなし時々刻々諸局諸役へ訓令布達以て擧行之事を掌る

一御家及ひ　公儀御家門御緣家方臨時大小の吉凶事即ち冠婚喪祭生誕叙爵任官年忌法會等に付て之御登城御參拜御名代御使御贈遺御音信或は出火震災等之見舞御附届等万端之事前同様調元をなし施設擧行を司る

一尾州三卿御家門御緣家方諸大名への交際文書往復諸侯初入來使者參上之御答禮御使御領分幷他向寺院諸社へ之應答及ひ御附届差上之事を掌る

一御家中初ての御目見家督跡目御役替之御禮他國發着之御目見寺院社家繼目地士御出入町人等之御禮式を掌る

一諸番頭諸物頭等支配之外諸頭役平士之身分取次支配をなし本人及ひ同僚等より都ての請願談達届けを受理し政府へ進達又は諸局諸司へ交際許否訓令處理す

一政府より發布之　公儀觸御家之法令制度規則時々の諭達告文等都て御家中へ告示すへきものは御役人向初番頭頭役平士末々迄への布告を取計ふ

一御家中文武一切之事を監督處辨し學文試業武術御覽見分を扱ひ生徒門生の勤惰優劣を調査行賞奨勵之事を管理す尤文武各藝を分擔す

一御旅行初諸御行列之事吉凶諸御式書之元調をなし伺を經政府へ申議執行を謀る

一御腰物御數寄屋筋御山方御用を管理大納戶御書物を預り御數寄屋御小納戶等實器什具御行列御道具類等各主任役之稟議申請に應し保管修繕新調之事に預る

江戶にては御鷹御用を勤々番御鷹匠を差配及ひ大宮御鷹場の事を管す

一舞楽猿楽之事を司り楽器能具を管し御役者肝煎を被命

時に寄大御番頭にて御役者支配をなす事あれ共概ね御用人にて差配す

文政元寅年八月被　仰出

一御留守居物頭より大御番格迄之隠居御用人取次支配右以下御用人支配之事

一寄合より隠居之輩是迄之通剃髪名改不相済内は元支配右相済候得は御用人取次支配之事

一大御番小普請御留守居番右三役に限り隠居は元支配之事

年月不詳

一山方勤之輩獨禮已上は御用人取次支配右以下御徒格已上御用人支配小普請等より出役之節は勤に付ては御用人支配之筈

天保十五辰年十一月

一此度江戸表熊野三山貸付方役人等都て伊達藤三郎支配被　仰付候へ共身分に付諸願等差掛り無據節は御用人にて取扱可申事

大畧如此と雖も細雜盡しかたく遺漏亦免れさるへし概言すれは御用人は禮部式部内外の諸務雜課を擔任し煩雜課劇の職たる推知すへし

表御右筆組頭日記方　並高六十石　平士

表御右筆日記方　同見習　同認物　並高二十石　平士

元下肝煎寛政四年十二月調方御右筆と改稱

一文政十二年八月表御右筆と改稱内にて日記方御書方と區別す
　但し拜命辭令には齊く表御右筆とありて御用人達にて日記方可相勤事との命を受く
　　見習認物勤も同斷
一表御用部屋内別席に日勤兩役打込勤る組頭は總轄なり年中行事を初總て　公儀御勤品尾水三卿姫君方諸大名へ對する吉凶喪祭贈遣音信一切諸御禮式諸御行列其外御用人之部に揭たる事項は悉く此日記方にて元調をなす也如何なる細事と雖も逐一先規例格に照らし先蹤類例を引證參酌商量時宜適應を組織し以て御用人之指揮を受くたとへは日記方は調理塩梅者にして御用人は配膳者の如し故に多年經驗鍛練習熟殆と帳簿例格を暗記する程に非されは堪かたしされは人々机案之前後左右は簿册積て山をなし身を容る余地もなき有さまにて謙忙いふ計なし
一行事は同僚月番受けにて前月毎に調成御用人の檢閲を受け之を書役席へ渡し毎月の行事を擧行せしむ
一日々の行事及ひ臨時之事項御家の政令諸役任免は記さす他向に關する事は記す を美の紙に淸書し御城附より提出する　公儀御沙汰書今日の官報の如きなり と合せ一日分とす則公家の史乘也一ヶ月を一巻となすの例にて書式一定の法あり簡易明晰俗調なから綱目の體をなす此日記は最貴重に屬するを以て火難を恐れ往昔より江紀共副本を謄寫せしめ兩所に保存せり故に寛永島原一揆前比より元和之分は缺卷也維新迄二百六十年許の日記正副凡六千卷に餘るへく爾も一巻の厚さ一二寸なれは寒汗牛充棟啻ならす局中所在に充縊したるなり
一年頭亦恒例之行事と雖も元日より十五日迄は御登城初諸典禮多端鄭重なるを以て年頭調と稱し係

員日記方書役
認物勤共 前年十二月より別席を設け調査の例なり

一公儀御當家初御家門諸藩に係る冠婚喪祭等一切之典禮儀式臨時之事項は其時々係員を命し局中二階に別席を開き書役認物勤等附屬晝夜調査發表施行を擔任す就中大禮大事御家御相續御婚姻御官位御昇進御逝去 公儀御代替り將軍宣下御轉任等之類也には十數人書役認物共主任數ヶ月間專心執務す之を大調と稱す事急劇之際には連日一睫をも不交事往々不尠其雜沓繁劇名狀すへからす此調帳は日記に合綴せす別に何々調帳と題し保管す歷世の分幾百卷なるを知らす又類集と稱し日記諸調帳の要目を部門類集し捷見に備ふ先例を搜索すへき日記方の秘冊也

一御參府御歸國其他御旅行之事亦別局を開き係員負擔調査す之を御道中調といふ係り書役と共に御供をなし每夕御本陣に開局表向一切の事を執り觸元をなす平素之御供はなさす

一公儀初御家門方他向へ係る文案書牘起草を掌り御書方乃至書役へ仕出し施行せしむ又御寺方之事務交陟を扱ふ

一日記方見習認物勤と云は階級にて勤は概ね同一なり勤功年數に應し順次昇級す

但認物勤は輕き事務に服し其席の筆記をなすの意なりいつれも宿直なし

表御用部屋書役

表御用部屋書役 江紀共五六名 並高十三石已下役

同 認 物 勤 同 十二三人

元物書寬政四年書役と改め後御用部屋書役と稱し天保五年三月當役名に改む書役は認物勤より順々操上り年功且明跡に隨ひ日記方に進む

認物勤は多く小普請又は已下役等より出役にて助役之意也江戸にては無足より出役の者多し

　兩役已下役なれ共往々御目見以上より持格にて就職する者不尠

一日記方隣席に日勤書役は一人つゝ宿直當番加番をなす認物勤は宿直なく早出居殘をなす本役は認物勤を指揮し日記方より仕出する所なり年中行事其日々々施行すへき事項を業に發表する也即ち御登城御豫參初御名代御使其他一切を主任業役諸向へ布達衣服時則之事御覺書御口上書御式書御献上御進物寺社御供へ物等の準備調達(方(オカ))領持人御貸し人御中間湯漬之事迄一より十迄殘る處なく作略す專認物勤担任し逐一本役當番及ひ日記方の檢査を受け御用人の一覽を經て發行す一點の錯誤脱漏あれは爲に　君上の御勤向に關し或は御名代御使人の過失御外聞を釀す故念に念を入施行之後再ひ本役之推糺を受け役々へ書通之諸否を檢查し又は御廣敷方(老女御使御代參大奥御献上御音信之時)　御臺所方御金方役へ物品整備否を糺す等多端繁雜枚擧に堪へすたとへは一枚の行事書を切り割て數百枚に增殖し一切紙毎の動作をなさしむる如し

一御家中へ布告は總て表御用部屋取扱元なるを以て政府より之發令告諭諸局諸司の仕出元にて總て御家中又は役により心得を要する分共細大之布達をなす御家中總觸の時は百通に餘るへく殊に長文のもの等容易ならす同僚總かゝりにて處辨す

一御家中組付之外は概ね御用人の取次支配なるを以て公私の請願屆書悉く御用人へ提出す之を逐一跡方先例を審查許否を判し政府へ進達稟議又は諸司諸局へ交陟の事を御用人へ具狀す

一御用人日記方より何に限らす新古之法令規則先例跡方調查之事常に不絕或は御家中よりも規則跡

方諸願書屆書之可否文例等種々雜多の事を質問諮詢頻煩也總して御目付方嚴父の如く表御用部屋は慈母の如き釣合にて偵御用人へは憚り皆當役へ交渉し來る故に年中帳簿跡方搜索か商賣の如くにて年功老練者は概ね暗記す新參不馴之者は容易に調得す遲疑すれは古參之者より嘲々叱責を受く而も敢て敎示せす爲に苦悶煩勞に役々たり

一本役認物勤共掛り役あり則御書物方、學校、武藝、砲術、調練、醫學、蘭學、國學、御手帳、火事、御行列御役者等いつれも掛り御用人に屬し各員負擔之事務調査作略をなす御手帳とは　君上御手許之御家中人名簿也常に死失轉役改名等之修正をなす火事とは近火之節之事務役々詰人配置等之事を作略す

一御旅行御供及ひ地廻りにても總して御用人御先番見分出張之場所へは必す隨行す文武等に係る事は其係員出張す

一年頭調初臨時吉凶事御參府御歸國調之時は日記之部に記載之如く別席を開き日記方と共に從事す所作皆行事に同し

一記錄及ひ取扱ふ所之帳簿左之如し

壁張帳　新規帳　共に法令制度布告ものを記す

被仰渡帳　役々任免黜陟賞罰初御直命御家老御役人向之申渡都ての辭令を記す

諸願留　御家中請願書則養子緣組隱居家督願等を記す

取次帳　御用人取次支配之申請身分申立等政府へ談達すへき者を記す

申贈帳　御用人之日記にて日々擧行之事務等を記す
言贈帳　書役當番方之日記也
此外掛り役各課之帳簿共他雜帳副簿夥し壁帳新規之外は文化已來之者保存す此冊數巨多山をなせり

一表御用部屋は諸局中無比雜沓繁劇を極むる局にして就中認物勤は最下位に班し年中一日之休暇なく早參遲退且一種不言の習慣あつて新古の懸隔甚敷たとへは刀掛へ刀之掛け順硯箱の蓋辨當の箸とる事出入進退の前後迄一級たり共新古之順序紊るへからす百端之に準し全く一文上りの境遇なり又事務は必先例を引証摸型によらされは通過せす書牘は上下の文格記帳は一定之習慣あつて一字一行も苟且隨意に成りかたし故に如何に見識器能ある共鄕に入ては鄕に從ひ唯壓制陋習に服從し役々齷齪自から歎評穢多村と稱せり總して諸局小吏之境界は如此ものと雖も特に當局を甚しといへり然れ共　君上御勤向禮典制度御家中之總體公邊他藩之事にも概通し繁忙に堪へ諸務に經驗文筆に敏達なるを以て表御用部屋を勤めしといへは人多少の信を置き己れ亦得色ありし也贅言と雖も現時諸局胥吏の有樣を示す

表御右筆組頭御書方　並高六十石　平士

表御右筆御書方　同見習　同認物勤　並高二十石平士

元御右筆と稱す寛政五年奥御右筆と改め御右筆見習を表御右筆と改稱文政十二年八月都て表御右筆御書方と改む日記方の部に記する如し

表御用部屋附近の別局に日勤す兩役打込就務す組頭及ひ見習認物勤之儀日記方に同し宿直なし

一御書方は御用人に屬し　公邊他向へ之奉書奉狀御達書覺目錄諸制札附札衞府御旅行御關札等之公文書を筆する職也能書家山本忠右衞門惟命は一派の書風を起し山本流と稱す寶永二年御書方に擧られ在職四十年二代忠右衞門昌孝亦能書同職奉仕六十年父子共公子公女の御書學を指南或は　幕命により御用之謄寫に服事す故を以て正式の公文は山本流に限れる事となり爾來必す同流堪能之者を採用せらる即ち技術役なり

一吉凶共奉書奉狀目錄等皆武家の古式作法あつて文段書樣字畫署名之法紙品折方の式迄官爵高下幕府御家門國主御譜代に准し區別差等あり都て御書方の主任にして恒例行事或は臨時調之節共日記方仕出に從ひ如式染筆す御直名之書狀は御判紙と稱し用紙を御用人へ出し御花押の押印を侍臣より申受け揮毫す

一業役なるを以て認物勤等には其子或は門弟を推選する事あり宿直はなく御道中御供を勤む

表御用部屋吟味役　並高十二石以下役

元御用部屋勝手下役寛政五年八月改稱

御用人に屬し局中に日勤局中初諸局の調度物品新調修繕等を審査撿印使部役丁湯漬渡しの事をも檢査す即ち勘定役也

一享和二年より御書院番と共に御道中宿割役を勤む後御書院番は止み吟味役の專任となれり宿割とは御歸國御參府毎御發駕五六日前に御關札を引纏ひ出發街道山川關津道路の景況宿驛の廣狹本陣

脇本陣の體裁等故障の有無を偵察し總して御旅行の便利を計畫し御旅館御小休總御供役との宿泊所を配置指定し宿々助郷人足の準備を命し御休泊御關札宿割姓名掲示書等を附與す是等之事所々の七里の者土地御用達之者及ひ問屋役人へ交渉處理す外御旅行に於けるも同斷なり
一右之故を以て平素と雖も道中筋風水震災初大小異狀あれは必す七里の者又は御出入本陣等より吟味役へ報告を例とす又御出入本陣脇本陣より家屋建築修繕種々の請願等皆當役へ申出る總して宿驛の事に關係する也
一以下役と雖も往々御目見以上より持格にて就職江紀凡二人つゝありて御旅行には双方より一人つゝ勤務す宿直なし

表御用部屋寫物役

一表御用部屋二階へ日勤日記方の指揮に應し新古日記之謄寫を專務とす他に事務なし
　御役順に無之多く小普請等より出役或は無足よりも出役す

同坊主六尺

　坊主は總して御用人の使役に服し日記方書役席より發布の書翰送致及返書取集を處辨し六尺の取締をなす六尺は局中之使役勞働に服し日記方書役席の帳簿出納をなし紛雜繁劇を極む頗る人員多し
一御使の者と稱し御小人より出役下部屋に常在出駕御供御用人附人をなし局中一切の書牘を坊主より受取送達之使丁に服し出火の度毎火元見に出狀況を急報す總して馳驅奔走の役也故に從前

表御用部屋寫物役

同坊主六尺

は早道之者と稱せり

御小姓頭

御小姓目付　御小姓同心

御小姓頭	御小姓頭
	從來奥掛り御用人より兼務之處天保六未年十二月新に御側を被置廢止となり安政二卯年九月御側缺役に付已前之通り御小姓頭之勤筋當分奥掛り一統にて可取扱旨被　仰出安政六未年之比より本役を被命奥掛り兼務は離れたり
	一日々御前邊に奉仕奥向を總括管理し御小姓御小納戶兩頭取御小納戶を差配す時宜により御供を勤む御旅行御供は無論なり巨細は不詳
御小姓目付組頭	御小姓目付組頭　並高十八石　平士
御小姓目付	御小姓目付　並高十五石已下役
	天保八酉年七月兩役共被廢組頭は御側方認物勤となり平には同見習となり御側に屬せし處前記の如く御側缺役に付同時に舊稱に復す
	職名之如く御小姓等を監察し頭方之諸務書記等をなし御側向の雜務を取扱ふ
同　同心	一御小姓同心亦前記御側新設之時御側方同心と改稱御側缺役と同時に舊稱に復し御小姓之使役に從事す御小姓は別て他役出會嚴禁佛參近親之外容易に他行も不成右節迚も同心隨行す蓋し其擧動視察の儀なるへし

南紀徳川史巻之七十六

臣 堀内信 編

職制第七

職掌解説二

町奉行 二人 御役人 並高四百石 評定所出座

與力二組 三騎つゝ 並高二十石　同心二組 二十五人つゝ　書役二組 三人つゝ

町奉行は東西兩組にて役宅は廣瀬町奉行町に在て和歌山市政一切を司り聽訟・裁判・偵察・逮捕・拷問・處刑・牢獄等を掌ると雖も記類散逸詳ならす唯左の一項を存するのみ牢獄は岡ノ谷御作事方の裏にありたり

文化十二亥年八月廿一日

一町奉行中役宅唱振の儀是迄東西御番所と唱候筈相極有之候得共右は向後武家へ對し候ては誰御役所又は拙者共御役所と唱候筈

友ヶ嶋奉行 二人 並高四百石

友ヶ嶋御目付 二人持高　同御番組頭 二組一人つゝ持高

同御番 二組人數不定 持高　同同心 二組内組頭一人 一組五十人つゝ

友ヶ嶋奉行

嘉永七寅年十一月十日初て新設按に去年癸丑年亞國船渡來以後海防之議勃興幕府頻に督勵友ヶ嶋は紀淡の海峽攝海の咽喉により防備の策一日も緩すへからさるを以て此擧ありたり同島は加太浦より海上僅に一里に足らさる孤島と雖も從來人跡絕へ俗に魔所と唱へ恰も毒蛇魍魅の巢窟視し一回入嶋すれは生歸する者なし抔と人擧て畏怖する所也し故に懲罰の義を以てや去年　舜恭老公薨去後改革罸責せられたる有司又は放蕩不逞の徒醫師にて家業不精之輩等曩に一旦處罰之者のみ撰援御目付御番等十七人被命たれは其絕驚恐懼は一方ならす江戶常府にても元御目付にて權勢を極たる村井左近丸山內記外有名無賴の者十人許り當選す遠路妻孥を携へ孤島へ移住は恰も遠流悲慘の極傷ましき事と評し合へり詳には　昭德公世紀にあり近世の新職なるを以て職制あり

友ヶ嶋役職制　　嘉永七寅年十一月十日新設

一　　友ヶ嶋奉行

一一人つゝ加太浦へ相詰友ヶ嶋へも打廻り御備場の御用筋等無油斷及指圖配下の向炮術稽古且調練之儀厚致世話嶋中取締方之儀も行屆取計候事

一加太浦へ交代之儀は一月代り半年代り勝手次第之事

一非番之向は　御城へ出勤御用向申談且配下諸願等取扱尤中奥へ相詰候事

一異國船渡來其後非常之節は一統友ヶ嶋へ相詰諸事指圖いたし候事

一右之節は常住之外に増御人數をも可被遣候防禦筋一致に厚く心掛候樣組之面々へ兼て猶達之事

一加太浦幷友ヶ嶋御米藏玉藥藏取締方等行屆取扱候事

一友ヶ嶋御番幷組頭共兩組へ組入いたし同心五十人つゝ御預之事

但一統鉄炮組之事

一獵師幷商人等友ヶ嶋へ住居致し度向は勝手次第之筈に候間御勘定奉行申談島中都合宜樣取計候事

一友ヶ嶋へ米穀塩噌野菜等運漕都合之儀幷渡船往來都合等之儀も御勘定奉行等申談行屆指圖之事

一　友ヶ嶋御目付

友ヶ嶋常住之事

一御備場御用向且島中取締方之儀無油斷心を付調練等之節も出張行屆世話いたし候事

一友ヶ嶋奉行取次支配之事

一友ヶ嶋中御番所幷御臺場共見廻り不行屆無之樣取計候事

一折々加太浦奉行詰所へも罷出御用向申談且取扱之事

一御米藏玉藥藏取締方之儀且又島中へ米穀塩噌野菜運漕其外渡船往來都合等之儀奉行へも申談行屆取計候事

一異船渡來候はゝ早々奉行へ相達且海岸へ近寄又は大坂内海へ乘通り候樣子に候はゝ速に御備場御固其外手配幷臨機之儀は逸に奉行へ申談取計候事

一　友ヶ嶋御番組頭

友ヶ嶋常住之事

一御備場御用向且組中取締方之儀無油斷心を附島中御用之儀は奉行幷御目付へも申談行屆可相勤事

一炮術稽古且調練等無懈怠出精致し組中炮術稽古は勿論調練之儀も厚世話致し可申事

一友ヶ嶋中御番所幷御臺場見廻り候事

一一人つゝ操回し加太浦奉行詰所へも罷出御用向申談且取扱候事

一異國船渡來候はゝ早々奉行へ相達し且海岸へ近寄又は大坂内海へ乘通り候樣子に候はゝ速に御備場御固其外手配幷臨機之儀共逸に奉行御目付へ申談無滯樣取計之事

一兩組中諸願等取扱加太浦在番之奉行又は御目付へ差出兩組互に致和熟相勤候儀等專一に可心掛事

一　友ヶ嶋御番

友ヶ嶋常住之事

一御備場御用向奉行御目付幷組頭指圖を受無油斷可相守事

一御臺場附御番所へ繰回し二人つゝ御番相勤候事

見張之儀も無油斷心掛居可申事

下ヶ紙

二た間有之場所は上之間御番二之間同心若一と間に候はゝ屛風にて隔てを附可然事

一炮術稽古且調練等無懈怠出精可致事

一異國船見受候はゝ早速向々へ相達し奉行等指圖次第直に御固場へ相詰候儀等兼て心掛居可申事

但御軍令之儀堅違背仕間敷事
一兩組中諸事互に打合一統和熟專一に心掛可相勤事
一友ヶ嶋奉行初御役順左之通候事

下ヶ紙御門々制止無之事

一友ヶ嶋奉行初並高等左之通候事

町奉行
友ヶ嶋奉行
新御番頭
奥御右筆
友ヶ嶋御目付
田丸白子御目付

虎之間席並
友ヶ嶋御番組頭
御腰物奉行
江戸御金奉行
友ヶ嶋御番
小十人
友ヶ嶋奉行

並高四百石
御役料高百石
加太浦へ在勤交代致し候付同心組之詰扶持一人分つゝ被下

同　御　目　付

持高勤之内高百石被下
持高四拾石以下之筋は三人扶持被下

同　御　番

持高勤之内御切米拾石被下　組頭は高五拾石被下
持高四十石以下之筋は三人扶持被下

友ヶ嶋奉行組同心

一組五十人つゝ内組頭二人つゝ
給扶持七石二人扶持つゝ　組頭は一石増
外に一人扶持つゝ増渡
右之内奉行兩人へ組之詰給扶持一人分つゝ被下
但増扶持不相渡事
同心江戸幷加役勤は無之尤代番相濟候事
下ヶ紙　本文之通に付全く勤人一組に組頭共四十九人つゝに候事

友ヶ嶋奉行組
同心組頭
同　　　心

下ヶ紙本文同心組頭今兩人幷平
不殘共追て可申付事

一友ヶ嶋常住之事
一御備場御用向奉行初之指圖を受無油斷可相勤事
一御臺場附御番所へ繰廻し五人つゝ御番相勤候事
　遠見番をも兼相勤候事
一炮術稽古且調練等無懈怠出精可致事
一異船見受候はゝ早速御目付等へ申出奉行初之指圖次第直に御固場所へ相詰候儀等兼て心掛居可申事
　但御軍令之儀堅違背仕間敷事
一諸願等は組頭にて取扱奉行へ差出し尤兩組互に致和熟可相勤事
　但兩組共在番之奉行取扱之事
一友ヶ嶋御番幷同心鉄炮組に被　仰付玉藥代相渡等に候間小十人御先手同心之振合を以渡方之儀宜被取計事

一　　　　　友ヶ嶋奉行

異國船渡來之節心得方之儀當春　公儀より被　仰出之趣も有之防禦筋聊油斷有之間敷は勿論に候

得共若し近海へ碇泊いたし萬一彼より不禮之振廻等取計又は加太洋無謂乘通り候ても　公儀より御指圖無之内は決て打拂之儀は不相成候間組中一統屹度相心得罷在尤異船滯留中御備向之儀外見に拘り夜中海岸へ挑灯等並置候ては却て彼之的に相成且は費弊も不少儀に付番小屋等之要所は格別其外は要害之土地見計ひ山蔭木蔭へ屯致外より不見樣に相心得晝夜行列を正し時々海岸を見廻り一切外見之虛飾は相止候て面々鋭氣を養ひ取鎭り居大小之筒配り方等行屆取計彌打拂之儀　公儀より御指圖有之候はゝ其節は一同奮發實地之接戰專一に心掛候儀等兼て被　仰出之趣厚可被申付事

嘉永七寅年十一月十日

安政二卯年十二月十日

一友ヶ島常住之向無據用事にて此表へ罷越候節は屆書差出候等尤いつ方へ罷越候ても日歸りに相心得止宿は不致等に候間右之趣友ヶ嶋奉行へ可被相達事

萬延元申十一月友ヶ嶋御目付初島住之筋月代り勤番に相成候事

新御番頭　組共

新御番頭　三人　並高三百石

新御番組頭　三人　並高五十石　平士

新御番　三組　一組十九人つゝ　並高廿五石　平士

寛政五丑年九月新設

此時御書院番頭御小姓組頭をも新たに置かる右兩番頭と此新御番頭とは從來之御使役頭大小姓頭中之番頭詰番頭とを混同折衷して新たに此三番頭を被置而して元の四役は自然と消滅したる如し又格役なれとも寛政六年に大御小姓頭格詰番頭格を合して新御番格と唱へ詰番格を御書院番格と改稱の事あり交互混雜し區別判然しかたし結局詰番頭之代替りと見做して可なり亦幕府に擬せられたるならん

新御番頭は一組を支配し番頭部屋に詰め兩番頭と同樣御名代御使を勤

年頭初諸御式之節御奏者番披露之役を勤御供は不勤

組頭は頭を補佐し組中を所辨する事兩番組頭に同し

新御番は殿中奧之口に當直警衛す地廻り御旅行とも御供をなす

口碑に傳ふ處寛政以前に狼藉人か狂人か突然奧之口を亂入したる者あるより當役當直之事初まりしといへり

軍役は御旗本備なり

御廣敷御用人

御廣敷向

御廣敷御用人

御廣敷御用達　御廣敷番

御廣敷添番　御廣敷進上番

御廣敷書役　伊賀　組頭　子供役

御錠口番 組頭　　　御廣敷坊主六尺

御廣敷御用人 無定員 並高三百石　御役人　奥役

元御藥込頭　寛政五年五月改稱

御簾中樣被爲在節は御簾中樣御用人と稱す

御廣敷を從前は都て御內證方或は錠前とも唱へたり蓋し寛政以後の改稱ならん

一君旨を奉し政府の指揮を受け內政內計を綜理し總女中を監督屬官を差配し日々御廣敷御用部屋へ出仕宿直をなす

一內旨を奉し伊賀之者を密使御家中他向之探偵をなす御目付より探偵言上ありと雖とも尙愼重緻密內外の偵察を要せらるゝの御趣意なり

一御簾中樣御他行御旅行御供をなし御參府御歸國之節に御先役御供之女中引纏を勤む

一吉凶臨時御用之時は係員被命担任す

一男子にして　御簾中樣へ拜謁を得るは執政と當職のみなり

一文化十酉年七月廿八日向後月番相勤一ヶ月代り一人つゝ繰廻可相勤旨被　仰出

一弘化三午年六月十日左之通り被　仰出

御簾中樣　御　用　人

御用伺之儀幷大奥御錠口御〆り取計振等之儀向後都て文政九戌年以前之通相心得可申との御事候

和歌山表にても右同様之趣相心得其段御廣敷御用人へ可被申合事

本文御〆り取計御改正之品御錠口表使へ心得可被申合候

當役及ひ御納戸頭奥之番は三役と稱し奥向之役人なり故に御締り向諸見分等三役立會にて取計

御納戸頭等へも右同樣布達ありたり

御廣敷御用達　並高二十石　平士

同　見習　以下役

元御目見以上之奥役人調方勤を寛政五年五月御廣敷御用達と改稱御目見以下之奥役人調方勤を

同時に御廣敷御用達見習と改む

一御廣敷御用部屋へ日勤御廣敷御用人の指揮を受け會計を司り　御簾中樣御衣服を初諸御調度物

大奥御献上初諸御音信寺社御備物御膳所一切の事物品購求等預らさるなく總して大奥向之經濟

を取〆り各課を管督常に女中役々へ交渉女中取扱御用向を辨理し文書帳簿の事を司る其地位表

御右筆日記方御勘定組頭に似たり

一御用人御供及ひ女中引纒之節に隨行す

一見習勤も同職務にて御目見以下の區別あるのみ

御廣敷番　並高二十石　平士

同添　番　同　十三石　以下役

元御目見以上之奥役人を寛政五年五月御廣敷番と改稱御目見以下之奥役人を御廣敷添番と改む

以上以下打込勤

獨禮以上之格式ある者は御城代支配無格之者は御廣敷御用人取次支配江戸にては獨禮以上は御用人支配

御廣敷へ當直警衛をなす巨細詳ならす

御廣敷進上番

御廣敷進上番　並高十石　以下役

元御廣敷御玄關御番と稱す文政五午年改む

御廣敷御玄關へ當直諸進物授受才領等を司る細雜詳ならす

御廣敷書役

御廣敷書役　並高八石　以下役

元錠前書役と稱す

御廣敷御用達席に日勤御用人之書記御用達之文書記帳を掌り往々御用達見習に進む

伊賀七組

伊賀七組　組頭七人　十石二人扶持　本役六十一人　九石二人扶持　小供役十四人　五石二人扶持

元御藥込と稱す寛政五年五月改む

御藥込とは蓋し御手銃の玉藥を裝充したるなるへし

御廣敷御用人之使役に服し總して御供をなし諸警固向を勤め女中の御使御代參に付添ふ常に丸に十字形小紋の役羽織を着す

御内命隱密の探偵をなし時宜により御直々の密旨を奉し突然遠國他國へ密行の事もありといふ公邊御庭番之職に類するもの也恐らく甲賀忍ひ之者に起因したるならん子供役は助役見習なる

御廣敷御錠口番

へし

御廣敷御錠口番　組頭あり　四石二人扶持　組頭は五石

元錠前番寛政五年五月御廣敷下番と改享和元年九月御廣敷御錠口番と改稱御廣敷男女出入口の見張番をなし女中之御使御代參等の節伊賀と出會にて附添をなす此時には肩衣を着す此他女中宿下り私行にも隨從す

御廣敷坊主

御廣敷坊主　六尺

坊主は御廣敷御用部屋へ出勤御用人御用達の使役に服し女中表使御右筆使番之間に立廻り表御用部屋等へ御用人御用達女中等より御用交渉之取次に馳駈す當坊主に限り御同朋に關せす御用達之支配なり

六尺は御用部屋六尺を初人廻し帳場方中之口番使番道具番其他課役多く總計七十人許ありしと云道具番は老女出行に附添の役をなし四人つゝありしと云

寛政十年十二月御廣敷小使之內女中他出等之節附添罷越候節は御下男と可稱旨あり

小普請支配

小普請支配

小普請組頭　以下小普請組頭

小普請方認物勤　大御番格小普請

獨禮小普請　同末席　小普請御醫師

小十人小普請　同末席　以下小普請　同末席

小普請支配　三人又は四人　並高三百石

寛政五年九月初て被置

一大廣間席以下布衣已上役之家督跡目は寄合被　仰付右以下頭役平士虎之間席迄の家督跡目は大御番に其以下は格式により獨禮小寄合及十八人組に並小寄合に十八人組並以下は輕小寄合に被　仰付以下役は家督跡目不被仰付追て雜組に被　召出るゝ事往古より之制なり然るに寛政五年に至り小普請支配を新設大御番は其儘にて獨禮以下の小寄合及ひ雜組を總して何々小普請と改稱し各小普請皆（元雜組の外）當役之支配となる小普請の稱は非役の義務として營繕費に充つへき小普請役銀を徵收せらるゝに起因す（御役銀を出すは大組寄合大御番其他居役免之向出す祿制之部に詳なり）若山にては概ね大御番となるを以て大御番格小普請少く獨禮小普請頗る多く小十人小普請就中多し文化六七年の調査によれは小普請の總計五百十八人安政未年には五百二十二人之平均常に五百人に下らず之を三組乃至四組に分ち各一組つゝ支配す內江戸常府小普請は百人前後あり

一江戸にては大御番なきを以て常府の布衣以下頭役平士大御番之資格迄之家督跡目はいつれも大御番格小普請となる資格全く大御番に同し故に同小普請多し獨禮以下各小普請は都て若山と同斷

一小普請支配は初て父祖に繼き戸主となり頓て文武の官に登用せらるへきものゝ支配なれは其心情品行を敎導文武之藝術を督勵有爲の士を養成すへきの任あり故に家事家產之私事迄をも配意

し外番頭物頭と違ひ頗る紛雜多忙之職なり御供は勤めす

一每月十三日對客と稱し配下之面々を其宅に引見す配下之人となりを視察の義なり幕府の制に倣ふものとす

一事ある時は一組を引率警衛防禦に服し或は物主に屬し出發す

小普請組頭 以下小普請組頭

小普請組頭　一組二人つゝ　並高四十石　平士

以下小普請組頭　同一人つゝ　同十五石　同

共に寛政五年五月新設

御目見以上之小普請は小普請組頭に屬す兩役共支配之指揮を受且補佐之時々支配之宅に會し配下之事務を處理す

直接配下に接し其品行を正し文武を勵まし誡諭薫陶の勞を取るは皆組頭之任にて文武器能の士を撰拔推薦は勿論貧困疾病孤獨の保護より不虞災厄雜多之煩累まて眷顧關渉せさるを得す元來小普請は父沒して俄に減祿扶持方に離れ小普請免を被課役銀を出す小祿且家眷多之徒は無負債といへとも殆と衣食を支へかたし然るを父貧困にして知行切米は公私之負債に差押らるゝ如きは全く無一物之赤貧居るに食なく出るに衣なきの類尠からす甚しきは双刀さへも失ひ言語同斷の始末なるあり或は罪戾を犯し罰せられて刑小普請となり又他組他役よりも罰せられて同小普請に入るもの皆此組頭の手に屬す是等は難中の至難にて組頭は時々刻々其宅を巡視謹愼を檢し活路を誤り手業内職の法を授け救助庇保の道も勗めさるへからすされは當役儀を換言すれは

小普請方認物勤

大御番格小普請

貧院の世話役感化院之看護人ともいひつへく他組他役に嘗て其比を見さるの職なり

一以下小普請組頭亦同斷と雖も配下甚多からされは本組頭之如きにあらす諸般以上組頭に諜り自つから其助手をもなせり

小普請方認物勤

御役順になし小普請中より之出役にて日々小普請支配之宅へ出勤文書記帳の事に服す以上を小普請方之事務官となす

大御番格小普請　平士

元大番格番外と稱す寛政五年五月大御番格小普請と中之間番格番外を中之間番格小普請と改め同六年九月中之間番格小普請を大御番格小普請と改稱結局一つに大御番格小普請と稱する事になりたり

一前記の如く若山にては布衣以下頭役平士虎之間席迄之家督跡目は悉く大御番となる既に大御番となれは代々大御番にして祿も七代之間は二十五石より以下へは減さる特權を有す不然して大御番格小普請となれは何等かの子細あつて一格を貶せられたる分なり故に人數少し江戸にては大御番なきゆへ大御番となるへき家筋皆當役となる全く大御番と異名同義なり唯江戸大御番格小普請は二十石よりは減祿せさるの制なり若山大御番格小普請とは同名異義とす

一總して小普請は何等之勤務なし初て戸主となり減祿小普請免役銀を被課家計困難により一刻も早く番入番士諸官に就任するを云ふ出役諸局諸司等の助役に出るをいふ出扶持と稱し三人扶持を得るなりせん事熱心之希望なり夫れには品行を愼み

文武を勵さるを不得もし遊惰放逸なれは終身小普請に終るの外なく不言に奬勵の政略と見へたり故に頓に番入は叶はさるとも文武心掛け少しく器能あるものは諸司諸局乃至種々の掛り員に出役し扶持方に有付もの尠からす然れとも多衆の人員文武修行之余資もなく手業內職に汲々或は無頼放恣碌々小普請に終るの徒亦多きを免れす是小普請全躰に就ての解說なり

一江戶大御番格小普請は平均四五十人あり總して若山の如く多人數ならさるに加へ御番御供其他勤務之廉多きを以て跡目間もなく當分遠待御番青山御殿番地廻り御供或は文武稽古場掛りとなり又は遠待加番と稱し年頭上使又は吉凶に付諸侯入來多等之節は遠待へ助直をなし日數に應し出扶持を受く獨禮小普請は少數小十人小普請已下小普請等は資格に應する助役則當分御帳前助小十人助奧火之番又は諸局筆生の助手に出役家計を醫す江戶各小普請の概略如此

獨禮小普請

獨禮小普請　同末席　平士

元獨禮小寄合と稱す寬政五年五月獨禮小普請と改め獨禮小寄合格番外を獨禮格小普請と唱ふ享和三年六月獨禮格小普請を獨禮小普請末席と改稱す

一當小普請は虎之間席並以下大御番格迄之家督跡目之者へ被命なり虎之間並以下はいつれも代替毎に父祖持祿の多少に准し若干つゝ減祿す

小普請御醫師

小普請御醫師　平士

一末席と云は同資格にて末期名跡無緣名跡等跡目之過代又は何等か譴責あつて貶黜せらるゝ者は末席となり必す扶持方取りに削減せらる後數年を經本小普請石祿に復する也

元表御醫師と稱す文化二年九月改稱

小普請御醫師は奥御醫師御番醫師家督跡目之者也（御匙醫の家督跡目は寄合御醫師となる）世襲家業なるを以て技術奬勵之爲め俗躰に比して減祿强くいつれも祿扶持に貶せらる御番醫師となるに及んて石祿に復するなり

小十八小普請

小十八小普請　同末席　平士

元十八組並小寄合と稱す寛政五年五月小十八小普請と改め十八組並小寄合格番外及ひ十八組並番外を小十八格小普請と唱ふ享和三年六月小十八格小普請を小十八小普請末席と改稱す

一當小普請は大御番格以下虎之間席並之末班迄の家督跡目之者被命餘は獨禮小普請に同し

一末席の事亦獨禮小普請末席に同し

以下小普請

以下小普請　同末席　御目見以下

元輕小寄合と稱す寛政五年五月以下小普請と改め享和三年十月勤無之以下小普請格を以下小普請末席と改稱す

一當小普請は中之間席以下壚硝奉行迄之家督跡目之者被命なり外及末席之事都て前に同し

刑小普請

刑小普請

元刑番外と稱す寛政五年五月刑小普請と改稱

一頭役平士以下役を不論不心得不行跡不埒之品等にて改易御暇に不至者の所罰なり罪之輕重によつて半知前後乃至祿扶持に嚴削且刑免を被課資格は從來の格式に准し差等あり即刻召狀にて評

定所（江戸は御勘定所）於て三役（御勘定奉行御用達御目付）頭支配立會申渡し召喚の時は御小人目付同押等宅前後を警戒逃走に備へ親戚又は同僚同道せしむ都て刑人扱ひなり即日より門戸を鎖し一切人の出入を禁し（親戚と雖も往來を不得日用品行商人糞尿汲除も公然立入る不能なり）堅く謹愼十年を經後重き御法會等際會之時漸く放免を蒙る窮困悲慘の狀は小普請組頭之條に記する如し

以上を小普請支配の配下とす外に左の小普請あり類により附記す

御城代支配小普請

元童子組と稱す寛政五年六月改む

跡目寄合大御番等に可立者十七歲以下なる時は童子組に御入被成と被命父持祿知行御切米に不限皆祿扶持に闕削せらる未成年にて出軍する不能留守すへきを以て御城代之支配に屬するなり

十七歲に及ひたる時寄合又は資格の小普請に入相當石祿に復す

御勘定奉行支配小普請

元雜組と稱す御目見以下の者の跡追て被　召出時は三人扶持の當小普請となる御勘定奉行の部に記し爰に畧す

御城附

御城附　西丸御城附共一人つゝ　並高三百石

元御城使と稱す當役は御三家方に限り御城附と唱へ諸藩にて留守居と稱するに當る日々登城尾水樣同役と同席し御老中方より授付する處の封物類諸布告書（封物は都て紀伊殿家老衆へとあり諸布告書付類にも御家老宛又は御城附宛あり）等

を同朋頭より受取又政府御用人の指揮に應し御老中方へ御達書御内談書等御同朋頭を以提出し其他公儀御役人向諸番頭御留守居奥御右筆御徒目付等御用之節により何役へも交渉對談を遂く

一都て御登城　上使或は御献上御拜領物御家老登城等御城おゐての御都合手行は一切當役担任す又公儀御勤品初内外總て御三家被　仰合事は尾水樣同役へ交渉御兩家御家老御用人の内議意見等を諮詢し之を政府又は御用人へ報告又諸藩留守居へも交接する事あり然れとも諸藩の如く留守居付合といふはなさす御三家御城附は別派なり

一日々公儀御沙汰書と稱する（將軍御成諸禮式法令發布官位任叙諸職任免黜陟大小監察觸三奉行裁決諸藩届書等其日々の事項を記したる幕府の日記なり今の官報に同じ）を携へ歸り御用人へ出す（同役より御覧に供し後日記方にて御家日記に綴入れ一日の日記となすなり）又公儀の内議諸藩之動靜諸國異變の事何に不限手筋々々に内聞探偵をなし眞僞誤謬を不問逐一之を政府御用人へ報告す之を風聞書と唱ふ維新前には新聞紙といふものなく唯此御城附の風聞書により一般の形勢情況を知るより術なく迂遠遲緩を極め訛傳誤聞も不尠と雖も他に方法なし嘉永癸丑亞國船渡來以後天下多事年一年に迫り内憂外患天災地妖尊王攘夷の仲櫻田の變御上洛の事征長の亂等細大擧け盡すへからす此等の風聞皆日々御城附より報告實に櫛の齒を挽く如くなりし也

一御城附は　公儀向專任の職なるを以て閣老退出之上下城直に表御用部屋日記方席へ出頭日々の事を報告（御用人へも報告又政府へ出頭の事あり）翌日之公務を受け退出す故に日記方は御城附出頭せされはたとへ御用閑なりとも退局せさるの例なり

一若山には御城附無之を以て若山へ上使ある時は臨時に御城附助を被命總て上使に附隨勤務す

將軍家日光御社參の時は日光へ隨從近世御上洛又は征長の役浪華御在城之時は同所へ出頭せり

西丸御城附

西丸御城附

右大將樣將軍御世子西丸御在城被爲在時は當役を被命職務都て御本丸御城附に同し然れとも御本丸より自づから閑なり

御城附書役

御城附書役　六石五斗三人扶持

伊賀以下輕輩なり或は以下役より出役の事あり日々御城附宅へ出勤文書記帳に服し御沙汰書の淨書を作る

小十人頭

小十人頭
　小十人組頭
　　小十人

小十人頭　七人　並高三百石

元十人組頭と稱す寛政五年五月改稱

小十人七組なり一人一組を支配す内一組は江戸なり

地廻り及ひ御旅行等總て御供を勤め平素中奥へ詰る

軍役は御旗本備なり年々配下弓鉄の見分試驗なりをなす此節御月付立會之處文政元寅年六月より止む

小十人組頭

小十人組頭　一組一人つゝ　並高二十石　平士

小十人　弓組三組　鉄炮組四組　一組十人つゝ　同　同

元十人組與頭又十人組と稱す寛政五年五月改稱

組頭は頭の指揮を受け一組を差配する事組頭と同し常に御供を勤む

一龍祖の御時諸士の二三男共を十人組に御撰拔壯年にて妻子の煩累も無之修行も心易しとて專ら武術を御奬勵御放鷹等には馬廻りに被召連又御話之衆と稱する古老の士を被召焚火之間に於て武邊武功之談話御聽聞之際此小十人にも傍聽を被命常に御側近く伺公す表役殊に二三男の分際にて君邊に昵近を得るに無比の榮譽とし人々競て奮勵せしと也

勝野流砲術常上り筒早込は御秘事と稱し容易に傳授成難き處御側向小十人に限り教授を被免御馬前之御備に被仰付依て近世に至るまて小十人之御役筒は勝野流也後いつ比よりか宇治田流も御役筒となれり

一當役は歴々士分之二三男なれ共御旗本備へ武裝之一齊を思召し金の笠金溜色糸威之御貸具足猩々緋之陣羽織にて美麗壯觀を極む後世小十人といへは士籍之末班小祿貧困見る影さへなき姿也しか國祖の御主意は右之如くなりしといふ

一地廻り御旅行共必御供に相立小十人の杉形と稱し一人先に立夫より左右雁行に斜列す

一江戸にては御玄關御鎗之間正面に列席當直す進物御番御帳前をも勤る　諸侯入來諸家使者等之姓名記帳を御帳前と云　人少之時は小普請より助役せしむ

御留守居番頭

御留守居物頭
御留守居番

御留守居番頭　三人　並高四百石
同心三組　一組二十人つゝ　六石二人扶持つゝ　鐵砲組　內組頭二人つゝ一石增
御留守居物頭　無定員　同三百石
同心五組　一組十一人つゝ　六石二人扶持つゝ　內組頭二人つゝ一石增
御留守居番　同　同二十石
同心五人　六石二人扶持　內元〆一人
頭初留守役にして城中守備に任す御供御使他國勤なきを以て居役免御普請役は半役なり
一物頭は虎之間席上席是よりを平士と稱す當役に限り組頭を物頭といふ物頭御留守番之內にて一兩人つゝ左之課役を被命判改は御留守番被命四五人あり課役之者四十石以下は銀二枚被下右以上は御普請役を免さる
御道具藏預　御弓藏預
御藥種藏預　御馬具藏預
御鎗藏預　水帳藏預
判　改　同心之內よりも兩役に附屬し夫々課役を分担す

御留守居番頭
御留守居物頭
御留守居番

一御留守居番は居役なれ共三人扶持を給せらる兩役共番士又は諸役之者數十年勤務之果休職之如くに被命實は老朽隱居役の姿なり

根來頭

根來頭　三人　並高三百石

根來同心三組　一組は三十六人 二組は三十七人つゝ　合百十八人五石つゝ　内但頭一人つゝ　一石增鐵炮組

一人一組を支配す根來者は幕府と御家のみにて他に類なき也其起因は紀州那賀郡根來寺一山は諸國に數十万石之地を領し衆徒皆干戈を事とし四方を侵掠猛威を遠近に逞す織田氏石山本願寺を攻るの時本願寺は根來の僧軍及ひ土豪驍勇の士を招き軍中に加ふ又天正十二年小牧長久手の役に　東照公井上主計頭を竊に紀州へ被遣根來寺總分幷雜賀の士を招き給ふに根來寺命に應して軍を出す後豐公天下を統一して海内風靡といへとも根嶺の徒猶屈强にして暴掠止ます眞田幸村を使として舊寺領の地は悉く沒收し新たに二萬石を賜ふへき旨を諭さしむ衆徒肯せす豐公大に怒て兵を擧て是を討ち火を放て一山を破却す德川氏に及ひ曩に小牧御加勢の由緒あり且殘黨潜伏に於ては後患になきに非すとて其僧軍二百人を撰はせられ内百人を幕下に召し俸米を賜ひ殘り百人は後命あるへきとの事なりしかいまた其事に及はす然るに元和御入國　神祖之御遺旨を繼かせられ百人の者を召して廩米八石つゝを賜ふ之を根來同心と稱し頭を付せらる皆院號を名乘り總髮にて在住是より根來の僧軍遂に跡を絕ち世々根來同心を相續せし也頭之職掌詳ならす蓋し支配統御を旨とし他に御供等之事なかりし如し同心の事は尙諸組同心之部に揭載す

根來同心

幕府の根來同心は四組百人同心之一にて根來百人と稱し三十俵二人扶持つゝ也維新迄相續亦總髮坊號なりし

一根來同心初八石つゝ賜り後五石に減したる事由且年代共詳ならす

該同心は外同心と違ひ平素何等之勤務もなく（毎年四月和歌御神事の時は神輿御行列に加ふ）居村に在て專ら農事等之自業に服し唯事あるの時銃隊たらしむ則農兵なるものなり故に子孫の代減祿に及ひしならん

一根來同心之內左之者共御鷹場見廻り相勤候村被下之外に常扶持相渡銀一枚鶴飼に付東光院へ被下但九月より二月迄閏月有之節は銀五十目被下との記あるを以て見れは在中御放鷹等之御用をも勤めしものと察す

福藏院　三島　德島　八十島　兒玉　坂本　川原　大島　田伏

御先手物頭

御先手物頭

御先手物頭　二十三人　並高三百石

元物頭と稱す寬政四年十二月改む

駿河組　十四組（弓四組 鐵炮十組）　一組同心二十八人つゝ　內組頭二人つゝ　七石二人扶持

橫須賀組　九組（弓三組 鐵炮六組）　一組同心二十八人つゝ　內組頭二人つゝ

各一組つゝ支配し軍事先鋒を勤む橫須賀組は大御番同樣安藤家に屬す常に配下之弓鉄を勵し年々見分をなす市之橋御門岡口御門を預り同心を在番しむ又諸警固巡邏等之事に服す御旅行には騎馬御供をなし五十人組之頭と共に川明けを勤め御旅館宿驛の前後を警衞す

一出火之時は火之番之物頭二組火之元へ馳着け其所の前後を固め御城近邊或は和歌浦妹脊山吹上御靈屋報恩寺近火には外組々も出張御門警衞或は消防をなし出水之時は組々岩出宮の井八軒屋八幡裏傳甫等へ出頭警備す巨細は法令部水火防禦制に記するか如し

一諸士罪跡あつて吟味の時は未決中御先手物頭へ御預け之事あり然るときは御預け中五人扶持を賜る其他自分凌なり

一江戸御先手物頭は四組あり交番表御門を守り當番之頭は日々御番所へ詰午時退出す又赤坂邸麴町邸の通用御門を守る（赤坂邸は山屋敷青西御門なり同心在番頭出頭なし） 將軍家駒場御成之時は火消人數を引纏ひ通御近之御門へ詰る

一江戸にては火消役を殆と專務とす當役に屬する火消人數は一二之兩組あり本支諸邸近火は無論御城初上野芝兩山御守殿（幕府姫君方） 御同族御緣家方の出火近火には御見廻且消防して火受番之順を以一ノ火消人數を引率御供番兩人と共に出張若し大火或は一時倶發若し出張を要する時は次順之頭二ノ火消を引率出張す從來江戸出火の頻煩なるは每夜十回前後に下らす一聲警報あれは火の遠近に不拘速に馬上出殿御用人御目付之指揮を待つ故に一夜之出殿何回を知らす冬季には身に火事服を解かす馬に鞍を放さす終夜眠る能はさる躰也若山と違ひ江戸出火には幕府の十人火消大名火消四十八組の町火消等互に消防を爭ひ水の手梯子のかけ方を競ひいつれも所謂命不知の我裔人足喧嘩爭鬪を分とし義侠となす剽悍暴徒の集合地なれは混亂紛擾之間動もすれは大騷擾を起し殺傷相當る之椿事を現する事不尠是等の時に處し能く御威光を辱しめす或は猛火天に

漲りいつれ之火消も支へかたく傍觀手を束ぬる中に飛入手際に消し口を取り名譽を輝したる例もありて兎に角御先手物頭は表向武官之棟梁なれは剛膽勇を鼓し氣を遣ひ番士社會を壓倒せし也

山家同心頭

山家同心頭

山家同心頭　三人　並高二百石

山家同心三組　一組三十人つゝ 鐵炮組　一人扶持つゝ御切米なし　組頭は二人扶持

慶安の比乃至其已前よりして有田日高の兩郡及ひ勢州川俣にて山家同心三十人つゝを置かる則其頭なり有田日高は若山を距る遠からすして山分深し亦川俣は松坂へ之街道にして悉く山分なり故に土豪郷民にして土地山川の地理事情に通曉の者を撰み僅に一人扶持を給し諸役を免除居村に在住し嚮導且近郷他領等の偵察に驅使せられ國防の一に備へ頭を置かれたるなり組根來同心之義に同し同心之事諸組同心之部に詳記す

御納戸頭

御納戸頭

御納戸

御納戸見習

御納戸頭　四五人　並高六十石

元御小納戸頭と稱す寛政五年九月改

一御裝束類初御衣服一切を保管時々調進裁縫の事を司る

一當役は御廣敷御用人奥之番と共に奥之三役と稱し奥役人なり故に御錠口其他御締り向に立會表役人奥向見分等之時も立會す弘化三午年六月十一日左之通被　仰出

御納戸頭

御用伺之儀并奥向御〆り等之節立合并勤振等向後都て文政九戌年以前之通相心得可申との御事候

和歌山表之儀も右同様之趣に相心得其段同役へ可被申合候事

下ケ紙　御〆り等之節立會之品は奥之番へ可被申合候事

御納戸

同　見習

御納戸　並高十五石　平士

同見習　同　十二石　御目見以下

御納戸元御小納戸手傳と稱す寛政五年九月改む

御納戸頭に屬し日々御納戸局に出勤御衣服類保管年中節々の御召服を御召方と交渉出納をなし總て新調裁縫の事を管理御服帳を製し文書會計に從事す

一江戸にては御羽織屋六兵衛と云者駿河越家筋の舊家にて先祖以來御扶持を賜り裁縫御用勤なり此者手代召連日々御納戸へ出頭仕立御用に服せり商人にて駿河より御供せしは若山の菓子職駿河屋善右衞門表具師皆川德兵衛御疊方某と此六兵衛家なり共に維新迄御用を奉す

御側向

御小姓頭取　附奥頭取奥御用勤　奥勤

御小姓頭取

御小納戸頭取　奥之番

御小姓

御小納戸　御膳番

御小姓頭取　並高六十石　席外頭役

天明御役順に見へす文化度職員録にあれは蓋し　舜恭公御代より新設と察す御小納戸頭取も同斷也

御小姓頭支配御側有之節は同役支配なり以下皆同し

君上之御起居御進退に常侍し日々の御行事文武御修道等斡旋總て君邊之御用重立奉事御小姓を指揮監督す

一有德公御訓令にも近習役は自分側を不離者共故外様とは出會無用と被遊たる如く都て君側勤は他役出會不相成就中御小姓頭取御小姓は最嚴重にして親戚と雖も極て近親の外は往來を禁せられ右訪問佛參等にも御小姓同心必隨行す御側向は總して出駕之節御駕近に御供をなし江紀御往來には順次又は思召を以御供をなし江紀互に一ヶ年詰め勤番をなす

附奥頭取

奥御用勤　奥勤

右御役順に無之　顯龍公被爲置しなり蓋し御小姓頭取之內筆頭或は特旨を以被命しか御小姓頭取より一層重立寵遇權勢も盛也しと職權區別等固より內臣之事機密知るによしなし左記に依て

みれは奥頭取は文政十一子年已前より被命御廣敷御用人兼務をもなしたるなるへし總して　顯龍公の御時は多く幕府之體裁に倣はせられ百事御鄭重に傾き御小姓御小納戸の多人數なるは前後其比なく小納戸の如きは五十名に余り侍臣筆頭の權勢は殆と執政參政も手を收むと聞へたり事不連續にて架空之談を不免れ共記の存する分を揭け一時當役ありし事を附記す

文政十一子年十一月九日被仰出

一向後奥向頭取被　仰付候得共御廣敷へも罷出候筈候事

御廣敷御用人兼帶は相止勤方は是迄之通候事

一天保六未年十二月奥頭取欠役となる

弘化二巳年三月廿七日被仰出

一　　奥御用向勤　　同見習

此度右御役被　仰付候得共御役名御役順へは出不申右御役之面々各持格之所へ出し候事

一勤方等諸事是迄奥勤之勤振同樣之筈

他役出會不相成品等都而是迄之通候事

一御側支配之事

一江紀往來渡り金其外諸渡り物被下金銀等都而是迄奥勤之通

三月廿三日

奥　勤

向後勤方御改革諸事御小姓頭取同樣之勤振に相成候事

一此度被　仰付候面々御禮席各持格之所へ出候筈

奥御用勤との席順兩役打込各持格先輩次第之順次に候事

一江紀往來渡金其外諸渡物被下金銀等都而御小姓頭取同樣之事

按に　奥勤奥御用勤の兩役名稱二字の差あるのみにて混し安し詰る處從來の奥勤か奥御用勤となり奥勤は御小姓頭取同樣の勤となりしなるへし

御小納戸頭取

御小納戸頭取　並高六十石　席外頭取

頭取は同しく昵近といへとも御小姓頭取とは差別あり總して奥向取締りに關し御小納戸を指揮監督す

一御錠口女中との應對をなし大奧へ被爲入之時は御刀之役を勤め御錠口にて女中へ渡す總して女中へ之交涉は頭取及ひ奥之番に限る

一尾水樣へ之御使を勤む此時馬上本供なり

一御手許金の出納を司り會計帳簿を管理御手許御書物を保管す

一每年春季等に御小姓御小納戸一統へ一日の御暇を被下公費を以て遊山を被命此時頭取は引纒ひの役にして兩日に分ち誘引管理す

一御小納戸頭取は別に拜命なくして奥之番を兼務之成規なり奥之番之職掌次記の如し

奥之番

奥之番

御小納戸頭取より兼務及ひ平御小納戸より辭令を拜し就任專務す詳なるは覺書の如し

奥之番諸覺

一御目覺例刻とは六つ時二寸五分廻り之事

右申上候節　御機嫌奉伺候事

一例刻之節は七つ半時より仕廻致候事

一都而　出御之節は御近例相調認め差上候而　御目覺奉伺候事

一御目覺申上前御休息御清め御掃除爲致候事

一御膳所口明け〆は鎰（カギ）番之奥坊主也

一御座之間御休息御小座敷大溜之間羽目之間御部屋等其外奥向小道具役奥坊主受前也

一御座之間御休息共御椽并御手水水替等は御路次之者受前也

一御中庭は奥陸尺に御掃除爲致候事

水替は二五八之日致候事

一御時計は日々御目覺より申上候事

平日は八時半申上候事四半貳寸五分は申上候事暮よりは六つ時五つ時申上晝之内も一旦　入御被遊候はゝ貳度目　出御よりは譯て被　仰出無之候へは申上さる事夜分四つ時よりは大奥より申出候はゝ其時を申上候事尤大奥より何時を申上ると申上候事

一都而出御幷公家衆入來　上使等之節はきさみ申上候事

一大奥宜と御錠口より申出候はゝ御時計同様申上候事
一御湯殿向之儀は御湯懸り御小姓より直に御小納戸坊主へ申付等致候筈
一御湯懸り陸尺は誓紙之上勤させ候事
一御用所御掃除御小用所杉之葉取替等は御小納戸坊主致候事
但杉之葉一六の日取替候事
一御鎗御番は晝夜共御番方御小納戸受前也
一御表　出御之儀御錠口より申出候はゝ御知らせ御小姓御小納戸へ申達候事
一日々　出御　入御共奥之番御先立之事
一御錠口より御休息或は御湯殿へ　出御被遊候節は御錠口表よりさし候事
一清帳は大体晝前比迄に明番之御取次伊賀番所前迄持參受取奥へ差上候はゝ誰より清帳受取誰を
以差上候との儀言贈帳へ認候事
一煙見候程之火事は晝夜何時に不限申上鎮火も同様申上候事
一御火之見へ被爲成候はゝ御火之見御先立致候事
一中火々元見之儀御用人へ相談に及或は奥坊主を御用部屋へ承合候事
一表御火之見へ被爲成候節は御用人へ先申合候事
一奥之番は表御火之見へも上り見積り致候事
一奥之口外へ出候節は夜中たり共肩衣掛參り候筈

一御火之見へは御年寄御勘定奉行御用人御廣敷御用人御納戸頭御小納戸頭取奥之番右七役に限り上候事御側向御供にて上り候儀は格別之事

一晩方御燈りは只今出させ候段御小姓御小納戸之御番へ御斷候上奥坊主に出させ御雨戸くらせ候事

一夏分後刻御行水に被爲入候へは御雨戸は其儘明置　入御之上〆させ候事

一御休息に被成　御座候得者奥之番御燈り御次迄寄置御小姓へ御用所御明り寄有之段申置候事

一御前立御燭臺貳本出候事且其節之模樣に寄奥之番御燈り出候品も有之候事

一五つ時前に至り候得は御座之間御小座敷御休息御湯殿御用品等に至迄御錠口鳴子口等之御〆をも見廻り候事

一五つ時奥へ申上候て御夜詰引候樣明朝は何時　御目覺と被　仰出候はゝ御小姓御小納戸へ御引御目覺之儀申達夫より御小納戸坊主御小道具役をも呼出し御引之由申達候事

一御小納戸坊主御臺子坊主之兩役へ者　御目覺をも密に可申達事其外坊主へ申達候事無之

一奥之口へ者御引より伊賀甬ばん〇ｷ掛候事

一御鈴下へ年中共屏風構宿直致候事

但一人は御小納戸へ宿り候事

一御納戸頭取兼勤之頭取無之節は北御入側へ宿り候事

一奥之番一人之節は御鈴下へ宿り御小納戸坊主一人宿らせ候事

一夜分若御鈴鳴候か火事抔申上には御錠口へ參り候には雪洞燈し參り候事
一昨日御目付上書有之節者今朝御表　出御之節硯箱粘板上書箱封印入御前へ罷出候得者上書御渡被遊候を上封致し上書箱へ入封印かけ御机へ上置可申旨申上置候而退候事
　但　出御之御朝に候はゝ御留守に下候段申上置下候節者御小姓へ斷御年寄へ渡　歸御之上誰へ下候段申上候事御目付上書留へも誰へ下け候段認
一御年寄御用有之節は御直に御下け被遊候事
一御座之間御褥御刀懸は御小姓取扱候事
一御書院御褥御刀懸は奥之番取扱候事
一奥坊主申付申立等致置候節御同朋迄に參り候はゝ羽目之間前に而て會了簡之品有之候はゝ其品及挨拶候事
一高見上り有之候節御目付より切紙にて申參り候事
一品有之籠り者有之節御目付より切紙にて申參り候事此時は小道具役より伊賀に申付御庭廻らせ候事
一御小姓目付より上書致候はゝ右は上候迄にて留に及はす
一伊賀之者御廣敷御用人支配之事奥之口へ詰候節は奥之番手附之事
一御路次御庭口番人は御庭奉行支配にて奥之番にも懸り候事
一奥坊主は御同朋支配にて勤向は奥之番掛り之事

一御手水坊主は御數寄屋坊主之內に有之候處文政三辰年より御數寄屋人數外に相成奥坊主人數に籠り候事

勤方は御數寄屋坊主名目を不離御同朋支配之事

一奥坊主申立は奥之番に限り申立候筈

一御小納戶坊主御臺子坊主被　仰付候へば申上入候事轉役等之節は申上に不及

一御小納戶坊主御臺子坊主は若　御目通りへ罷出候共不苦候事

一奥坊主奥陸尺たり共一躰奥勤之者に候得者殿中御通行之節片附兼不得止御時宜抔致居候を咎め候人も有之候共全躰奥勤之者に候得者左迄咎め候にも及申間敷となため遣候事

一鍵番之奥坊主は御禪御門之明〆　御休息に被爲入候ても遣不若御庭へ出御之節御門を明け御時宜致居候事往古より致居候事乍併當時之御振合に致候も可也

一御小納戶坊主若山御供願出候はゝ　御直に申上候事

一御小納戶坊主御臺子坊主忌中之節半減も相濟候はゝ何坊主誰何月幾日より忌中引致候へ共半減も相濟候付相勤させ候樣奥掛へ可申聞候哉と奉伺候上奥掛へ申達候事

一奥坊主忌中半減も濟候はゝ伺に不及御用人へ申達候事

但忌中引之儀申出候共聞置候迄也

一御小納戶坊主御臺子坊主江戶詰代り合之儀誰罷歸り誰參り候との儀申上候事替り之者江戶着候はゝ又々申上候事

一御臺子坊主は御小姓頭取遣候事有之候得共御小納戸坊主は御小姓頭取遣ひ候事はあらす
一御書之御使は御臺子坊主相勤候事本行也差支候節者奥坊主に申付候事
一御小納戸坊主御臺子坊主御手水方是迄御月代役相勤候へ共文政四巳年より相止御研役と相成年々貳兩つゝ被下候事
但當時相勤候御月代役は其儘にて被下物も是迄之通被下候等御研役江戸詰少之節は奥諸役所坊主江戸詰中相應之者申付候事被下物も並之通被下候事
一御廣敷御用人奥之部屋は元來居所也
御廣敷御用人之刀は奥之番刀掛へ掛させ候ても可然と武光久太夫申聞候事
一御手水方坊主御手水部屋前へ宿り候事已前は無之近年火之元入念可申との事にて一人つゝ宿り候得共當時夜分火無之故宿りも無之
一奥坊主申付候始に表坊主何之誰と相認候而右之者奥坊主申付御了簡無之哉と御廣敷御用人御納戸頭へ奥懸御用人へ談候事
一御小納戸坊主初奥坊主共願書差出候はゝ奥之番添書致奥懸御用人へ差出候事
一奥之口伊賀之事
當番二人夕に代り合宿りも二人也
詰番一人　　御供番二人
但詰番御供受朝四つ時に出夕七つ時に歸

一鳴子口は朝六つ時に明け暮六つ時に〆る元極也

一御小姓御小納戸始奥向之者夜分鳴子口出入致度被申候はゝ奥之番聞濟にて通行爲致候事

一赤坂御屋敷御手筒番所は　御在年は御手筒之者宿り也御留守年は當日より御路次之者宿り也

一文政辰年二月十九日御小姓目付奥火之番兼帶被　仰付奥向を相廻り候事

一御花畑は御小納戸頭取掛り之事

一御路次之者申付候事は御庭奉行より談有之候事同介申付候も同斷

但助役へ申付候節は談に不及申付候上にて談候共其通候事

一御庭御茶屋向御繕等之節は其趣始末御庭奉行より心得申出候事

上書大奥へ差上候節心得

一大奥に被成　御座候節御用廻り上書　御覽被　仰出候はゝ左之通相認上書へ添差上候旨澁谷錠三郎より聞込

別紙御用廻りより

上書何通差出申候間奉入　御覽候

月　日　　　　　　奥之番

上 奥之番	○印

一右同斷御目付より之上書も御狀箱之儘封印懸右之振に別紙添奉差上可然旨

御留守方心得

一御用日々は一統張番迄揃候事
一御風入御掃除は御飛脚日之事
一日々奥之番壹人つゝ宿御番相勤候事
　但此度者御膳番は隔日に宿り候筈
一宿り候節壹度　御休息御座之間初夫々打廻り候事
　但右之節燈火張番に爲持候事
　風雨等初何等替り候儀も有之候はゝ幾度にても相廻り候方可然か
一御小道具役幷御召方日々壹人つゝ晝比迄罷出居候事
一張番壹人つゝ宿り相勤候事
一御手水方兼御藥方壹人つゝ御用日斗り罷出候事
一年寄衆御上り日には御退出迄奥之番罷出居候事
一陸尺　日々□人つゝ宿り之事
一御錠口は　御發駕後御締切相成候間大奥へ之御用筋御廣敷御用人へ掛合候事
一御表へ出御之節
　一御召物觸　御小姓頭取
一御錠口觸　奥之番

一御玄關より　出御之節

一御小道具下し

一御召物觸

一御挾箱出

一御錠口觸

一焼火之間御駕臺より　出御

一御小道具下し

一御召物觸　御小姓頭取

一御挾箱出　奥之番

一學習館へ　出御之節

一御小道具下し

一藤代御遠馬之節

一御小道具下し

○御道中朝

一三番觸にて御挾箱出奉伺　奥之番

一此表　御發駕之節

一御小道具下し

一御召物觸御錠口觸　御小姓頭取
一御挾箱出　奥之番
○一御道中御晝休にて御立之節
一御荷ひ下し　御小姓頭取
一御茶辨當箱下し　奥之番
一同御小休
一御茶辨當下し　御小姓頭取
一御證忌月に付　御參詣被遊候節は　歸御之上御平服にて　入御被遊候事　三月十日
憲章院樣御證忌月和歌へ御參詣之節　歸御々召物之儘　入御被　遊不調法申込候事
御參詣濟　御注進申來る　松原操練所
右御注進幷　歸御被遊候段大奥へ申込候事
御燒香御殘り戴に　御臺御掛共持參にて戴に出る
一御座之間にて被　仰含有之節御座敷向其儘御同所外側御番致候處へ御番外に取扱なし引續年寄衆
御用有之節者御杉戶立候事御杉戶立候はゝ御番に不及候事
二月廿八日
一和歌御宮へ御社參被遊總　御靈屋へ　御參詣被遊候　出御掛御鏡頂戴有之
一あぶりこ　一白著　壹膳
一はく火鉢　一白木御三方

右當朝御膳番より受取尤前廣に心得申置候事

一御鏡御あぶり致差上

寅年御一切つゝ小御疊紙に包分又卯年御壹たとふに包御上は書御鏡

右白木御三方へのせ御座之間へ差上置此御三方御召方御預り

一諸社御禮御頂戴被遊　右御座之間御床御左右へ積上る御鏡御三方中へ居置

右諸社御禮御頂戴之儀は前日奉伺候事

一前日暮六つ時御清御當日　出御濟御清解之達

一前日御入湯被遊御休息へ被爲入候節御先立にて御箍清め致す尤御入口にて御小姓へ御蓋物箍御臺之儘相渡御休息御箍清め致候樣申通す夫より相濟受取御裏手御廊下御錠口迄御箍清め致御夜具初夫々御清爲致る大奥へ者兼而御清之品相渡置

御清手水被爲召御小納戸役す夫より御清之間へ被爲成御衣體御清め被遊

右前日御弊拜御膝附之處御召方へ篤と申聞候事

一出御前

右御先立御往來共御箍清致す御座之間御入口迄御先立御小納戸請之御場所に候へ其御清之事　出御之節其儘致す　御座之間にて御頂戴相濟御休息へ被爲入候節は御小納戸御先立御休息へ御復座

御座之間へ差上置候　御鏡御懷中被遊御休息にて御頂戴被遊御濟比白木御三方持參御疊紙戴に出る夫より御供宜敷段申上り御座之間御裏手通御次詰御先立夫より頭取御先立にて燒火之間御篤臺より　出御被

遊

本文御淸め相濟御廊下　歸御之節御社參被爲濟候比御淸解取計可仕哉奉伺る

一御小道具下し　　一御召物觸

右御小姓頭取より伺相濟候旨申出候はゝ夫々へ申通爲觸候事

夫より御挾箱出奉伺夫々へ相通す

一前日

一御湯殿御淸

一御召物

一御裝束

一邦安社　御參詣には御衣體御淸め有之候由

和歌山にては　御宮御參詣幷御拜　邦安社御參詣之節斗御衣帶御淸め有之候事

○一御道中にては

御座之間脇へ御召方を取候よし切子壹つ口傳之一條も承り候事

一卯二月廿九日荒卷左五郎再緣願濟之節問答御小姓頭取申出極る初緣には　御前御禮有之尤月番年寄衆頭取へ伸間へ廻勤再緣には　御前御禮無之廻勤右同樣之由右和歌山表之御振合江戸表之御振合江戸表之儀は今一應問合可然か

一御錠口より之御往來御刀御取扱之事

一御道中にて仲ヶ間一統御機嫌伺に出候得共申上は不仕哉の事
一御定金御預り之事
一御出先御先番之坊主共伺之上差遣し候廉にも可有之哉之事
一御召物被下御捨り物被下之事
一御召物御綿入物御袷代り被下之事　御召方坊主共へ也
（本文○印は御役被仰付初心付之事）
○伊賀御用廻り申付方
一前廣人撰之上姓名組頭より申出させ猶逢對致候上御用廻り申付候由
一御廣敷御用廻りは其局斗奥之番より申付候筋は御廣敷にて知り不申方宜との事
一左之通御供方詰所脇にて申付候事　當時御小姓頭方書役詰所
　　　　　　孟暮壹人へ
　　　　　　貳分つゝ被下候事
御内々御用廻り勤させ候様との御事
　月　日
一本文に付ては組頭初へも内々に致し候様何方へも御用廻り誰相勤候旨知れ不申方宜旨尤申上候上申付奥之番計承知之事
一誰々へ御用有之候間只今呼出候様組頭へ申付候
　御用廻り之者呼出候事

右江馬圖書方より聞込

除夜

一御座之間御祝儀前年寄衆御休息へ御出御同所御祝儀有之相濟御座之間御祝儀有之候事
右之節奥之番御膳番左圖面之場所に殘り居候事御小姓頭は御休息御入口迄罷出候事

御留守中は年寄衆御出張無之小間使頭のみ相勤列居は有之候事

一除夜御はやし豆御祝儀濟御休息御座之間御對面所夫々紙包に致上書へ御場所認大奥へ差上候事
但紙包等致し方御召方心得居候事
御留守年は御はやし豆相廻候に不及候事

一大晦日に御居鏡御具足御鏡共御座之間へ御飾り致候段御膳番御具足奉行より申合有之候付立居候はゝ御飾り付後相渡候旨申出候はゝ請取候段申答へ七日之朝夫々へ相渡下け候事尤請取に罷出候事
但御三方とじめ惠方へ向御飾り致候事

一御對面所御祝儀は小間使頭相勤候節御同朋計立合候事

一御在年御留守共大溜之間にては御煤納除夜御掃初御祝儀小間使頭相勤候付列居之事

右之節御同朋列居に付同役へ打合等奥之番作略

一御在年御留守年共無御滞相濟候旨上書を以申上候事

一御在年は圖之通御場所にて年寄衆へ小間使頭御祝儀之御品請取渡有之候事

一年寄衆御請取御座之間へ御出之節は御小姓頭初め御跡より御座之間へ罷出列居致候事

但右之節小間使頭は殘し置候事

一御煤納前に相成候はゝ夫々御場所へ惠方紙張らせ候事御小道具役へ申付る

一小間使頭寄せ初都而御膳番作略年寄衆へは御小姓頭作略奥之番は御番座敷にて有之故立合候事

一御祝儀御時刻等御膳番申出候はゝ伺之上同役へ申合候事

上圖は燒火大溜之間略圖

一小間使頭奥へ罷出候共御駕臺迄入込せ右より内へは入不申由に付若山にては焼火之間入口迄江戸にては御成廊下之由聞込

按に　奥之番は御納戸頭取兼務又は平御小納戸よりも拝命す御廣敷御用人御納戸頭と共に奥の三役と稱し總して奥向を取締る監督官たり故に御目付御小姓目付の上書乃至伊賀隱密の事に關し役儀の特權を有し奥女中御錠口勤表向御役人等との交渉を司り又御衣服の事を管理其他内外の事御廣敷御用人等と立會視察す之を三役立合といふなり
記中清帳とは御玄關へ入來の諸侯初の姓名を御取次淨書捧呈書を伊賀御用廻りとは隱密偵察掛り其幕府にて御庭番と稱するに同し高見上りとは火之見臺又は木登り等庭園の樹上に登り等總して高みに上り御目通りに障るへきを云ふ

御小姓　並高三十石　席外平士

天明御役順には奥御小姓表御小姓に分れ役席も階級ありたれとも近世は御小姓御小納戸のみにて沿革之次第詳ならす
當役は晨夕御左右を離るゝ事なく日々の御行事文武御修道御私燕乃至朝夕之進膳御臥蓐御梳浴等一切に給仕し御使役を奉事す固より謹直方正威儀嚴格之者に非れは撰拔の榮を蒙らす殊に寵遇優豊御合力初諸種之賜り物旅費の多額等到底他役に於て無比なるを以て平士榮進の極点と認めたり
往々御小姓頭取格又は頭取に累進の者多し
御小姓御小納戸共武藝稽古を被命江戸にては別段に槍劔道場を赤坂邸山屋敷に設けられたり

御小納戸　並高二十五石　席外平士

御膳番

御膳番は奥之番と同しく御小納戸より辭令を拝し就任す進膳一切之事を司り日々の御献立之事を

指揮し御膳奉行御臺所目付と立會御臺所人の調理を撿査し苟も御膳番の風味毒味を經されは半肴片菜も進め奉らす進膳に付ては年頭初年中式日大小御祝事又は御精進日御凶事により御式の輕重獻數の多寡調御之品種等多端細雜の成規章程嚴肅なり又進膳之外御膳番之所作頗る多き由疇昔に在ては奥之番御小姓之上に班し重きを置れたる如しと雖も筆記傳らす職掌之巨細且沿革都て詳ならす

出駕御供には常に御駕之左側に列し御戸前の役を勤む

一御小納戸は御小姓と違ひ御座所御次邊に晝夜當直をなし御警衛に服する也又御小姓に屬し馳驅奔走の勞を取り自ら御小姓に階級をなすといふ某氏筆記する處の勤方心得書あり次記の如し細雜漏す處なく以て一般君側勤之状をも概知すへし

一御小納戸は出馬御下乘の時御履の役をも勤む其覺書は類を以典禮之部に揭載爰に略す

御小納戸勤方心得

一御小納戸被仰付候はゝ其旨頭取中へ被通頭取中世話被致伊賀番所出入等之儀取扱相濟候上御小納戸部屋迄頭取中案内にて被連當番之仲間共へ被引合其上にて御前へ被召出候申合其外萬端頭取中よりも世話被致候得共御用多に付於詰所當番之仲間よりも厚世話可致候事

一若御小納戸頭取中詰合無之節仲間被　仰付候得は頭衆より當番之仲間へ右之段直に御申通候儀も有之又被　仰付候當人より直に當番仲間共之內へかゝ見之間にて逢度旨參り候向も折々有之候其節は詰合之者即刻逢候上當番之仲間より直に頭衆へ右之段申達候上伊賀番所出入元通之儀等申達

右通し相廻り候はゝ當番仲間案内にて部屋へ連參り一統へ引合候事
御廣敷兼勤之頭取中も無之哉是等承り候上にて諸事及取扱候事
一仲間被　仰付候得は即日頭衆御取扱にて被　召出有之候事幷當日仲間より申合儀有增左之通
一御前へ被　召出候節は頭衆附添被　仰付候仲間罷出候得者頭衆御禮被　申上候上下り候事尤
（當時者有之）御意者無之事
但し右御禮申上候節麻上下之後ろへ手を入れ着座不仕樣心付候事尤撤劔提もの足袋も不相成旨
委細申合且前文被　召出候御禮御次にて頭衆へ輕く申上候方可然候事
一當日御禮廻ヶ所御年寄衆御側御用人中御側御用御取次中御小姓頭中外に御屋敷內御小納戸頭取中
へも罷出可然候事
一外宅御小納戸頭取中幷仲間共へ御屋敷內外共吹聽等に相廻候儀不相成候一兩日之內外宅頭取中初
仲間一統へ以使吹聽候方可然候事
一堅めは大樣翌朝四時比と心得罷出候樣頭衆被申聞候趣頭取衆中へ申合候事
但此節衣服は先平服之方式日は勿論麻上下と相心得承合可申候神文不相濟內は御次邊幷御番所
內へ入込候儀不相成候事
追加當時神文不相濟內御次邊參る
一翌日より御番居候迄は每朝五つ半時より出　殿諸勤見習夕七時比頭取中より退出之儀日々被申聞
候右見習も有之事右之通心得迄に申合候筈

追加　當時は六半時より五時前迄に出殿之事

一若火事之節早拍子木打候得者早々御殿へ相揃可申右之節に仲間共者常之袴に火事羽織着用也胸掛石之帶等相固め候儀は勝手次第尤紺足袋用ひ候事

追加　當時當番之者火事羽織胸懸着之筈　御殿之衣服之上

御姫様方御供受之者は他役同様之火事裝束にて可罷出候事

但火事之節は御小姓御小納戶共御庭口出入不苦事

一仲間被　仰付候者之內若是迄實父其外親類共方に同居之者當日同居仕度段願之儀承合候様心附候事

一御小納戶被　仰付候上は當日より重き親類にても願相濟不申內は出會仕候儀不相成候事

一仲間被　仰付候當日實父其外重き親類方へ吹聽に罷越候儀不相成候得共若無據用事等有之罷越申度候はゝ其段頭取中へ申達頭衆へ申談候得共當日之儀者取扱相濟候儀も可有之候付右之心得にて申合可然事

一仲間被　仰付候當日より會釋之儀御年寄衆幷御役人中御小姓中へ時宜不苦右之外は先方より致時宜候はゝ時宜請斗不苦候事

一先役之仲間へ御用筋之申送り等有之者其段頭取中へ當番之仲間懸合も候得者鏡之間にて逢候儀は可相濟事

當時御膳番之外逢候

一仲間共出入口之儀は中之口より致出入候ても不苦候得共先當時不用御臺所口より出入候方可然事
一右等之節申合相濟候得は御禮廻りも有之候付少も早く退出爲致候樣頭取中懸合當番之仲間諸事取扱致し候事
〇一右之外翌日より追々申合候儀荒増左之通
一翌朝罷出候得者堅め不相濟内者部屋に扣居候て堅めに出居候旨目付役所へ可申遣事心得可申事
右當時不用之廉に者候得共心得可然
一堅め大樣四時比に相濟候付相濟次第頭取中へ申達候得者奥之番中へ者仲間より不申候ても宜候若頭取中詰合無之節は仲間共直に奥之番中へ可申事
一神文相濟候はゝ頭取中幷御小姓中へも申候上御座之間向々申合且諸事之申合幷御次向其外御番所御役所向之口參尙當用之儀不洩樣得と日々申合候事
一若山表之頭衆へ之御禮狀等都而相止有之候に付指出不申等に候得共奥詰之頭衆中へは御禮狀指出候筈外に頭取中へ壹通幷御膳番奥之番御番方仲間共へ壹通つゝ都合五通御飛脚日に御小姓目付へ相憑み差出候筈可申合候事
一挾箱入組物幷夜具等用意品被致候樣可申合候事
但蚊帳は仲間と申合相合
一衣類之内用意之品者長袴淺黃無垢淺黃襦袢半着股引馬乘袴其外御客樣等之着用衣類等可申合候事

○御小納戸出會御定

一親類大叔父又甥又從弟迄緣者姪聟從弟聟迄互に往來之儀願相濟候事

一右續より遠き親類者手前へ參候儀は願相濟候先方へ罷越候儀は不相成候緣者は大叔母聟姪聟又從弟迄手前へ參候儀者願相濟候其餘は不相成候事

一緣者之儀續之者相果候得は表向他人同樣に候得は聟幷姉妹之聟にて有之たる仁之方へ罷越候儀相成大叔母聟以下は手前へ參り候儀も不相成候事

一妻方緣者之儀里元之外は小舅方へ罷越候儀願相濟候相聟之儀も其妻存生之內小舅方同樣に罷越候儀相濟候其餘は先方へ罷越候儀不相成候手前へ參り候儀者妻之祖父甥從弟叔母聟姪迄者願相濟候其餘者都て不相成候若妻於相果は小舅にて有之たる仁手前へ參り候儀も不相成候先方へ罷越候儀は里元之外都て不相成候事

一里元之儀妻存生之內者何代替り候ても罷越候儀願相濟候若妻於相果は亡妻の甥之代迄は罷越候儀願相濟候其の餘は先方へ罷越候儀不相成候手前へ參候儀は又甥迄は願相濟候其餘は不相成候事

一同家之儀は續無之樣に相成候ても分家以來双方五代之間者互に往來之儀願相濟候其餘先方本家に候は丶罷越候儀不相成候若手前へ參候儀は願相濟候先方本家に候は丶罷越候儀續之吟味に不及願相濟候事

一輕き者出入爲致候儀は其者之勤柄により兩三人迄は願相濟候事

一奥入之御醫師之外は都て願相濟不申內者病氣にて呼候儀不相成候事

一氏神旦那寺幷實家之旦那寺へ參詣之儀願相濟其餘は寺院は母方之祖父實方之祖父母叔父母兄弟姉妹之墓所有之方へ參詣之儀は其節に願相濟候事

但法事之節旦那寺幷實方之旦那寺之外は讀經聽聞等不相成拜致候はゝ直に罷歸可申事

一他人へ之出會都て不相成候且親類緣者等少き輩は勝手向相談等致度其外無據趣意有之候はゝ壹兩人は手前へ參候儀願相濟候儀も有之候一と通懇意之譯を以て相願候儀は不相成候事

一御用之品有之他人と平日出會候儀は可願出候事

一御膳番之儀於江戸寺社參詣之御暇願向後不相成候年四十以上之輩は折々參詣其節に可願出候事

一御小納戸頭取奥之番之儀は御役柄に付御用を以て他と出會或は他行いたし候事は勿論制限には無之候私之出會幷他出におゐて前條之趣に相心得公私境混同致間敷事

一頭取之方へ御小納戸罷越候儀御小納戸之方へ頭取罷越候儀幷頭取奥之番御膳番各其中間同士爲御用申合出會之儀は不及願候外宅へ罷越候儀は可願出候事

但御小納戸之儀は外宅頭取之方へ參り候儀は先不相成候

右之條々文化二丑年十月廿六日岡見市郎方被申通候書付寫

御小納戸出會御定追加

一養子之實家へ罷越候儀不苦其餘養子之親類方へ罷越候儀不相成手前へ參候儀は養子之祖父叔父兄弟從弟迄は不苦候其餘は都て不相成候事

一嫁之里元へ罷越候儀不苦其餘嫁之親類方へ罷越候儀は不相成手前へ參候儀は嫁之祖父叔父兄弟甥

従弟迄は不苦其餘都て不相成候事
一次男等養子に遣る仁右養父之方へ罷越候儀不苦手前へ參候儀は養父幷養家之兄弟有之候はゝ右兄
弟迄者不苦其餘都て不相成候事
右之通り文化二丑年十一月十九日
○一右之通被　仰出有之候へ共手前へ呼申度願は左之通候御役所相勤候ものは輕き勤之者にても願
相濟不申候事
一御年寄方御側御用人中方御目付方幷御小納戸坊主外に都て御門之口出候同心等は相濟不申事
一仲間內にても樂仕候者同士者相互に吹合仕度段願之上相濟申候
追加不相成事
○一若火事之節御供請之者に火役所有之仲間は出　殿之節に夫々申合候事二三日之中に御小姓目付
へ右火役所之書付差出可申事
一殿樣御供受之仲間は早拍木打候共丸之內出火之節は御供に相揃候筈元極之由に候へ共見斗可有之
事
○一左京大夫樣御屋敷內に親類有之者は一旦相願置候へ共其後日々御暇願差出候に不及罷越候節頭
衆宛にて御小姓目付役所へ屆差出候事尤御定過歸候へは歸屆者御目付中へ差出へく事
○一御番出引之屆は頭衆宛にて御小姓目付役所へ可指出當番之仲間へも出引之案內可致此節頭衆之
屆も相賴文段之儀も心付給り候樣賴可申當番之者右屆を頭取中へ入一覽候上奥坊主に申付目付へ

指出可申事

○一仲間御役指物幷御軍役供連之儀は銘々より御武具方承合候筈に付頭取中へ申承り貰候方可然事

但當時何れも不間合方

○一御小納戸被下御金高左之通

一御小納戸被下金貳拾五兩內　盆拾兩　暮拾五兩

一三百石以上被下金拾五兩　盆

但三百石以上は御合力金者無之事

一御合力金六兩內　二月三兩　暮三兩

一六拾石以下にて御膳番相勤候へは金五兩暮被下候事

一四拾石以下之御膳番者　御在府年計金五兩被下有之事

一年中皆勤之者へ金七兩被下有之候事

一被召出仲間被　仰付候者は支度金拾五兩被下有之候事

右いつれも於御小姓目付役所頭衆相渡候事

一夫金四兩之內夏暮貳兩づゝ於御金藏相渡候事

○在府之筋

夏は　六月廿日　　暮は　十二月廿日

右何れも當時壹歩減附有之候事
一御小納戸相勤候内若類燒いたし候ものへ者金拾七兩被下有之候事
但仲間共若無據儀に付御貸方にて金子借用候共直に借用は不相成元頭取中へ申談候上頭衆受合
一札入候事故右等之取扱相濟候上にて借用可致事且夫金借用者他役同様之事
○一地廻りにて他所へ御先番幷御供等之支度其外右等に准し候當用之筋より早々申合候事右之外者
追々可申合事
○一御番割之儀者何番側へ居候儀にとの儀は於目付役所頭衆被申渡候事右申渡相濟候得者取扱筋左
之通
一御番相定候へは早々頭取中へ右之趣申達候て上り御番に候へは支度に罷歸（當時相止間合候方）夕上り御番出　殿之上
屆指出可申尤頭取中へ見せ候上目付役所へ指出候筈尤頭衆之御役名宛也
○一日々御番代り合之節は新古に不拘於御番所明番之者を上へ居先奉伺御機嫌候上にて申送り承り
可申事
但し御番方にては御番違之仲間内誰々代り合候様頭取中より指圖も有之事（當時不用）
○一夜具挾箱は朝四時過下け候筈又夕六時過候得者御目付中へ直宛にて屆指出候樣にと先年水野藤
兵衞方奥小姓頭之節被申通候右者中之口同所中御門且又御臺所御門も右同様之事
右之通に候處近年夜具挾箱札新規に出來奥御小道具役燒印居候て銘々夜具挾箱へ附候付右斷に不
及右之外包等札無之品は以前之振合にて御目付中へ相斷可申事

○一伊賀番所之儀は夜具挾箱辨當之外は都て無斷出し候儀は不相成右斷は奥之番中頭取之内へ申候て右御番所へ元通し致し貰候筈

○一御小納戸被　仰付都て諸稽古仕度者は奉願候筈尤御家中内にて指南致候者之外者相濟不申他所之稽古は決而不相成候事

右稽古願相濟候上者都て心得振荒増左之通り

一弓稽古大的は御庭内九十間御馬場小的は森川御射場右御場所へ師匠呼出候儀は不相成尤右稽古は當番なりとも御用無之節は頭取中へ相斷罷越候ても不苦且非番之者御殿へ出候上賜子口より參候筈御庭口より出入者不相成事

當時者聞合候方

一皐月御藏脇にて小的稽古致候事四月朔日より七月晦日迄鉄炮稽古場に相成候付弓稽古は相成不申事

一卷藁稽古は御小姓中下部屋にて致候事

右貳箇所へは師匠呼出可申事

一馬稽古は御厩にて他役と相場致候ても不苦候得共御小姓同心立合有之候付右之者參候上にて可稽古致事尤御小姓御小納戸之腰懸は他役と別段に致有之候事

但御小姓中者他役相場不相成候得共前髪有之他役之子弟者相場不苦筈若仲間共斗之稽古之節御小姓同心心得違他役と相場不相成抔可申儀も可有之哉に心得迄に記し置候事

一騎射稽古は上の馬場にて弓之師匠呼出借馬にて稽古致候筈尤　御覽等被　仰出候節者御貸馬拜借之儀奉願候へは取扱も可有之事

一息合稽古之儀者御馬にて御庭內之御馬場尤師匠も罷出候て致稽古候筈

一劔術鎗術稽古者山屋敷上の馬場御小姓中稽古場にて夫々師匠幷相手之向も出場有之事尤柔術も劔術場にて致稽古候筈

右何れも同流に候得は御小姓御小納戸打込之稽古不苦事

一鉄炮稽古之儀は皐月御藏脇稽古場にて御小姓御小納戸共可致稽古事其節は師匠者勿論御徒之內兩三人つゝも玉込幷筒之洗掃除に出候筈

仲間共斗稽古之節も右同樣尤兩役稽古之內は他役之稽古相止候事

一軍學幷諸書物稽古且御長屋にて難致稽古は御小姓中下部屋にていたし候事と先相心得其節頭取中へ猶談可申事

一亂舞稽古之儀は御小姓中下部屋にて致稽古候哉願候者有之節承り合願書指出可申方可然事

右稽古之儀者罷出候前日夕方迄之內御小姓目付へ申候て師匠方に指支無之哉承りに遣し貰候上彌指支無之立合候同心も指支無之候はゝ稽古に出候筈尤御庭內幷御厩之外は大樣御小姓方六尺壹人つゝ湯香等之世話に出候へ共鉄炮場へは（當時出る）出不申候樣にと覺申候

右稽古場にて師匠幷相手之向と藝術之儀承り候外猥に無益之雜談不可致事新番之仲間中へは得と

申合置可然尤腰懸等も別に可致事

一御小姓御小納戸共諸藝稽古之儀同流にて候得は打込之稽古不苦候得共御役違之處心得違不申様相含居可致稽古候事

一御小姓中釼術稽古場入用之太刀しない竹刀之類入用之品は是迄上より出來候て相渡候得共向後手前持之等

文化八未十二月廿六日年寄衆御書付にて御小姓頭衆に御渡し被成候寫也

但右之趣御小姓目付役所に扣有之旨仲間へ承り合候節挨拶に付仲間共稽古道具も右に准し可申事と相心得可申候

一鉄炮之儀は御小姓目付へ掛合候上左之通手形入候て借用相濟候得共猶頭取中へ得と申談候方可然事

一鉄炮　　壹　挺

右拜借仕候以上

月　日　　　　　　　　　姓　名　　印　形

一御小姓御小納戸共諸稽古候に付師匠且相手之向へ上より少々つゝ被下有之候へ共稽古道具等も手前持に相成候儀に付御小姓目付へ承合候處右は是迄之通り少々つゝ被下有之との事

但右之通に候得共稽古に出候面々より少々つゝ師匠幷相手之筋へ盆暮贈物取扱候儀申合可然事

一仲間共より他役へ文通願濟之外は不相成候得共師匠へは直々手紙遣し候て不苦相手之仁へ文通等は不相成事尤御小姓中へも文通不相成事

一若山にて知行御切米等之世話相頼み候他人へ文通之儀願相濟候此表にても右等之筋無據譯合相立候得は相濟候儀も可有之之事

師匠願左之通

上は包あり

願人姓名

一弓　芦川良助

一馬　笠井次郎兵衞

一鎗　川端文之助

一鎗術　何某

一鉄炮　何某

右之弟子に罷成稽古仕度奉願候以上

月

○一差定候諸屆之內當用之筋荒增左之通尤三角印之分總て頭衆へ之屆也

御小姓頭衆中　姓名

但馬之卷也

△以切紙啓上仕候私儀今日何番側御番へ居初て出番仕候依之爲御屆如斯御座候以上

月　日

△以切紙啓上仕候私儀病氣罷在候に付今夕上り御番より引申候右病氣之段日本之神僞無御座候依之爲御屆如此御座候以上（當時なし）

月　日

御當番

御小納戸衆中　　　　姓　名

御當番御苦勞に奉存候然は私儀病氣に罷在候付今夕上り御番より引申候依之爲御案內申達候且別紙頭衆へ之屆指出候間御一覽之上乍御世話宜樣御取計可成下候依之如此御座候以上

月　日

尙々本文之儀頭取中へも可然被仰達被下度候已上

以切紙啓上仕候私儀病氣罷在候處快方に御座候付今夕上り御番より出勤仕候依之爲御屆如斯御座候以上

月　日

右之振合に相認夕上りに罷出候はゝ頭取中幷仲間へも屆見せ候上奥坊主へ申付目付役所へ指出させ可申事日數十間餘も引候節は出勤之當日晝比迄之內一旦罷在當番之頭取中伺御機嫌候て退出夕上り例刻に出殿之上屆指出可申筈又少々計引候節は晝過比迄之內今夕御番より出勤屆は後刻指出

候旨當番仲間へ案内可申遣事

○一都て看病引は願相濟候事

願樣左之通

誰儀病氣罷在難見放御座候付看病引仕度奉願候以上

姓　名

月　日

右願相濟候へは屆指出に不及尤看病引は父母幷妻子之外は祖父母たり共不相濟候事

○一病氣にて引籠罷在追々快方には候得共夜分相勝不申候節は日之內御番願相濟候日之內御番は當番日に朝五時比より罷出夕上り之人々大樣相揃候比罷歸候等

但他役にては日之內御番大樣七十日にも及候はゝ又々追願に及候事右被　仰出も有之候へ共仲間共も右に准し候儀にも候哉願出候節前廣に頭取中へ承合候方可然事

私儀病氣段々快方に罷在候得共今以夜分相勝不申難儀仕候付日之內御番仕度奉願候以上

姓　名

月　日

右願濟之上屆左之通可指出事

以切紙啓上仕候　私儀願相濟今日より當分之內日之內御番相勤申候　仍之爲御屆如此御座候

以上

月　日

姓　名

○一月額願左之通

私儀病氣段々快方に罷在候得共逆上強難儀仕候付月代仕候はゝ可然旨醫師申候付月代仕度奉願候以上

月　日

○一産穢引等并忌中引之節は大様半減程にて　御免之儀頭衆より切紙にて申參候付右返事認振左之通振合なり

御切紙拜見仕候私儀産穢明日より御免被遊候付被　仰下候御紙上之趣奉畏候以上

月　日

但右　御免は多分前日申參候得共當朝に申參儀も有之何れも　御免之當日一旦罷出候て頭衆伺　御機嫌候上　御免被遊候御禮申上候等ニ心得違明日より　御免と申來り候を今日御禮に罷出候儀有間敷事近來産穢は多分　御免無之様に覺候事

追加當時は御座候

○一若火事之節病氣等にて引込罷在候者押ても出　殿仕乍去難出節は指懸り病氣等にて引込候節も同斷

△以切紙啓上仕候私儀唯今之出火に付早拍木打候間罷出可申處眩暈强歩行難仕御座候に付得

罷出不申候依之爲御屆如此御座候以上

月　日

但右引屆眩暈と相認不申病氣と相認候ても相濟申候何れにも歩行難仕との儀は書加可申事

心得迄に記置也

○一忌中之者若火事急事之節は御供受之者幷役所勤之面々　殿中者勿論　御目通へ罷出候ても不苦候且又御供に相立候儀者其節々御用人中御目付中より指圖受候筈

右天保八年七月十八日被　仰出

但右被　仰出有之候付仲間共產穢忌中等之節若火事にて早拍子木拍候はヽ先部屋迄罷出出頭衆頭取中之指圖受候方可然事

○一御留守年者頭衆へ之屆向者當番之仲間無之付自分より直に御小姓目付方へ添手紙をいたし指出候筈外に頭取中へ案內之手紙壹通差出候筈其外仲間中へは廻文にて案內可然事

○一御暇屆幷御門出入之屆は都て自分より御目付中へ直屆之筈

但御暇にて他行之節は都て御小姓目付へも屆候樣にと文化九申年に相極る

○一切支丹宗門御改之儀は年々二月指入に一札中へ認入候頭衆之姓名誰々殿目付より仲間部屋へ張出候間右を相認二月中に目付役所へ可指出且又親類增減書も每年二月中に可差出增減書差出候節は頭取中へ一通り見せ候上目付役所へ直に指出可申事

○一春秋於學校釋奠之節仲間にても頭役以上は獻備有之平士にても御切米八十石知行二百石は頭役

同様献備有之事

當時者相止有之候然れとも心得迄に左に記す

右寛政十三酉年二月十二日被　仰出候事

献備目錄

三百石以上は以使者學校へ差出す
三百石以下御用部屋自分可差出
紙は大中小之內奉書なり
献備目錄高下によつて相違あり

○一御在年にても以前は暑氣に付　御機嫌伺且謁し事之節罷出候得共御側向相勤候者は自今右等之節に罷出候に不及旨近年被　仰出有之候事

○一奧之番中は仲間より出役とは乍申御役柄に付平日御役に付たる咄等は堅致し掛不申様可致之乍併御小納戸一統之申合等之儀は相互に無覆臟可申談候新番之者心得違無之様申合置候等尤御膳番中右同斷御役付候咄なとは堅致しかけ申間敷候

一御納戸頭中は仲間部屋へ出候儀に付夜分抔心得違宿御番に出殿候哉抔と承り候儀は御役柄之儀猥に申間敷事

○一御目覺何時と申儀は仲間內にても先申間敷何時之申上と唱候方可然諸事　御座之間へ　出御入御抔之儀もあらはに不申相伺候て濟候樣爲可申事
○一平日御用向にて　御座之間へ罷出候儀先御小姓中へ相斷候上御次へ脇差を取置可罷出猶口傳
○一御側向相勤候者御給仕其外都て帶劔にて　御前へ出候節には早留めを掛候樣被　仰出候品も有之に付兼て大小共早留用意可有事
○一御庭內御供之節都て大小共落し差に不致室袴執からけ不及足袋相用候ても不苦事
○一腰物幷衣類等之儀も御客樣有之節は隨分心付改候樣然れ共當時御時節柄之儀故格外に不目立樣に致先御側向と見へ候程に心掛可申右は銘々心得振も有之事
一平生之衣類其外にても每々被　仰出有之儀故銘々心得居候事に候へ共當時之所を專らと存候斗にもあらす勿論花美なる事を省き不目立片寄らす銘々勤柄之所を辨へ中分之所を心掛候樣新番之者へは追々申含總て心得違無之樣可致事
一大小目立候程に拔出帶申間敷候且拵方も諸事異樣を省き可申尤色鞘之內相用不苦筋と無用之筋兩樣有之候得は其心得を以頭取中へ得と承合候上拵等可申事

年中相定有之衣服覺

一正月元日より同七日迄終日熨斗目半袴相用夕上りも同斷
但元日は熨斗目長袴に候得共當番之者御用取扱候者斗は御用捨にて半袴着也
一正月九日江戶表にては寺院御禮被爲請候付右之內計當番熨斗目半袴

一正月十日御豫參に付　歸御迄熨斗目半袴
　但都て御豫參御延引之節は平服
一正月十四日御祝之內計服紗半袴
一正月十五日終日熨斗目半袴不用夕上り平服
一正月十七日御豫參に付歸御迄のしめ半袴
一正月廿日熨目半袴御祝濟より平服
一正月廿四日御豫參に付　歸御迄熨斗目半袴
一正月廿八日のしめ半袴晝過より平服
一二月廿四日上野御參詣有之候はゝ　歸御迄熨斗目半袴
一三月三日終日のしめ半袴夕上りも御祝儀中上候付のしめ半袴
一四月朔日終日のしめ半袴夕上り平服
一四月十七日御祭禮に付終日のしめ半袴
一四月晦日御豫參有之候はゝ　歸御迄のしめ半袴
一五月五日染帷子半袴夕上りも同斷
一五月八日御豫參有之候はゝ歸御迄染帷子半袴
一五月十七日御豫參に付歸御迄染帷子半袴
一六月十二日御豫參に付歸御迄染帷子半袴

一六月十六日嘉定御祝之內計染帷子半袴
一六月十八日御誕生日に付御祝之內計染帷子半袴
但御表にて不用御表九月九日也
一六月廿日御豫參に付　歸御迄染帷子半袴
一六月七日終日白衣半袴
一八月朔日右同斷
一九月八日御豫參に付　歸御迄のしめ半袴
一九月九日終日服紗小袖半袴
一九月十七日御豫參に付　歸御迄のしめ半袴
一十月玄猪御祝し內斗熨斗目半袴當日も同斷
一十月十四日御豫參に付　歸御迄のしめ半袴
一十二月十三日御煤拂に付服紗半袴御祝儀濟より平服
一十二月十七日御豫參に付　歸御迄熨斗目半袴
一除夜御祝之熨斗目半袴
一十二月廿八日熨斗目半袴晝過より平服
一十二月晦日御祝之內計服紗半袴
一平月朔日望廿八日服紗半袴晝過より平服

一江戸御着發熨斗目半袴
一都て上使之節服紗半袴
一都て諸社御參詣之節　歸御迄熨斗目半袴夏分染帷子半袴
一御庭內御參詣之節何れも當番は平服
一學校御參詣之節右同斷
右之外其節に通し有之事

○一親類に出會願相濟候者且師匠等へ若殿中にて談し等致し候節は頭取中へ相談之上にて鏡之間にて逢候等尤右之節陸尺へ申付薄縁敷せ可申事
但し重き御役相勤候親類幷實父等に逢候節は中之間邊へ出張申度旨頭取中へ談見候得は取扱相濟候儀も可有之事
○一當御役相勤候內他役と殿中且御廊下向にても御用之外挨拶等致儀は堅相成不申筈新番之仲間得と心得可申聞事
○一仲間共都て重立候願筋書付差出候前には頭取中初若山仲ヶ間へも相談之上願差出可申尤他役同樣なる身分之申立等は御側向相勤候者內存願書付等可爲無用事
○一御半紙留被　仰付候上追て御膳番奧之番等之加役被　仰付候とも何れ御小納戶出役之儀に付御半紙留其外右等に准し候加役は其儘掛居候旨先達て被　仰出有之事

右之段以後之心得に記置候事

○一地廻り御供に被　召連候節は自分供連等は鎗挾箱は御定も有之候間先不相成候此段は若山より立歸り御供にて參候仲間幷此表にても新番之者と申合置可申事

但右之節御供入用道具荒增左に記す

一五月五日より八月晦日菅笠相用

一木綿合羽幷草鞋足袋用意之事

一手傘之儀は御供傘出候得共自分にも用意可致事尤白張也

一合羽籠勝手次第爲持候ても不苦事

一夏冬共草鞋掛勝手次第相用不苦事

右御供立場之儀は　御駕御跡へ並に御供仕候尤御先方物見に被　召連或は奉願御供候節は　歸御之上頭取中迄御禮申上候筈

一他所御先番之供連極り左之通

若黨貳人　長柄壹人　草履取壹人

一三百石以上鎗持壹人

挾箱持壹人

但右之通に候得共合羽籠爲持候て可然也

一當時御小姓中も御若黨長柄傘無之に付右に准し可然事

一三百石以下　若黨壹人　草り取壹人　鎗持壹人

但右之通に候得共挾箱無之候ては御先方之向指支候儀も多有之候に付挾箱爲持候方可然也

右本文は寛政七卯年四月廿日水野藤兵衛方御小姓勤役之節極候事

一他所へ御先番に罷越候節は御小姓中同樣御供馬出候に付何と申御馬出候樣名をさし前日に目付へ相願申遣候は左之通出候事

一御貸馬幷兩口沓籠持共三人御馬に添出候右御貸人支度之儀は御先番先にて陸尺へ申付候て御臺所相廻り有之候付爲受取にて遣し候事

一右御供馬當時御儉約中に付不出候得共後來見合に記置候事

○一氏神幷寺方參詣之節は麻上下着之旨被　仰出候事

○一親類內幷頭取中其外出會相濟候仲間內へ參候節も肩衣掛參候樣被　仰出有之事

○一若御用之儀有之候間明日何時罷出候樣頭衆より　御召狀到來之節は明け番等にても當時　御前向之御用筋取扱候儀先不仕筈尤五つ時之聲掛候得は宿り御番明け之儀も其節頭取中に掛合候方可然事

一召狀にて罷出候節御紋付衣類着用不相成勿論夏冬共足袋提もの縮帷子等相用候儀不相成事

右之外身分に付麻上下着に付罷出候節右同斷

但年頭五節句朔望廿八日御目見御歡事御機嫌伺席達幷嘉定玄猪其外一統之頂戴もの等之節は足袋提もの相用候ても不苦事

○一仲間内若轉役仕候節は御役柄故當番より非番之仲間へ案內致候方可然事
○一當番より御用筋にて非番へ手紙差出候節は頭取中へ申候て奧小道具役へ申付候上奧御水汲之內遣し候筈
○一奧陸尺共は奧向之面々宿御番之節明番之髮をも付朝夕之袴抔の世話をも諸事致候筈は陸尺にも
一統之極り候處近年相紛れ心得違之陸尺も多分相見へ候付仲間共心得迄に立取之儀輕く記置候事
○一仲間共より頭衆へ諸屆向差出候儀幷御番所等にて夜具之世話なと奧坊主共取扱候筈に候得共御番所迄夜具運ひ候儀は陸尺共致し候筈
一右夜具之世話も奧坊主致し候儀は勿論に候得共御用にて御座敷向御掃除を致し候節にも御板椽等は掃除不申候事元極之由に付諸御用幷用事申付候にも輕き勤之者故右に準し候儀は能勘辨之上申付遣し候方御用辨宜候間得と右之所を心得新番之仲間へ申合置候事
一御留守年者暑寒幷諸事謁事有之罷出候節は目付より前日廻文來候事
○一御留守年に罷在候定日左之通
一毎月五の日御飛脚出日に付頭取中御膳番奧之番
一毎月九の日御番方御小納戶右之通にて頭取中には五の日九の日共出殿有之事
奧詰と頭衆にも右同斷
但右之通には候得共元來九の日之出　殿は御飛脚到來に付御機嫌伺に罷出候事故何れ御飛脚到來翌日を出　殿と心得可申事尤前日目付より案內可有之事

右出　殿日相極り有之事故記置候得共頭取中奥之番中は御役柄御用多に付毎々出　殿之儀も有之御膳番中にも御用筋に付折々出　殿可有之事是者其御役々之事故不記

○一御小姓御小戸共　御留守年に結構被　仰付候筋御着座之上御禮申上に不及旨栂澤十助御申聞御座候

右文化四卯年三月六日極る右通し振は御小姓目付役所之扣寫之

○一若山へ立歸御供被　召連候者頭衆より切紙を以申渡之儀有之候間罷出候樣にと申來候事罷出候得は於目付部屋立歸御供被　仰付候旨被申渡とも頭衆へ御禮に罷出に不及當番頭取中へ御禮申上候事

但初て御供被　仰付候節は頭取中幷出會相濟候仲間へも吹聽に參候ても可然候尤若山頭取中幷仲間共へも案內吹聽之書狀目付相願御飛脚日に差出候事

○一若山へ立歸御供に罷越候節支度荒增左之通

一具足櫃幷雨掛鋏箱鑓挑灯

一駕籠角捧にても丸棒にても不苦

一合羽籠勝手次第

一縮緬單羽織幷三尺手拭二通り

一野袴勝手次第

一半着股引幷笠袋笠共

一桐油品々之内花色桐油共
右之外地廻り勤道具都て用意之事
○一御道中にても非番之仲間共羽織袴にて駕籠へ乗可申尤御晝等にて御供代り合之節は半着之儘駕籠へ乗候ても不苦候
右之趣被　仰出候事
但自分道中之節衣服等之儀右に准し可申候等且又宿屋幷茶屋抔にて支度致し候節も他役と違ひ諸事見立不申樣に可致事第一也
右委細者帳面に記有之事
○一御側向之儀に付御小姓御小納戸共御道中にて御本陣前駕籠乗通不苦　御免之儀被　仰出有之事
○一若山へ立歸御供に罷越此表罷歸候節是迄は即刻出　殿奉伺御機嫌候得共文政五年辰四月左之通被　仰出候事此表へ立歸御供相勤罷歸候節即日不及　御機嫌伺に翌日出　殿頭衆へ可奉伺　御機嫌等に相成候に付到着當日は直に御長屋へ到着之事
一翌日服紗半袴着出　殿於桐之間頭衆へ謁候等
○一若山表發足前日　御目見に罷出候節服紗半袴之等候處御省略中者平服之事
○一御小納戸道中立歸御供渡り金左之通
一金拾壹兩道中增渡り
右は於目付役所頭衆被相渡候御內々六拾石平し御增被下金也

一金拾六兩と錢百九文等と御金藏にて相渡候

一若山にて歸り分被下金貳兩貳分有之

右之通紀州へ立歸御供渡り金也此節何れも可被減之事

但右之外若山にて道中日數之增渡り誠に纔斗白形にて請取候株も有之候是は御小姓目付へ相賴受取候事

○一立歸御供之仲間若山にて扶持方不出事

○一若山へ御供に付諸願諸屆荒增之覺

一私儀持病に痔疾御座候に付馬上幷織駕籠にては紀州へ難參其上養生之障りにも可相成旨醫師申候付御道中非番之節通し駕籠　御免之儀奉願候以上

月　　　　　姓　　名

但右願相濟候はゝ仲間共へ不及誓紙若山より罷歸候節も右之振合に願差出可申事

○一私儀此度紀州へ御供に罷越候に付逗留中百軒御長屋に罷在候中同居仕度奉願候以上

月　　　　　連　　名

○一私儀此度紀州へ立歸御供罷越候付御道中にて相宿仕度奉願候以上

連　　名

月

但右之通に候得共若仲間內に子弟なと同道致し候者とは相宿相濟不申都て右に准し可申事

姓　名

○私儀此度紀州へ御供に罷越候付留守中跡御長屋肝煎之儀何某へ預申度奉願候以上

但右願他人にても相濟候得共留守肝煎斗之儀に付出會は相濟不申事

御目付中　　姓　名

以切紙啓達仕候私儀今度紀州へ御供に罷越候付跡御長屋肝煎之儀何某へ預申度段願相濟候に付諸屆書上等は同人より御達申候且又御門札并御門切手には私印形にて是迄之通相用申候依之爲御屆如斯御座候以上

月

但右屆出立前日迄に差出し可申預主よりも右之振合にて可相屆事

右屆御目付中之外頭衆へは入不申出立之屆は御供之事故勿論何方へも差出に不及歸候節頭衆へ屆可差出事

姓　名

○一私儀此度江戶表へ罷越候に付寒氣に赴候付難儀仕候間東海道十五日振にて罷越申度奉願候以上

但右は時節に寄認振相違可有之仲間は木曾路通り罷歸候儀は不及願事

○一木曾路通行之節若万一道中筋にて何れへ參詣之願て木曾路通行候哉なと承り候者有之節は妙義

山參詣願濟候趣可及挨拶右兼て得と新番へは咄置可申事

〇一發足前江戸表御勘定所へ道中人足帳可差出帳面之紙へ左之振合に相認可差出

一具足櫃　壹人
一兩掛挾箱　壹人
一駕籠　壹挺　何人
但明き駕籠之節は何人
右之通

姓　各　印

月

一外に半紙二つ折に致し右帳面之通に相認脇へ貫目を印し名下へ印形をも居候を壹枚帳面へ添差出候得は是迄御勘定へ留め本帳はあの方印押切此方へ戻候事

〇發足前上下何人との書付御目付方へ差出す認振荒增左之通

姓　名

一若　黨　壹　人
一草り取　壹　人
一鎗　持　壹　人
一駕籠の者　何　人
右之通

月

但右書付は頭取中へ相願差出候得共御供之仲間共不殘一所に致し取計有之事

○一御小納戸は若山にて御貸道具有之百軒御長屋へ罷越候者へは左之通り出候事

御貸道具覺

一立臼　壹つ　一鍋釜　壹つ

一擂鉢　壹つ　一手桶　壹つ

一飯櫃杓子共　壹つ　一奥緣付六疊緣無し同斷

右之通壹軒分也文化五辰年より御貸渡しに相成候付拜借仕候節は頭取中へ咄候上江戸の御小姓目付へ相賴候て若山同役中へ申遣貰候事誰にても御長屋入道具申付候町人へ請取に出候樣仲間より町人へ申遣候事

○一御宿割發足前に御供之仲間申合頭取中へ左之通書付差出可申事

連　名

私共紀州へ立歸御供罷越候付御本陣に御用向有之候間御本陣近所へ札立候樣元御通し置可被下候以上

月

但右書付は御膳番奧之番御番方と三通に致し候方可然也

○一堺宿人足切手は江戸表　御發駕幷入用人數程之賃錢左之書付壹通り之勘定にて茶屋へ遣し候得

は請取書來候間右は御勘定所へ遣し候へは堺人足切手相渡候間夫を堺宿にて差出人足取候事

堺人足切手之事

一何百何拾文　　　　　　　　　　　　　　　　茶　屋　預

但壹人に付百四文つゝ

右堺宿より貝塚迄切手出候樣

何の何月　　　　　　　　　　　　　　　　姓　名　印

一若山より歸候節は何の方にて目付へ賴堺人足切手請取もらひ候然共江戶より參候節とちかひ賃錢堺宿にて切手添自分より拂候筈尤往來共駕籠は乘通り候積之手當に致し置其節に至り不乘候はゝ堺にて勘定定爲致候事心得に記置

一若山發足當朝頭衆へ屆差出尤前日當番之仲間へ得と相賴早朝御城にて作略給候樣可申合事

○一御目通り差扣被　仰付候節衣服節句式日共平服之筈被　仰出有之候得共　御側向相勤候者は其節に頭取中へ承合候方可然事

○一御客樣被爲入御刀御勝手等に扣居候節御刀之前は中座致し可通尤右等に准し都て　御側向勤之者は萬端立居にも心を附可申新番之仲間なと心得違無之樣得と申合置可然事

○一御小納戶相勤候者宿にて大奧に御奉公相勤候女中有之宿下り等之節は伊賀併御錠口番之兩役付添罷越女中宿之主人へ引渡候付右之段前廣に頭取中へ噺置候方可然事

一大奧女中之內近き續合之品に寄り結構被　仰付候節は御禮申上候儀も有之候付右等之節は早々頭

取中へ承合可申方可然事

○一重役悴御小納戸相勤罷在若親病氣及大切候節は相屆候筈其節は　上より御尋被成下候儀可有之候右之節は早々仲間へ相賴先名代にて頭衆迄御禮申上候筈に付此趣相心得取扱候方可然事尙右等之節は頭取中へ承合可申尤當人出勤之上又々右御尋之御禮申上候樣覺候事

○一御小納戸相勤候者之父子之內結構被仰付候節は右御禮申上候筈兄弟以下は右御禮申上るに不及事

○一御忌中に被爲在候節御側廻り月代之儀右者　御家に付廿日以上之御忌中之節は御側向月代仕間敷其餘御短き御家門樣方に付ては御忌中には御側廻り月代遠慮に不及事

文化七卯年十一月二日

但右之通相定有之候得共猶其節々頭取中承合可然事

○一頭取中之內御廣敷兼勤之向は諸御門諸番所にて下座有之候に付途中若同道致し候共諸御門諸御番所前より相分れ同道致すへからす此段は宇野善右衞門方御小納戸頭取にて御廣鋪兼勤之節同人申合有之事

○一御表方御小納戸頭取御小納戸へ被下左之通

一金廿五兩　御小納戸被下

但三百石以上金拾五兩

一金六兩　御合力金

但三百石以下は無之事

一金七兩　皆勤候へは被下

一金五兩　御膳番勤候へは被下

但六十石已上被下無之

一金五兩　右同斷に付

但四拾石已上被下無之尤御在府年計被下候也

一銀拾枚　頭取にて御供なとも相勤候付被下之

但三百石以上被下無之八拾石以上銀五枚被下尤御在府年計四月比壹度に被下

一金拾五兩　無足にて被召出候へは初年支度金被下

御時節柄にても減しなし

右文化十三子年八月廿九日極

○一中將樣御小納戸頭取併御小納戸へ左之通被下

一金貳拾五兩　頭取被下

但百石以上拾貳兩

一同貳拾兩　平へ被下

但し三百石以上拾貳兩御表より被進候向は頭取同樣被下

一金五兩　皆勤候へは被下

一同三兩貳歩　　御膳番兼勤候へは被下

但し六拾石以上被下無之

一同三兩貳歩　　右同斷に付被下

但し四拾石以上被下無之尤　御在國には被下無之

御小納戸頭取に限る

一銀七枚　　頭取にて御供をも相勤候へは被下

但し三百石以上被下無之六拾石以上銀三枚被下　御在國には被下無之

一金拾五兩　無足之者被召候得は初年支度金被下

右文化十三子年八月廿九日

○一文政十一子年十月廿三日於若山左之通り被　仰出

御小納戸

向後御草履差上可申候

右に付御供立左之通

一　江戸表にては御供二人若山にては壹人にて出御之節御供に相立候事

尤若山にて江戸地廻御行列之節は江戸同様二人相立候事

一　江紀共是迄相極り候御供之外に相成候事

一　若山表にて遠御成之節は是迄御供八人參り候右八人之内にて御草履取扱候筈

一　江戸表御庭御堂御參詣之節は壹人之事

南紀徳川史巻之七十七

臣　堀内信　編

職制第八

職掌解説　三

五十八組之頭

五十八組之頭　六人　並高三百石
同心六組　弓二組 鉄炮四組　一組十一人つゝ六石二人扶持　組頭一人つゝ七石
元五十八物頭と稱す文化元年四月改
一一人一組を支配し御旅行には騎馬御供をなし御先手物頭と共に川明を初め御旅舘宿驛の前後を警固す
一江戸に二組在勤近世は常府にて勤む御玄關中雀御門を守り日々御門番所へ出頭午時退出又三町火消を役す五十八人組と稱する事由詳ならす
同心は赤坂邸表御門前相之馬場角青山宮様御門前大辻番へ在番其他辻固め等に出る同心之事諸組同心之部にも記す

御徒頭

御徒組頭

御徒

御徒頭 八人 並高三百石

一人つゝ一組を支配し地廻り御旅行共御供を勤め配下之砲術を奬勵し年々見分をなす軍役は御旗本先備へなり若山にての職務詳ならす從來江戸へ交番在勤之處文化四卯年四月初て江戸常府御徒頭を置かる由布忠平事十河源右衛門跡御徒頭を被命此節左之布達あり爾來常府にて一人つゝ就任時として二人の事もありたり

御徒頭之儀は御番方にては無之遠待へ罷出同所へ宿候樣尤御番人とは違ひ候て御人數外之儀故其段相心得可申事

一文政元寅年八月十四日小池彥之進江戸常府御徒頭被 仰付之節御目付阿部專之助より勤方之儀左之通達す

日之內四時より致出殿九時打候へは致退出又々暮六時過より宿御番に罷出候樣可致事

近世は御在府年には御供あるを以宿直をなさす朝出殿午時退散 御在國年には夕刻より出殿御使番と共に遠待へ宿直翌日午時退出せしと云

御徒組頭 一組一人つゝ並高十五石 已下役

御徒八組 一組九人つゝ同十三石 同

組頭は支配之指揮を受一組を差配する事外組頭に同し

八組共鉄砲組にして宇治田流勝野流砲術を役筒となす
江戸にては文化九申年より鐵砲稽古を初む勝野流なり　幕府の御徒は水藝を職務とすれとも　御家にては砲術のみ也玉藥代を給與せらる御役順之部に詳なり

一常御供をなし江戸にては十二人つゝ立つ内二人御道具付あり御駕跡御道具の所に列す御刀筒被爲持時は之を役す

一役羽織　黑縮緬無紋單　夏冬共代銀一回渡る余は自費
已下役たれ共御供通りは都て御目見以上に准し式服熨斗目麻上下白衣をも着す　御野服并御道中御供等には役羽織を着す總て幕府御徒の如し

一御品才領の時は時々の式服に從ふ余は役羽織着

一奉文(ホウフミ)宰領は式服の外は肩衣着

一火事羽織　淺黃羅脊板地脊に鉾の字一つ
御出馬等の時は必す着用と雖も躰裁不宜を以て然レ出火公用には御勘定所御貸物方より普通の火事羽織を借り用ゆ又は自服を用る多し　但江戸の振なり

江戸勤方

晝夜六人つゝ御徒番所（御玄關脇）へ當直表御門立番より諸侯入來の觸れ込を受け之を遠待の御取次へ通す
使者は表御門にて拍子木を打中雀御門にて受繼拍子木を打ち別に觸込なし

一表御用部屋御目付方等の諸達しを受け指揮に從事す

出駕の時は御玄關へ出る

一出駕の節御小道具御觸あれは御玄關の御鎗御長刀を外し御道具支配へ授く御挾箱出觸に隨い柳之間にて奥坊主より御挾箱を受取此時御納戸頭立會御道具支配へ渡す

一本役は五六人あり御雇共にて凡三十名許三番に勤務す

御徒助あり本役同樣の勤をなす以下役の悴共被申付三人扶持被下近來は御目見以上の總領にて御徒助となる者往々ありたり御雇も同悴共被申付御扶持方は不出當分の御雇也

一古番之内より常御供と云を勤む御供一方にて當直をなさす表常御供方の助役なり

一御行列立御徒目付御徒押等御供落の時は其助けを勤む

一御献上物諸品の宰領を勤む

公儀御献上品寺社御献供物御同族御緣家方諸侯等へ吉凶御音信物等御名代御使を以て御献備且御贈進之節御品取扱宰領の儀表御用部屋の差圖を受け覺書手板と云之通役之覺書の一例を示す鳳半切に認め小口に勤人御徒の姓名を書す

日光　御宮へ

御太刀一腰
黃金一枚　臺居　御目錄

大献院樣へ

黃金一枚　臺居

右之通　御名代を以御献上被遊

白銀　二枚つゝ　大樂院　龍光院

同　二枚　護光院

右之通被遣之

一右御太刀爲取扱罷越例之通可相勤之

一右御品々御小人御太刀箱持等附遣之

一右御獻備之節相用候御太刀箱幷御目錄臺入候箱御服紗御長持等は護光院へ預け有之候事

一服穢御改御定之通

御名代　片野左衛門

右は每年正月十七日御名代大御番頭（同役部屋勤の番頭等勤む）被遣の時也

一女中奉文（ホウフミ）（御本丸老女へ此老女よりの奉文なり）拜領之時は右奉文を御廣敷御用達より受取勤之

一火受勤と稱し一の組二の組へ二人つゝを定め火消人數出張の時附屬す

上野芝兩山近火之節は御位牌守護の御書院番（兩人）に附屬出張す

一假り役と稱し御徒目付人少且差支之時は同役の助役をなす

御目付

御徒目付組頭　御徒目付

御徒押　御目付方書役

御小人目付　　　　　　御小人押

表火之番　　　　　　諸御目付

御目付　並高四百石　席外　御役人

定員なし若山にては十八前後江戸常府にて三四人あり並高元三百石之處近時四百石となる

有德公政事鏡に

一目付役は別て非定を改る役筋なれは用向之外決て出會申間敷尤碁將棊其外遊藝共に勤役中相止可申候

一右役之者共懇意の出會にても堅く相扣可申候乍去養子之者兩親へ見廻又は親類之內病氣等之節は勝手次第見舞可申候五節句等は勿論之事也

一文化四卯年大目付欠役に付御供番頭已上へ御觸書諸事通達大目付無之已前の振合を以御目付より通達すへき旨被　仰出

文化十酉年七月廿八日被　仰出

一向後月番相勤可申一ヶ月代り兩人つゝ操廻可相勤事

文政元寅年六月廿六日被　仰出

一小十人弓鉄御徒鉄炮頭見分之節御目付出場之儀先年申聞有之候共向後不及出場候事

天保五午年十二月六日被　仰出

一御目付にて布衣被仰付候得は同役致上席御禮席は御槍奉行の次へ名書にて出候等之事

一若山當役の內より一人つゝ勢州松坂へ交番在勤す尤御參府年には江戸一ヶ年詰をなす

一御目付は御目代として執法之官也故に國憲法度を掌り御家中上下國中一般の違法を糺彈內外を監察す職位は頭役の末班に列し布衣に昇進を極度とすれとも威權大に行はれ御勘定奉行御用人に續きたる御役人にして地廻り出駕御旅行筋諸行列諸禮式水火非常殿中警衞御門守備諸士刑事斷獄訊問等一切之事一として預らさる事なく嚴威嚴格上下大に畏憚す 信嘗て其任を辱ふせしに三卷の手帳と稱する小冊ありて軍事を初め平素の勤務章程は無論刑事斷獄又傷割腹檢使之事に至る迄作法例證等細雜緻蜜に記載常に懷中を離さゝるの職規なり新任の者へは筆頭の者より貸與謄寫せしむ固より當職骨髓の秘冊なれは肅々愼重而かも三日間に完寫を迫る日間出局寸暇なけれは夜間寫さんとするに同僚屬吏來て之を妨窘す是其手腕堪忍を試るに出る由なれ共不思議の陋弊にして到底なし得へき業に非す 信亦借得て一閲するに先輩該窘迫睡眠中に謄寫せしや誤謬脫漏甚敷殆と讀む可らすして手を下すの術なし間もなく國政大改革に際し御目付廢職となりて他に轉職故に該書遂に不傳に歸したり今や記臆の畧を編せんとすれとも三十有余年之往事且日固より淺く恍惚夢の如し聊紀念の一二を揭くるも皮想百分の一に足らす

一御目付の主眼は上下內外を監察し執政初公私の曲直家事品行等苟も探聞に係る者は上書言上を遂く爾も風聞誤謬を免さる一回ひ言上を經る事實に於ては政府に下付必賞必罰之典を正さしめらる又要職侍臣等に登用推薦の時は政府先つ御目付に內訓して其人品を偵察せしめ其上申書を付して伺を經るなり又諸士死すれは其死狀及ひ繼續人之年齡初ての御目見濟不濟否品行之如何を上書す

之を病死上けさ云若し惡事不品行の言上あれは跡目の節貶席減祿等の徽罰を受く是に限らす國中市在の異變他國領の動靜巷說風評共總て上書す扨此上書に二樣の書法あり隱蜜秘忌たとへは人品罪惡の如きは極めて淡墨に極めて細筆に書し一見白紙の如くす是親覽之際万一侍臣等の目に觸るゝも讀能はさるの爲なり又普通病死上或は勤務事歷書其他强て隱密を要せさる分は幾分か濃墨細毫較易からしむ用紙は美濃橫二つ切に限り字格行躰折形寸法上包の式 御覽表に上の字左下に御目付共と細書し裏封緘密事は實印普通は〆封をなすなり 等悉く一定之規範ありて分厘の差なく百通一通の如し從前は直に進呈の由なれ共近世は每夜奥之口にて屛風圍をなし奥之番に交付上呈す

一機密偵察は再按復審愼重に謹査を重ぬるは無論常々御小人目付御小人押を使役するも概ね御用廻りと稱するに專任せしむ御用廻りとは御小人目付の内特に老練機敏なるを撰定探偵一途に服せしむ今の刑事巡査の如きものなり

一政府より時々國政の機密内議を諮詢の事あり然る時は同僚共蘊底を叩て討議し一定の意見を答申す總して御目付の議事は新參之者より順次意見を吐露せしめ練磨講究古參筆頭者裁斷一定議とす古參專斷新參箝默面臣の弊なし

一御目付に限りては日記初の簿記文書共概ね親ら筆を執り筆生に委ねす而も机案を用ひす面々座前に硯箱を扣へ左手紙箋帳簿を持て草案筆翰に馴せしむ帳簿の記載は同僚巡視各自修正を加へ傍書す恰も反古然たれ共其儘に保存敢て改寫淨書を許さす一奇風なり

一奥役の外大御番已下以下役末々迄の召狀 昇進任免等の召喚狀を召狀と云 は悉く御目付より發し配下組子の分は其頭

支配へ達す其者當朝出頭を屆出れは着服足袋下け物扇子等違法なきやを檢し（御用召には足袋を用ひ印籠を帶ひ扇子持參を禁する也）拜命席へ誘ひ習禮なさしむ（着席の位地を示し拜伏進退の禮を習はしむる也）準備畢て政府へ達し後御直命式は執政申渡あり此時姓名呼出しは御目付役す一日數十人の拜命資格によつて席を異にし命の輕重により前後差引等區々の作法雜多なり

一年頭の御禮初め總出仕御家老席達等總して御家中總登城の時は御目付御役順によつて其座席を正し終始後方に立視違禮之者を監査す

一公儀觸御家法制等廉立たる布告ものは總觸と稱し御目付より總御家中へ布告す配下組子は其支配へ達し不然は己人每へ各達す亦種々區別慣例あり

一御目付局の入口障子は酷暑と雖も明放することなし故に有司初何人たりとも障子外にて職稱姓名を呼ひ入席を尋ぬ此時帳簿を閉ち筆を硯筐に落す音させ答をなし入らしむ（御目見已上はお出なさい已下役は出やしやれと答ふ）もし無斷障子を開けは不調法申込をなすの制也御目付は途上面を正しく苟も邪視睥睨せす曲衢正角に步行する等細事と雖も紀律如此他は押して知るへし當職の記章は竪筋山形にして（圖記章の部に記す）俗に寄らす障らすと唱ふ好て隱微を攪索せす唯法憲の尊嚴を示し濫犯を防くの意所謂刑は刑なきに歸するの義と傳へり　有德公が　公儀御相續の後郊外御放鷹の御供先にて御徒の者蹶き轉ひ誤て御刀筒を取落したるに目付は居らぬやと高聲に　上意ありしかは御目付は影を藏し罪を遁れしといふ眞の過失と雖も一朝監察の目に觸るれは法は曲くへからす御目付職意のある處想ふへし

一御家中死失改名出生婚姻養子厄介服忌逃亡他國着發病氣欠勤轉宅移住等何によらす進退去就且勤

務に關する件は皆御目付へ屆出しめ其取扱ある分は夫々處理し隨て殿中宿直各門守衞非常配置等諸般の警備を常に整頓充實せしむ

一江戸にては邸門出入之嚴制あるを以て諸士初男女從僕に至る迄時限に係る出入は逐一屆出しめ日々諸士の出入を調査し若し時限を犯す者あれは其手前を糺し言上を遂く詳なるは法制部御法度觸御長屋定に記する如し

一御目付は地廻り御旅行を不問常に御供を勤め御供全躰を監督す就中江戸にては御登城御豫參を初出駕頻煩御城内他向他藩に對し御行列の立方御道具の配置御下乘御出會の作法等一事一物悉く嚴格之成規錯雜の區別あり且御供先臨時の出來事等皆御目付の管理に屬す又水火之災も專ら御目付の担任にして江戸の如きは出火の事務最多端也局中の火の見櫓を主管し火の遠近に應し合圖の鐘鼓板木を鳴らしヶ所によつて消防人數を派出或は邸中早拍子木を打て急火を報する等の指揮をなす故に出火之度毎火消役同様馬上速參措置し近火の節は火元に臨場諸般を監査す出火の事亦法制部火事定に詳なり

御徒目付組頭　三　人　並高十五石　平士

御徒目付　二十人　同　十二石　已下役　肩衣着

御徒押　十二人　同　十二石　同　同

御徒目付組頭は御徒目付と打込勤む兩役共御目付の指揮を受け御家中上下の事他所他向之件御供一切刑事水火非常諸警衞火之元改諸行列巡撿總て監察府へ關する事關せさるなし畢竟御目付

の下た目付にて小横目と稱する類なり而して專ら發表現行の事務を監査し御供は無論火消人數御寺方御位牌守等御目付出張せさるヶ所へも出張し職務の多端擧けて盡すへからす就中御供先總同勢の取締差引他向掛合等皆其担任する處なり

近來傳甫御藏目付不被　仰付により折々御藏打廻りをもなす

御徒押

一御徒押は文政十三子年より新設御目付に屬すと雖も局務には關せす御供を專務とし時宜に應し御徒目付の助役をなす押へと稱するは跡供止め押への義にて諸家諸藩共に押へと唱へ家々記章の長羽織を着し行列の殿後に隨ふ則從前の武鑑に押看板と記したる者是也諸家の押に比するものは御小人押にして御徒押は御徒の上席肩衣をも着する下士也御小人押の上に立總同勢從僕を差引取締をなすの職とす

御目付方書役

御目付方書役

御役順になし元御目付方坊主就務す近世は坊主止み已下役より出役江戸にては無足よりも出役せり　御目付局に日勤同役の使役に服し發表現行の書牘記帳をなし機密內調の事には與らす

御小人目付

御小人目付　六十一人　內組頭三人　六石二人扶持　伊賀已下

常に黑絹無地の役羽織を着し御目付の使役に服し御徒目付の指揮にも應し御家中上下內外の探偵捕亡刑事御供向水火非常不慮の變事與らさるなく總して御目付の手先役なり內御用掛りと稱するあつて專ら密事探偵に服する事御目付の條に記する如し諸士罪あつて拘引せらるゝ時は邸宅近傍を警固逃亡を戒しむ常に十手を腰にして市街興業場群集之處を巡視す今の巡査に類するものなり

一江戸にては毎夜五つ時に至れは邸中通用門に出座諸士初男女從僕一切其日の出入を改め御目付へ申告す

御小人押　三十九人　四石二人扶持　伊賀已下

寛政五年十月押假役を御小人押假役と改め押本役代りを御小人押と改む

常に竪筋山形の役羽織を着し御目付の使役馳駈に服し同役從僕なき時は附人となる御徒目付の指揮にも應し水火非常は無論總ての巡察警備に奔走御徒押の下に立ち御供押へを勤む

一江戸にては　將軍家駒場御成又は烈風の時火之元警戒天下停止の際普請鳴物の事等御家中總戸別に口述觸廻る又降雪の時は邸中道路雪掻人夫可差出旨（降雪の時は祿高に應し從僕を可出御長屋定めなり）觸廻り其人夫を指揮して積雪を掻き除かしむ常に夜中時々邸中を密行巡邏所々の火用心番所を改む

邸中所々に火用心番所あり番人は御中間にして監察府に屬す毎夜擊柝時刻を報し五つ時を通用門へ觸込三丁已内近火の際は早拍子木を打廻る又駒場外の諸御成には右番人より火之元觸をふれ廻るなり

御目付方陸尺若干あり諸局陸尺に同し

一表火之番　並高十二石　已下役

御目付に屬すと雖も殿中火之元改めを專務とし他に監察府の事に關せす

天保の初年度江戸御本殿度々發火に付爾來新設せらる日々夕刻より出勤夜中一時毎に（今の二時間に當る）表御座敷初諸局々を火之廻りと呼ひつゝ打廻り火之元を警戒す

一當役より弓術稽古人御帳前百射之歩改めをなす

一奥之番　同時に新設奥向火之元改めをなす事右に同し是は奥役なり

諸御目付

諸役に御目付被置もの左の如し皆御目付に屬せしや詳ならす既に御目付と稱する上は監察糺彈の任務に服する知るへし各部に分記するを以爰には唯職名を掲くるのみ

友ヶ島御目付　友ヶ島奉行の條に記す

田丸白子御目付　勢州役の條に記す

口熊野御目付　御役順外御勘定奉行の條に記す

學校御目付　同

平士格役より出役學習館へ出勤學校の事を監査生徒の入學退校勤怠を撿し出席簿を製し學校掛り御用人へ報告す慶應二年學制改革により自然廢役となる

一江戸於ては安政三辰年正月文武場を一郭に建設の際初て學校御目付を被置國學蘭學諸稽古場打廻り役をも兼務したり

御小姓目付　御小姓頭の條に記す

御臺所目付　御臺所頭の條に記す

傳甫御藏目付

當時御藏目付不被仰付折々御徒目付打廻り候樣被　仰出旨の記あり文化六七年より已後の

事なり
御厩目付　御馬預りの條に記す

御使番

御使番　並高三百石　頭役

軍事之傳令使なり依て名付平素御使番を勤むるに非す諺に使番使をなさす供番供をせすと云あへり

一當役は武官の譽れとするを以て毎年正月十一日御具足御祝の時必す拜任あるの例なり之を御用始と稱す歳旦を祝し十日迄は休政之處此日を以て政事始とす年の初政に當役を被命は尙武之義に出たるなり時として他之武官を被命事あり　香嚴公の時安永九年正月十一日粟生源五左衞門御槍奉行に被命源五左衞門剛直武邊に勝れたるを以特旨に出るといふ

一御旅行地廻り共御供を勤め御駕前に兩列す若山にて御儀式大御行列の時は隨身を役す江戸にて御途中諸侯と御出會の時は御小姓頭と共に御固め役を勤む御小姓組の條に記する如し又御目付人少の時は同助役をも勤む

一江戸にては兩人あり　御在府年には御供あるを以て御徒頭と共に遠待へ出仕午時退出御在國年には夕刻より出殿遠待へ宿直翌日午時退出す

寄合組頭

寄合

寄合組頭　並高四百石　頭役
寄合四組　無定員　平士

寄合の名義は所々より寄り合常には定務なく事ある時は一廉の働きをなすに基きし如し　龍祖の御時寄合衆といふは彼の福島浪人たる大崎玄蕃村上彦右衛門眞鍋五郎右衛門或は林平之丞三刀屋監物田中玄蕃藪三左衛門等天下有名の勇將傑士等新たに御召抱の者を皆寄合に被命祿七八千石より千石前後の大祿にして而も御家老の次席たり重きを置れたる事知るへし
幕府及ひ諸藩も大概如此然るにいつの比よりか大寄合を被置（千三百石高御城代の次）御家老御城代迄の家督跡目の官に被定（時としては大御番頭同格より昇進す上士の極官なり）大御番頭以下御槍奉行（是迄を布衣已上と云ふ）迄の家督跡目は寄合を被命右已下の家督跡目は大番組乃至獨禮小寄合十人組並小寄合輕小寄合（各小寄合皆小普請と改稱）となる制度となれり之に依て觀れは大寄合丈は舊寄合の形を存し隨て階級を付し大小の區別あるに至る兎に角往昔とは同名異義上士の相續人出仕初め無役非職之者を寄合といふ

一四組の内十人つゝ御年寄兩人へ御預け被　仰付別段に寄合支配可仕旨の命あり軍事又は非常之時は其部下に屬し働きをなすの儀即ち與力なり余は浮組と稱す

一組頭元與頭と稱す寛政四年十二月改む勤務諸組頭と同し江戸にては組頭なし

一組頭初寄合は無役なるを以て無扶持は勿論居役免と稱し知行免合强く御普請も丸役とて用捨な

中奥御小姓

中奥御番

く又浮置歩上けも本上け也主義大御番小普請に同し

一寄合は布衣已上の跡なるを以て自つから知行祿高の者多し故に大御番小普請と違ひ役付き早く御小姓組御供番等の番士乃至頭役にも出身す高祿の者永く遊手にては置きかたき爲なり

一江戸にては多くは遠待御番を被命扶持方を賜はる又御官位御任叙等之時は甲州大野本遠寺への御名代を勤む

中奥御小姓

中奥御番

中奥御小姓　　並高二十五石　　平士

天明御役順及文化六七年の職員錄にも當役なし爾後幕府に准し設けられしものか御小姓と稱すれ共君邊に伺公せす中奥へ出仕す

表御儀式之節は御給仕役を主とし御能之節等御書院御上段御簾揚を役す

一重役及ひ御用人御廣敷御用人の嫡子總領は父の勤勞又は文武精勤の廉を以中奥頭役打込中奥御小姓同樣勤御名代御使をも可勤旨被命年金十五兩を賜はるの例とす然る時は被　召出といふになく共勤仕人の資格を有するなり

中奥御番　　並高二十五石　　平士

寛政六年八月御近習番の上御近習番御近習番格の三を合て中奥御番と改稱す

一中奥へ當直御旅行御供を勤め地廻り御供なし當役より御庭御用勤御書物方武藝稽古頭取等種々掛り役を勤むる者往々あり此輩中奥にて之當直は免せらる當役亦御給仕を役す

剃髪職

御匙醫	奥御醫師
御同朋頭	御數寄屋頭
奥撿挍	小普請御醫師
奥勾當	御同朋
寄合御醫師	
御番醫師	
撿挍	
勾當	
御繪師	
總坊主	

剃髪職廢止

御匙醫　並高三百石　頭役

御匙醫は即ち御執匙にして奥へ當番宿直し日々拜診　御簾中様の拜診をもなし御藥餌を調進す地廻り御供御旅行共奥御醫師と共に乘輿御供をなす

竹田景安　御加恩知取　板坂卜齊家は格別の家柄なるを以て御禮席は代々御匙醫の上に列し御役順には名前にて出る法橋の御醫師あれは右兩人の次御匙醫の上に列す

一嘉永二酉年十二月廿五日御醫師の順左の通り被　仰出

本道　外科　眼科　口科　針科

一御匙醫幷同格共家督跡目は寄合御醫師に被命右已下は小普請御醫師となる總して御醫師御繪師は

制外にて御禮式には熨斗目十德着平素は羽織許着無袴勤旅行又は出火之節は俗躰に同し御醫師は乘輿御免の筋なれは私用にも乘輿勝手次第也歩行の時は必從僕に藥箱を負はしむ是維新前迄幕府始め諸藩に通し一般の風俗にて子弟に至る迄剃髮に限る（町醫師も同斷也）御繪師も同斷とす

一御醫師御繪師は家業世襲也代替りには相續人の業術を督勵の爲諸士の跡目に比し減祿強く御切米取も大概祿扶持に削減せられ家業出精可致との辭令あるを例とす（儒者も同斷）然るに兎角家業不精無能未熟の庸醫多く而も安隱に徒食を得中には放逸無慚漢も不尠昌平の流弊何等の譴責もなく因循姑息有名無實に濟來しか嘉永六丑年土州大夫諸政改革に當り同年七月於江戸德田忠庵（御匙醫六百石）外六人（御番醫師小普請御醫師なり）家業不精且不愼等を嚴罸し剝職減祿の上還俗被命續て友ヶ島御番に謫せられ若山に於ても同年十二月近藤健庵（御匙醫格奥御醫師五百石）外三人（奥御醫師小普請御醫師）を同樣罸責還俗友ヶ島御番に貶せらる事は　昭德公當年の世記に詳也如此英斷は前後見さる處にして御醫師一般の恐怖一形ならす無量の鍼針とはなりたり而して同年九月廿三日於江戸左之通り布達せらる

　當時海防等に付定府之向御人少之事に付御匙醫幷奥御醫師の外生質家業不得手の向は此節に限り醫業御免内存願出候はヽ相應之御場所へ可被　仰付儀も可有之候間件之趣程能夫々へ申聞内存爲相願候樣宜被取計事

　但本文に泥み向後御醫師幷總領自然家業未熟に陷り醫業　御免願出候向も有之候はヽ假令素人に被　仰付候共格外に減祿可被　仰付候間右等之趣篤と被申諭置候樣可被致事

一龍祖之御時は天下の名醫板坂卜齊竹田景安を　神君より被爲附又酒井三伯佐竹才庵等徵辟大祿

奥御醫師
寄合御醫師
御番醫師
小普請御醫師

を賜ふ爾後名醫も不尠就中有馬凉及華岡隨賢の如きは最錚々たるものなり然れとも世々世醫幾百人の數に比しては名醫國手と稱するは畢竟曉辰に異ならす若し御大患御重症等の際には　幕府の典醫或は廣く時の名手を聘せられたり又疇昔は泰西の醫學開けさるのみならす國禁たりし故悉く漢醫なりしか嘉永六丑年　幕府蘭醫の禁を解き續々蘭醫を登用せらる於是御家に於ても有馬家の醫師竹内玄同を御出入に被命續て伊東貫齊（伊東玄朴養子）を百五十石の寄合御醫師に被召出（貫齊間もなく幕府へ被召出たり）是洋醫採用の嚆矢にして爾後竹田靜庵赤澤貫堂山本長庵等新進孰れも他所他藩の者にして御匙醫に累進世臣の醫輩殆と顏色を失ふ

奥御醫師　並高四十石　除席　平士

奥へ當直御廣敷へも立入拜診をもなす御匙醫と共に地廻り御旅行御供に服し往々御匙醫格御匙醫同樣勤に累進す又家傳名法丸散丹圓の藥餌調進を被命者あり他は前記に同し

寄合御醫師　持高　平士

御匙醫及ひ同格御醫師の家督跡目之者當役被命或は時として他より新進の者之に被命あり

御番醫師　持高　平士

小普請御醫師等より昇進す表方に當直殿中表向急病等に服事又非常警衛人數出張に附隨す

小普請御醫師　平士

御匙醫已下御醫師之家督跡目皆當役に被命小普請支配の條に詳なり

御同朋頭　御同朋　御數寄屋頭

御同朋頭　並高四十石　平士　御用の節は奥へも罷出

御同朋　同　三十石　同　同

諸士と同しく武官也當役拜任直ちに剃髪し阿彌號を名乘る淸阿彌忠阿彌の類　一切出駕の御供を勤む着服平士同斷と雖も當役に限り式服の時は御供始め紅裏の下襲を着す御儀式御行列には大紋なり衣服御仕着多し當役は　幕府及ひ御三家に限りたるものにて外大藩加賀薩州と雖も許されす足利將軍家以來の古例によるものなりと口碑に戰場には御身代りに立ち又は軍神血祭りに當るの役目と傳へたり故に武術鍛練の者より撰拔せらるゝ多し

一殿中表向の御先立をなし　上使先立をもなし諸侯入來之接遇に服し諸士拜禮及ひ御禮式席付差引制止等御目付の指揮を受け差配又殿中表御座敷向を管理す

一奥表總坊主を支配す但し御數寄屋坊主御廣敷坊主は別支配也總坊主の事次に揭く

御數寄屋頭　席外　御用之節は奥へも出る

元御茶道頭と稱す寛政五年八月改

亦制外にて剃髪雅名を名乘服は御醫師に同し都て御茶道の事を司り御數寄屋御茶器書軸置物之外御什器預り御儀式平素共奥表御座敷之御飾り付掛物生花の事を管理す

一千宗左家は　龍祖之時御茶道頭に被召出二百石を賜る爾來代々無相違襲祿御茶道頭上席を拜し京住を免され御茶事御指南役たり又室友甫千賀道圓の家も　龍祖以來の御茶道頭にして世々襲

職す

一御數寄坊　元御茶道坊主十六人七石二人扶持つゝ内組頭二人を支配す

撿挍勾當

撿　挍　勾當

寛政八年三月奥詰撿挍を奥撿挍奥詰勾當を奥勾當と改む

寛政六年六月撿挍は一同御醫師同格の筈に相成御用部屋取次支配勾當は御用部屋支配となる

奥出入を被命を奥撿挍勾當といふ何れも盲目にして其人あれは置かるゝ服制杖の制裁等斯道の法に從ふ

御繪師

御繪師　以下役

剃髪家業世襲服制跡目相續等の事皆御醫師に同し都て畫事の公務に服す江戸にては毎年夏季大奥より御獻上之和歌芦栖團扇へ和歌名所等の彩色畫を一般御繪師へも被命を例とす

一御役順以下役なれとも往々御目見已上の者多く或は御匙醫格にも累進す時として堪能の者他より被召抱には俗躰の者あり近世岩瀬魯七山名大助の如き是なり

總坊主

總坊主　定員百七十三人六石二人扶持　但し御廣敷御數寄屋の外

内　奥坊主組頭六人　一石增　奥小道具役四人　同上、
　　表小道具役六人　同上

坊主は諸局長官の使役に服する給仕役也固より輕輩伊賀已下同心と同しく株ものにて代番す悉

く剃髮羽織着無袴一刀を帶す御禮式には十德服紗を着す古く　龍祖の御時より被召仕し事元和御入國姓名帳及ひ元和御切米帳記載の如し　幕府に於ても同斷にして諸局諸司の坊主を初該御城坊主と稱し諸大名登城の際其身廻りの世話周旋をなす等實に饒多を極めし也

一坊主は株者なれは諸士に昇進成り難しと雖も要局則政府表御用部屋御召方奥坊主等數十年來勤務の者は小十人格に榮進の者なきに非す頗る異數の事とす既に士籍に列すれは還俗改名坊主を離るゝ無論なり坊主の儘にて御徒格に進む者は往々多し是等は剃髮の儘にて兩刀を帶するを得也

一坊主に關する布告散見の者左の如し

文化七午年二月十二日

一坊主より格式等被仰付坊主株不離者は向後都て御同朋支配に候事

是迄外支配に相成候者共も同樣の事

文化三辰年二月五日

一御數寄屋坊主の內御手水方坊主は向後御數寄屋坊主人數外に相成奥坊主人數に籠候事

勤方等の儀は諸事是迄の通にて御數寄屋坊主の名目は不離御同朋支配之事

同十亥年二月廿六日

一御臺子坊主闕役に相成是迄御臺子にて取扱候御用向後御手水方にて相勤候事

同　日

一御小納戸坊主の儀向後御召方坊主と唱呼候節は御召方と計呼ひ可申事

一御手水方坊主其外共唱は是迄之通役名にて呼候節は御手水方と計呼其外も右に准し御藥方御小姓方御鳥方と呼ひ何坊主とは呼申間敷事

一表向坊主も右に准し役名にて呼ひ候節は都て其役所等之號計呼御用部屋御目付部屋抔と申振に呼可申事

下ヶ紙 御納戸坊主は御納戸方緣頰詰御年(一本老寄)方坊主は緣頰詰附御太鼓坊主は御太鼓方と呼可申事

同 御時計坊主共御時計方と呼可申候事

同十亥年二月廿八日

一此度坊主呼振相極候付左之役々呼振之儀左之通相成候事

奧表坊主組頭

上役より上向にて御用之節是迄の通呼又は名前にても呼候事

奧坊主

奧向にて同様の節は坊主と計呼表向の面々右同様の時奧坊主と呼尤名前にても呼候事

御數寄屋坊主を 御數寄屋　　表坊主を 平番

表小僧を 御客方　　御書院掛表坊主を 御座敷役

學校附坊主を 學校附　　大御番部屋坊主を 大御番部屋

御時計坊主を 御土圭役

右之通呼候事尤書付等には是迄之通認候事

文政十亥年三月十三日

一　元御臺子坊主

御數寄屋坊主御手水掛申付御召方坊主助相勤候事

勤方之儀は是迄の通御臺子御用向計相勤候等

天保五午年九月廿四日

一御藥部屋御手水部屋御鳥部屋之儀前々之通部屋と相唱坊主之儀は御藥方御手水方御鳥方と唱候樣可致事

但坊主唱振　公邊にては御藥方（ガタ）御手水方（ガタ）御鳥方（ガタ）と唱濁り唱候由に付御手前にても同樣何方（ガタ）と濁り唱可申事

一奧小道具役之儀向後奧御小道具役と唱平常奧にては御小道具役と計唱詰所之儀は御小道具役部屋と唱可申事

一表小道具役之儀も向後表御小道具役と唱平常表にては御小道具役と計唱可申事

但本行御小道具役急度唱候節且書面へ認候節は奧御小道具役表御小道具役と唱認候事

一諸局坊主之區別職務之大略左の如し

御用部屋坊主　政府に勤務執政の迎送先立を初諸使役奧御右筆之使役に服し諸帳簿の出入をなし六尺の勤務を指揮す

表御用部屋坊主　表御用部屋に勤務御用人表御右筆日記方等の使役に服し諸帳簿を差配し六尺の勤務を指揮す

御目付方坊主　御目付部屋に勤務御目付の指揮に從ひ筆生たり近時は書役は俗躰にて坊主を置かす

表小道具方坊主　殿中御屋敷向の事に關し御襖障子疊屛風衝立火鉢燭臺行燈多葉粉盆茶碗土瓶荷ひ手桶炭油等を管理し品物の出納修繕授受之事を司る

御小納戸坊主　御納戸頭に屬し局務の使役に服す

御時計方坊主　時辰器を司り時刻毎に刻限を殿中へ觸廻り奥表之諸局へも報告す

御太鼓番坊主

總坊主　殿中御座敷の掃除を初入來使者の給仕總躰之雜事に服す

番頭部屋坊主　大御番頭部屋に詰同役及ひ大組兩番頭等の使役に服す

御堂附坊主　御庭御位牌堂に相詰守護御料供等の事を司る

以上を總して表坊主と稱し御同朋の支配たり

奥小道具方坊主　奥御座敷向の疊替障子張等へ小修理に關し奥向諸局の筆紙墨炭油茶渡し方及ひ小道具を管理す

御召方坊主　御小納戸御小姓の指揮を受け日々御召服の出納御脱服の疊み方火熨斗かけ御手元御小道具管理御休息所平素之御飾り付御同所御掃除等をなし御登城出御の御供をなし殿中御表又は御庭等へ被爲成には御先番となりて御帶御刀かけ御多葉粉盆等の事を役す

御手水方坊主　毎朝御嗽之湯水差上御登城出御の節の御駕入御茶辨當入の御辨當の事を司り御召方坊主と共に御茶辨當才領の御供をなす

御藥方坊主　御不例は勿論平素三回つゝ御服用の藥劑煎方を司り御膳番の立會を受て藥色の淡濃を吟味し毒味をなす且御印籠を預り其調進方及ひ一切の藥品を管理す御壷子坊主と云ふも之に籠たるへし

鍵番　御膳所口内御庭御門々々の鍵を預り其開閉を司る

御小姓頭方坊主　御小姓頭の使役に服す

御小姓方坊主　御小姓頭取御小姓の使役に服す

御小納戸方坊主　御小納戸の使役に服し御用所掃除等に掛る

御鳥方坊主　飼鳥の事を斡旋鳥籠塒等の事を司る顯龍　昭德二公の御代には繁務なりしも近時に至ては欠員となる

張り番　奥平坊主の總稱なり奥御休息所の外總御座敷向掃除を司り表御時計方よりの觸込に應して時刻を觸廻り其他奥向の雜事に服す

以上を通して奥坊主と稱し御同朋の支配たり

御數寄屋坊主　御數寄屋頭に屬し御茶道の事に服し御茶器を管理出納し上使又は御式立の節表御床御飾り付御軸物生花等の事を司る

右者御數寄屋頭の支配也

御廣敷坊主　御廣敷に相詰御廣敷御用人同御用達の使役に服し其指揮に從ひ女中表使御右筆使番等の間に立廻り又表方諸局との交渉に使す

右は御廣敷御用達之支配たり

一坊主常務の外早出居殘り夜詰等をなせは湯漬と稱する扶持米を給す繁務の局は種々の名稱ヶ條を付し湯漬を請求す是等の所得不尠といふ湯漬の事は御臺所定帳に詳なり

剃髪職廢止

一明治元辰年十一月維新後形勢一變僧侶の外世上剃髪を見さるの風となれり依て左の通り執政より布達す

御數寄屋頭御同朋蓄髪致し御數寄屋頭を御數寄屋預御同朋を子供支配と唱候事

一總坊主蓄髪致させ子供と相唱可申事

一御醫師一統蓄髪致させ候樣被仰出候間夫々可被相達候

一此度御醫師之向蓄髪被仰出候に付ては衣服其外是迄制外に相立有之候分以來總て諸士同樣に爲

相心得可被申事

一明治二巳年二月藩政改革表御用部屋を公用局と改稱に付三月廿五日左之通り執政より布達す

表子供組頭初向後左之通相唱候事

表子供組頭を　公用局表子供組頭　　表御小道具役を　公用局表御小道具役

御太鼓方子供を　公用局御太鼓方子供　　表子供を　公用局表子供

表六尺を　公用局表陸尺

按に坊主は畢竟給仕茶運ひの類也是等は自から小童相當たる處より子供の總稱を付したるなるへし

御臺所頭

御臺所目付（見廻り役兼帯）　同吟味役　御賄人組頭　御賄人

御臺所人組頭　御臺所人　小間使組頭　小間使

御臺所頭　並高二十石　平士

元御賄頭と稱す寛政五年八月改稱

御膳奉行御賄頭を兼帯す

一日々御臺所當番座へ出勤御賄人組頭以下を支配し諸會計初御臺所に關する一切の事務を處理し月末の決算を御勘定奉行へ報告す

一日々御膳上けの時間には御膳奉行（御膳の事は御膳奉行の職なり）の職を帯ひ御膳立の間に出張し御膳番御臺所目付御臺所人組頭等立會を以て御臺所人小間使等の調理せし物品を風味撿査す

御臺所目付　並高十五石　以下役

御臺所見廻り役兼帶

一日々御臺所當番座に出勤御臺所に關する諸務を監査し諸出納に係る帳簿に認印を押す

一日々御膳上けの時間には御膳立の間へ出張御膳番御膳奉行等と立會の上御臺所人小間使の調理せし物品を悉く風味撿査す

一御献上品物初御進物ある時は表奥御用人の指揮を受け進上方小間使に申付該品調達の上右御臺所御賄人等より御用人の撿閲を乞ひ御使の役員へ引渡す

一安政三辰年十二月十日左之通改正

御臺所目付

一勤方之儀は是迄之通

向後御目付支配之事

一總躰御臺所向の儀は不依何事御目付へも可相達事

一都て御献上御進上之御品詰候節も立會候て不審成儀も候はゝ是又可相達事見廻り役の勤も兼候事

一追々御締方之儀被　仰出猶又御臺所向へ此度分て被　仰出候付ては奥表御膳所都て御臺所向何に不寄萬事心付候儀は掛り々々へ相達其品御勘定奉行御目付へも可申出候事

右に付同役誓詞向後御目付にて判元見候等是迄の誓詞御用人より相渡候等と御目付へ御家老申聞

る

御臺所吟味役

御臺所吟味役　並高十二石　以下役

職掌詳ならす

御賄人組頭

御賄人組頭　二人並高十五石　以下役

御臺所頭已下の指揮を受け御臺所一般の會計事務を司り御賄人已下を督し毎月の決算を調製し御臺所目付の認印を取り御臺所頭へ具申す

一奥向女中の扶持米渡し方幷に諸町人の諸支拂等月末に直接支拂ふ勘定は毎月廿日に決算廿五日に拂渡す

一諸向湯漬代渡しの分も同斷拂渡す

一御献上其他御進物等ある時は御臺所頭御臺所目付と共に立會物品を撿查す

御賄人

御賄人　六人　並高十二石　以下役

日々御臺所當番座に出勤御臺所頭已下の指揮を受け御賄人組頭に屬し御臺所に關する一切の會計に從事す女中扶持米諸町人へ支拂方等を司る

一奥表御用人の指圖により（御献上物等重き御用には兩御用人より御臺所頭に差圖す）進上物被遣物ある時は進上方小間使に申付出來の上御臺所頭同目付の下見分を濟せ御用人の檢閲を受け引渡す

御臺所人組頭

御臺所人組頭　二人　並高十五石　以下役

日々御臺所人詰所に出勤御膳番御膳奉行の指揮を受け御膳所に關する一切の事務に從事し御臺

所人已下小間使御末（御臺所御中間の小使を云ふ）等を監督す

御膳上けの時間には御膳立の間に出張御膳番同奉行御臺所目付の撿査を受け都て御膳に係る一切の事務を掌る

御臺所人	小間使組頭	小間使

御臺所人　六人　並高十二石　已下役

日々御臺所人詰所に出勤組頭に屬し小間使御末を相手とし自から進膳を調理鹽梅し御膳立の間へ出張御膳番已下の撿査を受け都て御膳部に關する一切之事務に服す

小間使組頭　一人　同十石　同

御臺所頭已下の指揮を受け小間使御末御中間の身躰を預り小間使已下を諸部局へ配置監督し御膳米御次米の出納を司り御搗方元取締をなす

小間使　各分課あり　御役順面　四十五人　十人　七石二人扶持より三石一人半扶持迄　百六十目一人半扶持

御鉢方　二人

御膳番以下の指揮を受け日々御膳所に出勤御飯を炊き小間使御末を取締る

一御膳所附屬諸什器を保管し修繕を要する時は御膳奉行御臺所目付の撿査を受け御臺所小買物方に引渡す

御煮方　二人

日々御膳所に出勤御膳部に關する煮物一切に從事す

御燒方　二人

右同斷御燒物一切に從事す

板前方御末 御臺所御中間也 小間使には非す 四人

日々御膳所に出勤小間使の指圖を受け御料理向下洗ひ手傳ひ且小使をも兼務す

進上方 三人

日々御臺所詰所へ出勤組頭に屬し御献上物御進物等の物品を諸町人へ申付調達 奥表御用人の撿閲を受け御使の役員へ渡す

御酒方 二人

日々御上りの諸菓子類を圍ひ御臺所頭已下の撿査を受け 奥表御膳所へ廻す

前同斷御上りの御酒幷御進物且被下の御酒購求を掌り都て御用酒一切の事務を司る

尺方 二人

同斷御上り物御進物魚類の寸尺を改め撿査を受るを專務とす

小買物方 二人

同斷御臺所需用の物品購入を司り且奥表兩御膳所初諸局部に係る什器を購入及ひ修繕を專務とす

味噌方 二人

同斷兩御膳所用の味噌漬物造釀の事を司る

御振舞場方 二人

表向へ　上使御客諸家入來及ひ使者へ御饗膳御賄ひ且殿中御酒被下嘉定玄猪等飮食被下有之節に御振舞場へ出張供膳等一切之事務に服す

搗　　方　　二人

御膳米を搗立之を撰場方へ廻し兩御膳所へ納むるを專務とす

撰　　方　　二人

御末并に御臺所御中間を使用して搗上け米を一粒撰にし石籾稗碎米を撰除き精撰するを專務とす

飯　　方　　御末二人

諸役所へ被下の湯漬飯及ひ出御御供廻りの辨當を焚出し出御先へ出張辨當配布を專務とす

御中間　　三十人程

總御中間の中より常雇と稱し御臺所御中間部屋へ詰切日々御臺所に出勤御末と稱する者の下に立ち諸使ひ走り水汲掃除風呂焚荷物負擔等一切の驅役に服す

右は江戶御在府中の役員配置にして若山御在國には殆と此倍數に及ふと云

一御道中は一役三組に分ち御晝泊に一組つゝ出張一組は一泊を越し御先へ廻り前日より御待受をなす之を操越しと唱へ順番に操廻し勤務するを常例となす

一小間使組頭元御下男組頭と稱し小間使は元御下男と唱へたる處寛政十年十二月改稱且御廣敷小使の內女中他出等の節附添罷越候節は御下男と唱ふへき旨

御臺所諸極と稱し御臺所定金初一切の品種定價寸尺御獻上品御進物品御家中御酒被下辨當湯漬其他食膳に係る巨細の成規を詳記したる者あり上下二卷頗る洪翰也依て附錄別卷となす

御小人頭　御小人

御駕頭　御駕の者

御小人頭（コビト）　並高二十石　平士

元御中間頭と稱す寛政五年八月改

一御中間頭自今は御切米共二十石に極る然れ共先役被下物より結句減し候類は二十五石に可被仰付儀有之事

右年月不詳寛政五年前の事なるへし

一御小人元來御中間と唱へし處人足を御中間と改稱により　幕府に擬し御小人と稱するに至る中間は全く奴僕の稱にして御小人の輕蔑なから奴僕にも非されは名實相應且躰裁も勝る爲か御小人は專ら　出駕の時御長刀初めの御道具持なれは御小人は總躰を統理すると共に御行列立の事を差配し　出駕の度每必す陪從し指揮監督す

一御小人は株者にて代番す其員數課役の區別等左之如し

御小人組頭五人　六石二人扶持　　御長刀の者六人　六石一人扶持

御持鎗之者十四人　帳付　　御小道具之者　各五石二人扶持つゝ

御草履持十人　五石一人半扶持

御長刀之者元御長刀持と稱す寛政九年九月改

御持槍之者元御槍持と稱す其他御傘之者御挾箱持御簔箱持等度々改稱あり寛政九年五月に至り御持槍之者初め御傘之者御挾箱持御簔箱持惣して御小道具之者と稱する事になりたり

御草履持元御草履取と稱す文化十二年二月改

御使者之者　廿二人　五石一人扶持　金二兩

同常助　五人　四石一人半扶持　金二兩又は一兩

御使之者元早道之者と稱す寛政八年四月改稱總して馳駈奔走の役にて御行列帳に爲御知御使者之者と云是也表御用部屋下部屋に常詰をなし政府表御用部屋等の諸使をなし出火之時火元見に出時宜により飛脚を役す

御供世話役　四石二人扶持　金一兩

元手明の者と稱す寛政八年四月改む御行列の所々に立ち往來下座制止を高聲に呼はり又は御行列の前後に立廻り世話をなし即ち雨具傘提灯配り等をなすなり

觸番　四石一人半扶持

御小人　同斷

右總計百七十五人と記せり天保十五年調諸手代初め人數書によれは御小人目付御小人合三百九十五人と記せり御目付之部に記する如く御小人目付同押合百人をさし引き尙百二十人を余す近世双方共自然增加したるなるへし

一御小人總して黑絹單無地役羽織袴着兩刀を帶す御草履持は小紋長羽織無袴一刀なり服制の事及ひ御行列に係る件は典禮御行列の部に詳なり

附記

一書に西條侯御分封の内御付け御小人給料として寛文十一年已後有田郡の内より三百二十石江戸西條邸へ御送村西條御中間五十五人の旨記あり參考に附記す

御駕頭　並高十五石　已下役

御駕御轅の事を司り御駕の者を支配し諸出駕毎に陪從御駕の者を指揮統理す常に御駕の者御駕御轅舁方を習業せしめ躬ら稽古駕轅に乘試み指揮す

一御駕の者亦株者にて代番市在より身躰長大の者を撰み寸尺一樣ならしむ黑絹無地長羽織無袴なり服制及御行列に係る件亦御行列の部に記す

一享和三年六月御駕小頭を御駕の者組頭御駕を御駕の者と改む

一御駕の者人員御役順帳所記如左

御駕之者　御一方樣に付二十四人つゝ　五石一人扶持金二兩　內組頭あり

天保十五年調諸手代初め人數書によれは　一位樣方共御駕の者六十六人とあり亦增加成へし

御馬預　御厩支配

御馬方

御馬乘

馬　醫

御厩目付

御厩之者共

御馬方

御馬乘

御馬預　並高　十三石　平士

元御馬役と稱す寛政五年九月改

御馬方　同　同　同

文化十四年より新設勤方御馬預打込勤

一御厩若山にては宇治江戸にては赤坂邸山屋敷にあり御召馬御次馬五六十頭に下らす　顯龍公御代には御召馬百頭もありし事あり若山も之に准せしか御馬預之を預り御乘馬の事を掌り御召馬の乘込をなし都て御馬買入を所理す江戸にては毎歳冬季仙臺御用馬と稱し　幕府御用馬を牽來る右御用畢れは御三家方御用馬に供する例なり此時御馬預り撰定多少御買入をなす御行列一二三の御馬は御召馬なり御次馬は專ら御家中へ御貸馬乃至馬術修業の料に供せらる

一當役は馬術の師家又は斯道熟練之者被命若山にては井出七郎右衞門井出半之右衞門後藤大平茂呂五郎左衞門等之家江戸にては笠井次郎兵衞家等代々終身當役に服し其も業役なるを以て概ね世襲之師家又は筆頭之者は御厩支配を被命御厩役所を統理御口の者初御厩之者共を支配御馬具を保管す

一御旅行地廻り共常に御供をなす御行列に關する條は都て御行列の部に記載す

一御馬預り初出火之節は場所に依り火元へ乘切り見屆來て御用人へ注進す又　思召を以被遣事あり於江戸御三家方火元見馬役は孰れの場所と雖も乘切りを許さる

御馬乘　並高　十二石　已下役

馬　醫
御厩目付
御厩之者

職務不詳御馬預と大同小異ならん今世一二人のみ

馬　醫　並高　十石　已下役

御馬治療の事を掌る江戸にては稻垣主馬家世襲勤たり

御厩目付　同　同　同

職掌不詳蓋し總して御厩に關する金銀出納什器保管勤人の上等監査の任ならん

御厩之者人員課役等左之如し

御厩組頭　六石二人扶持

御口之者　五石一人扶持

助役は　金三兩一人半扶持

總御厩之者　四石一人扶持

文化十三子年撰人御厩者平御厩者を御馬牽人と唱へ御厩常渡御中間を御馬飼と改め御口之者組頭御口之者は是迄之通りと定まる

一御口之者は御召馬一頭に二人程つゝ附屬牽人は御次馬を扱ふいつれも御馬預りの指圖を受御馬飼方すそ手入出駕御供は勿論御馬預責馬御家中馬術稽古之時御馬出し入に服す御供初他所行には黑絹無地單羽織を着し兩刀を帶す

一兩役の内にて爪髮師御鞍番釜屋番等あり爪髮師は總御馬の爪切り髮飾り尾刈等をなし御鞍番は御馬具を扱ひ釜屋番は釜場にて裾湯沸し飼葉切り等に服す

一御役順帳に御厩之者百五人總切米高四百六十六石と記し天保十五年調諸手代初人員書には御厩方手代小役人等百二十七人とあり御厩役所手代等事務役を加へしなるへし

一明治二巳年御國政大改革により同年十月十三日執政より家令所へ左之通達す

爪髪師御口之者向後厩卒と相唱役料米六俵つゝ被下候事

新宮
田邊 與力

新宮與力　平士

新宮與力之根元は慶長之初水野對馬守番下大御番にて駿州及城州伏見等に勤番す慶長八年　南龍公常州水戸御拜領同十二未年御入分有之對馬守を被爲附未た御幼年なるを以て水戸御入國無之爲御名代對馬守を水戸へ被遣此時對馬守人少に付是迄支配大御番組之內召連度旨達　上聞たるに勝手次第召連へく旨許され左の名前之者知行高六千二百五十石　神君より御朱印を賜る

二千石	水野傳兵衞	六百石	平岩助左衞門
五百五十石	岩手九左衞門	三百石	夏目彌右衞門
九百五十石	酒井掃部	四百石	鈴木七左衞門
三百石	油比甚太郎	二百石	水野甚三郎
三百石	宮川金八	二百石	粂吉十郎
三百石	夏目彌十郎	二百五十石	太田外記

後慶長十四酉年　龍祖へ駿州遠州及東三河被爲進御國替之節對馬守遠州濱松の御城代被命により

右十二人之者隨從濱松に移る元和五年紀州へ御拜領の時對馬守は新宮城主に被命しを以て亦之に屬し遂に新宮へ移住し爾來代々相續す之れ新宮與力にして水野家領知三萬五千石之內六千二百五十石は此十二人へ宛行たる也後平岩岩手夏目由比宮川五人の外は對馬守淡路守代迄に死沒又は退身にて斷絕右明跡補充すと雖も往々欠員初の如くにはあらさりし也

一右之如く田邊與力と齊く元幕府の直臣いつれも覺ある歷々武功之士殊に高祿也古へ與力と稱するは則加勢之儀にて與力其者も驍將に屬し一武功を顯さんと希望し之か將たる者も可成勇士を部下に牽ひ之と休戚を與にせんと志し最親密なりし處治平年久しく且幕府之制與力は御抱へ席にて一と口に與力同心と稱し自から輕輩視する姿也しより御家に於ても御役順御目見以上の末班に列せられしものゝ名によつて實を失ひたる如き感あり

一安政三辰年六月十四日左の通水野土佐守へ御家老村松鄉右衛門より傳達遂に除籍となる

新宮與力之儀は　權現樣より被爲附候御由緖も有之都て御自分限仕置等御取計之事に付御手前

御帳への姓名は御除相成候事

當時御幼年にて御國政土佐守へ御守任にて威權赫々竊かに物議あり同時に田邊與力も安藤飛驒守へ被下切萬端手前限に仕置取計可申との命あり同與力は大に不服を抱き擧て田邊を離散頗る紛擾の事ありたり

此比水野土佐守は本藩有名の武術者坂西雄次郎三毛志賀之助島田鎗三郎（いつれも諸士の子弟稽古料を取也）を二百石の新宮與力に抱へたり直臣の身を以て質を大夫の家臣に委ぬる事こそ奇怪なれと時人評せ

田邊與力

堂形奉行

江戸若山御中間頭

り

田邊與力　二百石高　平士

田邊與力之事は大御番の條に詳記の如し

堂形奉行

堂形奉行　並高十二石　已下役

元堂形役と稱す寛政五年九月改

堂形とは若山岡山下（習武場の下目鏡池の南にありたり）に華表形木枠を点々直線に建列ね京都三十三間堂欂形に擬し弓術稽古人本堂半堂の通し矢演習の所とす矢枠外に逸せす貫通するを通り矢と見倣す此堂形を支配し弓術撿見をなすなり

御中間頭

江戸御中間頭

御中間　陸尺　七里之者

御飛脚之事

平御中間暇出

御中間頭　並高十五石　已下役　肩衣着

江戸御中間頭　並高十石　已下役

寛政五年八月評定所預り人足支配を御中間頭江戸人足支配を江戸御中間頭と改む同時に人足を

若山御中間

御中間と改稱す

一元花畑鐘撞支配す同所時の鐘出來正德二辰年九月朔日朝六時より撞初る旨記あり

一兩役共に總御中間を支配す御中間は諸局の諸用初め公用に使役する人夫也江戸若山の別あり

一御中間人數

御役順帳には若山千三十九人江戸八百八十九人とあり天保十五年調諸手代初の人數書には江紀總計二千五十八人とあり時に從て增減あるへし

若山御中間

御中間組頭　元小頭寛政四年改稱 苗字帶刀御中間より昇進す

同　人廻し　苗字帶刀

同　觸れ番　同

同　部屋頭　同

御　中　間　一人扶持銀百十匁

御中間部屋は久野丹波守邸の前揚り座敷に隣り一番より四番迄の部屋ありて渡り方と稱し政府初め諸局陸尺之外平御中間なる者凡三百人許群居し一ト部屋に組頭一人つゝ詰め總取締をなし日々諸局等需用人夫の供給事務を執る譬へは明日何々に付何番部屋より何十人何處々々へ出務すへしその割り方を指圖し又其身の進退扶持渡し方等をなす觸番部屋頭は其下に屬し各分課あり

一部屋內人數不足の時は湊東長町一丁目有田屋甚助と申者へ臨時徵集を命す此場合には有田屋は何

百人にても即時に人數を揃へて御中間方へ引渡せり故に不時徵集の如きには非人乞食にひとしき類出役の事なきに非す而して所謂殺しと稱したとへは八人持の長持を四人にて引受け又之を二人にて負荷せしめ賃錢は八人分を領收以て巨利を占むる等當時に在て有田屋は最も豪富を極めたりといふ

一御中間は株者にて賣買をなす其價大凡銀五百目乃至壹貫目位にして百姓町人何者も買ひ得て御中間となる日高郡より出る者多しと也又此御中間より人撰せられ或は本人の志願により政府初諸局々の陸尺となる（陸尺の事未に記す使丁なり）者あり既に六尺たる者は單に附屬局に在勤して御中間部屋の使役を受けす年數先例に應して漸次部屋頭格觸番格に至る或は多年の後手代小役人等に進むもあり

一御中間部屋より日々諸向の使役に配付せらるゝも一と部屋に五六人つゝ總計二十人許は居殘りて常詰をなす也部屋に居殘り勤をなさゝる時は幾分か給扶持を差引かるゝといふ

一御中間の中より揚り屋番をもなす揚り屋は御中間部屋に隣り十三室あり諸士の犯罪者禁錮の處也

江戸御中間

江戸御中間組頭　五石二人扶持

口座奥座あり奥座は御中間の扶持方諸渡り物及ひ昇級中立身分願書等之事を取扱ひ口座は御中間勤方の割當等を司る人廻し部屋頭觸番等若山に准す人廻しは御中間の小頭ともいふへき者にて諸束手をなし宰領又は御貸人の若黨等をなす

同御中間　二石二斗一人半扶持

元來一人扶持なれ共江戸に在勤の廉を以て半人扶持增渡りの由なり

一人數八百八十九人とあり一說に御在府年は千人御在國には八百人ともいへり

一江戸御中間は紀勢御領民に賦課し江戸に勤番せしむ尤村々定限の株數ありて明き株毎に其村方より出役す多くは年貢明け不納者の者課役に當る然る時は切米の二石二斗を村方庄屋元にてさし押へ年貢不納を完納せしむ既に元祿七戌年十月左之令あり

御扶持人足銀給にて召抱候分は百姓御救に難成候間自今銀給の者召抱候儀相止米給にて米進持之百姓共を召抱可申候

右口六郡御代官幷御扶持人足支配方へ申渡

是年貢不納者を法に處するの苛酷を憐み暫く課役を賦し上下兩得の便を計り民生を厚ふするの仁政に基きしと云ふされは已れは一人半扶持と外に湯漬扶持を以て身を賄ひ其内諸局渡り方に出身儉素を守り給與の過分乃至役德等を貯蓄し舊里に送金其家資を補助する類も往々不尠又村方不納者なく共課役廻り來る時は是非に出役せさるを得す當役の者農事其他の都合により出役を好さる時は他村の年貢不納者或は貧困者に株を讓與剩さへ幾分の償ひを出して代勤せしむるあり又一方には家計の都合子弟厄介多に苦しみ乃至種々の便利上却て江戸出役を希望し特に他の株を讓り受或は買得以て出役する者あり彼是融通相計りて自から村方の一便利法たりしなり

既に江戸に在勤數年に渉り江戸の繁華に居馴染み再ひ邊鄙の舊里に歸村を不好者は頻りに他株の委托又々種々の相對をなし引續き十年二十年在勤する者あり平御中間と雖も既に廿年の勤勞あれは觸番格に至るを得觸番格に至り御中間を止め歸村すれは二石二斗は終身付與せらるゝの榮あれは此時歸村苗字帶刀をなして村方正月の參會に庄屋の上席をなして故鄉に錦を飾らんとするあり

然れ共是等は甚僅々にして多くは放逸無慚の無頼漢と成果るなり

一在方より初て出役の者は皆平御中間となる其勤務は諸向の使ひあるき雜事人足荷物負擔諸掃除又は御貸人と稱して諸士の奴僕となり槍挾箱持草履取り等に使役せられ總して馳驅勞働の賤役に服す然れ共一日一役に限りたとへは僅に二三丁に使するも一役又は二三里に使するも一役なれは新參の者は多く其勞苦の方に驅使せらるゝなり而して赤坂邸の山屋敷菖蒲谷麹町邸の清水谷等大部屋と稱する三御中間部屋に百八五十人つゝ雜居一部屋毎に釜屋番と稱する人廻し役ありて日々の役務を割當指揮をなし面々へ扶持方割渡しをも差配す如斯多人數雜居所謂人足部屋なれは寸暇あれは唯飲酒賭博を事として身には黒無地木綿の御仕着看板を纏ふの外衣類なく嚴冬には酒と入浴によつて寒を凌き夜は菰藁を衾とし偶天德寺布團紙製わらを入たる物に臥するは希有の事とす左れは初て紀勢より入來る新參者は忽ち衣金を强借せられて蓄へ置事能はす貸さゝれは事に托して逆待を受け苦使至らさるなし喧嘩口論常に絶えす剩へ濕瘡肥前瘡也傳染の苦等艱楚容易ならされは少しく思慮ある者乃至身を持たんとする者は早く渡り方に出平御中間を遁れん事を希ふ也渡り方とは諸局諸司の陸尺を云ふ

御中間の服は悉く御仕着にして常服は木綿黒無地淺黄裏の袷看板也夏は麻單御供又他所使には黒無地木綿羽織を着する者あり躰裁を要する勤には淺黄小紋に角切角に鎮の字三所紋の看板を着す御廣敷中の口番又奥表境番人は常に此服を着したれ共他局六尺等は着せす他所使状箱持に限り黒絹無地羽織黒木刀大小を帶たり又御掃除之者法被は淺黄木綿に紺總横筋出火及ひ風廻り御中間は淺黄木綿袖白横大筋之法被出火平人足は淺黄地

に山の字の法被に淺黃股引を着す總して角帶にて三尺帶を許さす

一陸尺とは殿中初め諸局諸司に附屬し使役せらるゝ小使也元來殿中小使と唱へしか寛政十二年より陸尺と改稱す蓋し幕府に擬せられしならん何に依て陸尺と稱するや不了なれとも力者（リョクシャ）の轉語といへる說あり侯伯乃至醫師の輿丁をも通して陸尺と稱すれは力役に服するよりの轉語なるへし扨諸局諸司にては平御中間の中より相當の者を撰用す其區別大略左の如し

御用部屋陸尺　政府に在て奥御右筆初書役坊主に使役せらる

表御用部屋陸尺　御用人初表御右筆日記方同役書方同吟味役等に使役せられ帳簿の出納諸雜役に服す

表御右筆御書方陸尺　御書方詰所に附屬す凡二名御右筆御書方の小使也

御勘定所陸尺　御勘定奉行所に屬し同組頭初め御勝手方當番方其他局中分課々の小使をなす

公事方御中間　御勘定公事方に屬し黑絹羽織を着し腰に十手を指し刑事探偵乃至刑人吟味に與る

御目付方陸尺　御目付詰所に屬し御目付并書役の小使をなす

奥陸尺　御小納戸頭取御小納戸初め奥役に使役せられ都て奥向の事に服役す

御小姓頭方同　元御側方陸尺と稱す御側癈止已來は御小姓頭方と唱へ同役に給仕す

御小姓方同　御小姓のみ使役す

御納戸同　御納戸に詰め御納戸頭及ひ御納戸坊主に使役せらる

表小道具方同　表小道具方坊主に屬し殿中小道具の出納受渡し其他之雜事に服す

御武具方同　御武具方役員に屬し御武具の事に使役せらる

三上御藏同　三上御藏預りに屬し御藏の事に使役せらる

御作事方同　御作事奉行初元〆の使役に服し又附人と稱して奉行の出入送迎に附隨するあり

御金藏同　御金藏に相詰同局に服役御金藏の番人をなす

表同　殿中表向の灑掃諸雜役に服し番頭初表役諸御番方に使役せらる分課許多なりしと雖も今詳ならず

御腰物方　御腰物奉行に屬し同局の雜務に服す

御廣敷方　御廣敷向の部に記す

御臺所方　御臺所役人の部に記す

御路次之者　御庭奉行に屬し園中苗木の種植培養且掃除の事に服す

御掃除方　淺黃木綿に紺總横筋の法被を着し邸内外の掃除を負担し　出御の時は御行列の眞先に立ち竹箒塵取りを提け御目障りの塵を取除く也

風廻り　淺黃木綿袖白太筋の法被を着し風烈の時は火消同心に附添赤坂麹町兩邸の內外を打廻り出火を警戒す

木登り方　御路次の者より出役す園中樹木の切透し手入等總て代木の事をなす所謂杣の如く頗る冒險の業に服する故剛強慓悍の者之に當る

御庭口番人　是亦御路次の者より出役す御庭口數ヶ所の御門番人なり

御堂方陸尺　園中御靈牌堂に詰御堂附坊主に屬し御堂を守護す

學校陸尺　赤坂邸中山屋敷の學校に詰め儒者及書役に屬し使役せらる

文武方同　文武場頭取に屬し頭取初め打廻り役等の使役に服す

諸稽古場同　馬術の外弓槍劍諸武術稽古場へ出勤武場開閉湯茶火焚其他雜役に服す

澁谷御屋敷御中間
千駄ヶ谷御屋敷同　澁谷千駄ヶ谷御屋敷奉行に屬し邸中の使役に服す

御中間方陸尺　御中間方陸尺は役所に詰御中間頭に屬し諸雜役に服す

火之用心番人　赤坂麹町兩邸中數ヶ所の火用心番所に二名つゝ常番し夜中一時毎に撃拆受場所を廻り通用御門最寄の番人は御門へも時刻を觸込近火の時は早拍子木を打廻り　將軍家御成の時は火の元用心を御家中へ觸れ込む

此他猶遺漏あるへく結局一役所を構ふれは必陸尺附屬す人員の如きは局の大小繁閑によつて不同表奥總陸尺は數十人表御用部屋亦十四五名あり政府は六七名他は二三名乃至一名なるあり總しての習慣同役新古勞逸を異にし古參筆頭の者を庄やと唱へ新參筆下を壓制頤使す且庄屋は炭筆紙其他役德と稱するものを専有し臨時被下金銀長上よりの祝儀心附の類皆一文上りの區別をなし最下に至ては僅に絲銖の割賦に當るのみ諸局中最繁劇を極むるは表御用部屋にして此劇忙に加へ新參の者は仲間一同の炊事を負擔し食事には十四五人の仕給をなしつゝ己れも共に食し終らさるを得す他は押して知るへし政府の陸尺は多く此局より撰拔するの風也

一平御中間渡り方共總て常務外に早出居殘り夜詰乃至余分に勤務の廉あれは湯漬を給す其法伊賀已下坊主と一般也湯漬の事は御臺所の部に記する如し

一渡り方は勤年數に寄り入廻し格觸番格仮部屋頭格部屋頭格等に進級す觸番格に至れは苗字帶刀袴を免さる昇級の年限は局々皆先例跡方に準據し何れも十年已上を要す尙精勤數年を重ね追々昇級遂に御中間の極官に至り後は御作事方其他小役人等に轉する者あれとも已下役に迄昇進はなりかたし中古村岡八藏良長は御中間より坊主に被召出遂に三百石の頭役に昇進岡權右衞門辰芳は御廣敷陸尺より後中奥御番格四十石高に進み津山源吾は政府陸尺より大御番格儒者となる

井田傳藏高城友八は御金藏陸尺より遂に御目見以上二三十石の諸士に進みたる如きは實に前後稀有の事にて近世に至ては絶て此類ある事なし

一文化六丑年十二月江戸御中間方改革の事筆記存す蓋し文化三年以來諸政革新の際御中間冗員次第に増加舊弊亦尠からさるを以て時の御中間頭等建議する處ありて改革に至りしならん御中間の情狀參考に足るへし

江戸御中間方改革并御臺所湯漬渡等改正

文化六(巳)[丑カ]年十二月六日

一御家老より布達

御領分の在々荒地并村作地等多耕作不行屆の趣に付江戸詰御中間成たけ相減歸農爲致候樣との御趣意にて諸向人數減之儀毎々相達有之候處諸向共人數相減候ては自から跡勤の者御用繁相成無余儀減方難出來趣に候へ共右の內には中間共申合勤埋等にて他所日雇稼等致候者も有之哉に相聞候小身の者共とは乍申輕くも御奉公人之身分にて右躰私曲を相働候段甚以不埒の儀に候尤其者共勤場所支配の者も右等の儀を其儘見許し置候儀は等閑の心得振不行屆の儀に候條右他所日雇出稼の者は勿論仲間の者共迄吟味の上屹度咎申付夫々勤場所支配の者も御用捨を以て其儀無之向後勤埋にて可相濟ヶ所は勿論勤埋人數丈并其外にも御中間にて無之候ても可相濟ヶ所或は減切候ても格別差支にも不相成ヶ所は減切候筈右減切候ては跡勤合之者共へ雜用被下候筈に付能々勸農の御趣意を畏り此上雜用等被下候て可也にも相凌候儀出來のヶ所は御中間減切の儀可申出事

御領分在々荒地幷村作地等多耕作不行屆の趣に付江戸詰御中間成丈歸農爲致候御趣意に付左之ヶ所陸尺此節揚切右代り爲雜用一人分一ヶ年金二兩二歩の割合を以御中間方役所より相渡候等に付能々勸農の御趣意を畏り雜用被下を以て不差支樣可取計事

十二月

一人　　御鷹方組頭附陸尺

一人　　御鳥見方陸尺

左の箇所食引御中間幷飯焚御中間共此節揚切可申事

但揚切候に付ては輕き者共難儀にも可有之に付人數一人に付一ヶ年金二兩二歩宛之割合を以爲雜用御中間方役所より相渡させ候事

十二月六日

一人　　御廣敷方坊主食引

一人　　修理大夫樣方坊主同

一人　　御數寄屋方同斷

一人　　御小姓方同斷

一人　　表坊主　同斷

二人　　奧坊主　同斷

一人　　修理大夫樣方押部屋飯焚

二人　御上屋敷御小人部屋同
一人　御作事杖突部屋　同
一人　御上屋敷御路次之者部屋同
一人　御中屋敷御路次之者部屋同
一人　御本丸御城附小使部屋　同
一人　西丸御城附小吏部屋　同
一人　御駕之者部屋　同
一人　御使之者部屋　同
一人　修理大夫様方御駕之者部屋同
一人　御同所様方御小人部屋　同
二人　雁木御小人部屋　同
一人　御殿前御小人部屋　同
〆二十三人此節揚切候筈
左之箇所御中間人數の內此度減切殘人數にて勤埋させ候事
但殘人數にて跡御用勤埋候に付雜用金被下候筈員數之儀は御中間方役所にて夫々申渡させ候事
十五人　御中屋敷常出使番共の內
二人　同中の口式臺番共の內

二人　同中の口御門番人共の內
四人　表陸尺共の內
八人　修理大夫樣方常出使番六人幷同斷晝夜十六人共都合二十二人之內
二人　青山中の口番人共の內
二人　同中の口御門番人共の內
一人　同御臺所常渡御中間共の內
一人　同御廣敷同斷の內
二人　御中屋敷御路次方同斷の內
一人　青山御厩方同斷の內
〆四十八人此節減切候等

殿中奥表御廣敷內其外共伊賀以下諸手代坊主陸尺等朝晝夕定湯漬日々焚出し受取候等の處夫々勝手に付米にて受取候筋も有之又は御春屋受負町人と相對を以代銀にて受取候筋有之哉の趣に相聞候に付右定湯漬自今代銀渡に相極候尤御供幷日々不時御用先焚出し相渡候儀は勿論定湯漬の內にても全く焚出にて受取候節は自今其向々より人數斷らせ相極置是迄の通日々焚出相渡し候事

但代渡の儀米錢等時の相場を以て勘定相立每月晦日に御春屋掛御賄人より相渡し候事

御小姓組

御貸馬片口附銀給御中間一人分給扶持相渡し有之候處當時は御貸馬手前厩に相立無之事故御時節

柄に付右銀給御中間一人分此節より不相渡筈右爲代り一人分一ヶ年金二兩宛於御金藏相渡候事
但先年の通御貸馬手前厩に相立候節は是迄の通被下候事
十二月六日
山方御綱御用御中間一人先年は御用の節々日割に相渡御用辨候處いつとなく渡切之樣に相成有之候此度御中間株減歸村之品に付此節揚切御用の節々御用部屋吟味役證判を以其日(一本斷頭)に差出させ可申事
丸山御庭御船掛り常出御中間　一人
同　御腰掛秋葉新道掃除御用出同　一人
右は此度御中間共之內成丈株減歸村爲致候筈に付右常出御中間揚切丸山青山御庭方常渡り御中間共の內へ加役勤に申付爲雜用一人分一ヶ年二兩二歩宛の割合を以て御中間方役所より相渡させ候筈に付其段可申付候事
十二月六日
御中間頭
一同日左之通御家老より御勘定奉行へ達同役より御中間頭且夫々へ申渡す
此度內達の品も有之に付御中間部屋仕切替幷病人養生部屋建直し有之筈に付入念取扱可申候
十二月六日
總部屋日割御中間へ爲湯漬米年々米拾二石四斗三升つヽ相渡候事

一御中間病人部屋は御中間頭の手を離れ御勘定所當番持に候へ共向後御勘定所當番支配相離れ御中間頭支配にいたし藥出引の儀は是迄の通御勘定所當番より相調可申事

十二月六日

諸役所陸尺幷御中間共月々證文を以相渡候御臺所渡湯漬の分向後八丁堀御藏にて玄米渡の筈

但不時湯漬の分は勿論是迄之通御臺所渡の筈

一總部屋日割御中間不時湯漬相渡候内左のヶ條の分は是迄の振にて御臺所焚出相渡右の外御臺所焚出し渡し相止候事

殿様

御姫様　御供通

修理大夫様

一御豫參幷御參詣筋他所行御用之節

一他所女中乘物舁幷右乘物附持人共

一駒場野御成御用筋

一火事急事御用筋

一御臺所御用にて罷出候者

右御用の節は是迄の振にて相渡

但本文之外御用の節不時湯漬之分焚出相止爲湯漬米年々八丁堀御藏にて相渡候事

十二月六日

三上快庵儀部屋療治致候儀に候得共奥勤に付ては右療治最早無用爲致候樣

十二月六日

小野淳庵

片山元筑

菊島亮禎

近藤良庵

同 清庵[亘三次男]

家業爲修業依願御中間病人療治被 仰付有之候處心得紛之者も有之趣相聞候此度爲御救病人養生部屋御建替させ有之猶救及ひ候筈に付以來精不精の輩は內達も有之筈に付療用之儀一際身に入出精相勵可申候

十二月六日

町醫師

坂本順庵

木村秀伯

井伊玄亭

右同文言

一前段之通に付御勘定奉行にて左の書付仕組御勘定吟味役代りを以爲申渡候

金廿二兩二步　御中屋敷常出使番

金三兩二步　同中ノ口式臺番

金三兩二步　同中ノ口御門番人

金八　兩　表　陸　尺

金十二兩　修理大夫樣方常出使番六人幷月割八人之分

金三兩二步　青山御殿中ノ口番

金四　兩　同中ノ口御門番人

金二兩二步　青山御臺所常渡御中間

金二兩二步　同御廣敷方同斷

金五　兩　御中屋敷御路次方同斷

金二兩二步　青山御厩方同斷

右夫々此度常渡人數の內揚切り殘り人數にて跡御用勤埋候に付爲雜用金年々被下候

但湯漬被下有之箇所は其儘是迄之人數之通被下

青山菖蒲谷御中間部屋

御上屋敷御中間部屋

覆盆子谷新部屋

同　元　部　屋

釜屋番米舂水汲食焚陸尺等之内　六人

右減切一人金二兩二歩宛の割合を以跡勤埋之者へ年々被下

御中間御門送り番　四人

右減切候筈

御小姓組渡銀給御中間

右此節より不相渡筈

十二月六日

一左之通御家老より御勘定奉行へ達

御中間共救方之儀に付御勘定所浮銀の內より御中間頭へ金百兩貸渡返濟の儀は來午年より十ヶ年賦に相納させ候筈

十二月六日

一此度諸向御中間人數減切の場所道具錢出所無之難澁之者幷紀州へ差戻し候者共へ路銀等の儀跡方振合を以可被取計事

十二月六日

御中間總部屋小仕切之所も有之部屋數多自ら失却相掛其上〆り方不宜品有之趣御中間頭內達の品も有之候旨同役好之通仕切替出來候樣可被取計事

一病人部屋の儀は爲御救相立有之候處寬政四子年山屋敷部屋類燒後當時御上屋敷內に有之候處濕地の場所にて養生の障にも相成且右御長屋及大破有之段御中間頭達之品も有之に付當時の御長屋を

同所乾御門内明地へ引取平家建に致し日受宜く養生の爲に相成候儀を專一に致し同役好之通出來候樣可被取計事

十二月六日

一左の通御勘定奉行より御中間頭へ申渡す

江戸御中間觸番幷同格之者

右和歌山の通向後二人扶持相渡觸番本役へは江戸詰中晝喰扶持も是迄の通相渡候筈

御中間部屋頭

江戸詰中は半扶持相増十五匁の被下をも相増三十目宛被下候筈

但道中路銀御中間觸番同樣銀五十目相渡し候尤組頭格の者は六十目可相渡事

十二月八日

右御中間方改革に付御中間方元〆御中間組頭同觸番同部屋頭御中間元〆役所認物手代等九人の者盡力の由にて夫々昇級增給の沙汰ありたり蓋し改革の事建議せし處ありしならん

一同月七日左之通御家老より御勘定奉行へ達同役より御臺所頭へ印形之儀は御臺所見廻役へ申渡す

江戸詰小間遣組頭平共渡金是迄一ヶ年詰往來共金一兩一步と銀五匁にて有之候處江戸へ相詰候ても外に被下物等も無之難澁之趣に付格別の譯を以自今江戸へ相詰候節計御臺所浮銀の内より

一ヶ年金二兩の割合を以月々銀十匁つゝ被下候筈

一御臺所御中間給銀百十匁一人扶持外に中食扶持半人扶持有之候處右にて江戸へ相詰候ては他所の

儀に付入（箇）〔費カ〕も有之凌方難澁の趣に付格別の譯を以自今江戸へ相詰候節計御臺所浮銀之内より一ヶ年金一兩二歩の割合を以銀七匁五分つゝ被下候筈

一常渡御中間にて焚方の者二人定り給扶持にて有之候へ共平生御〆り方之儀心掛格別骨折相勤候趣に付格別之譯を以自今御臺所浮銀之内より御臺所御中間同樣一ヶ年金一兩二歩の割合を以月々銀七匁五分つゝ御内々被下候筈

御臺所人組頭幷御臺所人御賄人組頭幷御賄人表小買物役等御仕法替に付被下の儀申出候へ共右役々は被下の儀相極置不申格別に行屆出精相勤候向を御臺所頭より申立させ候上盆か暮に御臺所浮銀の内にて相應に被下之儀可被取計事

被下之節一通り可被申出事

殿中諸役所向定湯漬自今代銀渡しに相定め候に付右渡し方取扱之儀は御舂屋掛り御賄人に取計らせ候樣可被致事

十二月七日

此度御臺所御舂屋御膳米舂立方幷殿中諸役所向定湯漬渡し方向後左之通相成筈候間此段相心得夫々掛之向へ篤と可被申聞事

一御膳米御餅米共舂欠撰立方自今　公儀御舂屋御仕法之趣相改候事

但御膳米勢州米に限り候に付ては舂欠五割欠に相極委細は別帳之通可取計事

一定湯漬自今代銀渡に相極候事

但渡し方等委細別帳之通候事右相極之趣向々心得させ之儀は御用人へ申聞候事

本文之通此度被　仰出候に付自今右之趣を以見廻り役印形等可致事

十二月七日

七里之者　（元御飛脚の者と稱す 文政十三寅十二月廿九日改稱）

御中間より出役の輕輩にて東海道七里毎の驛々に駐在す故に七里之者と云是御三家及雲州松江（松平出羽守）越前川越（松平大和守越前家なり）藩に限れる如し鼠地木綿に龍虎松竹等赤色染の半着に黑天鵞絨の半襟（諸家各成規の模樣あり）したるを着し赤房の十手及ひ一刀を帶す平時は江紀毎月五十の日の御用狀（郵書の事）宿繼の事を担當す御參暇往來の御供は勿論御關札才領御家中往來の先觸れ人足繼立宿泊山川越し立の便を周施す駐在所近鄕の川支へ御用狀延滯を初め異事變災何に限らす之を司農府及ひ表御用部屋吟味役に報告す（今の新聞を報知する如し）蓋し常々其地方の地理形勢を視察し間道をも熟知し四方偵察等軍事上をも含み設置せられたるなるへし

一七里之者人撰は江戸御中間の中より體格立派にして小才器あり聊文筆を備へ殊に辨才ある者を撰用す是他所掛合をなし御道中御供には或は御直問言上の事あるの爲也と其配置の法は

東海道　神奈川宿　小和田　小田原宿　箱根宿　沼津宿　由井宿
丸子宿　金谷宿　見付宿　新井宿　大濱宿　御油宿　宮　宿

小田原箱根新井は關所金谷は大井川宮は渡海等の節所なれは旁なるへし宮以西は凡御領分續故置れす御用狀は伊勢地川俣街道通行と定め松坂の飛脚屋某受負ひにて若山迄郵送す

然れ共一說には川俣街道亦左の如く置れしと云ふ或は然りしか

七里役出張所

紀州名手　同　橋本　和州越部　同　鷲塚　勢州波瀨　同　瀧野　同　松坂

勢州上野　同　泊り村　尾州佐屋　土豪別所次助なる者に代々七里役申付ありしと云ふ

御參暇御道中近世は伊勢路御通行なき故御參府には若山にて江戸の振合に准し評議所に於て御中間の內より撰拔其時々七里役を命す其配置は

紀州山口驛　里村源之亟といふ者常務山口より貝塚迄を担當す　泉州貝塚　大阪　枚方

城州伏見　伏見御屋敷奉行勤む　江州草津　同　武佐　同　鳥井本　同　垂井　尾州　起

伏見の外八ヶ所へ八人を置き紀にて江戸の分と接續す蓋東海道を連絡するの法也

一七里之者給米は一人半扶持に一ヶ年銀二百目つゝ一ヶ所に二人也別に旅費を給せす場合に寄りては年銀四十目位を給するあり薄給如斯なれ共詰所玄關には（御七里役所と唱ふ）葵章の高張提灯を飾り恰も官衙躰に構へし（役所は地方の賄のよし）近鄕村方の者は御役人樣と唱へ喧嘩口論種々の葛藤生する時は訴へ來て裁定を仰く之れに立入口をきけは忽ち事納り中々に羽振きゝて殆と下級の裁判官の如き槪ありきされは地方の顏役抔稱する者は勉めて其門に出入せんを望む是偏に紀州御用の御威光行はれし故なりと云ふ

御中間の如き輕輩道中に若し宿驛人足繼立方或は宿泊に付て問屋役人不束の計ひ等あれは直ちに七里役所に來るへしと二三里も五七里も引立行んと脅迫たとへは人足繼立帳は御勘定所の撿

印あるを以て御帳面と唱ふ問屋役人もし之を疊の上にて受渡しすれは御帳面を粗末に扱ひ御威光を穢したり七里役所へ來るへし抔難詰の厄に逢ふを恐れ何々問屋共能く心得居て愼重其便を計りしと也

一道中繼立人足の上に所謂殺し人足の手段行われ私利を謀るの弊も免れさりし由然れ共顏のきく丈けに雜費多出伊達を競ふ類は御仕着半着を自費にて調製し地合は眞岡木綿なれ共別染彩色金糸縫入等になし恰も演劇の衣裳然たるを粧ひ是等上等の分は一着の價ひ五六十兩を費したるもありといへり

一勤功年數等にて要所々々へ交代移轉す然れ共又一所に永住其地にて妻子を設けしもあり則丸子の後藤又市島田の別所嘉助の如き是なり又市は土地にて擊劔道場を構へ玄關には面小手の道具二十組を列ね緋羅紗鍰の火事頭巾抔を置並へいかめしき樣に振舞ひ居しか維新の比には有志家に立交り其子廣貞は遂に裁判官に擧けられたり

元七里役たりし久島久三郎なる者尙和歌山にあり道中筋にて紀州家の御威光の行はれしは實に可驚事にて枚擧しかたし就中彥根藩の待遇は格別にして其一事をいへは江州摺針峠か御晝御小休に當り其本陣の用意善盡し美盡しにて營繕は勿論壁障子の仕替迄悉く井伊家よりの賄ひにて御供御家中手馬の如き井伊家の接待人に引渡せは馬の手入洗足飼ひ方一切引受呉れ翌朝は乘馬計りなるにそ馬丁の喜ひ一方ならす故に宿驛にて紀州樣の御通行をと待ち搆へ居るの躰隨て七里之者も特別の扱ひをうけ無勿躰樣に思はれし何故か井伊家は非常に手厚かりしと語れり

御飛脚之事

御飛脚繼立は専ら七里役の關する處なるを以て爰に附記する也　江紀奥表諸局の通信の公文を郵送するを御飛脚といふ常時は江紀共一ヶ月三回つゝ發送（江戸は五の日 若山は十の日）道中八日目に致着三つ印は三日半の例なり御飛脚の種別左の如し

一印（繼立人足 二人掛り）　八十五時　（此七日と一時）
一印聲掛り　七日
二印（人足三人掛）　八十時　（此六日半二時）
二印聲掛り（同 四人）　七十七時半　（此六日と五時半）
御使之者代り（同 五人）　五十時　（此四日と二時）

御使の者は御小人より出役表御用部屋に隷屬同局の使役に奔走する者也之か代りの義なるを以て如斯通稱す平時急を要する時に用ゆ

三ッ印（人足 六人）　四十五時　（此三日半と三時）

大事變に限る縱令は　國公薨去の時の如き發す故に三つ印到着と聞けはすは事よと衆皆色を失ひたるなり

右兩種は一驛毎に（七里也）に褒美として錢貳貫文つゝ取らする例也と

幾印といふは封書に御勘定所の局印を捺する數なりと

一説に三つ印とは政府表御用部屋御目付方の三局の印を捺し二つ印は表御用部屋御目付方の二局の印を捺する也と然れ共郵書發送の事は都て御勘定所の取扱にて政府御用部屋等は唯御用狀を御勘定所へ送致するのみなれは本説の方是なるへし

一嘗て江戸御中間方役所に勤務三印御飛脚を取扱ひたる者の談に據るに三印發送の通し廻れは直ちに先觸を急發して諸準備をなす即ち江戸にては左の通り受繼の者を配置し暮六時（此刻限に限るよし）御勘定所より書狀を受取七里助の者一人（御中間人廻し）才領をなし御中間二人（一人は手代り病氣等の故障に備ふ）に爲持共に疾走榎坂待受の者へ渡す夫より順次受繼て品川に到る品川にては問屋場に七里之者小荷駄馬に乘り宿人足數名にて待受ありて其遲刻を嚴責する常也と（往々問屋場に行着くや否絕倒する者もありしと語り傳へたりとなり七里の者是等勵ましの意もあるならんと云ふ）是より七里の者は人足に附添ひ駄馬にて駈通し次驛々々へ宿繼をなす實に容易ならぬ準備にて三印一回は費用概ね三百兩を要せしと承れりと云々

赤坂榎坂に　一組待受　七里の者助一人 御中間二人

芝赤羽橋に　同　同

同札之辻に　同　同

是より品川問屋場出張の七里の者受繼く

一若山七里之者の談には三つ印發送の時は評定所にて御中間に渡す時にヨイと聲かけれは受取る者シヨウと發聲夫よりヨイシヨウ／＼と掛聲しなから疾走す七里之者附添ひ人足六人を要す御用狀に二人七里之者宿駕籠に四人也とぞ江戸の如く駄馬を用ゆる方當れる如しと雖も暫く聞得しまゝを記す

一總して御飛脚日には局々僚屬往復の書狀迄を取纏め一封となし定時限前に局々より御勘定所へ送致す同局にては殘らす總括御飛脚箱に納め御中間を以て初發の宿驛に送達す道中七里之者は定期

通過の日限に應し豫め驛々の人足を用意せしめ置着發の時間を調査し速に次驛へ繼立をなす各七里之者受持宿驛間の事を處理し川支及ひ異事延滯等あれは速に其事實を御勘定所と表御用部屋吟味役とへ報告する也

江紀御家中の信書は各御勘定所へ持參すれは無賃邦送を許さる然れ共概ね諸局勤務者に手寄り或は親戚懇意者に依托公狀中に封入を請も尠からす頗る寛大なり故に一局の狀嵩巨大をなす是平時に限りて三つ印御使之者代り等には一切私用狀封中を嚴禁せられたり

狀箱等之體裁

御狀箱といふ
竹綱代組み
黑　塗
雨天桐油
カケル
小雨掛の片し
の如し
常御飛脚に用ゆ

竹挾みと云
三つ印等急時に用ゆ
油紙包狀

平御中間
暇出

一宿次奉書といふあり（御在國の時）將軍家より暑寒御尋其他吉凶に付て閣老より連書の奉書を下附せらるゝ也此奉書出れは御勘定所より大傳馬町の道中御傳馬役（按に大傳馬町一丁目に馬込勘解由南傳馬町三丁目に高野新右衛門なる者ありて毎月上十五日は馬込方役し下十五日は高野方にて役す代々傳馬飛脚の御用を勤る也）へ通し飛脚の者を出さしむ御用人御玄關へ捧け出飛脚の者へ渡す受取や否掛聲勇ましく疾走す此時中雀御門表御門共開門也紀の國坂下邊に至る比は早掛聲もなく平歩に復し唯儀式的のみ右の如く都て御傳馬役の負担なれは七里之者は關せさる也

一又町飛脚あり御出入町人玉屋清七（赤坂表町に住す）一手に負担江紀兩店にて公私荷物の運送品を駄荷となし紀州御用の會符を押立才領附添ひ年中往來送達を營み御勘定所御廣敷等公用の荷物絶ゆる事なし書狀も送達すれ共日數十七八日を要し且賃錢高價なれは止を得さるに非されは私用を托する者なし

平御中間暇出

明治二巳年二月御國政大改革により同年九月九日左の通執政より布令

御改政に付ては元平御中間御用も無之候付銀給にて一人扶持之者は鳥目五十貫文被下總て暇出に相成候間夫々へ達之儀宜被取計事

按に本記は若山平御中間也江戸平御中間は此前年六月江戸邸引拂の際若山へ引移又は暇出の分もありし由六尺は改革後尚政事府初局々に引繼き勤務す廢局の分は暇出になりしか片付方詳ならす

穴（アナ）太（フ）役　並高十石　以下役

穴太役は大普請方の部分にして一人役也津村八左衛門（若山今福村に住す）家代々之を勤務同人の家譜を調するに

左の如し

○津村吉兵衛喜置 御先乘組同心古谷吉兵衛總領 始金左衛門と稱す　紀州の人

大慧公御代享保四亥年大普請組に被召抱御切米七石二人扶持被下同九辰年五月鈴丸御藏元〆となり同二十卯年三月大普請組小頭被申付御切米八石二人扶持被下

一元文五申年五月三日 大慧公御代 穴太被　仰付御切米十石三人扶持被下

寛延四未年四月より寶暦十辰年三月迄の間奥熊野へ四度出張いつれも御内々御用也高野山へも一度出張す

明和五子年十二月廿日獨禮二拾石にて病死七十八歳也

○同　仙平齋秀 吉兵衛喜置總領 生國　紀伊

一寶暦四戌年 大慧公御代 五月穴太見習被　仰付

一同六子年十月十日濱中にて御内々御用筋父に差添相勤候樣被　仰付勤之中三人扶持被下

明和三戌年十一月父に差添御用筋出精に付銀五枚三人扶持被下

一明和六丑年五月九日父跡目御切米二十石無相違被下穴太被　仰付三人扶持被下十人組並小寄合格の筈

寛政八辰年獨禮小普請格被　仰付

文化三寅年十一月晦日七十二歳にて病死

○津村吉郎兵衛明矩 仙平齋秀養子始次郎作 實高橋津藏好在弟　生國紀州

一文化四卯年 舜恭公御代 養父仙平跡目御切米二十石無相違被下穴太被　仰付三人扶持被下小十人格の筈

文化七午年五月七日四十七歳にて病死

○同　辨藏正辰　吉郎兵衛明矩養子　實宮本孫之丞正之弟　生國紀州

一文化七午年　舜恭公御代　九月廿八日養父吉郎兵衛跡目御切米十三石被下穴太被　仰付三人扶持被下以下小普請格の筈

文化八未三年日廿八日十九歳にて病死す

○同　仙平起敬　辨藏正辰養子始三之助　實吉郎兵衛明矩三男　生國紀州

一文化十酉年　舜恭公御代　四月廿四日辨藏勤年數無之候へ共數代穴太相勤候付被　召出三人扶持被下置御勘定奉行支配小普請被　仰付

文化十三子年六月八日十三歳にて病死

○同八左衛門矩正　仙平起敬養子始龜之助　實吉郎兵衛明矩四男　生國紀州

一文政三辰年　舜恭公御代　八月廿五日仙平儀被　召出間もなく病死其上十七歳以下に付家名御立難被成筋に候へ共家業も有之儀に付格別の品を以被　召出三人扶持被下御勘定奉行支配小普請被　仰付

一文政六未年十月六日家業出精に付穴太被　仰付御扶持方を御切米八石に御直し三人扶持被下

一同八酉年　顯龍公御代　二月七日田丸城内二の門脇石垣崩内堀へ押出候由右場所此度相改候上修覆の儀　公儀へ御達被遊筈候條右場所へ罷越入念致見分其品相達可申御普請奉行へも申合入念取扱可申大御普請方役人差遣候付諸事申合候樣に被　仰付

一同九戌年九月廿二日當分御普請方へ罷出御用筋助兼相勤可申旨被　仰付

一同年六月三日今度於長保寺　觀自在院樣御廟所御普請御用相勤可申旨被　仰付

天保三辰年三月三日御普請方へ罷出出精に付年々銀二枚被下

一天保六未年七月十二日當分御普請方元〆取扱候御用筋本役同樣助兼相勤可申旨被　仰付

一弘化二巳年八月十六日今度於長保寺　御簾中樣御廟御普請御用相勤可申旨被　仰付

一同三午年閏五月十二日高野山へ御用有之立歸に罷越可申旨被　仰付

一同月十五日今度於長保寺　御廟御普請御用可相勤旨被　仰付

一同月廿三日此度高野山御寶塔御建被遊候御用筋相勤可申旨被　仰付

一同四未年（憲章公御代）九月十日御天守御再建御用相勤可申旨被　仰付

一嘉永二酉年（昭德公御代）三月廿九日此度長保寺御廟御普請御用相勤可申旨被　仰付

一同年四月廿九日高野山へ御用有之立歸に罷越可申旨被　仰付

一同三戌年七月十日御天守御再建御用相勤候付金二百疋被下

一同五子年四月二日當分御普請方へ罷出御用筋助兼相勤可申旨被　仰付

一同年七月廿二日當分大普請方御用筋兼相勤御場所打廻り且見分御用にも罷越可申旨被　仰付

一安政六未年（當公御代）十月十五日御城奥大奥向を初所々御修覆所地方御普請御用相勤可申旨被　仰
付

一同年十一月十二日御城表向を初所々御修覆御仕入方於て取計候等に付右御用筋御仕入頭取へ

申談相勤可申旨被　仰付
一文久二戌年八月十八日御用に付此節勢州表へ立歸罷越可申旨被　仰付
一同年九月廿四日當分御勘定在方助兼相勤可申旨被　仰付
一同月晦日就御用勢州田丸領へ罷越同十二月罷歸
一文久三亥年七月十日京都御屋敷御普請御用相勤可申旨被　仰付
此間追々昇進獨禮御切米十二石高に至る
一文久三亥年八月廿八日病死于時五十八歳總領源次郎矩次家を嗣く

右に因て見れは其職掌は土工石垣築造の事を司り即ち歷世御葬穴の事且城郭建築等に勤務の事列記の如し然れ共業合最秘密の由にて近世根來作左衞門（本町七丁目）助役となりしも傳授を得さりしと傳說に御葬穴土石一切を初め御埋葬より御寶塔建築迄を司りし也といふ察するに築城は軍事に關し又戰國よりの余習墳墓發掘の患ひ等ありて特に秘密の術もありしか元來石垣築造の術は江洲穴太村より傳はりたりといへり初代津村吉兵衞以前には何人が勤務せしや今知るに由なし吉兵衞祖先は代々紀州名草郡川邊村の農なり同人御先手同心に出遂に大普請組に被召抱此時穴太之傳法を得しや或は嘗て江州に學ひしものか詳ならす吉兵衞以下代々家業とし繼續すと雖も三代吉郎兵衞後は頻りに夭死代數屢代る家業之術傳法乃至習熟の暇なき如し而かも尙六代八左衞門能く傳へ得て職務を盡せしは蓋世々書傳の秘訣もありしか人既に亡して空く憶想に付するの不得止亦遺憾といふへし
一幕府に於ける穴太役の事史料通信叢誌に記あり則左の如し御家にありても是等に基きしならんか

江州穴太頭之事

百石　高村武兵衞　　百石　戸波彌次兵衞

百石　戸波市助

右穴太頭之儀信長公秀吉公御代より御知行被下來候

權現樣御代慶長年中江州志賀郡高畑村赤塚村にて御知行百石宛拜領仕御朱印も被下置候處元和四年燒失仕候大坂御陣之節も先祖相詰候由

役儀は先祖より石垣御普請の御用相勤候明暦三年江戸御城御天守其外御櫓石垣御普請寛文三年二條御城石垣御用被　仰下候由

御普請御用被　仰付候內は一人に十人扶持宛被下候於江戸御暇被下候刻黃金二枚吳服一重つゝ悴にも黃金一枚吳服一重つゝ被下候御用之外江戸へ罷下候儀は無之候由

穴太村は江州志賀郡にあり則穴太寺といへる三十三番札所の地にして此寺俗に應擧寺と云ふ應擧此寺に在て畵事をなせり又王代一覽に足利の末佐々木六角と合戰終に江州穴太御所に歿すとの事ありと云

諸組同心

同心元足輕と稱し寛政四年より同心と改稱す組々に附屬之步卒なり弓組鉄砲組の別あり給米扶持方等は祿制に記する如し平時の職務且軍事の役意章程規律等更に記載の者なく詳ならされ共大略知り得たる分のみを掲載せんとすいつれも株者と稱し何人にても賣買入代りをなす之を代番と唱ふ賣買代價

不同なれとも七石二人扶持にて大概銀二三貫目也しと云　諸組の種別左の如し

御手弓同心　二十人　八石二人扶持つゝ　内組頭一人　一石増

御手筒同心　二十人　同斷　同　一人　同

御老中同心　鐵炮組

水野土佐守預　五十人　内組頭三人　京橋御門を預る

安藤飛驒守預　同　同　同上

兩組隔日に交番兩家の紋幕打替る

三浦長門守預　五十人　内組頭三人　北中橋御門を預る

久野丹波守預　同　同　湊橋御門を預る

水野太郎作預　二十五人

加納大隅守預　同上　廣瀨口御門を預る

御城代同心　鐵炮二組　六十人　一組三十人内組頭一人つゝ　三木町御門西之丸中御門を守る

大御番同心　鐵炮駿河八組横須賀組なし　百廿人　一組十五人内組頭一人つゝ　市中御門を守る

松坂御城代同心　二十人　内組頭一人

大普請方同心　鐵炮　二十人　内　同斷

御勘定奉行同心　鐵炮四組　百廿人　一組三十人つゝ内組頭二人つゝ

課役種々の由今詳ならす湊川口番所に二人和歌川口番所に一人相詰廻船の米酒等改めたるよし

寺社奉行同心 鐵炮二組 二十人 一組十人内組頭一人つゝ

御船奉行同心 五人

町奉行同心 二組 五十人 一組二十五人内組頭二人つゝ

友ヶ島奉行同心 鐵炮二組 百人 一組五十人 内同斷

御鷹匠同心 十七人 内同斷

勢州奉行同心 二組 三十人 一組十五人 内組頭一人つゝ

松坂殿町に住し役方同心と唱へ權勢ありて頗る威福を弄したりとなり

御留守居番頭同心 鐵炮三組 六十人 内組頭二人六石二人フチ組頭一石増 岡口中御門を守る

當同心は江戸詰なし故に株高價なりとぞ

御旗奉行同心 二組 二十人 内組頭二人

降雪の時は竹を携へ舟渡し御用藪の雪を拂ひに行たりとなり御旗掉用の竹守護の爲なり

松坂町奉行同心 鐵炮二組 二十二人一組十一人 松坂殿町に住す

根來頭同心 同三組 百十人 一組は三十六人二組は三十七人つゝ 組頭一人つゝ五石組頭は一石増

根來同心の來由は天正十二年小牧長久手之役に　東照公井上主計頭を紀州へ遣され根來寺僧分弁に雜賀の士を招き給ふ根來寺命に應して軍を出す此由緒により太閤根來破却の後　神君根來の僧軍二百人を救はせられて百人を江戸に召し俸米を賜ひ根來同心と稱す殘り百人は後命ある可との事なりしに元和の初封　龍祖其由緒によりて百人を召して廩米八石つゝを賜ひ

根來同心と云皆院号坊号を名乘り總髪にて世々相續す是より根來に僭軍なく鎮靜に歸すと云

御持弓同心　三組 八石二人扶持　八十一人　内組頭六人

御持筒同心　三組 同　八十一人　内　同斷

寛政四子年十二月御持弓筒頭を御先乘とは唱へ申間敷旨布達同時に御持弓筒同心と稱す

御先手同心　廿三組　四百六十一人一組々頭二人つゝ

内　駿河組　十四組　内弓四組　鐵炮十組
　　横須賀組　九組　内同三組　同　六組

市の橋御門岡口御門を守り諸警固に服し御旅行御供には五十人組同心と共に川明けをなす

江戸に四組在勤す近世は常府なり赤坂表御門黒絹羽織着通用御門麹町邸通用御門平服袴着を守り諸警固に服し儀式の時は秩父絹黒に大紋染出抱茗荷様の白ぬきの役羽織を着す出火之時は役火事羽織淺黄羅紗脊板に三つ輪違ひ紋白頭巾胸當を着すを着し火消を勤む

一江戸には右の外に諸組よりも勤番車御門田屋敷御門及ひ諸辻番所を守り警固等に服す元北西に分れたりし處文政七年二月十七日江戸表北諸組寄合同心を諸組寄合同心と西諸組寄合同心を御先手同心と向後相唱御長屋札も可打替旨令あり

本町御門番同心　弓二組　二十人　一組十人内組頭一人 五石二人扶持組頭一石增 本町御門を守る

山家同心　鐵炮三組　九十人

有田日高兩郡勢州の三ヶ所へ三十人つゝ置かる單に一人扶持つゝ組頭は二人扶持也いつれも山分の地御通行等の節嚮導の爲め土地の豪民中山川の地理間道に通曉の者を撰ひ兼て近國隣

郷の地理事情をも偵察すへしと被命居村に在住諸役を免除僅に一人扶持を給せらる亦國防の義なるへし勢州にて代々山家同心たりし其家に傳へしと云ふ舊記を得たれは古文書の儘を次に錄す

御天主同心　鐵炮　二十人　内組頭二人

御本丸同心　同　二十人　内同斷二人

五十人同心　弓二組 鐵炮四組　六十六人　内同上一人つゝ 六石二人扶持

御道中御供には御先手同心と共に川明けを役す江戸詰中は赤坂邸中雀御門表御門前弁に相之馬場角青山宮樣御門前大辻番所其他辻番所に在番儀式の節は淺黃絹白大紋白拔（形御先手同心と同し）役羽織を着す平素は黑絹羽織也

御留守居物頭同心　五組　五十五人　内組頭一組に二人つゝ

西の丸外御門を守り御弓藏水帳藏御武具藏等を預る

砂之丸同心　三石一人半扶持 三石二人扶持もあり　十八人　組頭は四石一斗二人扶持　追廻し口御門を守る

田丸白子五十人同心　二組　二十人　内組頭一組に一人つゝ

田丸の方は田丸二の丸を守る一之門二之門は久野家にて守れり田丸五十人物頭同御目付同御代官之使役に服し田丸新座町に居住の由

御小姓同心

御小姓目付に屬し御小姓他行に附添ふ監視の意なるへし

御留守居番同心　五人　内元〆一人
江戸御金奉行同心　五人　御金藏番也
鹽硝奉行同心　二十一人
見上御藏同心　三人　江戸御庭見上ケ御藏勤也
總同心は七石二人扶持組頭は一石增也右總計二千〇二十六人見上同心の外とす天保十五年調同心人數は合計千八百七十一人とあり後友ヶ島同心百人新設且時に應し定員に對し幾分の增減あるへし

勢州山家同心由緒舊記

一南龍院樣松坂曲おきにて御鷹狩之御時御內意にて被爲　仰出候前々和泉河內大和山城近江伊賀伊勢近國幽道存候者無之候間伊勢一志郡伊賀山中寄筋目可然者共三十人幽道を能覺申候樣申付可置旨被爲　仰出御用之砌は御馬の側に被爲付直に御用可被爲　仰付との御意に候依之衣類格式無御定御上下の節は旅裝束にて御目見へ可仕との御意に候若御用有之候節は直に御供可仕旨被爲　仰出依之御印御扶持方被下置諸役御免被爲成候以上

慶安三年寅三月　　坂口作兵衞

右之通被　仰出候趣寺田喜右衞門へ申付候
按に坂口作兵衞は此時勢州御船奉行也

御印羽織

一長二尺五寸　一色淺黃

一地合　はんかい
一ゑり幷羽織同樣

一仕立幷羽織の袖を取りし如し
一紋淺黃地に白色にて

定

一日用普請人足
一道路破損繕人足
一所之井買溝さらへ人足
一御藏破損繕人足
一御殿日用之材木伐持人足
一御假屋普請人足
一御用之草木尋人足
一御年貢上ヶ銀持人足
一眞虫取龜士龍取人足

一ぼうじ
一諸事村繼持送人足
一御用郡廻り被致候衆送迎人足
一右之箇條之役儀山家同心自今以後御赦免也
一貳夫米糠藁鄕役米
一御上下之時夫傳馬の高割郡割組割
一大庄屋給　村庄屋給　ありき給分
一御年貢米運賃雜用御切米渡之津出幷鄕役米津出人足
一御年貢米之藏番
一水　番
一山年貢川年貢幷茶口銀上り茶之代
一鹿　之　皮
一たき炭　かぢ炭
一池床敷地井水之敷地
一鄕之入用小遣割
一郡奉行賄幷手代金
右箇條之役儀今迄之通可相勤候也

右は山家同心御目通へ罷出御扶持方計にて候故如此候以上

午三月

宮地久右衛門

飯島五郎左衛門

岡部太郎兵衛

松坂御代官殿

同　郡奉行殿

白子御代官殿

同　郡奉行殿

御請申一札之事寫

一今度御抱被成候者は一志郡之内在之地侍おや親類兄弟慥成ものにて御座候故御請に立御奉行仕せ候御用次第に何様にも可被爲召遣候鉄砲をも打申者共に御座候若きものともは連々自分之稽古無油斷嗜可申候玉藥之儀は御心付被成可被下候自然此者共不心得も仕むさと不きやうき成躰仕候はゝ此加判之者共御内證申上中間の吟味可仕候御公儀御法度於何事茂背申間敷候御法度之吉利支丹には少之間も代々不罷成候只今之宗門は人々名のかたに附上け申し少も僞り無御座候猶於何事此者共之儀御請に立申候以來者固くせいしも可被　仰付候少も異覽申間敷候依而爲後日御請狀如件

慶安三年寅三月

何之誰

何村宗旨何々年齢何歳

右　同斷
是ヨリ請人
何之誰
何村請人
何之誰
何村請人
何之誰
以下略す

御鐵炮預り之事 扣

一御鐵炮　三十挺
一皮袋　三十
一鑄鍋　三つ
一鑄形　三つ
一鐵炮藥　七百五十目

右之通請取申御組中銘々預け置候以上

享保二十年卯三月　日

野呂增右衛門
海野新右衛門

寺田伴之右衛門

伊藤又左衛門殿

請取申米之事 扣

米合壹石七升　但一日一人二人扶持

一志郡山家同心

人數 十八人

内

五斗一升　六人分

子之正月廿七日朝より三月五日朝迄日數一人に付八日半つゝ合五十一日

壹斗七升五合　五人分

子之正月廿七日朝より同晦日朝迄日數一人に付三日半つゝ合十七日半

三斗八升五合　七人分

子之正月廿七日朝より二月朔日朝迄同四日夕より五日朝迄日數一人に付三日半つゝ合卅八日半

右者　尾州樣御參　宮被爲遊候節御往來共勢州松坂にて辻固め御用に罷出候に付增爲御扶持方請取申候以上

松平與五左衛門組

勢州一志郡山家同心井生村

子の三月

寺田伴之右衛門

幸田彥左衛門殿

右之外近來迄の沿革を參考に附記す
一元祿五申年紀州高野騷動之節御用相勤候銀等被下
一天保十五年七月十日山家同心三十人の內十人を勢州奉行へ十人を田丸五十人組之頭へ十人を白子五十人組之頭へ各々附屬之旨頭衣笠長左衞門より達す
一嘉永七寅年六月頭衣笠より達しに依り同年七月より文久二年迄每月六回づゝ松坂へ出頭軍學調練修業す
但し出勤出扶持として一人に米一升五合銀六匁づゝ被下
一安政三年調練之砌は日錢獻納を免さる
一同五年一志郡小川村酒井縫右衞門に就て風傳流鎗術修業
一同七年水府浪人山田地方を徘徊の旨により爲警備多氣郡齊宮村へ詰切
一文久三年九月廿四日より十月四日迄和州五條逆徒の一件にて松坂表及ひ田丸領眞弓幷に下の瀨の三ヶ所へ各十名つゝ詰切
一文久四年二月　將軍御上洛之際白子領泊り村へ警備として詰切
一文久四年六月　將軍御軍艦にて江戶表へ御歸城之節警衞として度會郡古和浦方座浦へ出張す
一慶應元年四月松坂表にて英式操練修業す
一同二年十二月五日山家同心を離れ松坂白子田丸御代官直支配となる
一同三年九月銃隊兵卒被申付最寄操練所に於て佛式銃隊操練修業す

一山家同心御扶持方は一人扶持にて（組頭は二人扶持とす）各自所持の年貢通ひにて年々村庄屋より差引請取候事
一繼目之節は其時々頭へ願出許可を得左之振合に被申付

何之誰

父誰幷に其方願之趣聽屆候に付願之通誰跡山家同心申付之

何月

一年々正月年頭として三十人を代表し組頭の內一人和歌山頭衆へ出頭致候
但代替りのものは其際同道頭へ目見致候事
一明治二巳年御國政改革後同年九月九日一同暇出に成左之通執政より達す
元山家同心之儀一人扶持の者に付御中間同樣一統御暇被下組頭は八十貫文平は同五十貫文被下候筈候間右之段夫々へ相達候樣郡々へ可申合事
御暇被下候得共久々相勤候者に付一代限り苗字帶刀差免候事
右に付於勢州は同年十一月十七日松坂民政局にて左之者共へ御趣意の品に付銃隊兵卒差免候旨申渡し鳥目五十貫文つゝ（組頭は八十貫文）を下付其身一代苗字帶刀を差許したりと云

岸田啓藏　幸次郎	川北良之助
岡田三郎兵衛	庭田貞一郎　武三郎
小田多助　由次郎	寺田安平　正次郎
海野政吉　泰藏	小田新七郎　壽太郎

宮田勘之助 一雄	山口孫之丞 磯次
谷圭次郎 文藏	巽啓助 鹿藏
木村藤兵衛	臼井小次郎 文次
大森宇一郎	倉田甚內
林健次郎 彥三郎	金兒次兵衛 庫太郎
田中兵右衛門	田中仁左衛門
田邊宗十郎	岡田彥四郎
大澤豐吉	日高熊次郎
松尾勝平	山本源五右衛門 千代松
佐々木與一右衛門 友三郎	笠原角右衛門
野呂甚兵衛	野呂辨藏 龜藏

總同心廢止

總同心廢止

慶應三年十二月五日諸役々廢止銃隊編成に付從來御城御門番之諸同心は御軍事奉行へ御預け御門番爲致余は都て銃隊に編入兵卒と稱し祿扶持之多少により等級を付す職掌解說四諸役廢止の部に詳也

諸同心屋敷上地

明治二巳年八月四日

一左之通り執政より達す

諸同心等廢止に付ては同役屋敷地此節より上け地に相成候間心得させ之儀宜取計事

本文屋敷地上け地に相成候付ては俄に難澁致し候者も可有之付格段に及取扱追て地所取調之上當年限り一坪に付錢五百文つゝ被下候事

元諸同心等屋敷地別紙圖面之箇所此度上け地に相成候付ては右地所拜借願出候者へ一坪に付年々至當之割を以て更に貸下け之等候間貸下方且上納米取立等之儀宜取計事

本文之通に付ては其地方々々之所並に管轄いたし伍組相立可申事

記中之圖面散逸傳はらされは其箇所辨しかたしと雖も若山圖記載の如く田邊町土佐殿町城代組番頭組御先手物頭組屋敷御手筒長屋砂丸同心長屋とあるは皆組々同心之組屋敷にて甚五兵衛町といふも組屋敷にてありしよし則ち幕府江戸諸同心組屋敷の躰をなせし如し近世に至ては强ち然らす同心地に諸士居住同心亦他に散在住居も尠からすといへり然れ共尙從前の通り組屋敷たる分は組織變更せさるを得す本記の令ありし所以なり

諸手代初輕輩總人數

伊賀以下諸手代坊主同心御中間等總人數天保十五年八月調査のものあり近世の調書は存せす天保度調書如左

諸手代雜共

地方手代	八十八人	傳法御藏手代	二十二人
傳法升取	三人	元方拂方御金同心	十七人

大納戸手代　三人
御腰物手代　四人
賄方手代　十八人
評定所書役　三人
砂糖方書役　五人
北山御材木手代　二人
江戸御勘定所下役人　六人
御厩方手代 小役人等　百二十七人
江戸御金手代　十四人
江戸御作事手代　十一人
掃除者　十五人
御勘定所下手代　五人
山口御殿番 同 女役　二人
山廻り　十五人
御水主　二百四十一人
勢州御水主　五十七人
御鷹籠者一位様方共　六十六人

御具足手代　三人
評定所坊主　一人
御勝手書役　四人
公事方書役　六人
御普請方手代　二十七人
二分口總元〆 浦廻り等 手代　二百四十二人
江戸御勘定所書役　一人
築地御藏手代　四人
見上同心　三人
若山御作事手代 下奉行　百五十二人
無役幷 御門番共　百七十人
小間使一位様方共　八十二人
長保寺番　二十四人
常燈番　二人
常番者 川口番等　六人
同御舟手手代　二人
御小人目付 御小人　三百九十五人

御藥礶　十二人
御路次者　十四人
御賄方（一位様方共）　三人
（一位様方）御廣敷陸尺勤　二人
合計二千二百三十三人

御中間

觸番格より假部屋頭迄　百九十一人
若山　七百四人
合計二千五十八人

諸同心

伊賀　八十六人
御側方同心　三十八人
御持（弓筒）同心　百五十人
御先手同心　四百十四人
御勘定同心　百十二人
根來同心　百十人
町同心　六十人

御犬牽　十二人
坊主（一位様方共）　二百四十七人
御錠口番　九十二人
御庭御用勤　二人
諸役所手前抱陸尺　二百五十八人
江戸　九百五人
御手（弓筒）同心　三十四人
五十人同心　六十六人
大普請同心　二十九人
御老中同心　二百六十人
大御番同心　百二十人
御城代同心　六十人
本町同心　三十人

御留守居番頭同心　五十四人
御留守居物頭同心　四十九人
御旗同心　二十人
松坂御城代同心　二十人
勢州御城番同心　三十人
御鷹方同心　二十二人
合千九百五十七人

總合計
六千二百四十八人

御天守御本丸同心　三十六人
寺社同心　二十人
焰硝方同心　十八人
勢州奉行支配同心　十一人
砂之丸同心　十八人
山家同心　九十人

昭和七年三月八日印刷
昭和七年三月二十日發行

南紀徳川史 自第七十卷 至第七十七卷

No. 396

第八回配本

編輯者　堀内信

和歌山市宇須町三百七十八番地
發行者　山崎順平

和歌山市新堀四丁目三番地
印刷者　福本芳太郎

和歌山市新堀四丁目三番地
印刷所　福本印刷所

和歌山市宇須町三百七十八番地
發行所　南紀徳川史刊行會
振替口座大阪四五八五二番